令和７年度　第二回　茨城地方最低賃金審議会　次第

令和７年８月４日（月）

１　開　　会

２　議　　題

（１）　関係団体の意見書及び意見陳述について

（２）　要請等について

（３）　中央最低賃金審議会の審議状況について

（４）　最低賃金と生活保護費の整合性について

（５）　令和７年度最低賃金に関する実態調査結果等について

（６）　茨城県最低賃金専門部会委員の任命について

（７）　その他

３　閉　　会

令和７年度　第二回　茨城地方最低賃金審議会　資料

令和７年８月４日（月）

№.１　第64・65期茨城地方最低賃金審議会委員名簿　…Ｐ149
№.２　茨城県の最低賃金額と生活保護費の比較について　…Ｐ150
№.３　令和７年賃金改定状況調査結果　…Ｐ155
№.４　地域別最低賃金額、未満率及び影響率（ランク別）の推移　…Ｐ167
№.５　都道府県別、時間当たり賃金に対する労働者数分布表（令和７年度/全国）
①　一般労働者・短時間労働者　…Ｐ170
②　一般労働者　…Ｐ183
③　短時間労働者　…Ｐ196
№.６　令和７年度最低賃金に関する基礎調査結果（茨城県）
概要　…Ｐ209
①　最低賃金引上げ額・率と影響率の関係表　…Ｐ210
②　一般労働者・パートタイム労働者　…Ｐ212
茨城の賃金分布・特性値・未満率
総括表
③　一般労働者　…Ｐ217
茨城の賃金分布・特性値・未満率
総括表
④　パートタイム労働者　…Ｐ222
総括表
茨城の賃金分布・特性値・未満率
№.７　県内の雇用情勢の概況（令和７年８月１日　茨城労働局）　…Ｐ228
№.８　令和７年度茨城地方最低賃金審議会茨城県最低賃金専門部会委員名簿…Ｐ243
№.９　各団体からの意見書
茨城県の最低賃金改正決定にあたっての意見書
（茨城県労働組合総連合　議長　鈴木　貴之）　…Ｐ244
茨城地方最低賃金改正決定に対する意見書
（いばらきコープ労働組合　中央執行委員長　小野瀬　範久）　…Ｐ246
茨城県の最低賃金改正決定にあたっての意見書
（茨城県自治体労働組合連合　執行委員長　濱野　真）　…Ｐ247

茨城県の最低賃金改正決定にあたっての意見書
（全労連・全国一般労働組合茨城地方本部　執行委員長　見代　昌巳）…Ｐ248
茨城県の最低賃金改正決定にあたっての意見書
（茨城県私立学校教職員組合連合　中央執行委員長　前田　安生）…Ｐ249
茨城県の最低賃金改正決定にあたっての意見書
（茨城県高等学校教職員組合　執行委員長　蓮田　斉）　…Ｐ250
最低賃金額の大幅引き上げを求める意見書
（茨城県医療労働組合連合会　執行委員長　大山　和子）　…Ｐ251
茨城県の最低賃金改正決定にあたっての意見書
（石岡地区農業協同組合労働組合　執行委員長　舟橋　淳）　…Ｐ252
2025 年度最低賃金の大幅引き上げを求める意見書
（全日本建設交運一般労働組合茨城県本部　執行委員長　鈴木　貴之）…Ｐ254
2025 年度茨城県最低賃金の改正決定にあたっての意見書
（全日本年金者組合茨城県本部　委員長　大橋　詔子）　…Ｐ255
2025 年茨城県最低賃金の改正決定にあたっての意見書
（いばらき一般労働組合　委員長　野口　正美）　…Ｐ256
№10　本県最低賃金の改正について　（茨城県知事　大井川　和彦）　…Ｐ257

資料№１

第64・65期茨城地方最低賃金審議会委員名簿

令和7年7月7日 現在　　茨城労働局

区分		氏名（ふりがな）	現職
公益代表	○	井出 晃哉（いで こうや）	井出法律事務所 弁護士
		菅野 雅子（すがの まさこ）	茨城キリスト教大学 経営学部経営学科准教授
	◎	清山 玲（せいやま れい）	茨城大学 人文社会科学部法律経済学科教授
		野村 貴広（のむら たかひろ）	水口・野村法律事務所 弁護士
		松本 理佳子（まつもと りかこ）	株式会社茨城新聞社 総務局長
労働者代表		梅原 清活（うめはら きよかつ）	基幹労連茨城県本部 事務局長
		黒澤 一仁（くろさわ かずひと）	UAゼンセンカスミユニオン 中央執行委員長
		小坂 祐之（こさか ゆうじ）	電機連合茨城地方協議会 事務局長
	☆	生井澤 律子（なまいざわ りつこ）	連合茨城 副事務局長
		宮下 有一（みやした ゆういち）	JAM北関東茨城県連絡会 事務局長
使用者代表		阿部 太洋（あべ たいよう）	日東電気株式会社 代表取締役社長
		遠藤 隆光（えんどう たかみつ）	茨城交通株式会社 常務取締役
	☆	澤畑 英史（さわはた ひでふみ）	一般社団法人茨城県経営者協会 事務局長
		柳瀬 香織（やなせ かおり）	海老根建設株式会社 代表取締役
		山崎 敏紀（やまざき としのり）	株式会社日立製作所日立事業所 エネルギー総務部長

注）各代表「氏名」欄表示は、五十音順となっており、敬称は略してあります。
◎は会長、○は会長代理、☆は議事録確認者を示します。

資料№２

最低賃金額と生活保護費の比較について
（茨城県／令和５年度）

令和7年7月29日

１　生活保護費

			前提（条件）	金額（円）	
生活扶助	第1類費・第2類費	基準額	18歳から19歳単身	69,736.48269	(69,736円)
（人口加重平均）	冬季加算		一人世帯	1,095.83333	(1,096円)
	期末一時扶助費			968.88297	(969円)
	小　計			71,801.19899	(71,801円)
住宅扶助			都道府県実績値	23,092.80000	(23,093円)
生活保護費	合　計			**94,893.99899**	**(94,894円)**

※人口加重平均の算出の際の人口は、最新データである令和2年国勢調査の数値を用いた。

※生活扶助については、令和2年10月より基準額の改定が行われており、18～19歳単身に適用される当該改定後の基準額を用いた。

※住宅扶助費については、最新数値である令和5年度の実績値を用いた。

２　最低賃金（令和５年改定額）

		条件	金額（円）
収入	月額	953円×173.8時間	165,631.4
手取額	月額	収入×0.807	**133,665**

※「173.8時間」は、週40時間を1か月当たりに換算した時間である。（365÷7×40h÷12）

※「0.807」は、岩手県の令和5年度地域別最低賃金額893円を基に、月173.8時間働いた場合の税・社会保険料を考慮した可処分所得の総所得に対する比率である。

３　最低賃金額と生活保護費の乖離額

（1）生活保護費計－手取額：月額　　0

△ 38,771（月額差額）

（2）乖離額（月額÷173.8時間÷0.807）　　（94,894－133,665）

△ 276　　（実数　−276.42）

※最低賃金と生活保護水準の乖離額は、「平成20年度地域別最低賃金額改正の目安について（答申）」の別紙1「平成20年度地域別最低賃金額改定の目安に関する公益委員見解」において用いられた考え方により算出したものである。

都道府県ごとの最低賃金と生活保護水準との乖離額変動の要因分析

	2023年度データに基づく乖離額（A）	2024年度地域別最低賃金引上げ額（B）	最新の乖離額（C）（＝A－B）	昨年度の目安小委で示した乖離額（D）	乖離の変動額（E）（＝C－D）	最低賃金の引上げによる影響額（e①）	可処分所得比率の変動（0.807→0.807）による影響額（e②）	生活扶助基準の見直し、国勢調査の更新による影響額（e③）	住宅扶助実績値の増減による影響額（e④）
北海道	△200	50	△250	△168	△82	△50	0	△6	2
青森	△196	55	△251	△162	△89	△55	0	△9	2
岩手	△207	59	△266	△180	△86	△59	0	△9	2
宮城	△196	50	△246	△165	△81	△50	0	△6	3
秋田	△210	54	△264	△175	△88	△54	0	△9	1
山形	△203	55	△258	△170	△88	△55	0	△9	4
福島	△219	55	△274	△189	△85	△55	0	△10	2
茨城	△276	52	△328	△243	△85	△52	0	△7	2
栃木	△249	50	△299	△218	△81	△50	0	△9	2
群馬	△239	50	△289	△211	△78	△50	0	△9	3
埼玉	△226	50	△276	△192	△84	△50	0	△6	1
千葉	△245	50	△295	△209	△86	△50	0	△6	0
東京	△236	50	△286	△195	△90	△50	0	0	1
神奈川	△265	50	△315	△226	△89	△50	0	△1	1
新潟	△224	54	△278	△191	△87	△54	0	△8	0
富山	△268	50	△318	△243	△75	△50	0	△9	6
石川	△232	51	△283	△200	△83	△51	0	△8	2
福井	△250	53	△303	△219	△84	△53	0	△10	2
山梨	△274	50	△324	△246	△78	△50	0	△9	3
長野	△263	50	△313	△231	△82	△50	0	△8	0
岐阜	△254	51	△305	△221	△83	△51	0	△7	1
静岡	△251	50	△301	△219	△82	△50	0	△8	0
愛知	△283	50	△333	△249	△84	△50	0	△5	2
三重	△288	50	△338	△259	△79	△50	0	△8	3
滋賀	△257	50	△307	△225	△82	△50	0	△9	△1
京都	△226	50	△276	△191	△86	△50	0	△3	1
大阪	△266	50	△316	△227	△89	△50	0	△1	1
兵庫	△228	51	△279	△191	△88	△51	0	△2	2
奈良	△232	50	△282	△201	△81	△50	0	△9	1
和歌山	△246	51	△297	△216	△81	△51	0	△9	1
鳥取	△221	57	△278	△189	△89	△57	0	△9	5
島根	△243	58	△301	△209	△92	△58	0	△9	3
岡山	△214	50	△264	△182	△82	△50	0	△6	3
広島	△230	50	△280	△193	△86	△50	0	△4	△1
山口	△271	51	△322	△238	△84	△51	0	△5	2
徳島	△257	84	△341	△226	△115	△84	0	△7	2
香川	△229	52	△281	△204	△77	△52	0	△8	7
愛媛	△204	59	△263	△168	△95	△59	0	△8	0
高知	△234	55	△289	△196	△92	△55	0	△6	0
福岡	△233	51	△284	△196	△88	△51	0	△3	1
佐賀	△245	56	△301	△206	△95	△56	0	△7	0
長崎	△226	55	△281	△188	△92	△55	0	△6	1
熊本	△231	54	△285	△194	△91	△54	0	△6	2
大分	△238	55	△293	△201	△92	△55	0	△7	2
宮崎	△236	55	△291	△201	△90	△55	0	△8	1
鹿児島	△238	56	△294	△204	△90	△56	0	△9	1
沖縄	△212	56	△268	△177	△91	△56	0	△9	0

※１　最低賃金と生活保護水準の乖離額は、「平成20年度地域別最低賃金額改定の目安について（答申）」の別紙１「平成20年度地域別最低賃金額改定の目安に関する公益委員見解」において用いられた考え方により算出。
※２　最低賃金と生活保護水準との乖離額を算出するには、月額を時間額に換算する際などに端数処理を行うため、必ずしもE＝ｅ①＋ｅ②＋ｅ③＋e④とならない。

最低賃金額と生活保護費の比較（令和7年度）

（単位：円）

都道府県	生活保護（生活扶助基準（１類費＋２類費＋期末一時扶助費）＋住宅扶助）（注２）	最低賃金（令和５年度）×173.8×0.807	最低賃金（令和６年度）×173.8×0.807
北海道	106,601	134,646	141,659
青森	98,428	125,950	133,665
岩手	96,196	125,249	133,524
宮城	101,914	129,457	136,470
秋田	96,402	125,810	133,384
山形	97,803	126,231	133,945
福島	95,454	126,231	133,945
茨城	94,894	133,665	140,958
栃木	98,921	133,805	140,818
群馬	97,641	131,140	138,153
埼玉	112,485	144,184	151,197
千葉	109,485	143,903	150,916
東京	123,045	156,106	163,118
神奈川	118,793	155,965	162,978
新潟	99,219	130,579	138,153
富山	95,378	132,963	139,976
石川	98,255	130,859	138,012
福井	95,496	130,579	138,012
山梨	93,084	131,561	138,574
長野	96,121	132,963	139,976
岐阜	97,673	133,244	140,397
静岡	102,818	138,012	145,025
愛知	104,379	144,044	151,056
三重	96,048	136,470	143,483
滋賀	99,522	135,628	142,641
京都	109,630	141,379	148,391
大阪	111,903	149,233	156,246
兵庫	108,421	140,397	147,550
奈良	98,803	131,280	138,293
和歌山	95,757	130,298	137,451
鳥取	95,198	126,231	134,226
島根	92,664	126,792	134,927
岡山	100,705	130,719	137,732
広島	103,821	136,049	143,062
山口	92,171	130,158	137,311
徳島	89,568	125,670	137,451
香川	96,691	128,756	136,049
愛媛	97,219	125,810	134,085
高知	93,010	125,810	133,524
福岡	99,364	131,981	139,135
佐賀	91,817	126,231	134,085
長崎	94,262	125,950	133,665
熊本	93,581	125,950	133,524
大分	92,697	126,091	133,805
宮崎	92,684	125,810	133,524
鹿児島	92,467	125,810	133,665
沖縄	95,928	125,670	133,524

（注1） 上記の額は四捨五入後の額である。

（注2） 生活保護のデータについて、生活扶助基準は都道府県内の人口による加重平均であり、住宅扶助は実績値である。

生活保護（生活扶助基準（1類費＋2類費＋期末一時扶助費）＋住宅扶助）と最低賃金

単位：円

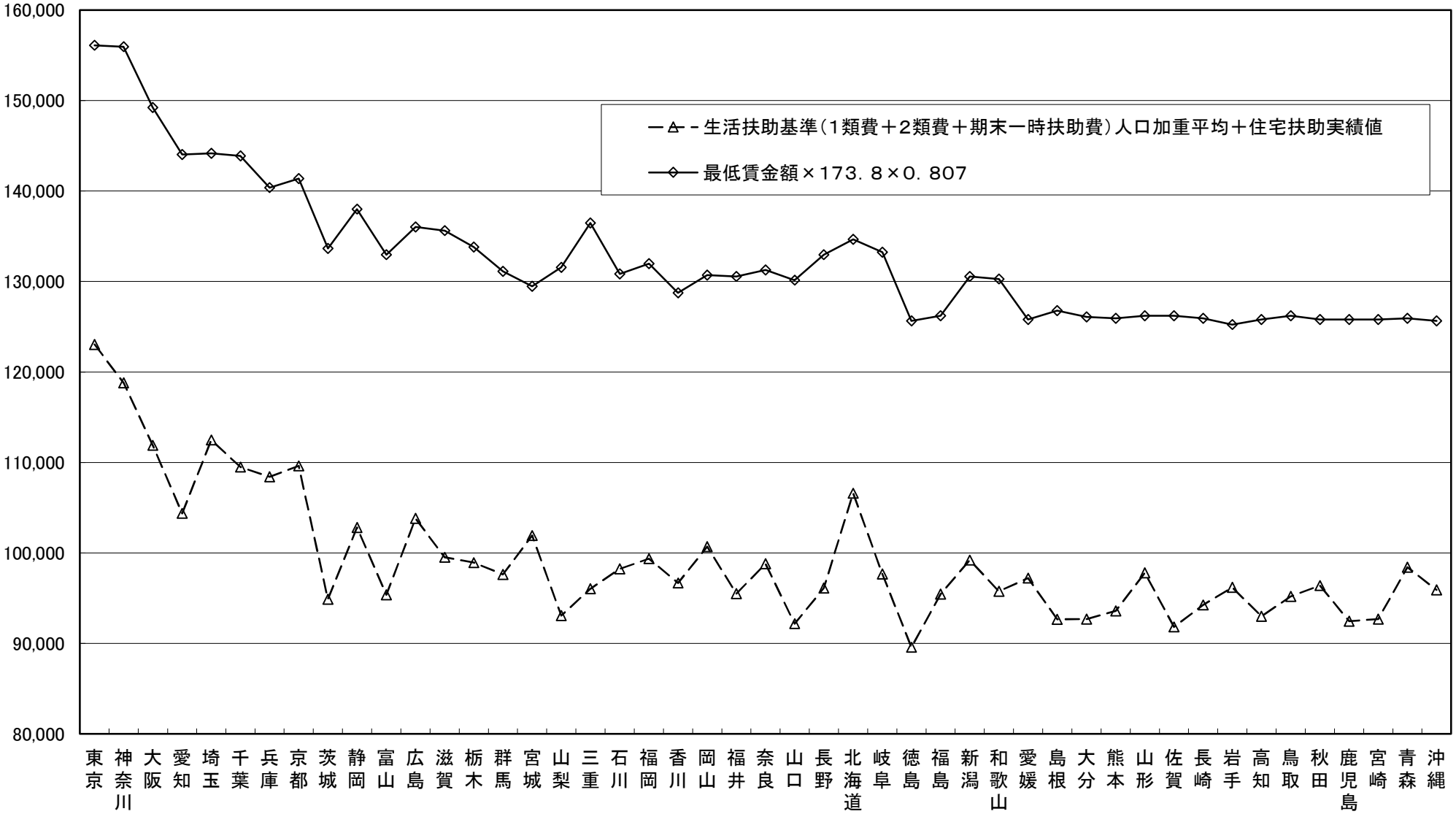

注1）生活扶助基準（1類費＋2類費＋期末一時扶助費）は18～19歳単身のものである。
注2）生活扶助基準は冬季加算を含めて算出。
注3）生活保護のデータ、最低賃金のデータともに2023年度のものである。
注4）0.807は時間額893円で月173.8時間働いた場合の2023年度の税・社会保険料を考慮した可処分所得の総所得に対する比率。

2024年度最低賃金
改定額反映版

生活保護（生活扶助基準（1類費＋2類費＋期末一時扶助費）＋住宅扶助）と最低賃金

単位：円

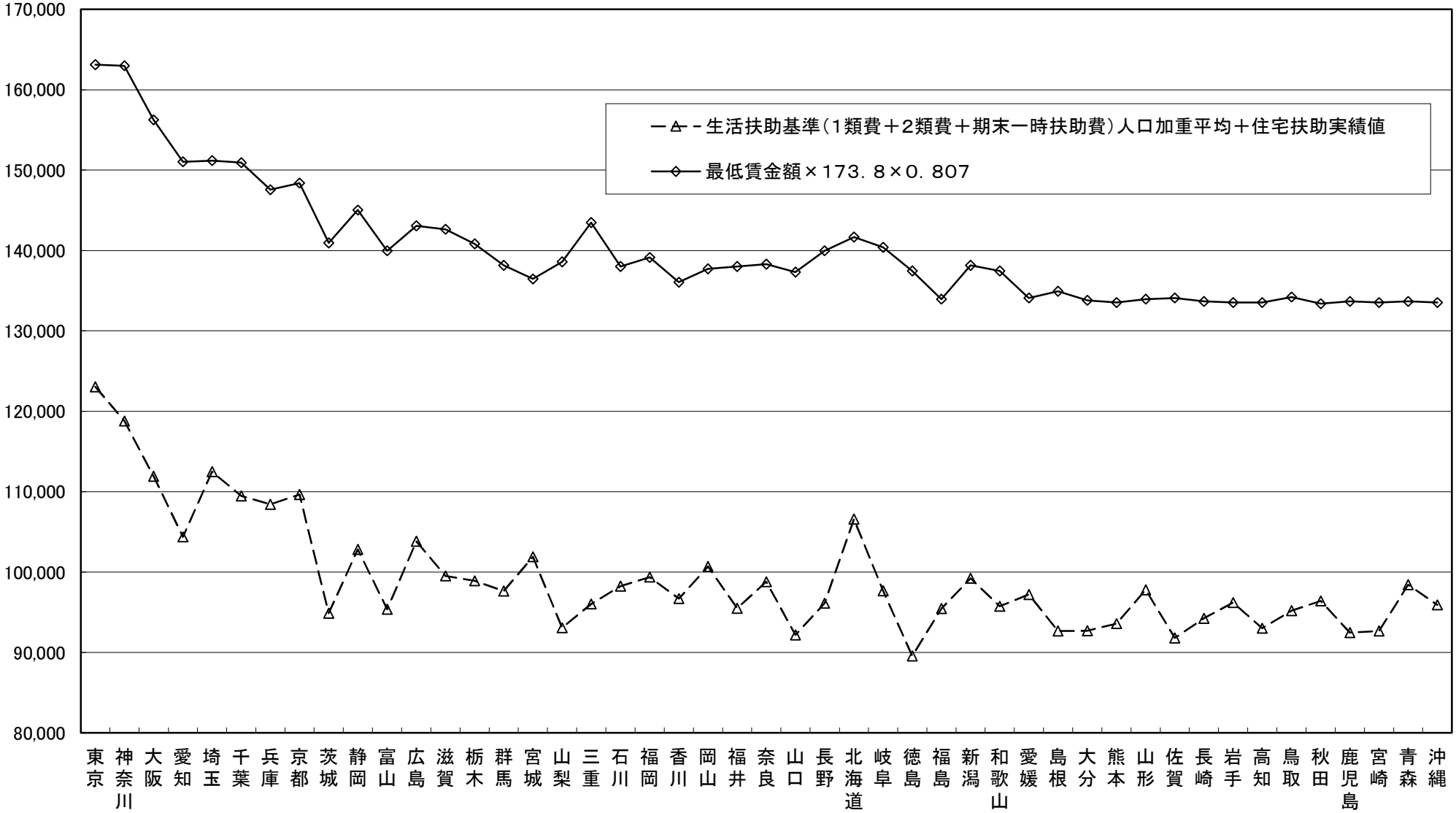

注1）生活扶助基準（1類費＋2類費＋期末一時扶助費）は18～19歳単身のものである。
注2）生活扶助基準は冬季加算を含めて算出。
注3）生活保護のデータは2023年度、最低賃金のデータは2024年度のものである。
注4）0.807は時間額893円で月173.8時間働いた場合の2023年度の税・社会保険料を考慮した可処分所得の総所得に対する比率。

資料№３

令和７年賃金改定状況調査結果

＜調査の概要＞

１．調査の地域　全国

２．調 査 産 業　日本標準産業分類（平成 25 年 10 月改定）に基づく次の産業
（ア）製造業
（イ）卸売業，小売業
（ウ）学術研究，専門・技術サービス業
（エ）宿泊業，飲食サービス業
（オ）生活関連サービス業，娯楽業
（カ）医療，福祉
（キ）サービス業（他に分類されないもの）

３．調査事業所
（１）数　16,486 事業所
（２）選定の方法
事業所母集団データベース（令和４年次フレーム）を母集団とし、常用労働者数が 30 人未満の企業に属する民営事業所から、都道府県別、産業別、事業所規模別（※）に層化無作為抽出により選定。ランク別、調査産業計において１人１時間あたり賃金上昇率の標準誤差が 0.20％となるよう標本サイズを決定。ランク内の都道府県別、産業別、事業所規模別の配分は母集団事業所数の構成比率で配分。
※　産業は上記２に掲げる７つの産業で、事業所規模は１～９人と 10～29 人で区分。

	調査事業所数	集計事業所数	回収率
A ランク	5,813	1,560	26.8%
B ランク	6,334	1,992	31.4%
C ランク	4,339	1,428	32.9%
合計	16,486	4,980	30.2%

４．集計労働者　31,297 人
（うち、令和６年６月と令和７年６月の両方に在籍していた労働者は 25,932 人（82.9%））

５．調 査 事 項〔基準となる期日又は期間〕
（１）事業所に関する事項
イ　主要な生産品の名称又は事業の内容〔令和７年６月１日現在〕
ロ　事業所の労働者数〔令和７年６月１日現在〕
ハ　事業所の月間所定労働日数、通常労働日の１日の所定労働時間数〔令和７年６月分〕
ニ　事業所の年間所定労働日数〔令和５年度分、令和６年度分〕
ホ　賃金改定の状況〔令和７年１月～６月〕
（２）労働者に関する事項
イ　性、就業形態、年齢、勤続年数〔令和７年６月１日現在〕
ロ　賃金形態〔令和６年６月分、令和７年６月分〕
ハ　基本給額、諸手当〔令和６年６月分、令和７年６月分（見込額）〕
ニ　月間所定労働日数、１日の所定労働時間数〔令和６年６月分、令和７年６月分〕

６．利用上の注意

（１）集計結果は、抽出による標本誤差を含んでいる。

（２）集計表中の空欄は、該当する数値がないことを示す。

（３）集計表中の産業の掲載順序は、日本標準産業分類（平成 25 年 10 月改定）における産業大分類のアルファベット順に基づいている。

（４）各都道府県に適用される目安のランクは以下の通り。

ランク	都道府県
A	埼玉、千葉、東京、神奈川、愛知、大阪
B	北海道、宮城、福島、茨城、栃木、群馬、新潟、富山、石川、福井、山梨、長野、岐阜、静岡、三重、滋賀、京都、兵庫、奈良、和歌山、島根、岡山、広島、山口、徳島、香川、愛媛、福岡
C	青森、岩手、秋田、山形、鳥取、高知、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄

第１表　賃金改定実施状況別事業所割合

（%）

ランク	産業計					製造業					卸売業，小売業					学術研究，専門・技術サービス業				
	計	１～６月に賃金引上げを実施した事業所	１～６月に賃金引下げを実施した事業所	１～６月に賃金改定を実施しない事業所		計	１～６月に賃金引上げを実施した事業所	１～６月に賃金引下げを実施した事業所	１～６月に賃金改定を実施しない事業所		計	１～６月に賃金引上げを実施した事業所	１～６月に賃金引下げを実施した事業所	１～６月に賃金改定を実施しない事業所		計	１～６月に賃金引上げを実施した事業所	１～６月に賃金引下げを実施した事業所	１～６月に賃金改定を実施しない事業所	
				７月以降も賃金改定を実施しない事業所	７月以降に賃金改定を実施する予定の事業所				７月以降も賃金改定を実施しない事業所	７月以降に賃金改定を実施する予定の事業所				７月以降も賃金改定を実施しない事業所	７月以降に賃金改定を実施する予定の事業所				７月以降も賃金改定を実施しない事業所	７月以降に賃金改定を実施する予定の事業所
A	100.0	50.3	0.5	24.9	24.3	100.0	54.8	0.7	28.1	16.3	100.0	47.8	0.2	26.9	25.1	100.0	54.8	0.9	18.1	26.2
B	100.0	48.8	0.9	28.4	21.9	100.0	56.3	1.3	25.0	17.4	100.0	44.7	0.5	28.4	26.4	100.0	53.0	2.5	25.6	18.8
C	100.0	47.5	0.8	25.8	25.8	100.0	40.6	0.0	30.0	29.4	100.0	43.2	0.1	27.7	29.0	100.0	55.2	1.5	19.0	24.3
計	100.0	49.2	0.8	26.7	23.4	100.0	54.2	0.9	26.7	18.1	100.0	45.6	0.4	27.8	26.3	100.0	54.1	1.6	21.2	23.1
R6年	100.0	42.8	0.7	40.1	16.4	100.0	44.7	1.2	37.1	16.9	100.0	41.1	0.8	41.6	16.5	100.0	50.6	0.3	32.7	16.4

ランク	宿泊業，飲食サービス業					生活関連サービス業，娯楽業					医療，福祉					サービス業（他に分類されないもの）				
	計	１～６月に賃金引上げを実施した事業所	１～６月に賃金引下げを実施した事業所	１～６月に賃金改定を実施しない事業所		計	１～６月に賃金引上げを実施した事業所	１～６月に賃金引下げを実施した事業所	１～６月に賃金改定を実施しない事業所		計	１～６月に賃金引上げを実施した事業所	１～６月に賃金引下げを実施した事業所	１～６月に賃金改定を実施しない事業所		計	１～６月に賃金引上げを実施した事業所	１～６月に賃金引下げを実施した事業所	１～６月に賃金改定を実施しない事業所	
				７月以降も賃金改定を実施しない事業所	７月以降に賃金改定を実施する予定の事業所				７月以降も賃金改定を実施しない事業所	７月以降に賃金改定を実施する予定の事業所				７月以降も賃金改定を実施しない事業所	７月以降に賃金改定を実施する予定の事業所				７月以降も賃金改定を実施しない事業所	７月以降に賃金改定を実施する予定の事業所
A	100.0	38.9	0.0	29.7	31.4	100.0	38.5	0.8	28.3	32.4	100.0	63.9	0.4	17.2	18.6	100.0	54.0	1.7	22.3	21.9
B	100.0	36.9	0.3	33.9	28.8	100.0	31.8	0.4	43.2	24.6	100.0	69.8	0.6	14.0	15.6	100.0	52.2	1.9	32.2	13.7
C	100.0	34.9	0.0	29.8	35.2	100.0	50.3	0.4	32.4	16.9	100.0	71.4	3.2	10.3	15.1	100.0	50.1	2.0	28.2	19.6
計	100.0	37.4	0.2	31.7	30.7	100.0	36.8	0.5	35.8	26.8	100.0	67.5	0.9	14.9	16.8	100.0	52.6	1.9	28.2	17.4
R6年	100.0	31.2	0.4	49.7	18.8	100.0	30.3	0.9	54.5	14.3	100.0	62.9	0.2	20.5	16.4	100.0	40.9	0.8	44.2	14.0

第２表　事業所の平均賃金改定率

（%）

ランク	賃金引上げ実施事業所								賃金引下げ実施事業所								賃金改定実施事業所及び凍結事業所の合計							
	産業計	製造業	卸売業，小売業	学術研究，専門・技術サービス業	宿泊業，飲食サービス業	生活関連サービス業，娯楽業	医療，福祉	サービス業（他に分類されないもの）	産業計	製造業	卸売業，小売業	学術研究，専門・技術サービス業	宿泊業，飲食サービス業	生活関連サービス業，娯楽業	医療，福祉	サービス業（他に分類されないもの）	産業計	製造業	卸売業，小売業	学術研究，専門・技術サービス業	宿泊業，飲食サービス業	生活関連サービス業，娯楽業	医療，福祉	サービス業（他に分類されないもの）
A	4.0	5.0	4.1	3.6	2.7	4.7	3.4	4.5	−12.2	−12.4	−8.5	−14.3		−25.0	−3.1	−10.0	1.9	2.7	1.9	1.8	1.1	1.5	2.2	2.2
B	5.2	4.9	5.5	4.7	6.2	5.4	4.1	6.2	−8.4	−4.3	−13.9	−16.4	−3.9	−0.0	−0.3	−6.9	2.5	2.7	2.4	2.1	2.3	1.7	2.8	3.1
C	4.8	4.9	4.4	3.2	4.8	10.0	3.8	4.9	−9.5		−53.3	−10.0		−14.2	−3.4	−13.1	2.2	2.0	1.8	1.6	1.7	5.0	2.6	2.2
計	4.7	5.0	4.8	4.0	4.7	5.9	3.8	5.4	−9.6	−6.7	−14.3	−15.2	−3.9	−15.9	−2.3	−8.8	2.2	2.6	2.1	1.9	1.7	2.1	2.5	2.7
R6年	4.6	4.3	5.0	4.5	4.7	5.3	3.9	4.5	−11.1	−10.2	−17.5	−12.3	−1.1	−6.6	−22.8	−0.8	1.9	1.8	1.9	2.3	1.5	1.5	2.4	1.8

（注）空欄は該当する数値がないことを示す。

第３表　事業所の賃金引上げ率の分布の特性値

ランク	産業計				製造業				卸売業，小売業				学術研究，専門・技術サービス業			
	第１・四分位数（Ｑ１）	中位数（Ｑ２）	第３・四分位数（Ｑ３）	分散係数	第１・四分位数（Ｑ１）	中位数（Ｑ２）	第３・四分位数（Ｑ３）	分散係数	第１・四分位数（Ｑ１）	中位数（Ｑ２）	第３・四分位数（Ｑ３）	分散係数	第１・四分位数（Ｑ１）	中位数（Ｑ２）	第３・四分位数（Ｑ３）	分散係数
A	1.5 %	2.5 %	5.0 %	0.70	2.0 %	3.0 %	4.8 %	0.47	1.5 %	3.0 %	5.0 %	0.58	2.0 %	2.7 %	5.0 %	0.56
B	1.6	3.1	5.4	0.61	1.8	3.4	5.1	0.49	1.6	3.1	5.0	0.55	1.8	3.5	4.9	0.44
C	1.4	3.3	6.0	0.70	2.4	4.5	6.0	0.40	1.5	3.1	6.3	0.77	1.4	2.8	3.9	0.45
計	1.5	3.0	5.0	0.58	2.0	3.2	5.1	0.48	1.5	3.1	5.1	0.58	2.0	2.9	4.9	0.50
R6年	1.6	3.2	5.2	0.56	1.6	3.0	5.0	0.57	1.7	3.4	5.3	0.53	2.0	3.5	5.2	0.46

ランク	宿泊業，飲食サービス業				生活関連サービス業，娯楽業				医療，福祉				サービス業（他に分類されないもの）			
	第１・四分位数（Ｑ１）	中位数（Ｑ２）	第３・四分位数（Ｑ３）	分散係数	第１・四分位数（Ｑ１）	中位数（Ｑ２）	第３・四分位数（Ｑ３）	分散係数	第１・四分位数（Ｑ１）	中位数（Ｑ２）	第３・四分位数（Ｑ３）	分散係数	第１・四分位数（Ｑ１）	中位数（Ｑ２）	第３・四分位数（Ｑ３）	分散係数
A	1.0 %	1.6 %	3.0 %	0.63	1.0 %	3.5 %	8.0 %	1.00	1.0 %	2.4 %	4.3 %	0.69	1.2 %	3.0 %	5.0 %	0.63
B	1.0	3.8	10.1	1.20	1.1	3.8	8.5	0.97	1.2	2.7	5.0	0.70	1.2	3.0	5.5	0.72
C	1.1	5.0	6.6	0.55	2.5	3.9	5.8	0.42	1.0	2.3	5.0	0.87	2.4	4.0	6.0	0.45
計	1.0	2.5	6.0	1.00	1.1	3.8	8.0	0.91	1.1	2.5	4.9	0.76	1.3	3.0	5.3	0.67
R6年	1.2	4.0	6.7	0.69	1.5	3.5	8.0	0.93	1.4	2.7	5.0	0.67	1.7	3.3	5.0	0.50

（注）１　特性値は、賃金引上げ実施事業所についてみたものである。

２　分散係数 $= \dfrac{\text{第３・四分位数（Ｑ３）} - \text{第１・四分位数（Ｑ１）}}{\text{中位数（Ｑ２）}} \times 1/2$

第４表①　一般労働者及びパートタイム労働者の賃金上昇率（男女別内訳）

（円、％）

性	ランク	産業計				製造業				卸売業，小売業				学術研究，専門・技術サービス業				宿泊業，飲食サービス業				生活関連サービス業，娯楽業				医療，福祉				サービス業（他に分類されないもの）			
		１時間当たり賃金額		賃金上昇率		１時間当たり賃金額		賃金上昇率		１時間当たり賃金額		賃金上昇率		１時間当たり賃金額		賃金上昇率		１時間当たり賃金額		賃金上昇率		１時間当たり賃金額		賃金上昇率		１時間当たり賃金額		賃金上昇率		１時間当たり賃金額		賃金上昇率	
		Ｒ６年６月	Ｒ７年６月		Ｒ６年	Ｒ６年６月	Ｒ７年６月		Ｒ６年	Ｒ６年６月	Ｒ７年６月		Ｒ６年	Ｒ６年６月	Ｒ７年６月		Ｒ６年	Ｒ６年６月	Ｒ７年６月		Ｒ６年	Ｒ６年６月	Ｒ７年６月		Ｒ６年	Ｒ６年６月	Ｒ７年６月		Ｒ６年	Ｒ６年６月	Ｒ７年６月		Ｒ６年
男女計	A	1,650	1,685	2.1	2.2	1,594	1,619	1.6	1.9	1,697	1,744	2.8	1.8	1,955	1,980	1.3	2.0	1,372	1,404	2.3	3.6	1,499	1,495	-0.3	2.2	1,665	1,704	2.3	2.5	1,784	1,834	2.8	1.6
	B	1,423	1,464	2.9	2.4	1,438	1,470	2.2	2.6	1,437	1,479	2.9	2.3	1,715	1,747	1.9	1.1	1,177	1,215	3.2	2.2	1,387	1,402	1.1	3.1	1,444	1,501	3.9	2.2	1,517	1,559	2.8	2.6
	C	1,300	1,339	3.0	2.7	1,252	1,287	2.8	3.4	1,332	1,368	2.7	2.2	1,612	1,629	1.1	3.1	1,093	1,141	4.4	2.1	1,206	1,232	2.2	3.5	1,331	1,375	3.3	3.3	1,387	1,432	3.2	2.4
	計	1,499	1,537	2.5	2.3	1,478	1,508	2.0	2.3	1,524	1,567	2.8	2.1	1,826	1,852	1.4	1.8	1,240	1,277	3.0	2.8	1,411	1,420	0.6	2.7	1,519	1,566	3.1	2.4	1,608	1,654	2.9	2.1
男	A	1,845	1,875	1.6	1.9	1,740	1,760	1.1	1.4	1,909	1,953	2.3	2.0	2,143	2,164	1.0	1.6	1,493	1,519	1.7	4.2	1,666	1,648	-1.1	0.1	1,929	1,923	-0.3	4.1	2,009	2,069	3.0	1.5
	B	1,635	1,664	1.8	1.7	1,628	1,654	1.6	2.3	1,651	1,690	2.4	1.8	2,007	2,015	0.4	0.9	1,345	1,381	2.7	0.1	1,615	1,606	-0.6	2.1	1,644	1,657	0.8	-1.0	1,662	1,690	1.7	2.1
	C	1,452	1,486	2.3	3.0	1,446	1,479	2.3	3.2	1,469	1,500	2.1	2.2	1,796	1,808	0.7	2.9	1,210	1,271	5.0	4.2	1,391	1,395	0.3	4.5	1,449	1,489	2.8	3.2	1,449	1,493	3.0	3.1
	計	1,699	1,729	1.8	1.9	1,658	1,682	1.4	2.0	1,726	1,766	2.3	2.0	2,053	2,067	0.7	1.5	1,389	1,425	2.6	2.5	1,610	1,599	-0.7	1.5	1,739	1,748	0.5	1.8	1,764	1,806	2.4	1.9
女	A	1,505	1,544	2.6	2.5	1,326	1,356	2.3	3.2	1,503	1,552	3.3	1.7	1,783	1,807	1.3	2.6	1,306	1,339	2.5	3.1	1,400	1,406	0.4	3.3	1,621	1,667	2.8	2.2	1,503	1,545	2.8	1.8
	B	1,275	1,323	3.8	2.9	1,194	1,235	3.4	3.2	1,236	1,281	3.6	2.8	1,482	1,532	3.4	1.5	1,105	1,144	3.5	3.1	1,254	1,285	2.5	4.0	1,416	1,478	4.4	2.6	1,293	1,352	4.6	3.5
	C	1,199	1,240	3.4	2.6	1,038	1,078	3.9	3.5	1,207	1,248	3.4	2.2	1,402	1,421	1.4	3.4	1,040	1,080	3.8	1.5	1,104	1,141	3.4	3.3	1,312	1,358	3.5	3.2	1,275	1,320	3.5	2.6
	計	1,356	1,399	3.2	2.7	1,219	1,256	3.0	3.2	1,336	1,382	3.4	2.3	1,625	1,659	2.1	2.2	1,170	1,207	3.2	2.9	1,295	1,317	1.7	3.6	1,484	1,538	3.6	2.6	1,383	1,433	3.6	2.7

第４表②　一般労働者及びパートタイム労働者の賃金上昇率（一般・パート別内訳）

（円、%）

就業形態	ランク	産業計				製造業				卸売業，小売業				学術研究，専門・技術サービス業				宿泊業，飲食サービス業				生活関連サービス業，娯楽業				医療，福祉				サービス業（他に分類されないもの）			
		１時間当たり賃金額		賃金上昇率		１時間当たり賃金額		賃金上昇率		１時間当たり賃金額		賃金上昇率		１時間当たり賃金額		賃金上昇率		１時間当たり賃金額		賃金上昇率		１時間当たり賃金額		賃金上昇率		１時間当たり賃金額		賃金上昇率		１時間当たり賃金額		賃金上昇率	
		R６年６月	R７年６月		R６年	R６年６月	R７年６月		R６年	R６年６月	R７年６月		R６年	R６年６月	R７年６月		R６年	R６年６月	R７年６月		R６年	R６年６月	R７年６月		R６年	R６年６月	R７年６月		R６年	R６年６月	R７年６月		R６年
一般パート計	A	1,650	1,685	2.1	2.2	1,594	1,619	1.6	1.9	1,697	1,744	2.8	1.8	1,955	1,980	1.3	2.0	1,372	1,404	2.3	3.6	1,499	1,495	-0.3	2.2	1,665	1,704	2.3	2.5	1,784	1,834	2.8	1.6
	B	1,423	1,464	2.9	2.4	1,438	1,470	2.2	2.6	1,437	1,479	2.9	2.3	1,715	1,747	1.9	1.1	1,177	1,215	3.2	2.2	1,387	1,402	1.1	3.1	1,444	1,501	3.9	2.2	1,517	1,559	2.8	2.6
	C	1,300	1,339	3.0	2.7	1,252	1,287	2.8	3.4	1,332	1,368	2.7	2.2	1,612	1,629	1.1	3.1	1,093	1,141	4.4	2.1	1,206	1,232	2.2	3.5	1,331	1,375	3.3	3.3	1,387	1,432	3.2	2.4
	計	1,499	1,537	2.5	2.3	1,478	1,508	2.0	2.3	1,524	1,567	2.8	2.1	1,826	1,852	1.4	1.8	1,240	1,277	3.0	2.8	1,411	1,420	0.6	2.7	1,519	1,566	3.1	2.4	1,608	1,654	2.9	2.1
一般	A	1,831	1,870	2.1	2.2	1,702	1,727	1.5	1.5	1,936	1,991	2.8	1.7	2,023	2,052	1.4	2.4	1,623	1,663	2.5	5.4	1,697	1,664	-1.9	2.2	1,782	1,827	2.5	2.9	1,890	1,958	3.6	1.8
	B	1,594	1,634	2.5	1.8	1,551	1,584	2.1	2.2	1,633	1,677	2.7	1.9	1,811	1,839	1.5	0.7	1,438	1,474	2.5	-1.3	1,546	1,551	0.3	1.1	1,529	1,590	4.0	1.9	1,663	1,704	2.5	2.5
	C	1,416	1,452	2.5	3.0	1,353	1,388	2.6	3.4	1,438	1,475	2.6	2.9	1,649	1,658	0.5	2.9	1,285	1,350	5.1	1.8	1,336	1,355	1.4	2.0	1,398	1,434	2.6	3.5	1,442	1,489	3.3	3.0
	計	1,667	1,706	2.3	2.1	1,590	1,621	1.9	2.1	1,723	1,771	2.8	1.9	1,901	1,928	1.4	1.8	1,498	1,541	2.9	2.1	1,582	1,574	-0.5	1.6	1,601	1,652	3.2	2.5	1,732	1,783	2.9	2.3
パート	A	1,354	1,383	2.1	2.2	1,247	1,269	1.8	3.8	1,290	1,325	2.7	1.9	1,640	1,644	0.2	0.2	1,238	1,265	2.2	2.6	1,199	1,238	3.3	2.0	1,545	1,579	2.2	2.0	1,414	1,401	-0.9	1.0
	B	1,182	1,223	3.5	3.5	1,141	1,173	2.8	4.3	1,145	1,185	3.5	3.5	1,333	1,378	3.4	3.4	1,075	1,114	3.6	3.6	1,124	1,155	2.8	5.4	1,337	1,388	3.8	2.7	1,288	1,331	3.3	2.7
	C	1,081	1,125	4.1	2.2	972	1,011	4.0	3.4	1,098	1,133	3.2	0.7	1,387	1,448	4.4	5.1	1,012	1,053	4.1	2.4	1,004	1,042	3.8	5.9	1,193	1,253	5.0	2.7	1,145	1,180	3.1	-0.8
	計	1,237	1,273	2.9	2.8	1,160	1,189	2.5	3.8	1,195	1,232	3.1	2.5	1,488	1,512	1.6	1.6	1,125	1,160	3.1	3.2	1,141	1,175	3.0	4.1	1,416	1,460	3.1	2.4	1,315	1,342	2.1	1.5

第４表③　一般労働者及びパートタイム労働者の賃金上昇率（令和６年６月と令和７年６月の両方に在籍していた労働者のみを対象とした集計）

（円、％）

性	産業計				製造業				卸売業，小売業				学術研究，専門・技術サービス業				宿泊業，飲食サービス業				生活関連サービス業，娯楽業				医療，福祉				サービス業（他に分類されないもの）			
就業形態	１時間当たり賃金額		賃金上昇率		１時間当たり賃金額		賃金上昇率		１時間当たり賃金額		賃金上昇率		１時間当たり賃金額		賃金上昇率		１時間当たり賃金額		賃金上昇率		１時間当たり賃金額		賃金上昇率		１時間当たり賃金額		賃金上昇率		１時間当たり賃金額		賃金上昇率	
ランク	Ｒ６年６月	Ｒ７年６月		Ｒ６年	Ｒ６年６月	Ｒ７年６月		Ｒ６年	Ｒ６年６月	Ｒ７年６月		Ｒ６年	Ｒ６年６月	Ｒ７年６月		Ｒ６年	Ｒ６年６月	Ｒ７年６月		Ｒ６年	Ｒ６年６月	Ｒ７年６月		Ｒ６年	Ｒ６年６月	Ｒ７年６月		Ｒ６年	Ｒ６年６月	Ｒ７年６月		Ｒ６年
計 A	1,666	1,714	2.9	2.7	1,594	1,632	2.4	2.7	1,723	1,772	2.8	2.5	1,974	2,017	2.2	2.7	1,395	1,435	2.9	3.4	1,511	1,567	3.7	2.7	1,677	1,731	3.2	2.9	1,792	1,860	3.8	2.3
計 B	1,432	1,480	3.4	2.9	1,441	1,483	2.9	2.9	1,447	1,496	3.4	3.0	1,732	1,791	3.4	1.7	1,185	1,231	3.9	3.0	1,395	1,428	2.4	3.4	1,454	1,517	4.3	2.8	1,522	1,568	3.0	2.8
計 C	1,304	1,351	3.6	3.1	1,262	1,303	3.2	3.6	1,333	1,383	3.8	2.7	1,613	1,652	2.4	3.2	1,102	1,150	4.4	1.9	1,195	1,241	3.8	4.5	1,334	1,381	3.5	3.9	1,393	1,448	3.9	2.7
計 計	1,509	1,558	3.2	2.8	1,481	1,521	2.7	2.9	1,539	1,588	3.2	2.8	1,842	1,891	2.7	2.4	1,254	1,298	3.5	3.0	1,418	1,463	3.2	3.2	1,528	1,586	3.8	3.0	1,614	1,670	3.5	2.5
男 A	1,864	1,914	2.7	2.5	1,741	1,778	2.1	2.5	1,941	1,993	2.7	2.5	2,153	2,201	2.2	2.1	1,526	1,579	3.5	3.7	1,693	1,743	3.0	1.5	1,950	1,985	1.8	2.9	2,023	2,098	3.7	2.2
男 B	1,647	1,693	2.8	2.5	1,636	1,674	2.3	2.8	1,665	1,721	3.4	3.0	2,018	2,071	2.6	1.4	1,379	1,422	3.1	1.2	1,612	1,643	1.9	2.6	1,644	1,689	2.7	1.1	1,664	1,705	2.5	2.5
男 C	1,458	1,507	3.4	3.1	1,459	1,498	2.7	3.6	1,466	1,518	3.5	2.9	1,803	1,839	2.0	2.5	1,244	1,292	3.9	4.0	1,378	1,432	3.9	4.7	1,445	1,499	3.7	2.8	1,456	1,512	3.8	2.7
男 計	1,713	1,761	2.8	2.6	1,664	1,702	2.3	2.7	1,745	1,798	3.0	2.7	2,063	2,112	2.4	1.9	1,424	1,472	3.4	2.7	1,619	1,661	2.6	2.4	1,746	1,789	2.5	2.2	1,771	1,827	3.2	2.4
女 A	1,518	1,566	3.2	2.9	1,321	1,359	2.9	3.4	1,524	1,570	3.0	2.6	1,806	1,843	2.0	3.2	1,323	1,356	2.5	3.1	1,402	1,462	4.3	3.3	1,633	1,690	3.5	2.9	1,506	1,565	3.9	2.4
女 B	1,281	1,332	4.0	3.2	1,193	1,239	3.9	3.3	1,242	1,284	3.4	3.1	1,499	1,562	4.2	2.1	1,104	1,151	4.3	3.8	1,268	1,303	2.8	3.9	1,426	1,492	4.6	3.1	1,300	1,355	4.2	3.4
女 C	1,201	1,247	3.8	3.1	1,044	1,085	3.9	3.7	1,211	1,259	4.0	2.4	1,397	1,441	3.1	4.1	1,039	1,088	4.7	1.2	1,099	1,140	3.7	4.5	1,317	1,362	3.4	4.1	1,278	1,331	4.1	2.5
女 計	1,364	1,413	3.6	3.1	1,217	1,260	3.5	3.4	1,348	1,392	3.3	2.7	1,642	1,690	2.9	2.9	1,174	1,217	3.7	3.2	1,301	1,347	3.5	3.7	1,495	1,554	3.9	3.1	1,388	1,444	4.0	2.9
一般 A	1,839	1,895	3.0	2.7	1,702	1,741	2.3	2.5	1,947	2,004	2.9	2.4	2,029	2,084	2.7	2.6	1,648	1,702	3.3	3.8	1,691	1,750	3.5	2.8	1,796	1,853	3.2	3.1	1,894	1,970	4.0	2.6
一般 B	1,599	1,651	3.3	2.6	1,558	1,599	2.6	2.7	1,637	1,692	3.4	3.0	1,824	1,884	3.3	1.5	1,439	1,490	3.5	1.4	1,544	1,576	2.1	2.0	1,538	1,608	4.6	2.5	1,664	1,715	3.1	2.7
一般 C	1,419	1,466	3.3	3.4	1,365	1,406	3.0	3.7	1,436	1,488	3.6	3.2	1,648	1,686	2.3	3.1	1,303	1,363	4.6	2.6	1,316	1,366	3.8	3.6	1,404	1,444	2.8	4.2	1,445	1,503	4.0	3.0
一般 計	1,673	1,726	3.2	2.8	1,595	1,635	2.5	2.7	1,731	1,786	3.2	2.8	1,910	1,965	2.9	2.3	1,511	1,565	3.6	2.7	1,577	1,622	2.9	2.5	1,612	1,672	3.7	3.0	1,735	1,798	3.6	2.7
パート A	1,364	1,401	2.7	2.7	1,245	1,276	2.5	3.4	1,308	1,341	2.5	2.8	1,688	1,665	-1.4	2.4	1,249	1,282	2.6	3.1	1,204	1,257	4.4	2.5	1,549	1,600	3.3	2.6	1,417	1,456	2.8	1.1
パート B	1,186	1,229	3.6	3.7	1,136	1,179	3.8	4.7	1,152	1,190	3.3	3.3	1,336	1,389	4.0	3.0	1,076	1,120	4.1	3.7	1,127	1,163	3.2	5.0	1,346	1,400	4.0	3.4	1,290	1,327	2.9	3.1
パート C	1,080	1,127	4.4	2.4	970	1,009	4.0	3.7	1,101	1,146	4.1	1.4	1,404	1,456	3.7	3.3	1,010	1,053	4.3	1.6	1,000	1,039	3.9	6.1	1,185	1,246	5.1	3.0	1,150	1,194	3.8	1.3
パート 計	1,242	1,284	3.4	3.1	1,157	1,195	3.3	4.0	1,204	1,241	3.1	2.8	1,510	1,526	1.1	2.6	1,130	1,170	3.5	3.2	1,143	1,186	3.8	4.1	1,421	1,475	3.8	3.0	1,317	1,355	2.9	2.0

（資料注）第４表①、②の集計労働者31,297人のうち、本表の集計対象となる令和６年６月と令和７年６月の両方に在籍していた労働者は25,932人（82.9%）。

参考１　賃金引上げの実施時期別事業所数割合

（%）

ランク	１～６月に賃金引上げを実施した事業所	賃金引上げの実施時期は、昨年と比較して			
		変わらない	早　い	遅　い	その他
A	100.0	86.0	3.1	0.7	10.2
B	100.0	79.5	10.3	1.3	8.8
C	100.0	79.2	10.7	1.0	9.1
計	100.0	82.1	7.4	1.1	9.4
R6年	100.0	77.2	9.7	2.2	11.0

（注）「その他」には、前年には賃金引上げを実施しなかった事業所や、
会社の設立が前年のため賃金引上げを行うのは今年が初めてである事業所が該当する。

参考２　事由別賃金改定未実施事業所割合

（%）

ランク	産業計						製造業						卸売業，小売業						学術研究，専門・技術サービス業					
	計	事由１	事由２	事由３	事由４	事由５	計	事由１	事由２	事由３	事由４	事由５	計	事由１	事由２	事由３	事由４	事由５	計	事由１	事由２	事由３	事由４	事由５
A	100.0	33.8	5.5	14.5	36.0	10.1	100.0	25.5	4.8	18.9	44.4	6.4	100.0	33.7	3.9	15.1	36.5	10.7	100.0	36.5	9.7	11.0	29.9	12.9
B	100.0	32.7	3.1	21.0	35.5	7.8	100.0	29.1	3.2	25.8	33.1	8.8	100.0	40.8	2.5	16.1	35.8	4.9	100.0	31.8	0.6	11.7	46.0	10.0
C	100.0	35.9	5.4	17.2	32.9	8.7	100.0	41.4	3.7	8.9	41.7	4.4	100.0	36.9	3.4	20.8	28.1	10.8	100.0	36.6	9.4	12.1	31.7	10.2
計	100.0	33.5	4.3	18.0	35.3	8.8	100.0	29.1	3.9	20.9	38.8	7.3	100.0	37.7	3.1	16.4	34.9	7.8	100.0	34.7	6.1	11.4	36.4	11.5
R6年	100.0	18.9	2.9	17.2	53.7	7.3	100.0	23.7	2.2	15.3	53.4	5.4	100.0	20.1	2.7	17.8	53.8	5.5	100.0	19.5	5.1	11.8	54.8	8.8

ランク	宿泊業，飲食サービス業						生活関連サービス業，娯楽業						医療，福祉						サービス業（他に分類されないもの）					
	計	事由１	事由２	事由３	事由４	事由５	計	事由１	事由２	事由３	事由４	事由５	計	事由１	事由２	事由３	事由４	事由５	計	事由１	事由２	事由３	事由４	事由５
A	100.0	38.8	3.1	16.8	31.8	9.5	100.0	33.8	1.6	11.1	35.5	18.0	100.0	31.2	15.2	17.5	30.6	5.6	100.0	37.0	5.5	5.6	44.9	7.0
B	100.0	31.6	1.9	27.9	26.1	12.4	100.0	21.4	6.1	26.3	37.4	8.7	100.0	38.2	8.5	23.5	23.9	5.8	100.0	21.9	1.5	15.7	54.5	6.4
C	100.0	33.7	7.1	18.3	27.6	13.3	100.0	33.4	0.0	20.5	45.3	0.9	100.0	40.5	15.9	18.9	21.6	3.1	100.0	28.7	6.3	10.6	48.4	6.0
計	100.0	34.6	3.1	22.3	28.5	11.5	100.0	27.5	3.7	19.7	37.4	11.6	100.0	35.1	12.4	20.2	26.8	5.4	100.0	28.1	3.5	11.5	50.3	6.5
R6年	100.0	16.1	2.7	24.0	48.7	8.7	100.0	11.4	1.0	14.7	64.5	8.4	100.0	28.1	4.5	15.5	40.1	11.8	100.0	13.5	4.1	13.9	62.0	6.4

（注）事由１　昨年同様、７月以降実施の予定
事由２　昨年は１～６月に実施したが、今年は７月以降実施の予定
事由３　昨年は実施したが、今年は凍結の予定
事由４　昨年は実施していないし、今年も実施しない予定
事由５　昨年は実施しなかったが、今年は７月以降実施の予定

付表　労働者構成比率及び年間所定労働日数

1　パートタイム労働者比率

（%）

令和６年	令和７年
39.2	39.6

2　男女別労働者数比率

（%）

	令和６年	令和７年
男性	41.6	41.6
女性	58.4	58.4

3　年間所定労働日数（事業所平均）

（日）

令和５年度	令和６年度
246.6	246.1

賃金改定状況調査結果第４表　ランク別賃金上昇率の推移

第４表①②

※第４表①は一般労働者及びパートタイム労働者の賃金上昇率（男女別内訳）
※第４表②は一般労働者及びパートタイム労働者の賃金上昇率（一般・パート別内訳）

第４表③

※第４表③は一般労働者及びパートタイム労働者の賃金上昇率（前年６月と当年６月の両方に在籍していた労働者のみを対象とした集計）

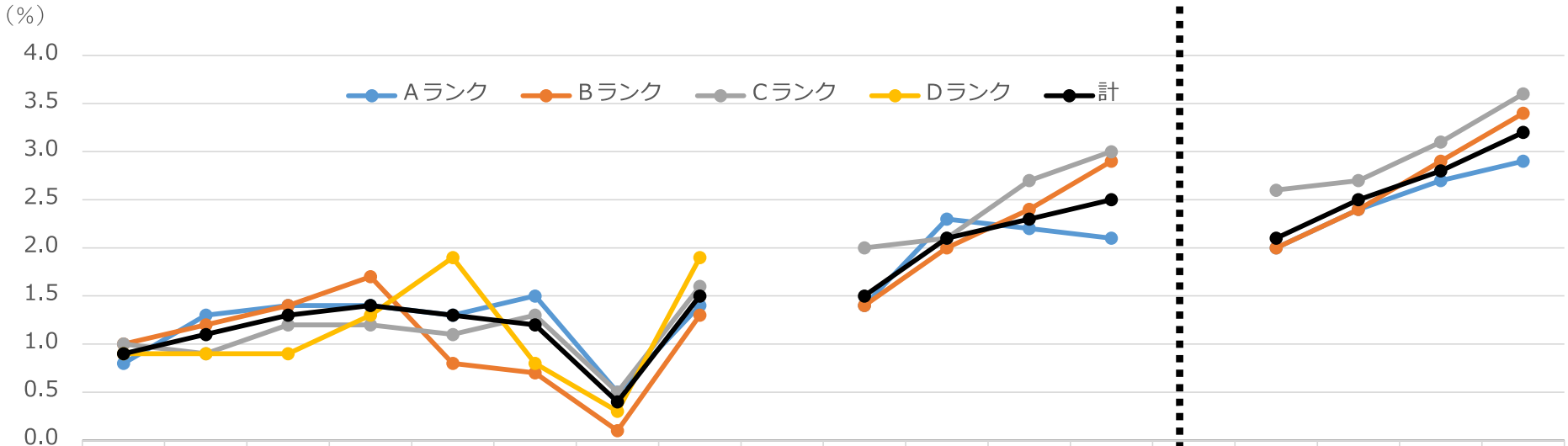

	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022		2022組替集計	2023	2024	2025		2022組替集計	2023	2024	2025
Aランク	0.8	1.3	1.4	1.4	1.3	1.5	0.5	1.4		1.4	2.3	2.2	2.1		2.0	2.4	2.7	2.9
Bランク	1.0	1.2	1.4	1.7	0.8	0.7	0.1	1.3		1.4	2.0	2.4	2.9		2.0	2.4	2.9	3.4
Cランク	1.0	0.9	1.2	1.2	1.1	1.3	0.5	1.6		2.0	2.1	2.7	3.0		2.6	2.7	3.1	3.6
Dランク	0.9	0.9	0.9	1.3	1.9	0.8	0.3	1.9										
計	0.9	1.1	1.3	1.4	1.3	1.2	0.4	1.5		1.5	2.1	2.3	2.5		2.1	2.5	2.8	3.2

（資料出所）厚生労働省「賃金改定状況調査」
（注）１．各ランクは、各年における適用ランクである。
２．「2022組替集計」のB及びCランクは、2022年調査の調査票情報を用いて2023年のランクに合わせて組み替え集計した結果である。

資料№４

地域別最低賃金額、未満率及び影響率

１．地域別最低賃金額、未満率及び影響率（ランク別）の推移（2015～2024年度）

年度		2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
地域別最低賃金額（対前年度差）		798 (18)	823 (25)	848 (25)	874 (26)	901 (27)	902 (1)	930 (28)	961 (31)	1,004 (43)	1,055 (51)
Ａランク	未満率（%）	2.1	4.2	2.3	2.4	1.7	2.4	1.9	2.2	2.1	2.0
	影響率（%）	12.8	14.5	14.5	15.3	20.5	4.5	17.4	20.4	23.4	22.0
Ｂランク	未満率（%）	1.4	1.6	1.3	1.5	1.7	1.5	1.7	1.6	1.6	1.7
	影響率（%）	6.0	8.6	9.8	12.3	14.2	3.4	14.9	18.9	20.5	23.5
Ｃランク	未満率（%）	2.2	2.0	1.3	1.7	1.5	1.8	1.7	1.5	2.1	1.5
	影響率（%）	6.9	8.6	9.6	12.7	13.9	4.5	15.4	17.1	20.1	25.6
Ｄランク	未満率（%）	1.9	1.5	1.4	1.4	1.2	1.8	1.5	1.7	－	－
	影響率（%）	7.4	10.1	10.3	13.3	11.6	6.9	15.9	19.4	－	－
計	未満率（%）	1.9	2.7	1.7	1.9	1.6	2.0	1.7	1.8	1.9	1.8
	影響率（%）	9.0	11.1	11.9	13.8	16.3	4.7	16.2	19.2	21.6	23.2

資料出所：厚生労働省「最低賃金に関する基礎調査」（平成27～令和６年）

（注）１　地域別最低賃金額（以下単に「最低賃金額」という。）は、全国加重平均である。
２　「未満率」とは、最低賃金額を改正する前に、最低賃金額を下回っている労働者割合である。
３　「影響率」とは、最低賃金額を改正した後に、改正後の最低賃金額を下回ることとなる労働者割合である。
４　各ランクは、各年における適用ランクであり、2023年度より３ランクとなっている。
５　各ランクの未満率、影響率については、加重平均である。

２．地域別最低賃金の未満率と影響率

（1）都道府県別未満率と影響率（2024年）

未満率（全国加重平均） 1.8%
影響率（全国加重平均） 23.2%

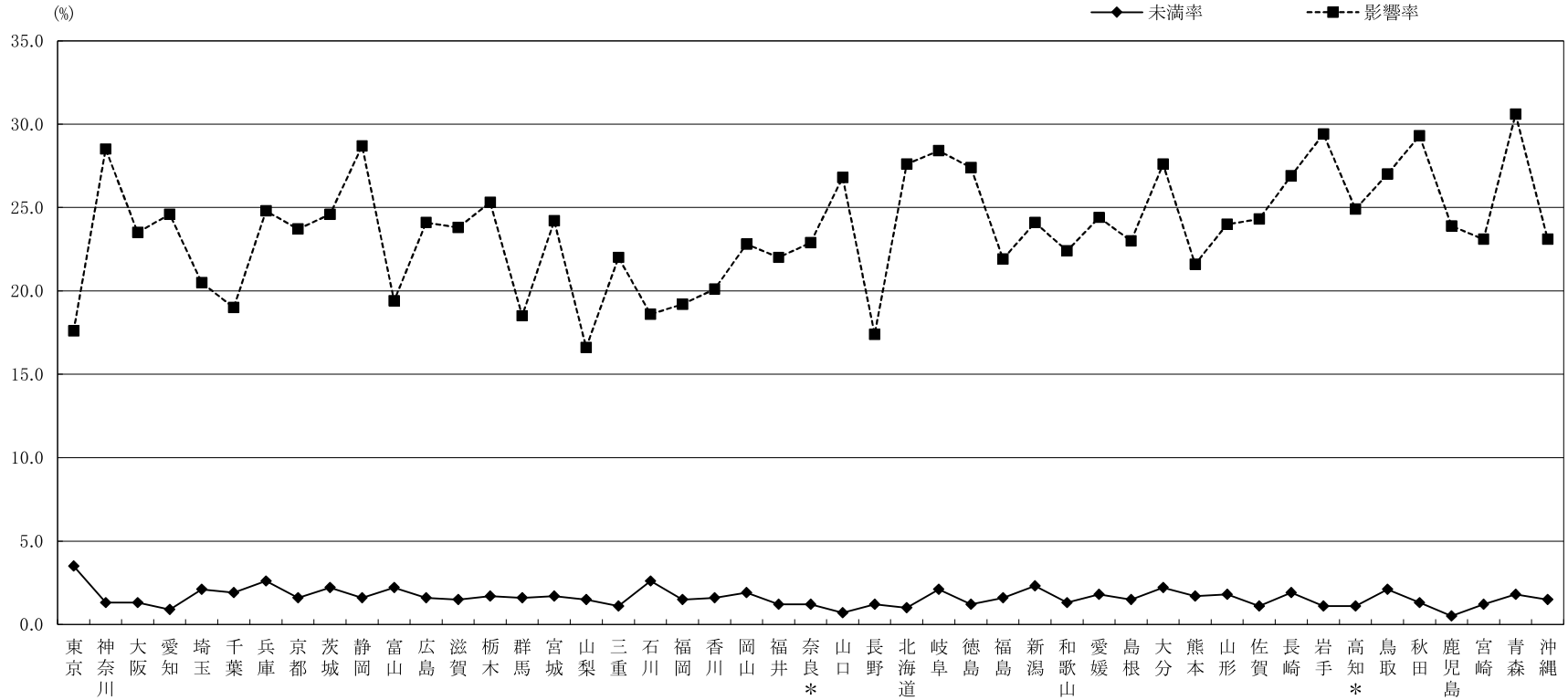

(%)

	東京	神奈川	大阪	愛知	埼玉	千葉	兵庫	京都	茨城	静岡	富山	広島	滋賀	栃木	群馬	宮城	山梨	三重	石川	福岡	香川	岡山	福井	奈良	山口	長野	北海道	岐阜	徳島	福島	新潟	和歌山	愛媛	島根	大分	熊本	山形	佐賀	長崎	岩手	高知	鳥取	秋田	鹿児島	宮崎	青森	沖縄	全国平均
未満率	3.5	1.3	1.3	0.9	2.1	1.9	2.6	1.6	2.2	1.6	2.2	1.6	1.5	1.7	1.6	1.7	1.5	1.1	2.6	1.5	1.6	1.9	1.2	1.2	0.7	1.2	1.0	2.1	1.2	1.6	2.3	1.3	1.8	1.5	2.2	1.7	1.8	1.1	1.9	1.1	1.1	2.1	1.3	0.5	1.2	1.8	1.5	1.8
影響率	17.6	28.5	23.5	24.6	20.5	19.0	24.8	23.7	24.6	28.7	19.4	24.1	23.8	25.3	18.5	24.2	16.6	22.0	18.6	19.2	20.1	22.8	22.0	22.9	26.8	17.4	27.6	28.4	27.4	21.9	24.1	22.4	24.4	23.0	27.6	21.6	24.0	24.3	26.9	29.4	24.9	27.0	29.3	23.9	23.1	30.6	23.1	23.2

資料出所　厚生労働省「令和６年最低賃金に関する基礎調査」
（注１）事業所規模30人未満（製造業等は100人未満）を調査対象としている。
（注２）上記の影響率、未満率は、2024年度の各地方最低賃金審議会の審議で使用された調査結果から算出した数値である。
表のうち「＊」のある県の数値は事業所数による復元を、「＊」のない県は労働者数による復元を行って集計したもの。

（2） 賃金構造基本統計調査特別集計による未満率と影響率（2024年）

未満率（全国加重平均） 2.2%
影響率（全国加重平均） 8.8%

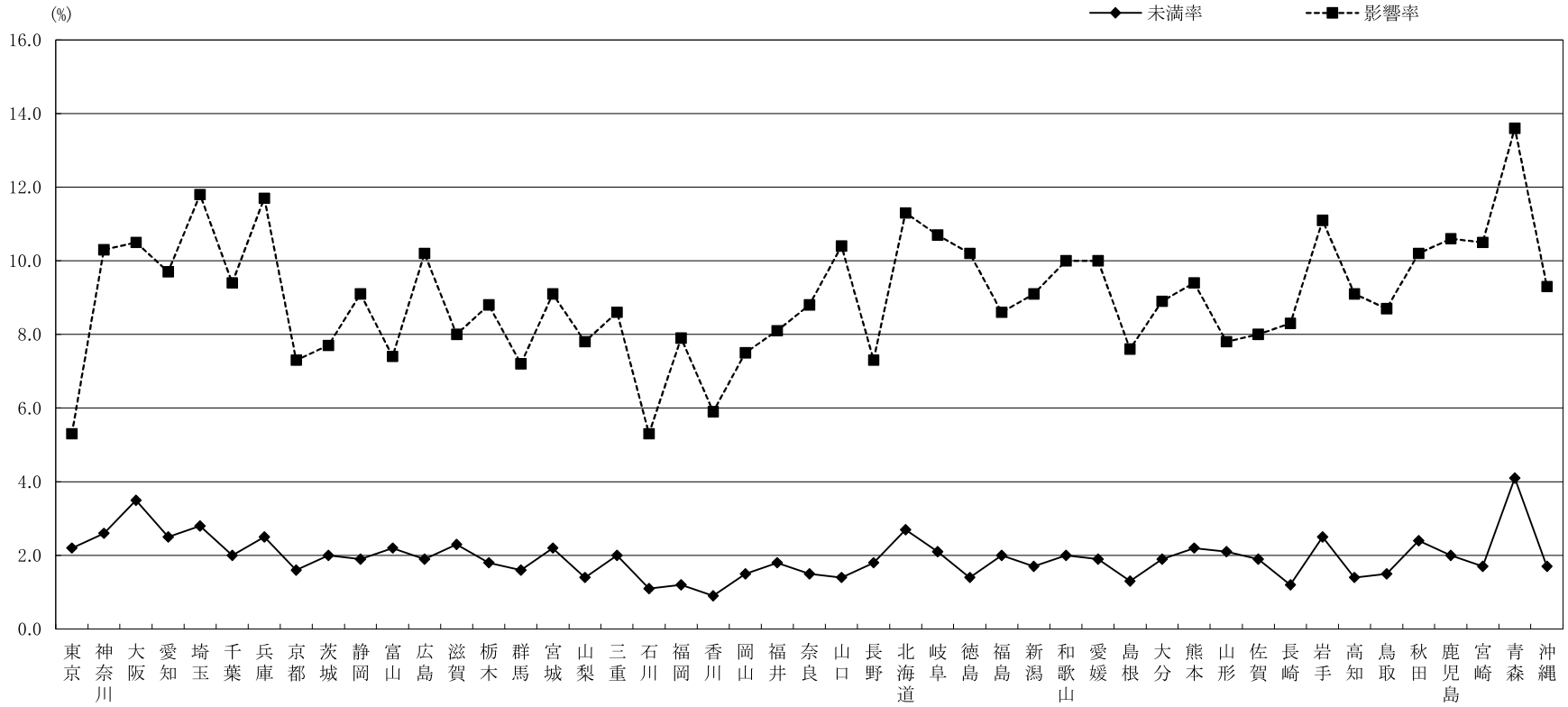

(%)

	東京	神奈川	大阪	愛知	埼玉	千葉	兵庫	京都	茨城	静岡	富山	広島	滋賀	栃木	群馬	宮城	山梨	三重	石川	福岡	香川	岡山	福井	奈良	山口	長野	北海道	岐阜	徳島	福島	新潟	和歌山	愛媛	島根	大分	熊本	山形	佐賀	長崎	岩手	高知	鳥取	秋田	鹿児島	宮崎	青森	沖縄	全国平均
未満率	2.2	2.6	3.5	2.5	2.8	2.0	2.5	1.6	2.0	1.9	2.2	1.9	2.3	1.8	1.6	2.2	1.4	2.0	1.1	1.2	0.9	1.5	1.8	1.5	1.4	1.8	2.7	2.1	1.4	2.0	1.7	2.0	1.9	1.3	1.9	2.2	2.1	1.9	1.2	2.5	1.4	1.5	2.4	2.0	1.7	4.1	1.7	2.2
影響率	5.3	10.3	10.5	9.7	11.8	9.4	11.7	7.3	7.7	9.1	7.4	10.2	8.0	8.8	7.2	9.1	7.8	8.6	5.3	7.9	5.9	7.5	8.1	8.8	10.4	7.3	11.3	10.7	10.2	8.6	9.1	10.0	10.0	7.6	8.9	9.4	7.8	8.0	8.3	11.1	9.1	8.7	10.2	10.6	10.5	13.6	9.3	8.8

資料出所　厚生労働省「令和６年賃金構造基本統計調査特別集計」
（注）１　事業所規模５人以上の民営事業所（５～９人の事業所については企業規模が５～９人の事業所に限る。）を対象としている。
　　２　未満率及び影響率の算定の基礎となる賃金額は、所定内給与額（通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。）を所定内実労働時間数で除したもの。

時間当たり賃金分布（一般・短時間計）

資料№５

東京(A)

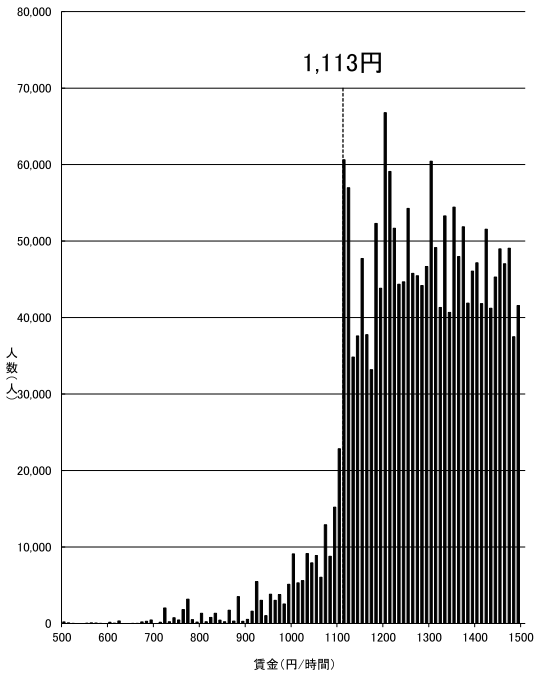

資料出所：厚生労働省「令和6年賃金構造基本統計調査特別集計」

（注）1　グラフ内記載の額は令和5年度最低賃金額である。
　　2　500円未満及び 1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
　　3　賃金額は、所定内給与額（通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。）を所定内実労働時間数で除したものである。
　　4　賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

神奈川(A)

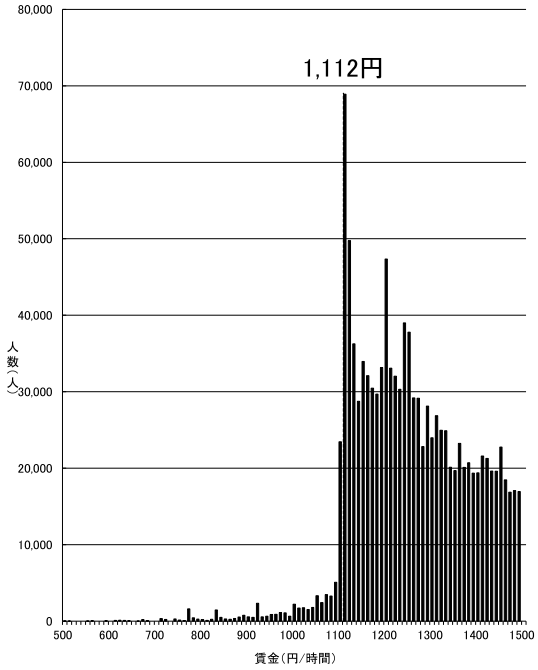

資料出所：厚生労働省「令和6年賃金構造基本統計調査特別集計」

（注）1　グラフ内記載の額は令和5年度最低賃金額である。
　　2　500円未満及び 1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
　　3　賃金額は、所定内給与額（通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。）を所定内実労働時間数で除したものである。
　　4　賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

大阪(A)

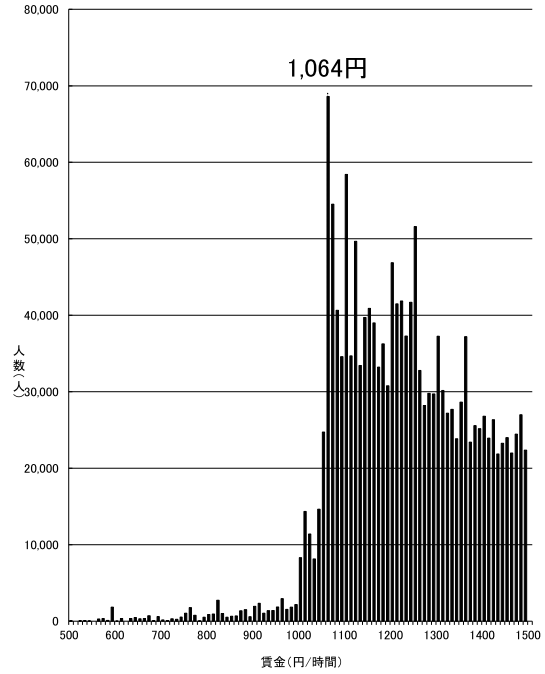

資料出所：厚生労働省「令和6年賃金構造基本統計調査特別集計」

（注）1　グラフ内記載の額は令和5年度最低賃金額である。
　　2　500円未満及び 1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
　　3　賃金額は、所定内給与額（通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。）を所定内実労働時間数で除したものである。
　　4　賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

愛知(A)

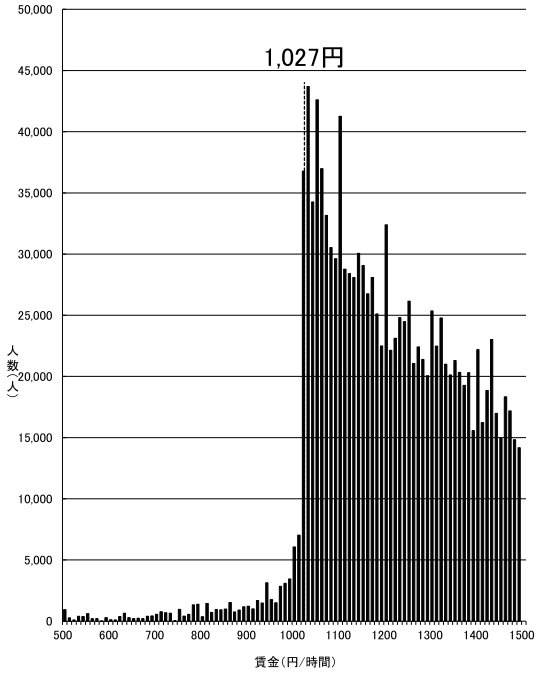

資料出所：厚生労働省「令和6年賃金構造基本統計調査特別集計」

（注）1　グラフ内記載の額は令和5年度最低賃金額である。
　　2　500円未満及び 1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
　　3　賃金額は、所定内給与額（通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。）を所定内実労働時間数で除したものである。
　　4　賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

埼玉(A)

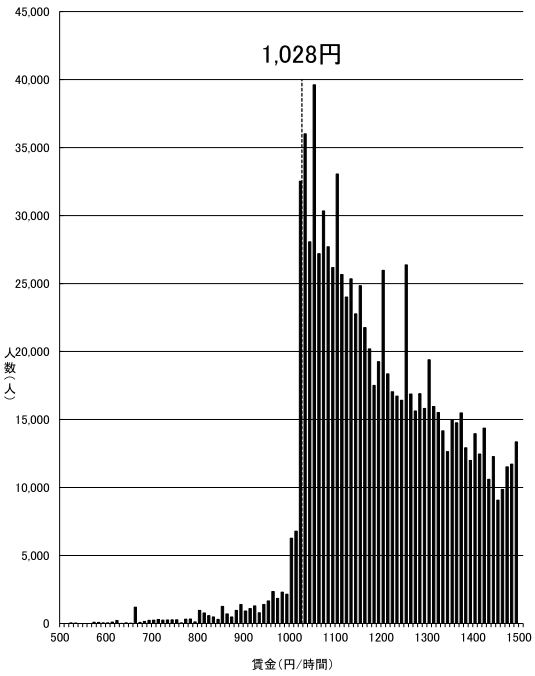

資料出所：厚生労働省「令和6年賃金構造基本統計調査特別集計」

（注）1　グラフ内記載の額は令和5年度最低賃金額である。
　　2　500円未満及び 1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
　　3　賃金額は、所定内給与額（通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。）を
　　所定内実労働時間数で除したものである。
　　4　賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

千葉(A)

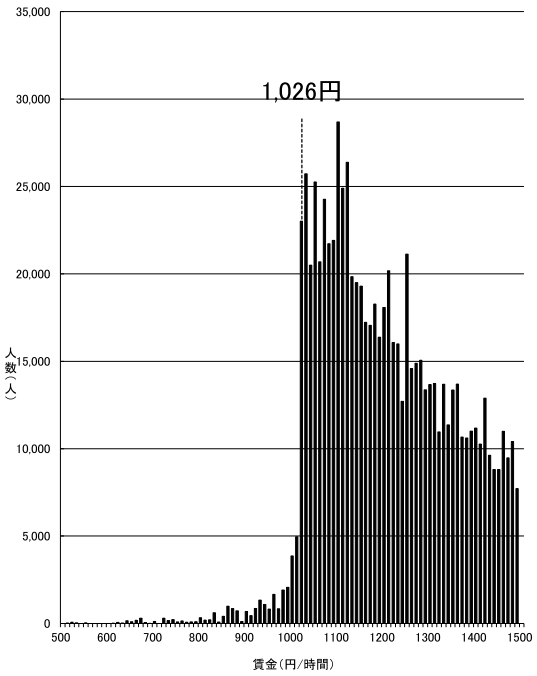

資料出所：厚生労働省「令和6年賃金構造基本統計調査特別集計」

（注）1　グラフ内記載の額は令和5年度最低賃金額である。
　　2　500円未満及び 1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
　　3　賃金額は、所定内給与額（通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。）を
　　所定内実労働時間数で除したものである。
　　4　賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

兵庫(B)

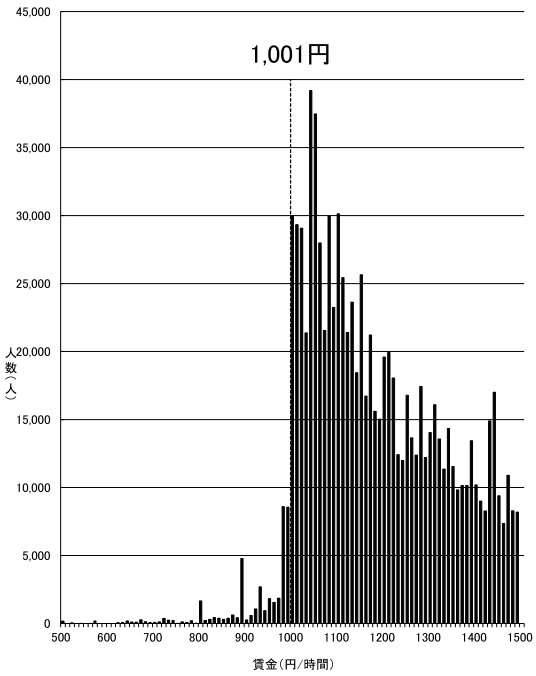

資料出所：厚生労働省「令和6年賃金構造基本統計調査特別集計」

（注）1　グラフ内記載の額は令和5年度最低賃金額である。
　　2　500円未満及び 1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
　　3　賃金額は、所定内給与額（通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。）を所定内実労働時間数で除したものである。
　　4　賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

京都(B)

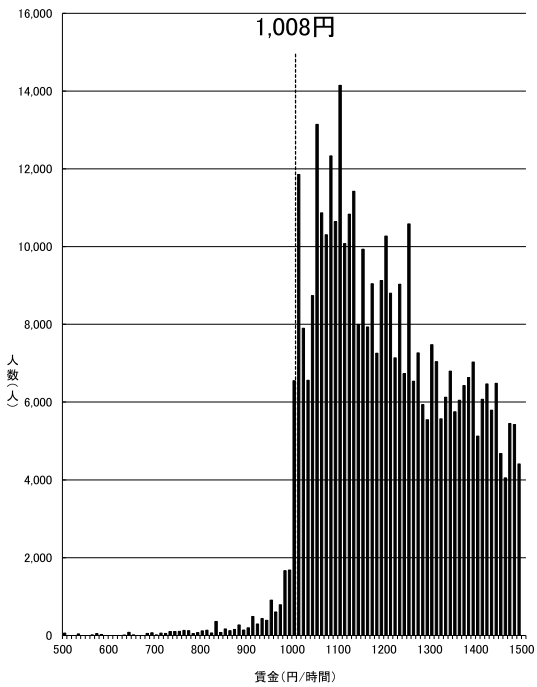

資料出所：厚生労働省「令和6年賃金構造基本統計調査特別集計」

（注）1　グラフ内記載の額は令和5年度最低賃金額である。
　　2　500円未満及び 1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
　　3　賃金額は、所定内給与額（通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。）を所定内実労働時間数で除したものである。
　　4　賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

茨城(B)

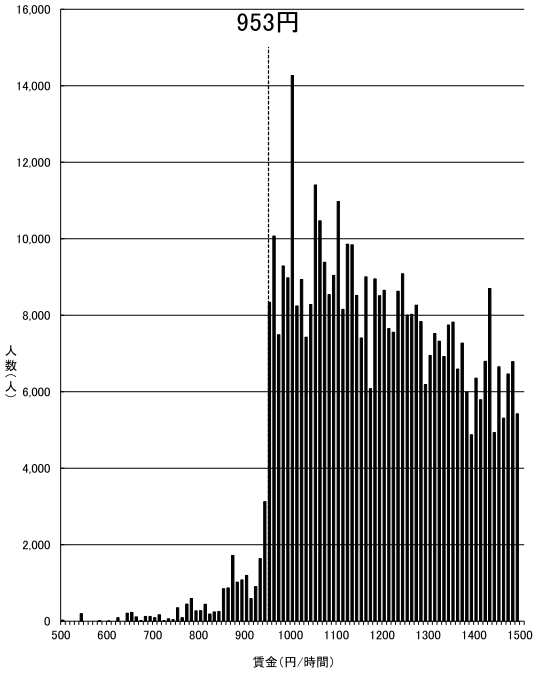

資料出所：厚生労働省「令和6年賃金構造基本統計調査特別集計」

（注）1　グラフ内記載の額は令和5年度最低賃金額である。
　　2　500円未満及び 1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
　　3　賃金額は、所定内給与額（通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。）を所定内実労働時間数で除したものである。
　　4　賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

静岡(B)

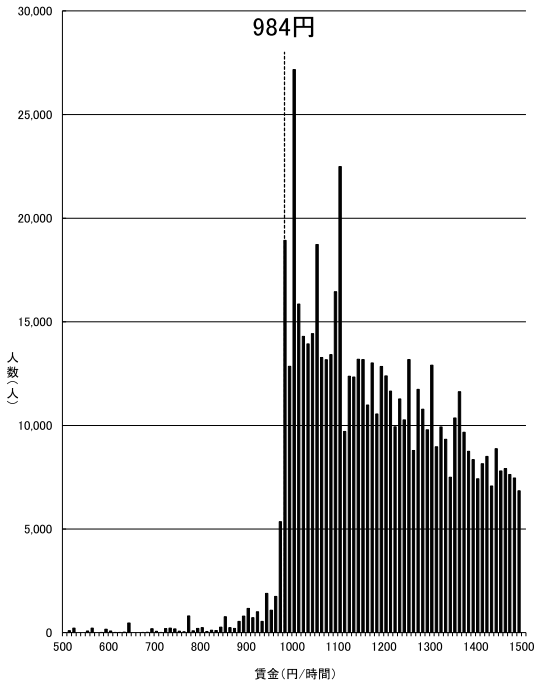

資料出所：厚生労働省「令和6年賃金構造基本統計調査特別集計」

（注）1　グラフ内記載の額は令和5年度最低賃金額である。
　　2　500円未満及び 1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
　　3　賃金額は、所定内給与額（通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。）を所定内実労働時間数で除したものである。
　　4　賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

富山(B)

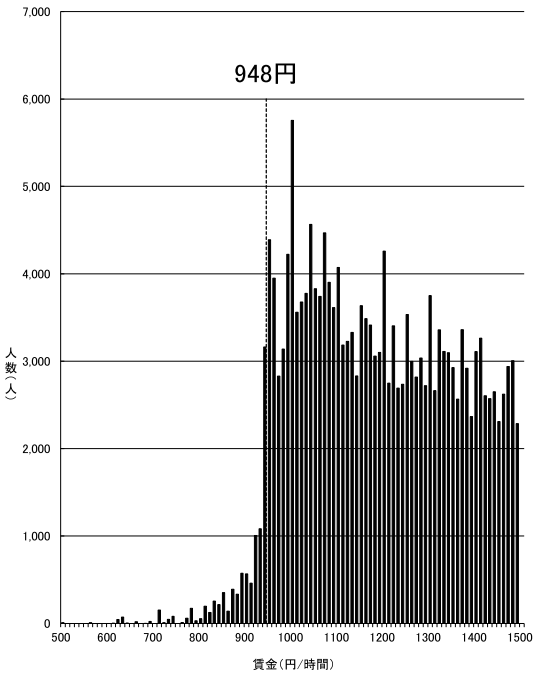

資料出所：厚生労働省「令和6年賃金構造基本統計調査特別集計」

（注）1　グラフ内記載の額は令和5年度最低賃金額である。
　　2　500円未満及び 1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
　　3　賃金額は、所定内給与額（通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。）を所定内実労働時間数で除したものである。
　　4　賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

広島(B)

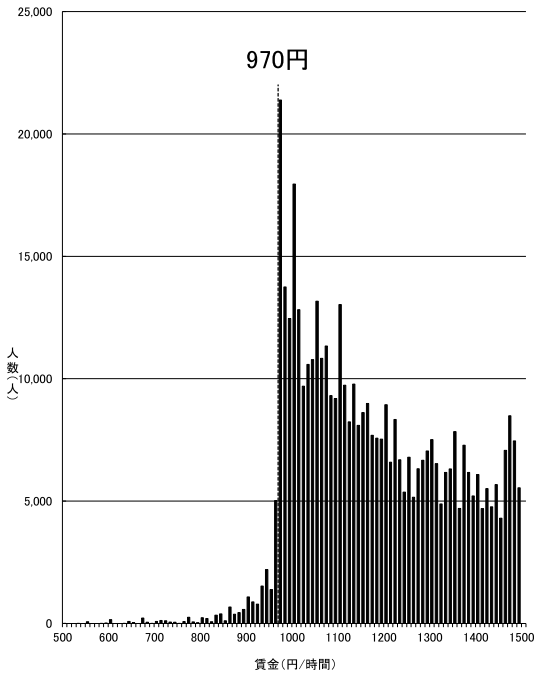

資料出所：厚生労働省「令和6年賃金構造基本統計調査特別集計」

（注）1　グラフ内記載の額は令和5年度最低賃金額である。
　　2　500円未満及び 1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
　　3　賃金額は、所定内給与額（通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。）を所定内実労働時間数で除したものである。
　　4　賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

滋賀(B)

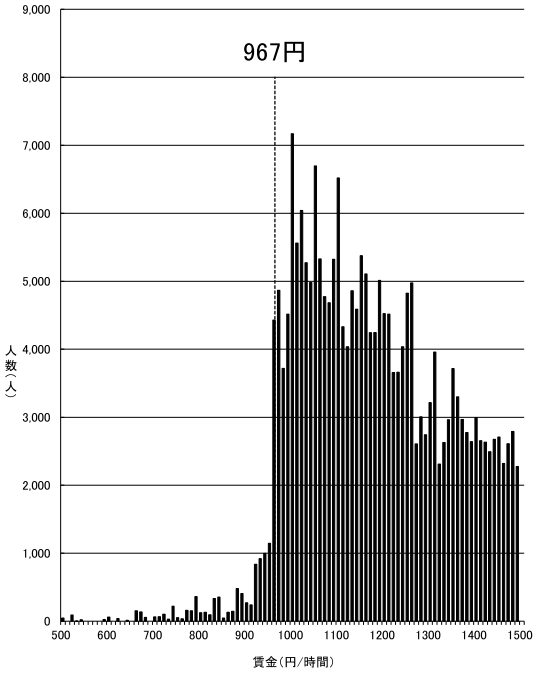

資料出所：厚生労働省「令和6年賃金構造基本統計調査特別集計」

（注）1　グラフ内記載の額は令和5年度最低賃金額である。
　　2　500円未満及び 1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
　　3　賃金額は、所定内給与額（通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。）を所定内実労働時間数で除したものである。
　　4　賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

栃木(B)

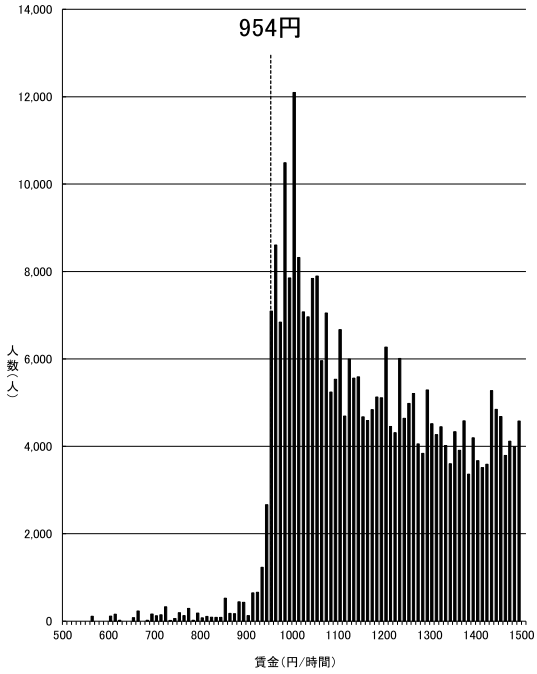

資料出所：厚生労働省「令和6年賃金構造基本統計調査特別集計」

（注）1　グラフ内記載の額は令和5年度最低賃金額である。
　　2　500円未満及び 1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
　　3　賃金額は、所定内給与額（通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。）を所定内実労働時間数で除したものである。
　　4　賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

群馬(B)

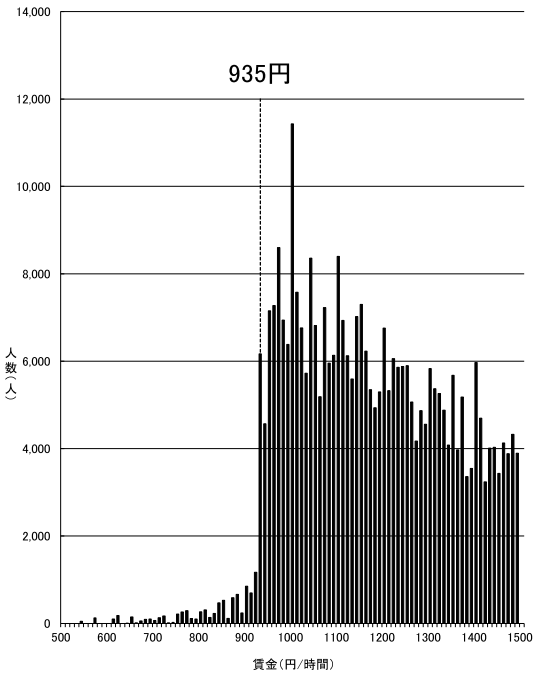

資料出所：厚生労働省「令和6年賃金構造基本統計調査特別集計」

（注）1　グラフ内記載の額は令和5年度最低賃金額である。
　　2　500円未満及び 1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
　　3　賃金額は、所定内給与額（通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。）を所定内実労働時間数で除したものである。
　　4　賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

宮城(B)

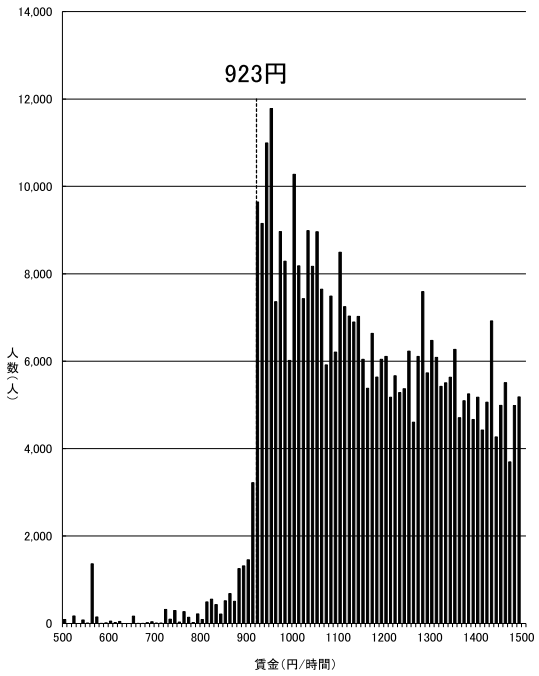

資料出所：厚生労働省「令和6年賃金構造基本統計調査特別集計」

（注）1　グラフ内記載の額は令和5年度最低賃金額である。
　　2　500円未満及び 1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
　　3　賃金額は、所定内給与額（通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。）を所定内実労働時間数で除したものである。
　　4　賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

山梨(B)

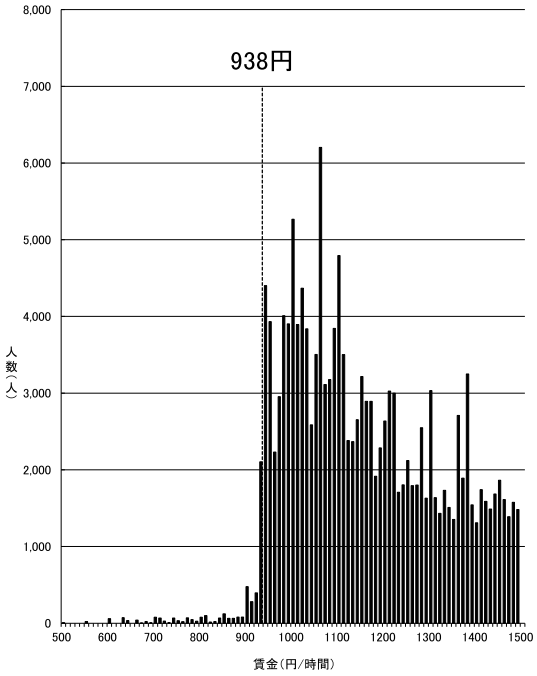

資料出所：厚生労働省「令和6年賃金構造基本統計調査特別集計」

（注）1　グラフ内記載の額は令和5年度最低賃金額である。
　　2　500円未満及び 1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
　　3　賃金額は、所定内給与額（通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。）を所定内実労働時間数で除したものである。
　　4　賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

三重(B)

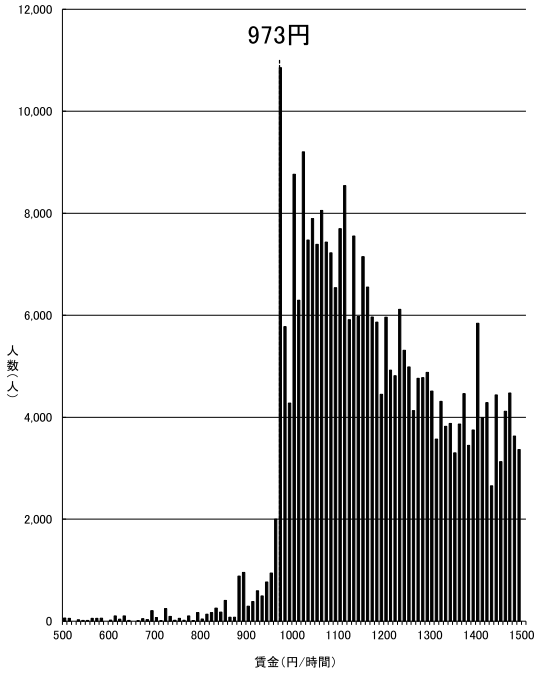

資料出所：厚生労働省「令和6年賃金構造基本統計調査特別集計」

（注）1　グラフ内記載の額は令和5年度最低賃金額である。
　　2　500円未満及び 1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
　　3　賃金額は、所定内給与額（通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。）を所定内実労働時間数で除したものである。
　　4　賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

石川(B)

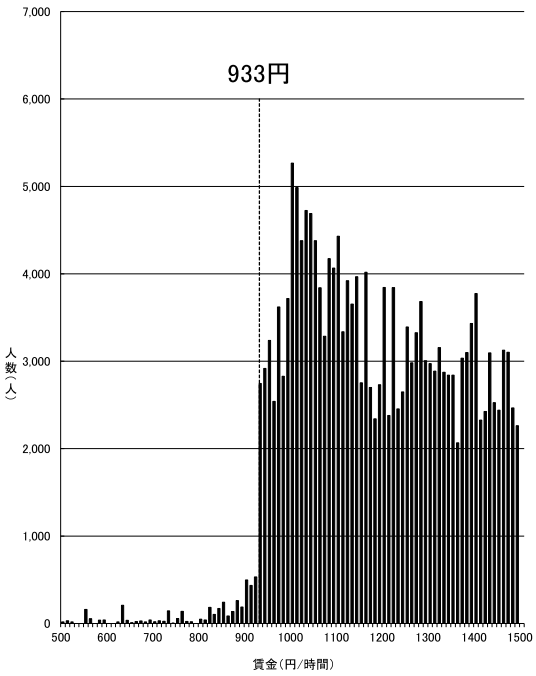

資料出所：厚生労働省「令和6年賃金構造基本統計調査特別集計」

（注）1　グラフ内記載の額は令和5年度最低賃金額である。
　　2　500円未満及び 1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
　　3　賃金額は、所定内給与額（通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。）を所定内実労働時間数で除したものである。
　　4　賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

福岡(B)

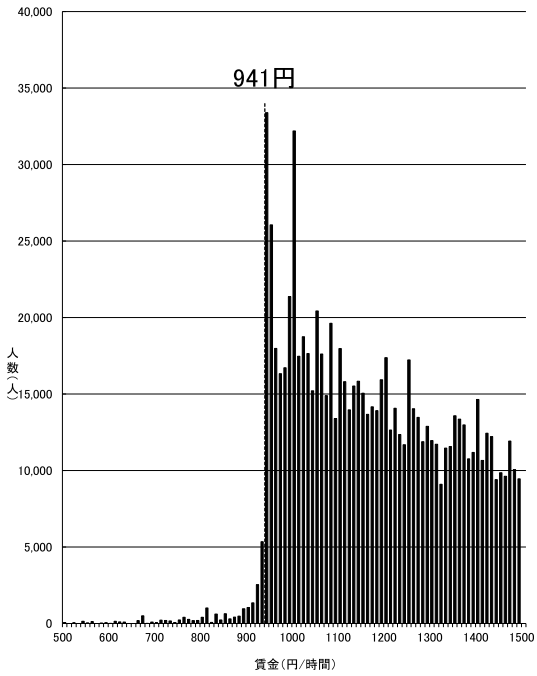

資料出所：厚生労働省「令和6年賃金構造基本統計調査特別集計」

（注）1　グラフ内記載の額は令和5年度最低賃金額である。
　　2　500円未満及び 1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
　　3　賃金額は、所定内給与額（通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。）を所定内実労働時間数で除したものである。
　　4　賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

香川(B)

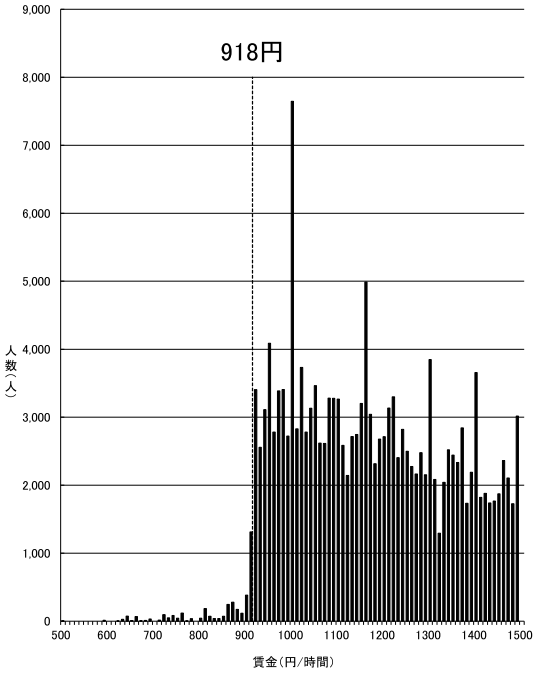

資料出所：厚生労働省「令和6年賃金構造基本統計調査特別集計」

（注）1　グラフ内記載の額は令和5年度最低賃金額である。
　　2　500円未満及び 1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
　　3　賃金額は、所定内給与額（通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。）を所定内実労働時間数で除したものである。
　　4　賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

岡山(B)

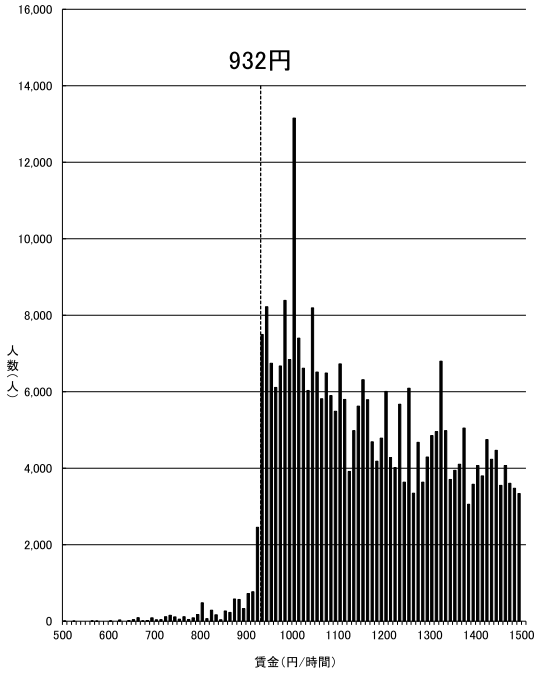

資料出所：厚生労働省「令和6年賃金構造基本統計調査特別集計」

（注）1　グラフ内記載の額は令和5年度最低賃金額である。
　　2　500円未満及び 1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
　　3　賃金額は、所定内給与額（通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。）を所定内実労働時間数で除したものである。
　　4　賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

福井(B)

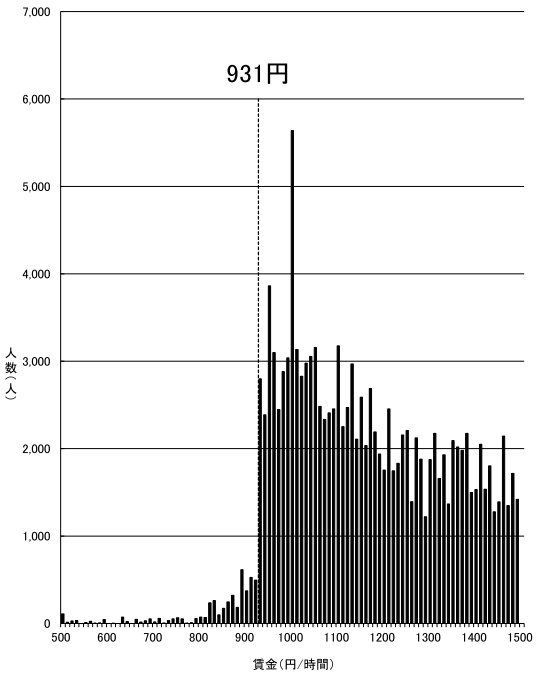

資料出所：厚生労働省「令和6年賃金構造基本統計調査特別集計」

（注）1　グラフ内記載の額は令和5年度最低賃金額である。
　　2　500円未満及び 1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
　　3　賃金額は、所定内給与額（通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。）を
　　所定内実労働時間数で除したものである。
　　4　賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

奈良(B)

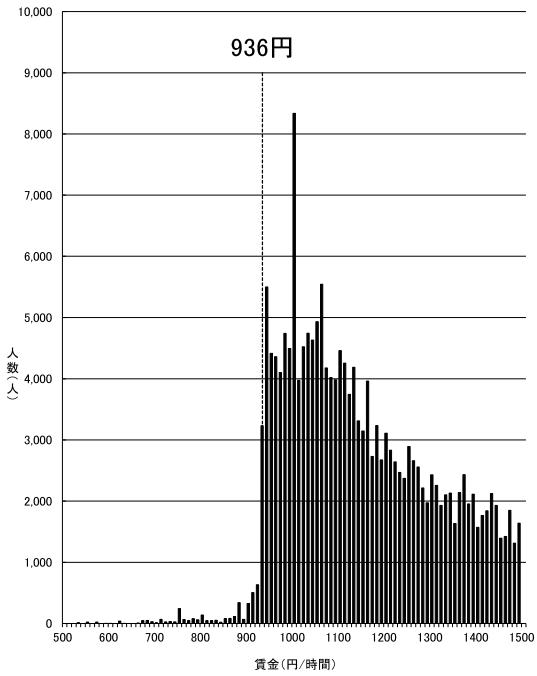

資料出所：厚生労働省「令和6年賃金構造基本統計調査特別集計」

（注）1　グラフ内記載の額は令和5年度最低賃金額である。
　　2　500円未満及び 1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
　　3　賃金額は、所定内給与額（通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。）を
　　所定内実労働時間数で除したものである。
　　4　賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

山口(B)

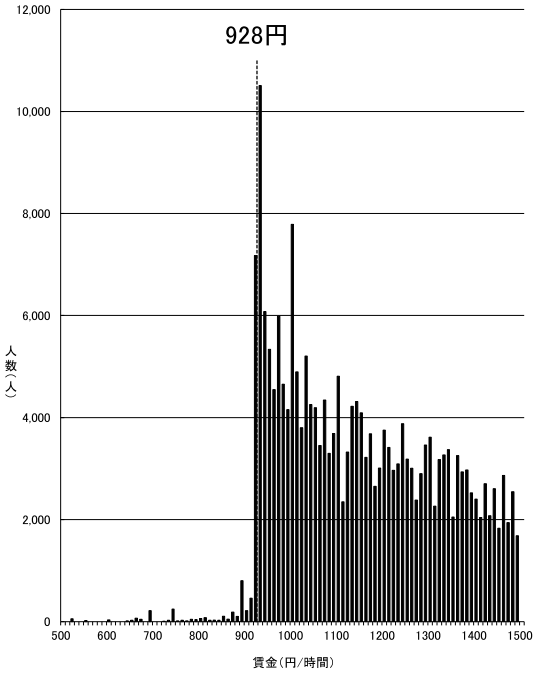

資料出所：厚生労働省「令和6年賃金構造基本統計調査特別集計」

（注）1　グラフ内記載の額は令和5年度最低賃金額である。
　　2　500円未満及び 1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
　　3　賃金額は、所定内給与額（通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。）を
　　所定内実労働時間数で除したものである。
　　4　賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

長野(B)

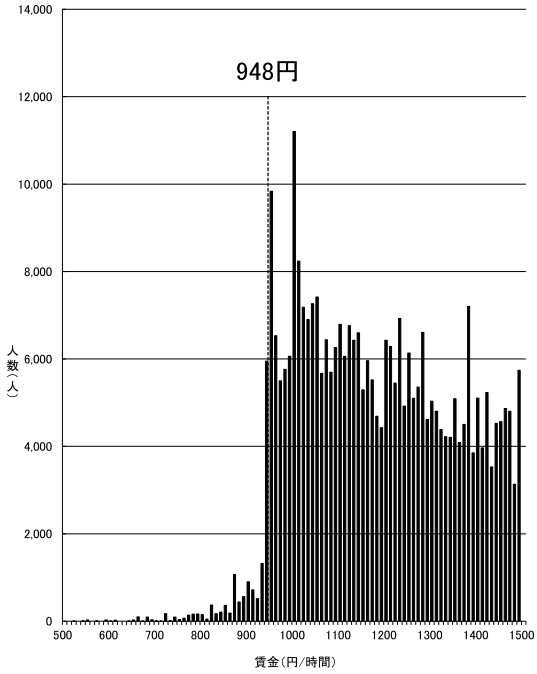

資料出所：厚生労働省「令和6年賃金構造基本統計調査特別集計」

（注）1　グラフ内記載の額は令和5年度最低賃金額である。
　　2　500円未満及び 1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
　　3　賃金額は、所定内給与額（通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。）を
　　所定内実労働時間数で除したものである。
　　4　賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

北海道(B)

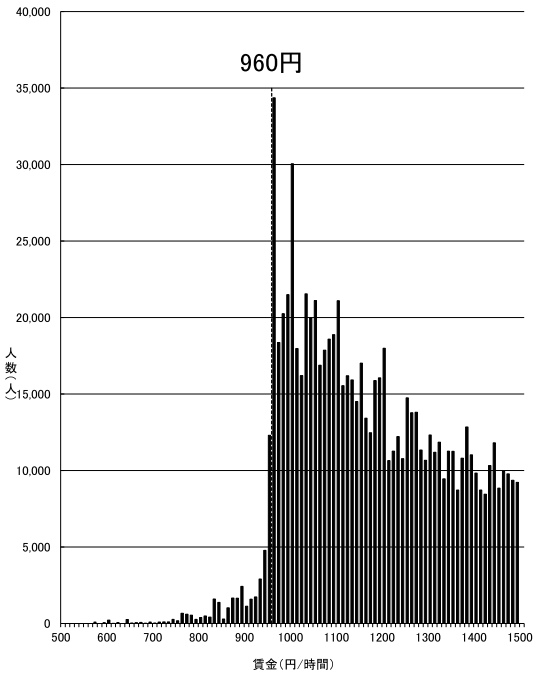

資料出所：厚生労働省「令和6年賃金構造基本統計調査特別集計」

（注）1　グラフ内記載の額は令和5年度最低賃金額である。
　　2　500円未満及び 1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
　　3　賃金額は、所定内給与額（通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。）を所定内実労働時間数で除したものである。
　　4　賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

岐阜(B)

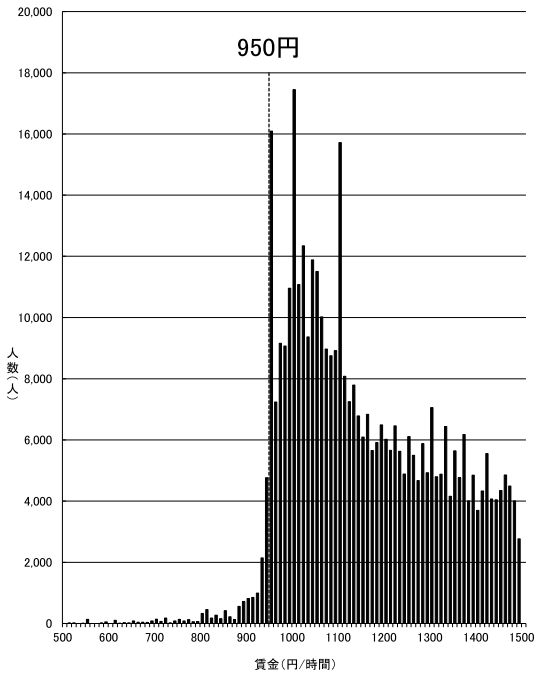

資料出所：厚生労働省「令和6年賃金構造基本統計調査特別集計」

（注）1　グラフ内記載の額は令和5年度最低賃金額である。
　　2　500円未満及び 1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
　　3　賃金額は、所定内給与額（通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。）を所定内実労働時間数で除したものである。
　　4　賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

徳島(B)

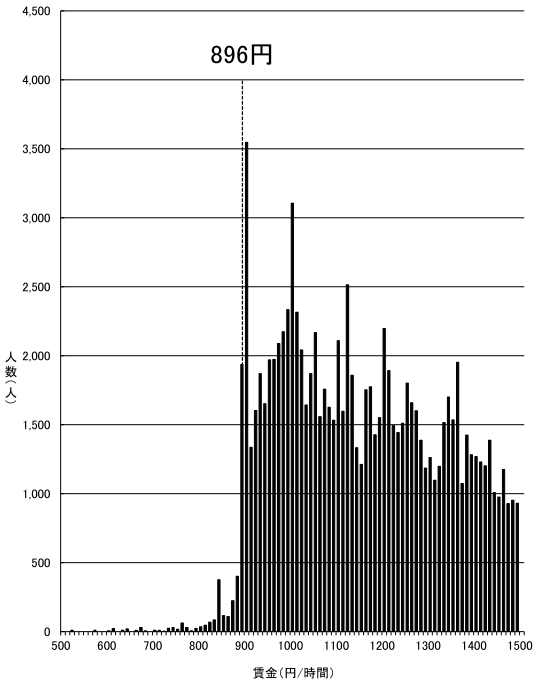

資料出所：厚生労働省「令和6年賃金構造基本統計調査特別集計」

（注）1　グラフ内記載の額は令和5年度最低賃金額である。
　　2　500円未満及び 1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
　　3　賃金額は、所定内給与額（通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。）を所定内実労働時間数で除したものである。
　　4　賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

福島(B)

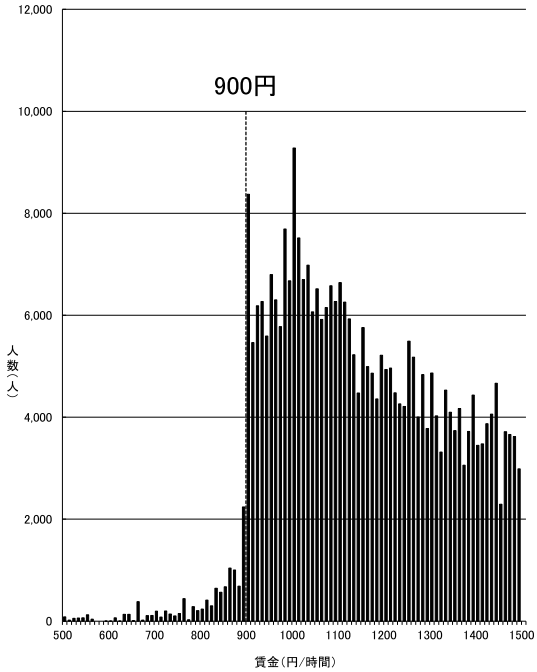

資料出所：厚生労働省「令和6年賃金構造基本統計調査特別集計」

（注）1　グラフ内記載の額は令和5年度最低賃金額である。
　　2　500円未満及び 1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
　　3　賃金額は、所定内給与額（通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。）を所定内実労働時間数で除したものである。
　　4　賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

新潟(B)

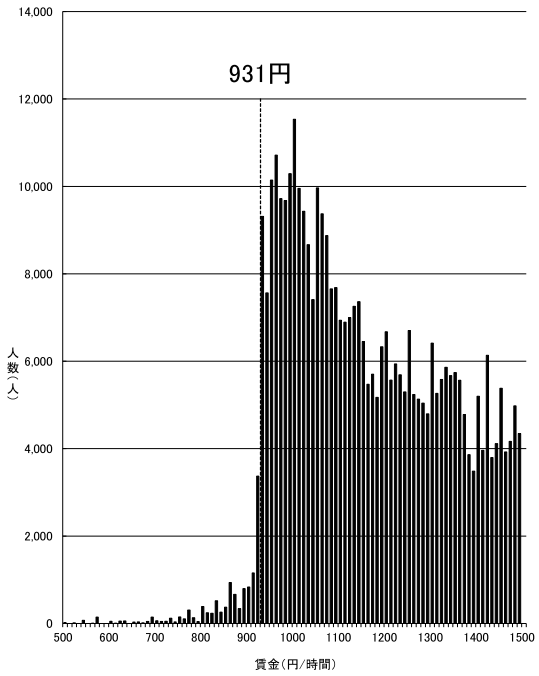

資料出所：厚生労働省「令和6年賃金構造基本統計調査特別集計」

（注）1　グラフ内記載の額は令和5年度最低賃金額である。
　　2　500円未満及び 1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
　　3　賃金額は、所定内給与額（通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。）を所定内実労働時間数で除したものである。
　　4　賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

和歌山(B)

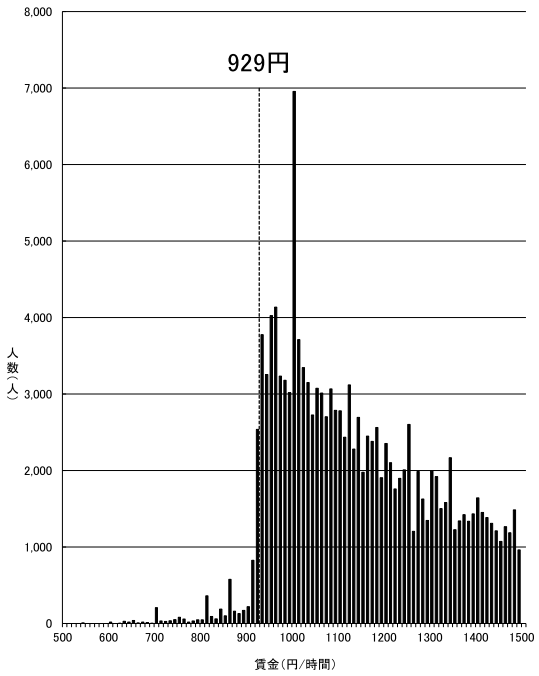

資料出所：厚生労働省「令和6年賃金構造基本統計調査特別集計」

（注）1　グラフ内記載の額は令和5年度最低賃金額である。
　　2　500円未満及び 1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
　　3　賃金額は、所定内給与額（通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。）を所定内実労働時間数で除したものである。
　　4　賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

愛媛(B)

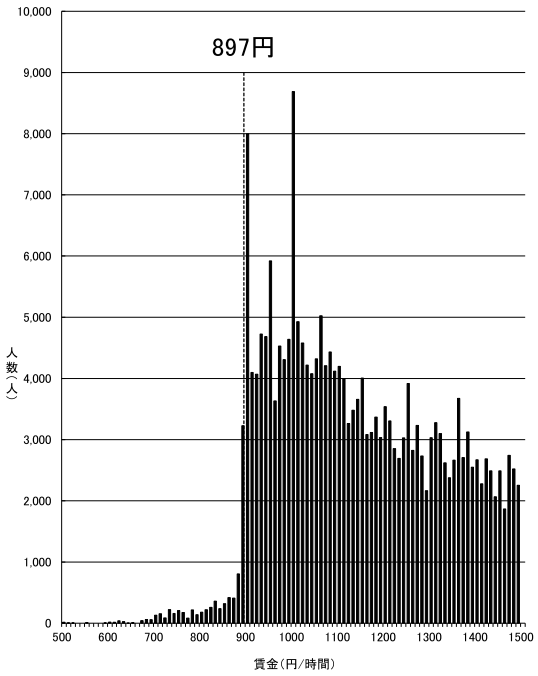

資料出所：厚生労働省「令和6年賃金構造基本統計調査特別集計」

（注）1　グラフ内記載の額は令和5年度最低賃金額である。
　　2　500円未満及び 1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
　　3　賃金額は、所定内給与額（通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。）を所定内実労働時間数で除したものである。
　　4　賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

島根(B)

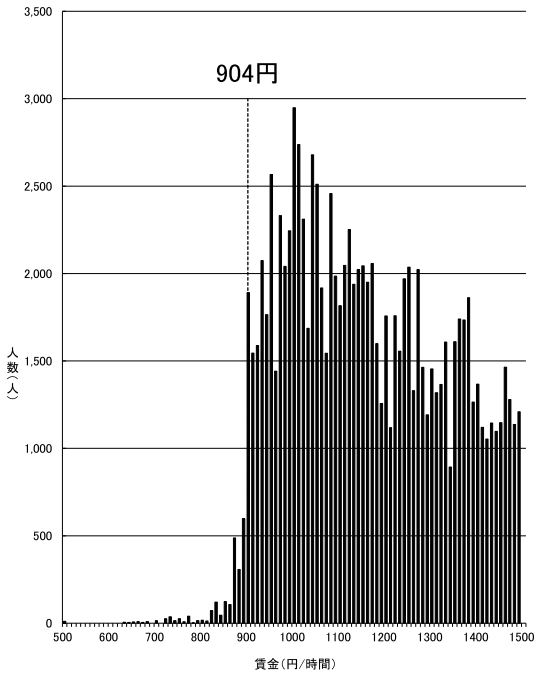

資料出所：厚生労働省「令和6年賃金構造基本統計調査特別集計」

（注）1　グラフ内記載の額は令和5年度最低賃金額である。
　　2　500円未満及び 1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
　　3　賃金額は、所定内給与額（通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。）を所定内実労働時間数で除したものである。
　　4　賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

大分(C)

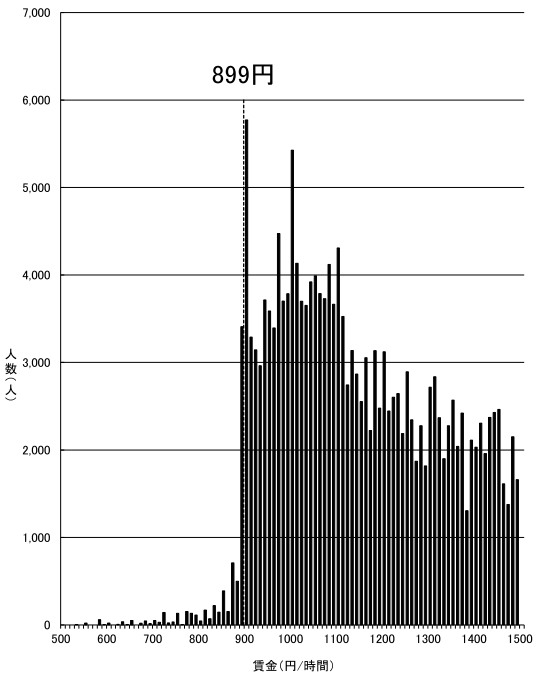

資料出所：厚生労働省「令和6年賃金構造基本統計調査特別集計」

（注）1　グラフ内記載の額は令和5年度最低賃金額である。
　　2　500円未満及び 1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
　　3　賃金額は、所定内給与額（通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。）を所定内実労働時間数で除したものである。
　　4　賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

熊本(C)

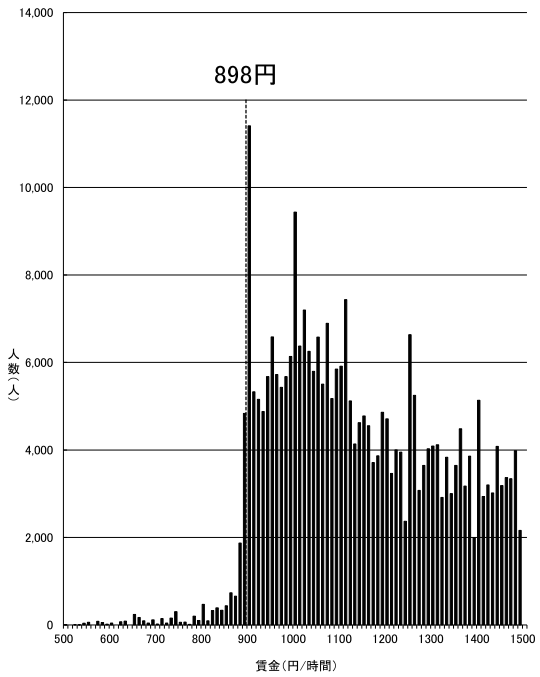

資料出所：厚生労働省「令和6年賃金構造基本統計調査特別集計」

（注）1　グラフ内記載の額は令和5年度最低賃金額である。
　　2　500円未満及び 1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
　　3　賃金額は、所定内給与額（通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。）を所定内実労働時間数で除したものである。
　　4　賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

山形(C)

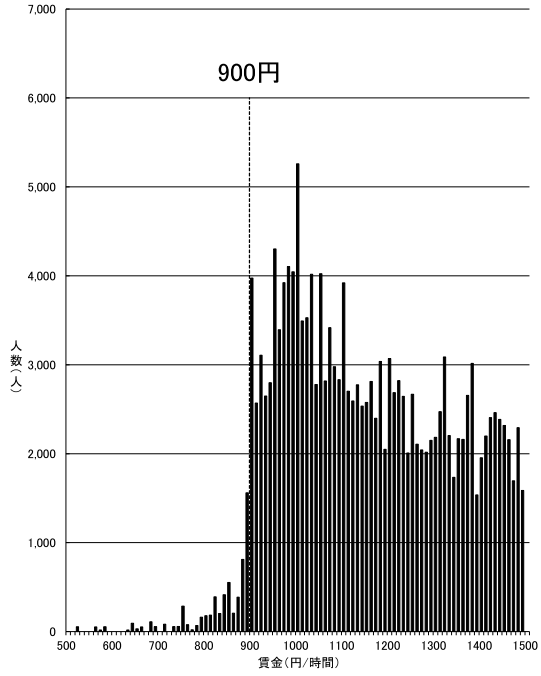

資料出所：厚生労働省「令和6年賃金構造基本統計調査特別集計」

（注）1　グラフ内記載の額は令和5年度最低賃金額である。
　　2　500円未満及び 1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
　　3　賃金額は、所定内給与額（通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。）を所定内実労働時間数で除したものである。
　　4　賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

佐賀(C)

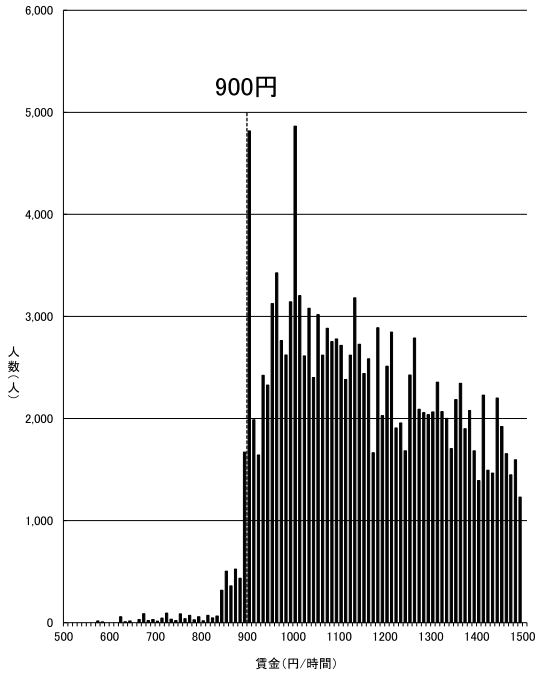

資料出所：厚生労働省「令和6年賃金構造基本統計調査特別集計」

（注）1　グラフ内記載の額は令和5年度最低賃金額である。
　　2　500円未満及び 1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
　　3　賃金額は、所定内給与額（通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。）を所定内実労働時間数で除したものである。
　　4　賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

長崎(C)

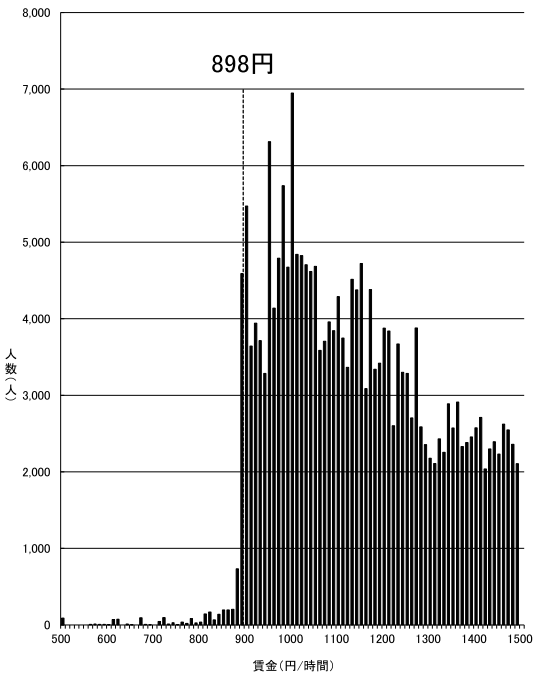

資料出所：厚生労働省「令和6年賃金構造基本統計調査特別集計」

（注）1　グラフ内記載の額は令和5年度最低賃金額である。
　　2　500円未満及び 1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
　　3　賃金額は、所定内給与額（通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。）を所定内実労働時間数で除したものである。
　　4　賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

岩手(C)

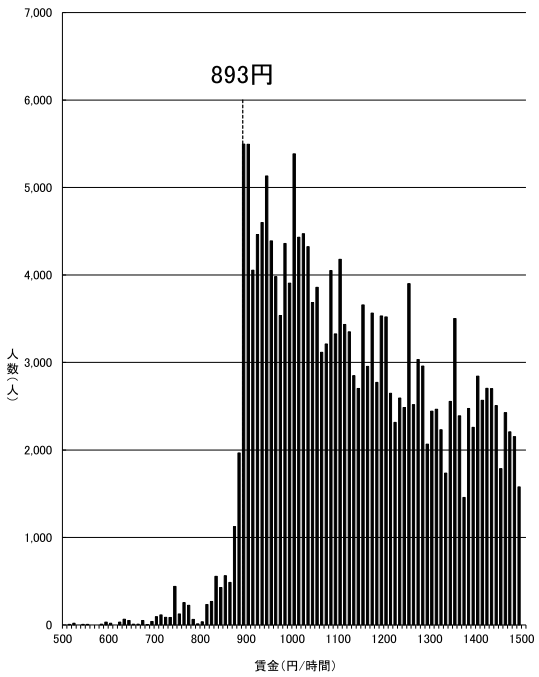

資料出所：厚生労働省「令和6年賃金構造基本統計調査特別集計」

（注）1　グラフ内記載の額は令和5年度最低賃金額である。
　　2　500円未満及び 1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
　　3　賃金額は、所定内給与額（通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。）を所定内実労働時間数で除したものである。
　　4　賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

高知(C)

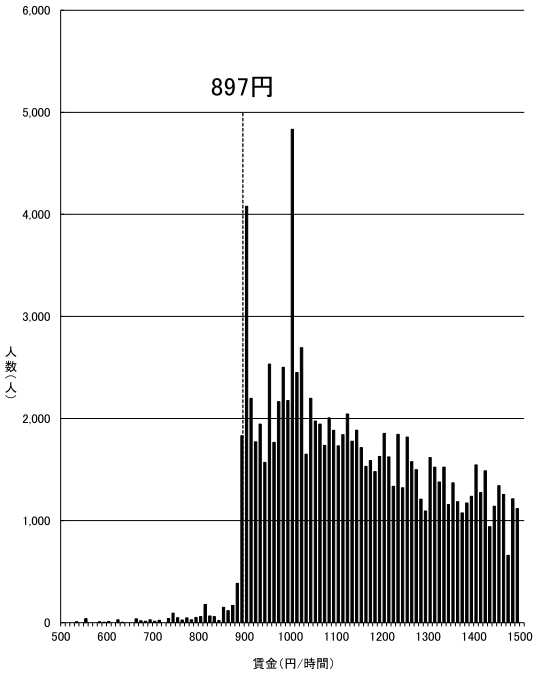

資料出所：厚生労働省「令和6年賃金構造基本統計調査特別集計」

（注）1　グラフ内記載の額は令和5年度最低賃金額である。
　　2　500円未満及び 1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
　　3　賃金額は、所定内給与額（通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。）を所定内実労働時間数で除したものである。
　　4　賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

鳥取(C)

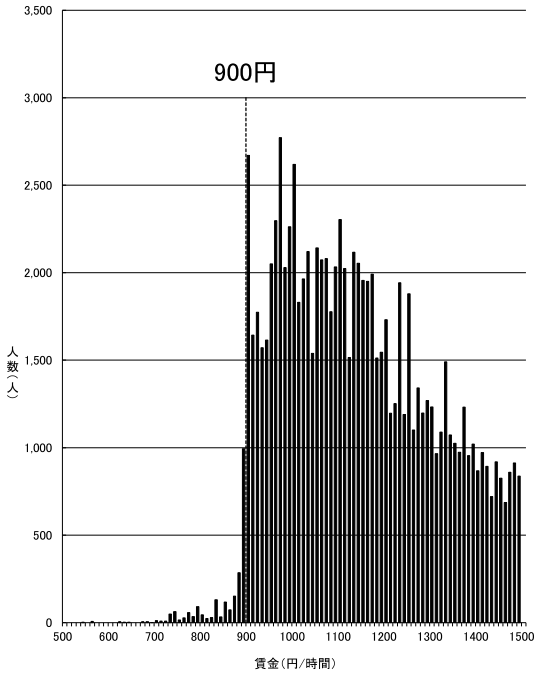

資料出所：厚生労働省「令和6年賃金構造基本統計調査特別集計」

（注）1　グラフ内記載の額は令和5年度最低賃金額である。
　　2　500円未満及び 1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
　　3　賃金額は、所定内給与額（通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。）を所定内実労働時間数で除したものである。
　　4　賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

秋田(C)

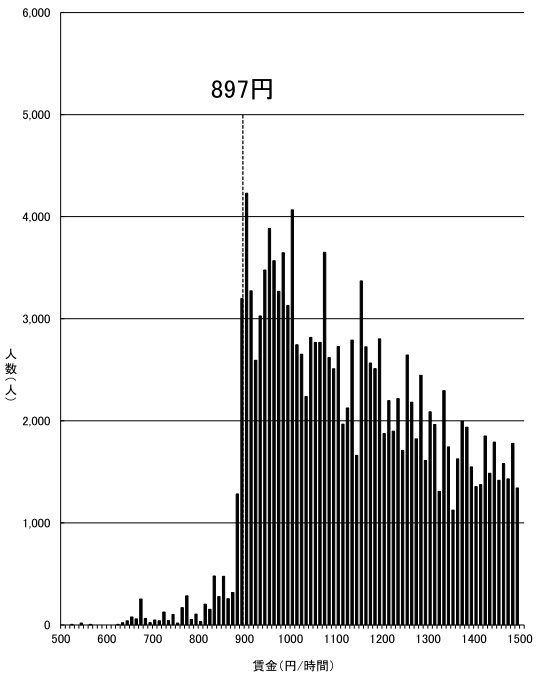

資料出所：厚生労働省「令和6年賃金構造基本統計調査特別集計」

（注）1　グラフ内記載の額は令和5年度最低賃金額である。
　　2　500円未満及び 1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
　　3　賃金額は、所定内給与額（通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。）を所定内実労働時間数で除したものである。
　　4　賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

鹿児島(C)

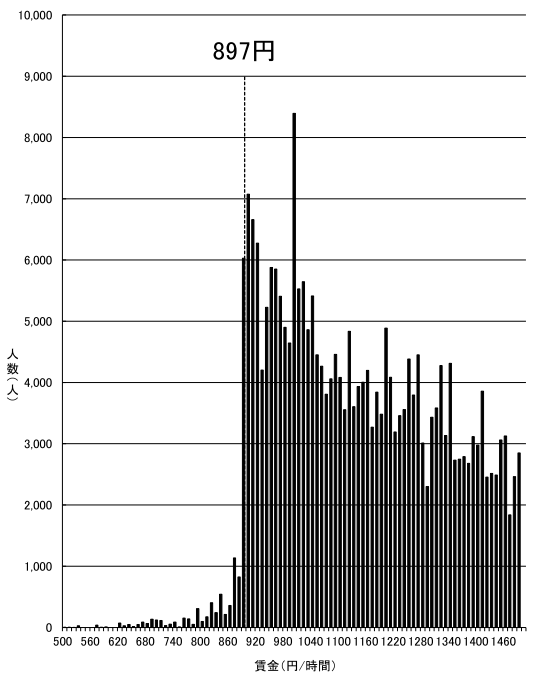

資料出所：厚生労働省「令和6年賃金構造基本統計調査特別集計」

（注）1　グラフ内記載の額は令和5年度最低賃金額である。
　　2　500円未満及び 1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
　　3　賃金額は、所定内給与額（通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。）を所定内実労働時間数で除したものである。
　　4　賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

宮崎(C)

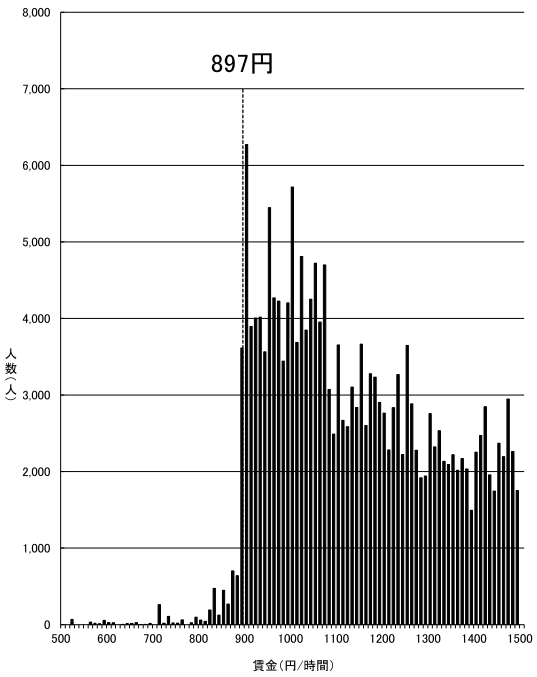

資料出所：厚生労働省「令和6年賃金構造基本統計調査特別集計」

（注）1　グラフ内記載の額は令和5年度最低賃金額である。
　　2　500円未満及び 1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
　　3　賃金額は、所定内給与額（通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。）を所定内実労働時間数で除したものである。
　　4　賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

青森(C)

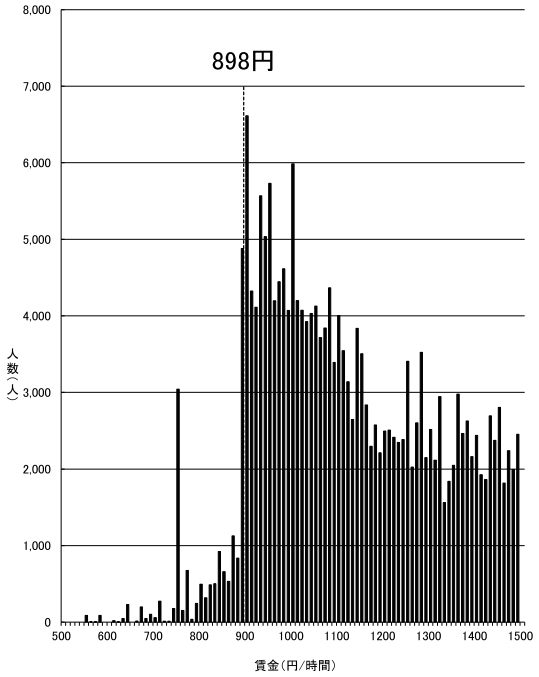

資料出所：厚生労働省「令和6年賃金構造基本統計調査特別集計」

（注）1　グラフ内記載の額は令和5年度最低賃金額である。
　　2　500円未満及び 1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
　　3　賃金額は、所定内給与額（通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。）を所定内実労働時間数で除したものである。
　　4　賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

沖縄(C)

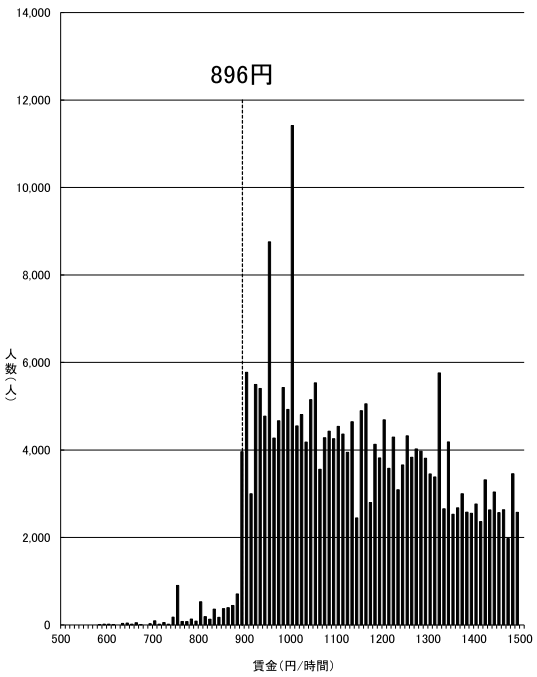

資料出所：厚生労働省「令和6年賃金構造基本統計調査特別集計」

（注）1　グラフ内記載の額は令和5年度最低賃金額である。
　　2　500円未満及び 1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
　　3　賃金額は、所定内給与額（通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。）を
　　所定内実労働時間数で除したものである。
　　4　賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

時間当たり賃金分布（一般労働者）

東京(A)

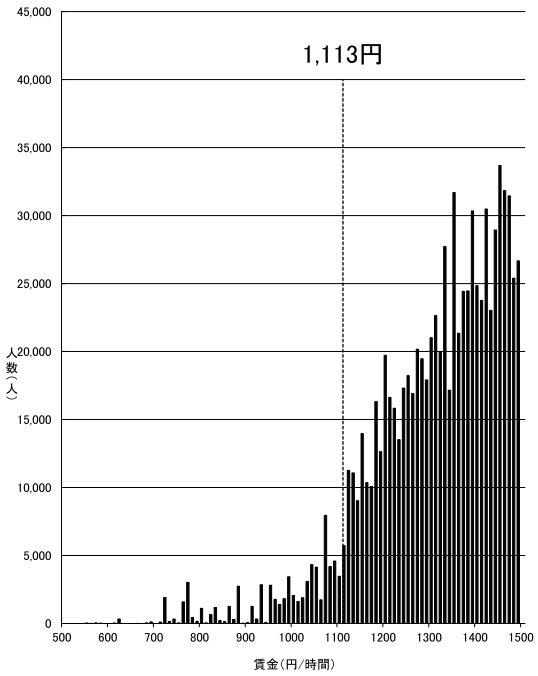

資料出所：厚生労働省「令和6年賃金構造基本統計調査特別集計」

（注）1　グラフ内記載の額は令和5年度最低賃金額である。
　　2　500円未満及び 1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
　　3　賃金額は、所定内給与額（通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。）を
　　所定内実労働時間数で除したものである。
　　4　賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

神奈川(A)

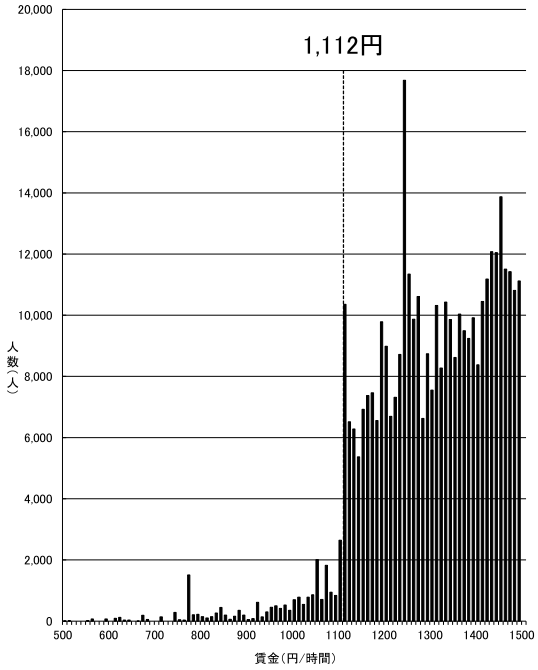

資料出所：厚生労働省「令和6年賃金構造基本統計調査特別集計」

（注）1　グラフ内記載の額は令和5年度最低賃金額である。
　　2　500円未満及び 1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
　　3　賃金額は、所定内給与額（通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。）を
　　所定内実労働時間数で除したものである。
　　4　賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

大阪(A)

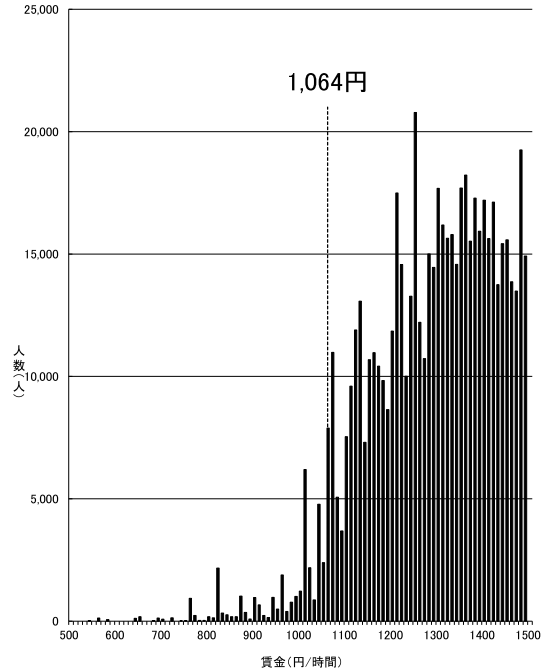

資料出所：厚生労働省「令和6年賃金構造基本統計調査特別集計」

（注）1　グラフ内記載の額は令和5年度最低賃金額である。
　　2　500円未満及び 1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
　　3　賃金額は、所定内給与額（通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。）を
　　所定内実労働時間数で除したものである。
　　4　賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

愛知(A)

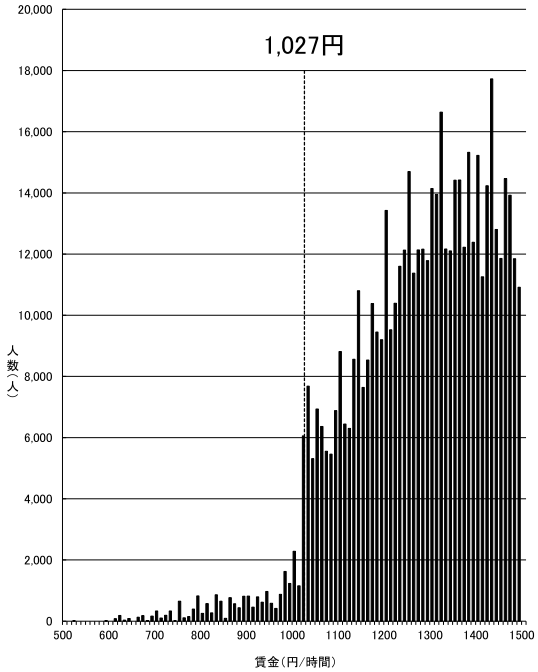

資料出所：厚生労働省「令和6年賃金構造基本統計調査特別集計」

（注）1　グラフ内記載の額は令和5年度最低賃金額である。
　　2　500円未満及び 1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
　　3　賃金額は、所定内給与額（通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。）を
　　所定内実労働時間数で除したものである。
　　4　賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

埼玉(A)

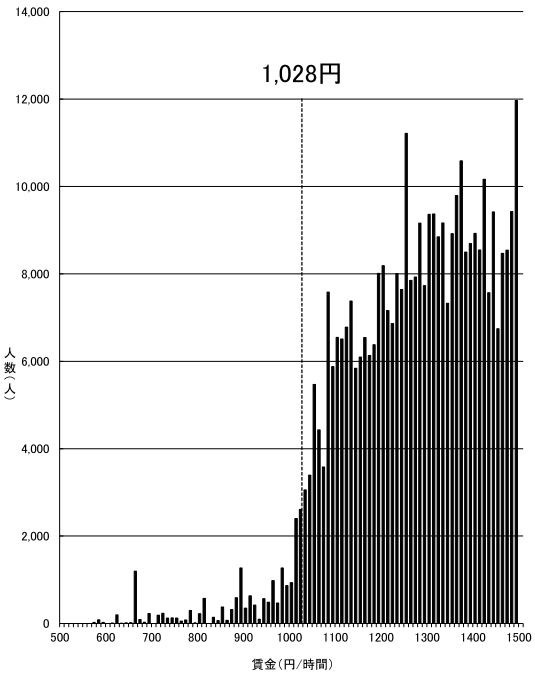

資料出所：厚生労働省「令和6年賃金構造基本統計調査特別集計」

（注）1　グラフ内記載の額は令和5年度最低賃金額である。
　　2　500円未満及び 1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
　　3　賃金額は、所定内給与額（通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。）を
　　所定内実労働時間数で除したものである。
　　4　賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

―般労働者

千葉(A)

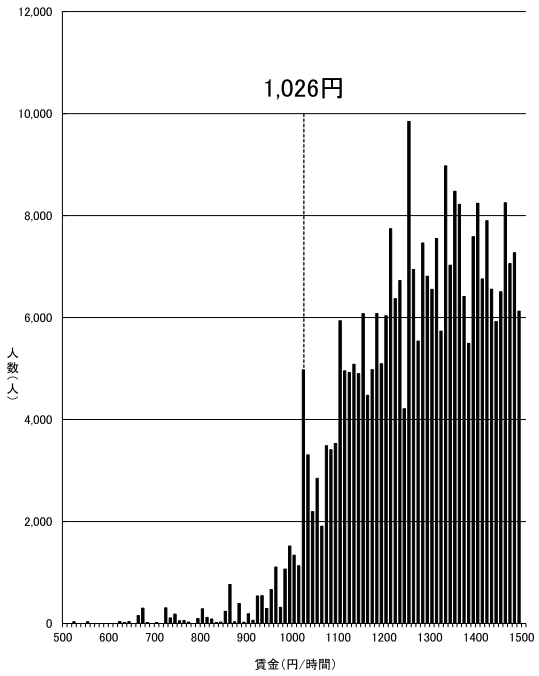

資料出所：厚生労働省「令和6年賃金構造基本統計調査特別集計」

（注）1　グラフ内記載の額は令和5年度最低賃金額である。
　　2　500円未満及び 1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
　　3　賃金額は、所定内給与額（通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。）を
　　所定内実労働時間数で除したものである。
　　4　賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

―般労働者

兵庫(B)

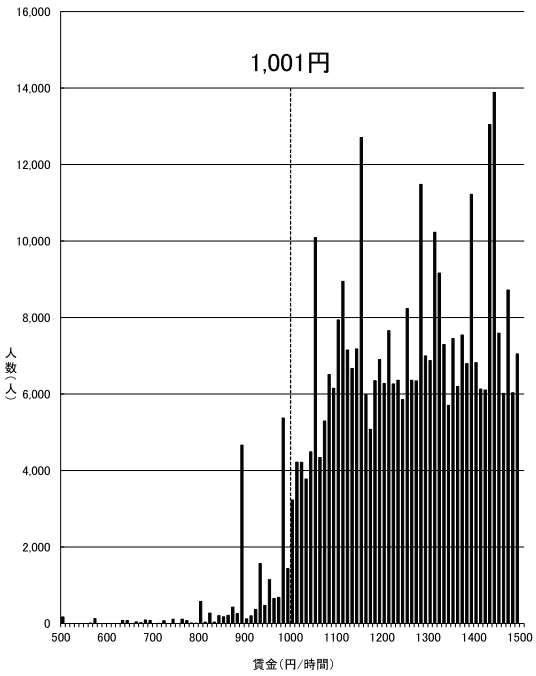

資料出所：厚生労働省「令和6年賃金構造基本統計調査特別集計」

（注）1　グラフ内記載の額は令和5年度最低賃金額である。
　　2　500円未満及び 1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
　　3　賃金額は、所定内給与額（通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。）を所定内実労働時間数で除したものである。
　　4　賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

―般労働者

京都(B)

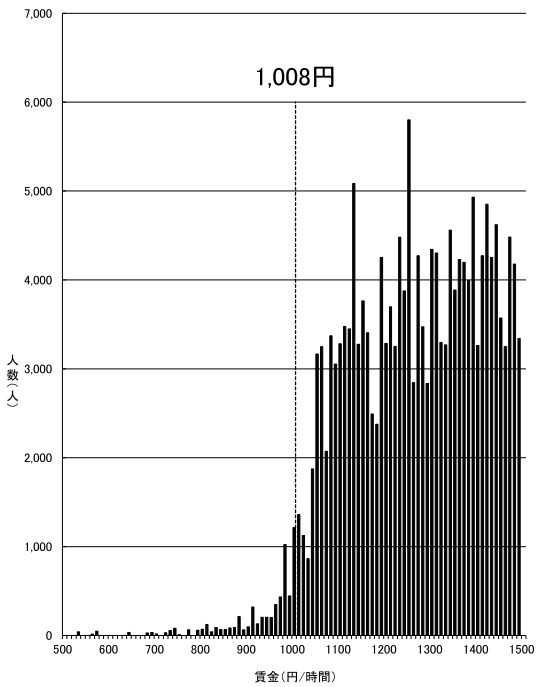

資料出所：厚生労働省「令和6年賃金構造基本統計調査特別集計」

（注）1　グラフ内記載の額は令和5年度最低賃金額である。
　　2　500円未満及び 1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
　　3　賃金額は、所定内給与額（通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。）を所定内実労働時間数で除したものである。
　　4　賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

―般労働者

茨城(B)

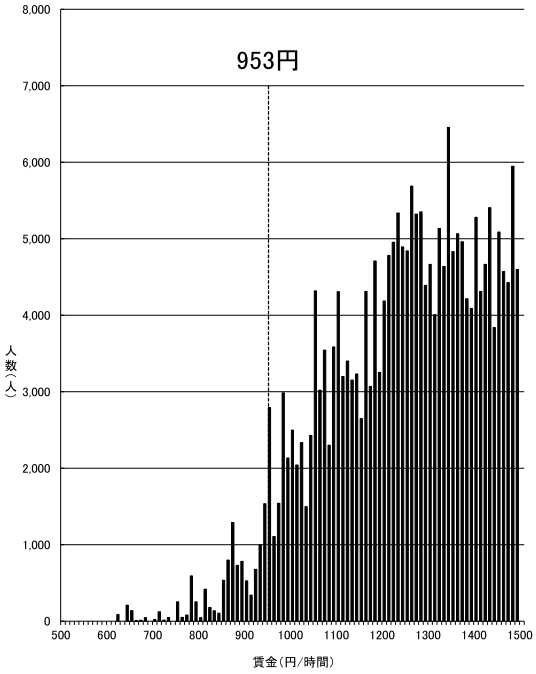

資料出所：厚生労働省「令和6年賃金構造基本統計調査特別集計」

（注）1　グラフ内記載の額は令和5年度最低賃金額である。
　　2　500円未満及び 1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
　　3　賃金額は、所定内給与額（通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。）を所定内実労働時間数で除したものである。
　　4　賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

―般労働者

静岡(B)

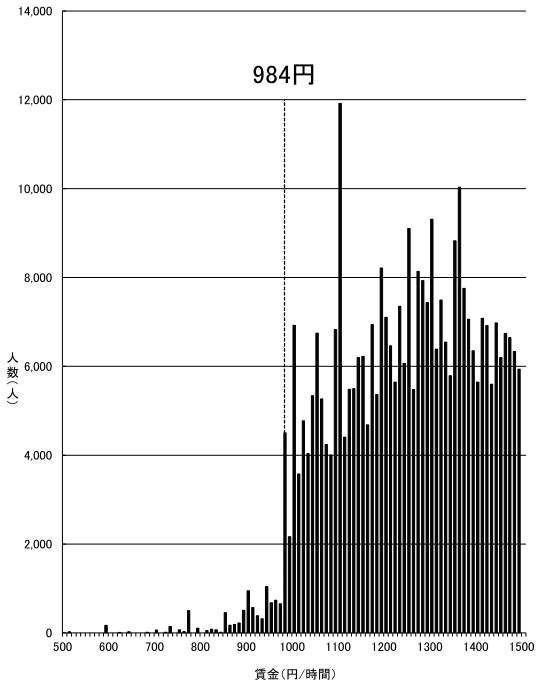

資料出所：厚生労働省「令和6年賃金構造基本統計調査特別集計」

（注）1　グラフ内記載の額は令和5年度最低賃金額である。
　　2　500円未満及び 1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
　　3　賃金額は、所定内給与額（通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。）を所定内実労働時間数で除したものである。
　　4　賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

―般労働者

富山(B)

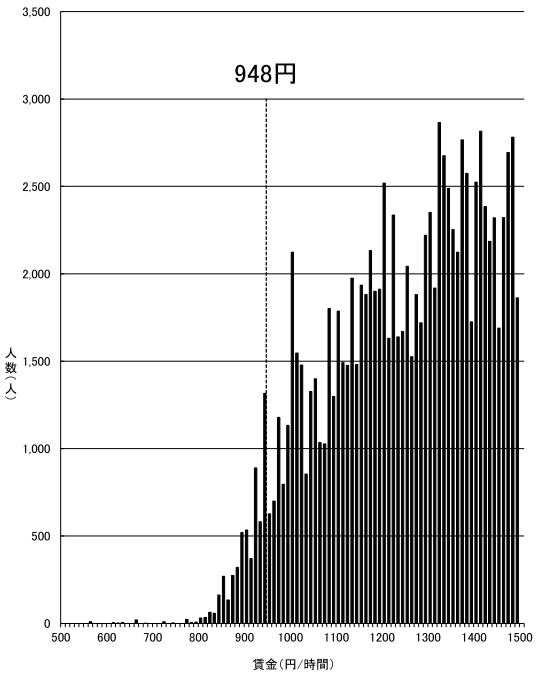

資料出所：厚生労働省「令和6年賃金構造基本統計調査特別集計」

（注）1　グラフ内記載の額は令和5年度最低賃金額である。
　　2　500円未満及び 1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
　　3　賃金額は、所定内給与額（通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。）を所定内実労働時間数で除したものである。
　　4　賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

―般労働者

広島(B)

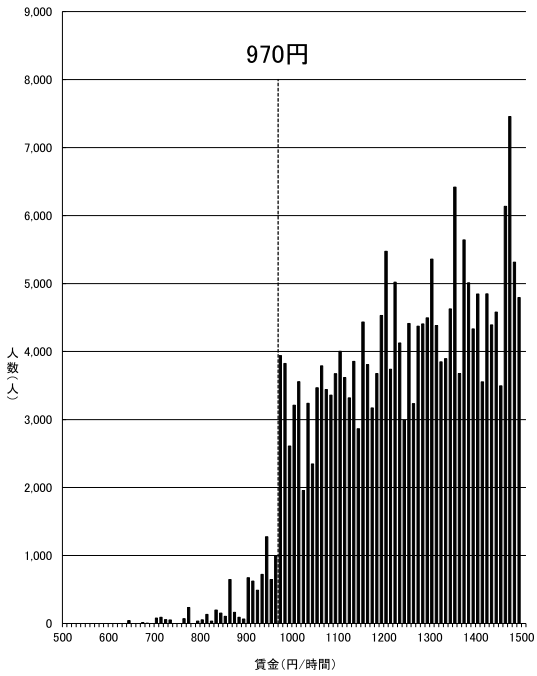

資料出所：厚生労働省「令和6年賃金構造基本統計調査特別集計」

（注）1　グラフ内記載の額は令和5年度最低賃金額である。
　　2　500円未満及び 1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
　　3　賃金額は、所定内給与額（通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。）を所定内実労働時間数で除したものである。
　　4　賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

―般労働者

滋賀(B)

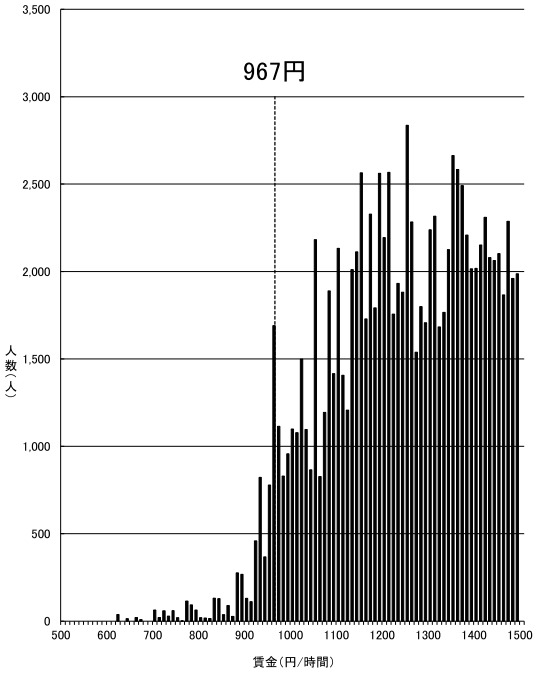

資料出所：厚生労働省「令和6年賃金構造基本統計調査特別集計」

（注）1　グラフ内記載の額は令和5年度最低賃金額である。
　　2　500円未満及び 1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
　　3　賃金額は、所定内給与額（通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。）を所定内実労働時間数で除したものである。
　　4　賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

―般労働者

栃木(B)

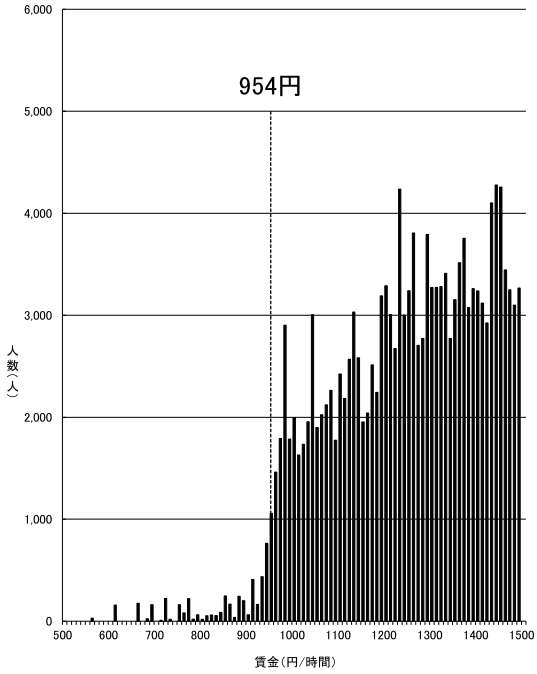

資料出所：厚生労働省「令和6年賃金構造基本統計調査特別集計」

（注）1　グラフ内記載の額は令和5年度最低賃金額である。
　　2　500円未満及び 1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
　　3　賃金額は、所定内給与額（通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。）を所定内実労働時間数で除したものである。
　　4　賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

―般労働者

群馬(B)

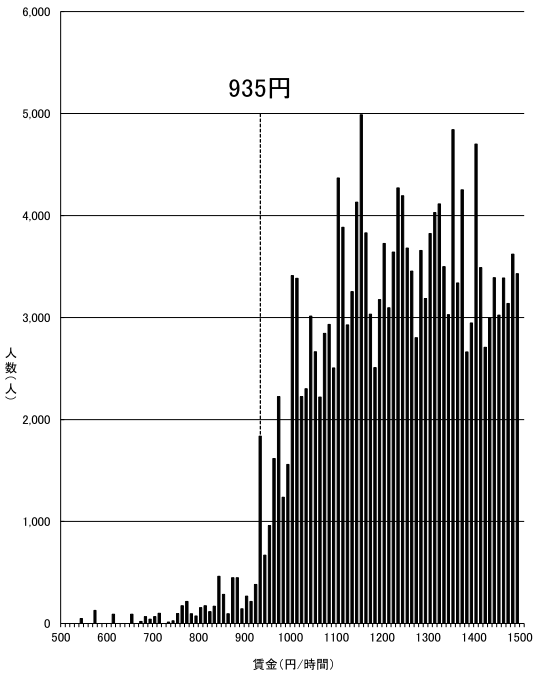

資料出所：厚生労働省「令和6年賃金構造基本統計調査特別集計」

（注）1　グラフ内記載の額は令和5年度最低賃金額である。
　　2　500円未満及び 1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
　　3　賃金額は、所定内給与額（通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。）を所定内実労働時間数で除したものである。
　　4　賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

―般労働者

宮城(B)

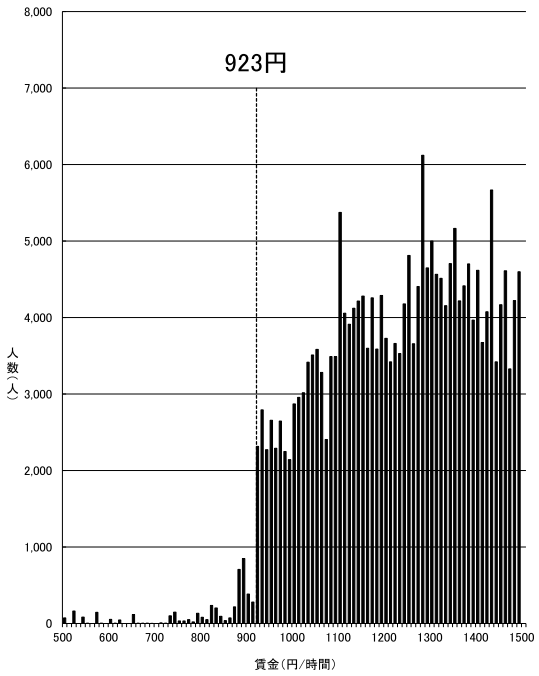

資料出所：厚生労働省「令和6年賃金構造基本統計調査特別集計」

（注）1　グラフ内記載の額は令和5年度最低賃金額である。
　　2　500円未満及び 1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
　　3　賃金額は、所定内給与額（通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。）を所定内実労働時間数で除したものである。
　　4　賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

―般労働者

山梨(B)

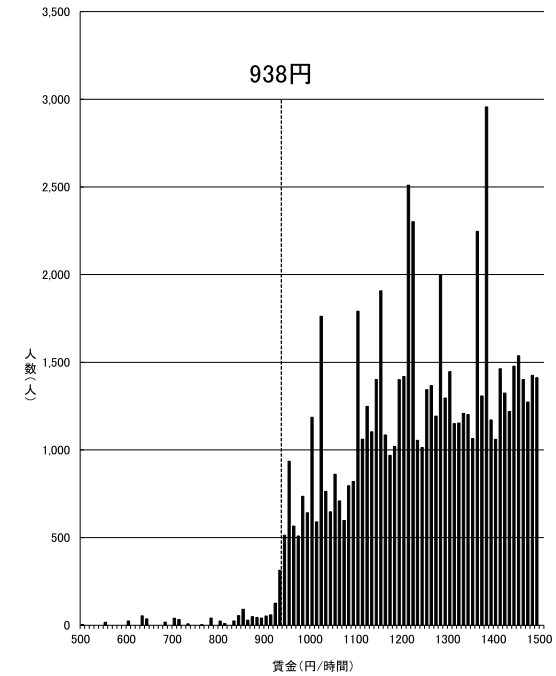

資料出所：厚生労働省「令和6年賃金構造基本統計調査特別集計」

（注）1　グラフ内記載の額は令和5年度最低賃金額である。
　　2　500円未満及び 1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
　　3　賃金額は、所定内給与額（通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。）を所定内実労働時間数で除したものである。
　　4　賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

―般労働者

三重(B)

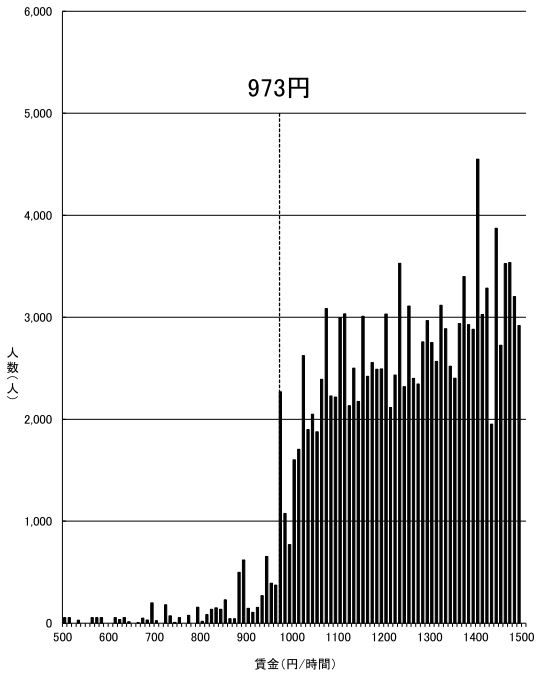

資料出所：厚生労働省「令和6年賃金構造基本統計調査特別集計」

（注）1　グラフ内記載の額は令和5年度最低賃金額である。
　　2　500円未満及び 1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
　　3　賃金額は、所定内給与額（通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。）を所定内実労働時間数で除したものである。
　　4　賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

―般労働者

石川(B)

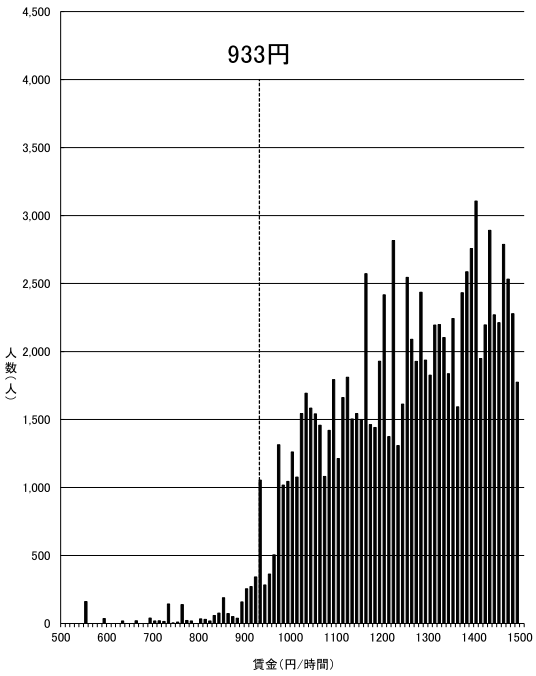

資料出所：厚生労働省「令和6年賃金構造基本統計調査特別集計」

（注）1　グラフ内記載の額は令和5年度最低賃金額である。
　　2　500円未満及び 1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
　　3　賃金額は、所定内給与額（通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。）を所定内実労働時間数で除したものである。
　　4　賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

―般労働者

福岡(B)

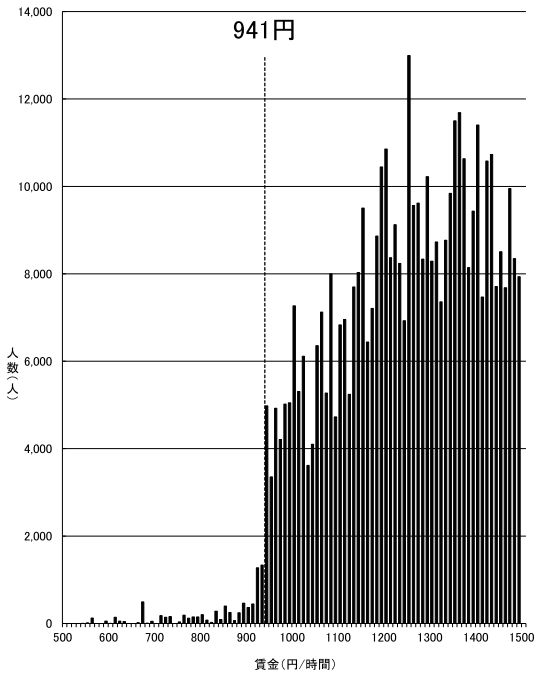

資料出所：厚生労働省「令和6年賃金構造基本統計調査特別集計」

（注）1　グラフ内記載の額は令和5年度最低賃金額である。
　　2　500円未満及び 1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
　　3　賃金額は、所定内給与額（通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。）を所定内実労働時間数で除したものである。
　　4　賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

―般労働者

香川(B)

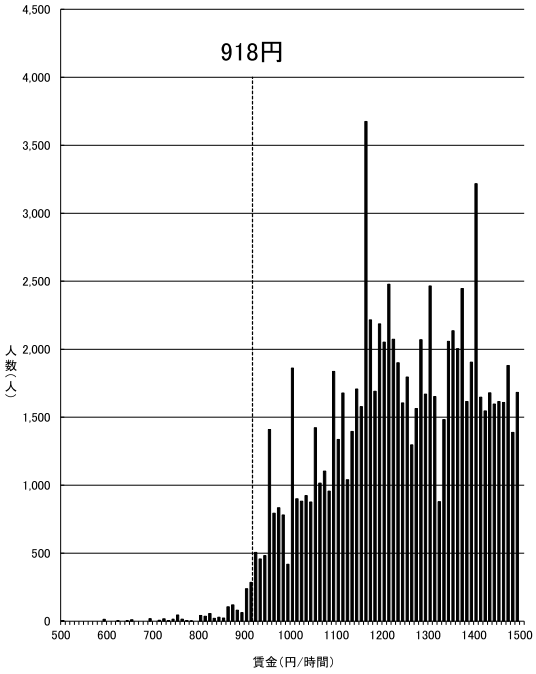

資料出所：厚生労働省「令和6年賃金構造基本統計調査特別集計」

（注）1　グラフ内記載の額は令和5年度最低賃金額である。
　　2　500円未満及び 1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
　　3　賃金額は、所定内給与額（通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。）を所定内実労働時間数で除したものである。
　　4　賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

―般労働者

岡山(B)

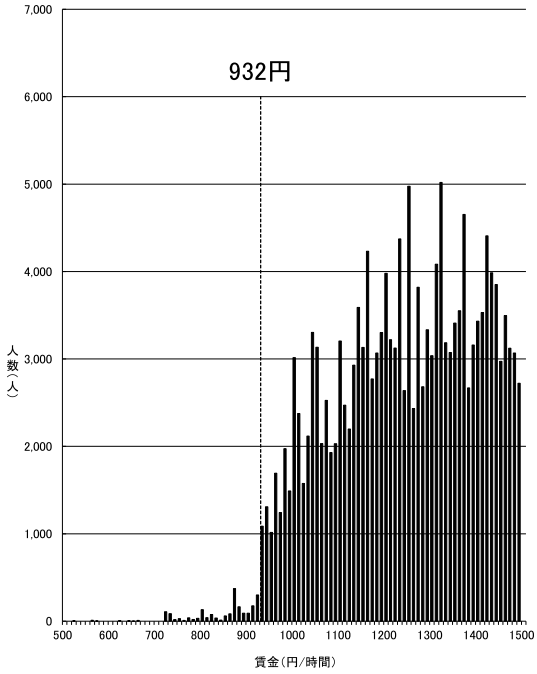

資料出所：厚生労働省「令和6年賃金構造基本統計調査特別集計」

（注）1　グラフ内記載の額は令和5年度最低賃金額である。
　　2　500円未満及び 1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
　　3　賃金額は、所定内給与額（通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。）を所定内実労働時間数で除したものである。
　　4　賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

―般労働者

福井(B)

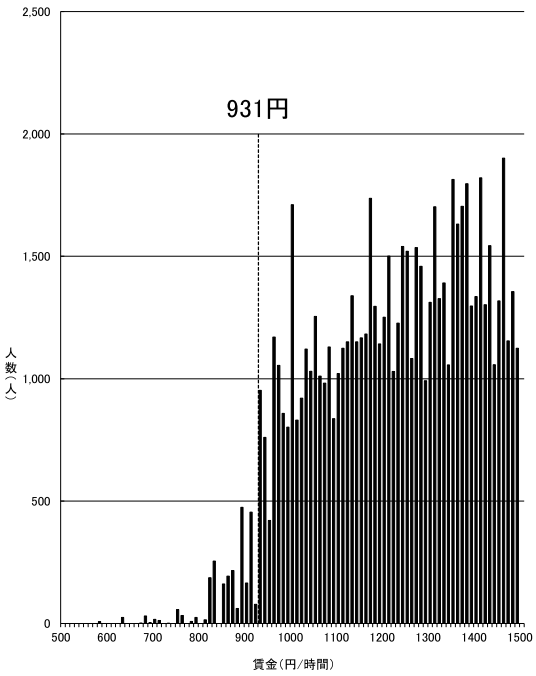

資料出所：厚生労働省「令和6年賃金構造基本統計調査特別集計」

（注）1　グラフ内記載の額は令和5年度最低賃金額である。
　　2　500円未満及び 1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
　　3　賃金額は、所定内給与額（通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。）を所定内実労働時間数で除したものである。
　　4　賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

―般労働者

奈良(B)

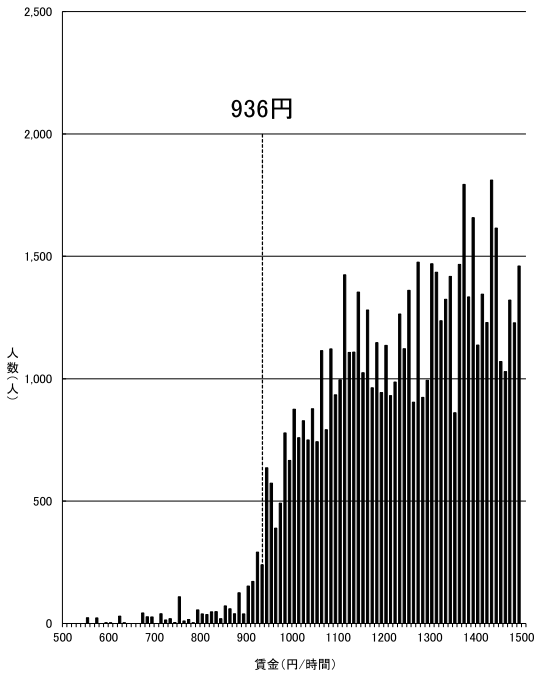

資料出所：厚生労働省「令和6年賃金構造基本統計調査特別集計」

（注）1　グラフ内記載の額は令和5年度最低賃金額である。
　　2　500円未満及び 1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
　　3　賃金額は、所定内給与額（通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。）を所定内実労働時間数で除したものである。
　　4　賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

―般労働者

山口(B)

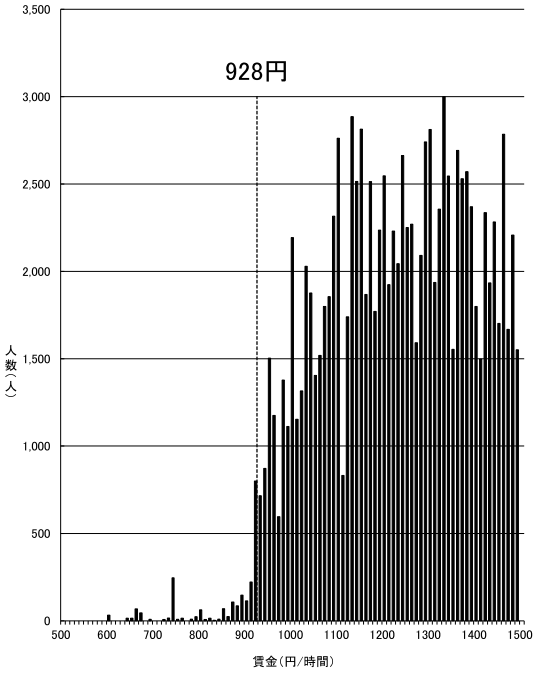

資料出所：厚生労働省「令和6年賃金構造基本統計調査特別集計」

（注）1　グラフ内記載の額は令和5年度最低賃金額である。
　　2　500円未満及び 1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
　　3　賃金額は、所定内給与額（通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。）を所定内実労働時間数で除したものである。
　　4　賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

―般労働者

長野(B)

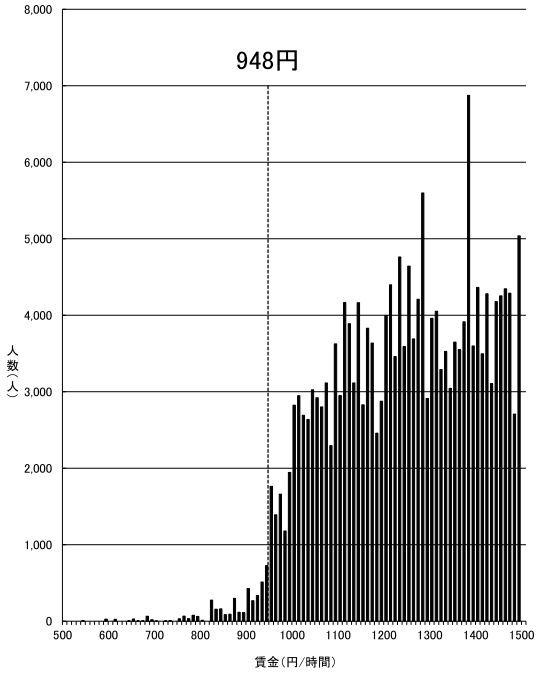

資料出所：厚生労働省「令和6年賃金構造基本統計調査特別集計」

（注）1　グラフ内記載の額は令和5年度最低賃金額である。
　　2　500円未満及び 1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
　　3　賃金額は、所定内給与額（通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。）を所定内実労働時間数で除したものである。
　　4　賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

―般労働者

北海道(B)

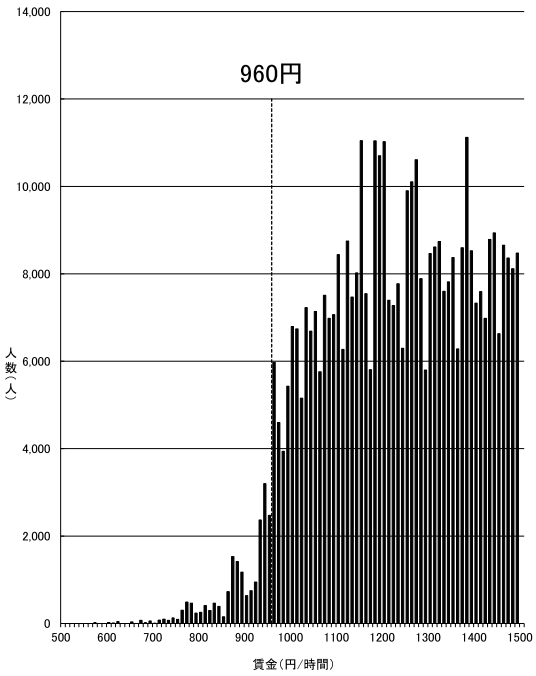

資料出所：厚生労働省「令和6年賃金構造基本統計調査特別集計」

（注）1　グラフ内記載の額は令和5年度最低賃金額である。
　　2　500円未満及び 1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
　　3　賃金額は、所定内給与額（通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。）を所定内実労働時間数で除したものである。
　　4　賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

―般労働者

岐阜(B)

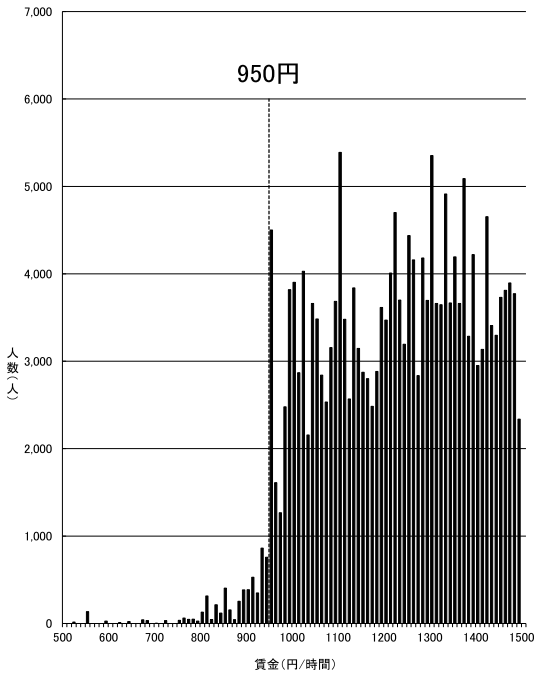

資料出所：厚生労働省「令和6年賃金構造基本統計調査特別集計」

（注）1　グラフ内記載の額は令和5年度最低賃金額である。
　　2　500円未満及び 1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
　　3　賃金額は、所定内給与額（通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。）を所定内実労働時間数で除したものである。
　　4　賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

―般労働者

徳島(B)

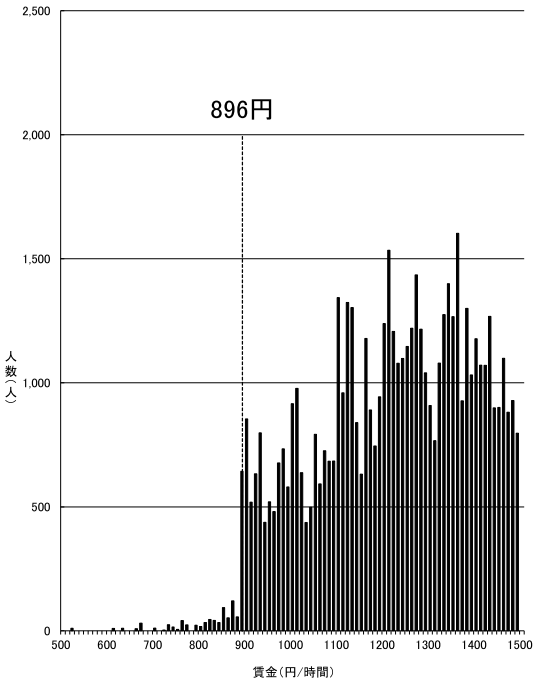

資料出所：厚生労働省「令和6年賃金構造基本統計調査特別集計」

（注）1　グラフ内記載の額は令和5年度最低賃金額である。
　　2　500円未満及び 1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
　　3　賃金額は、所定内給与額（通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。）を所定内実労働時間数で除したものである。
　　4　賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

―般労働者

福島(B)

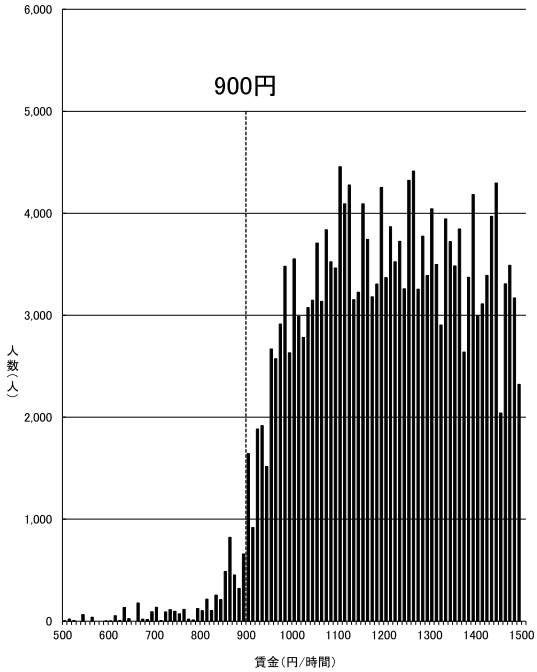

資料出所：厚生労働省「令和6年賃金構造基本統計調査特別集計」

（注）1　グラフ内記載の額は令和5年度最低賃金額である。
　　2　500円未満及び 1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
　　3　賃金額は、所定内給与額（通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。）を所定内実労働時間数で除したものである。
　　4　賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

―般労働者

新潟(B)

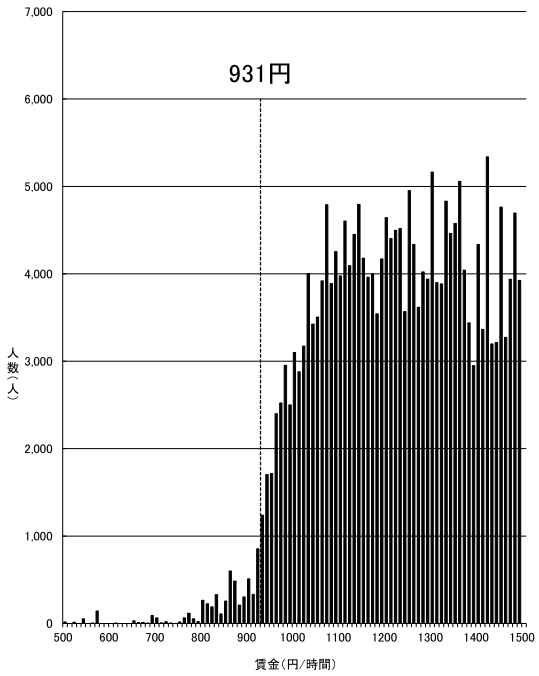

資料出所：厚生労働省「令和6年賃金構造基本統計調査特別集計」

（注）1　グラフ内記載の額は令和5年度最低賃金額である。
　　2　500円未満及び 1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
　　3　賃金額は、所定内給与額（通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。）を所定内実労働時間数で除したものである。
　　4　賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

―般労働者

和歌山(B)

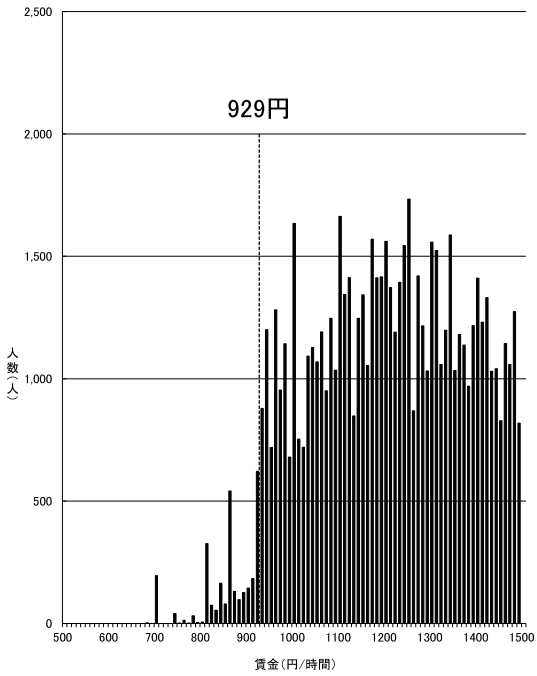

資料出所：厚生労働省「令和6年賃金構造基本統計調査特別集計」

（注）1　グラフ内記載の額は令和5年度最低賃金額である。
　　2　500円未満及び 1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
　　3　賃金額は、所定内給与額（通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。）を所定内実労働時間数で除したものである。
　　4　賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

―般労働者

愛媛(B)

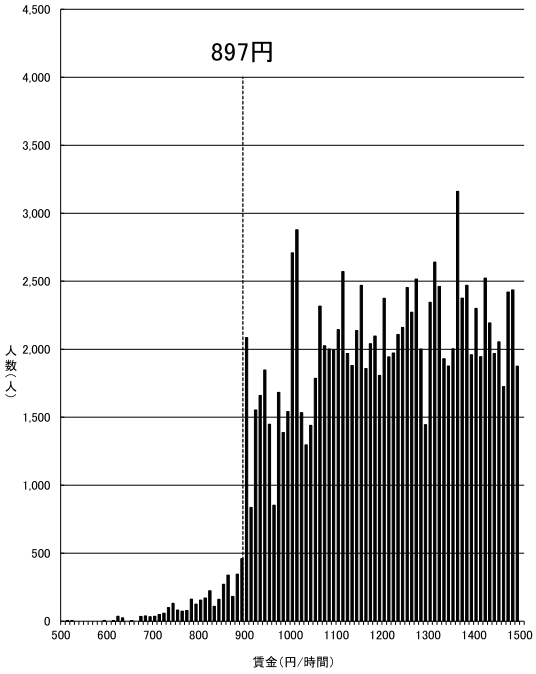

資料出所：厚生労働省「令和6年賃金構造基本統計調査特別集計」

（注）1　グラフ内記載の額は令和5年度最低賃金額である。
　　2　500円未満及び 1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
　　3　賃金額は、所定内給与額（通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。）を所定内実労働時間数で除したものである。
　　4　賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

―般労働者

島根(B)

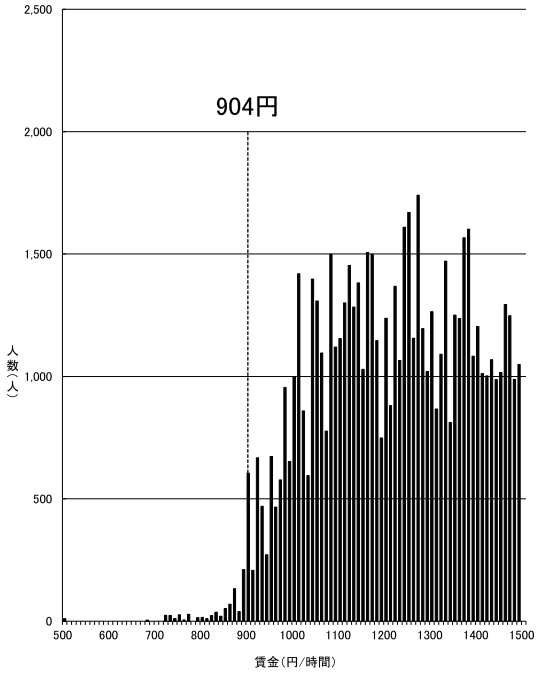

資料出所：厚生労働省「令和6年賃金構造基本統計調査特別集計」

（注）1　グラフ内記載の額は令和5年度最低賃金額である。
　　2　500円未満及び 1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
　　3　賃金額は、所定内給与額（通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。）を所定内実労働時間数で除したものである。
　　4　賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

―般労働者

大分(C)

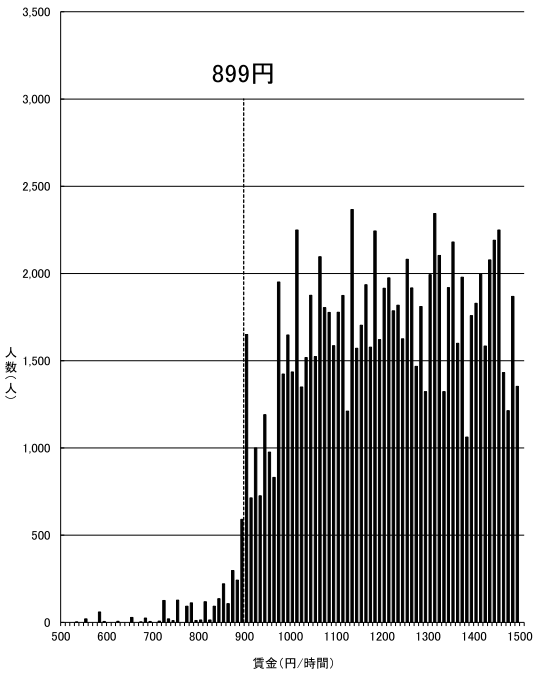

資料出所：厚生労働省「令和6年賃金構造基本統計調査特別集計」

（注）1　グラフ内記載の額は令和5年度最低賃金額である。
　　2　500円未満及び 1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
　　3　賃金額は、所定内給与額（通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。）を所定内実労働時間数で除したものである。
　　4　賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

―般労働者

熊本(C)

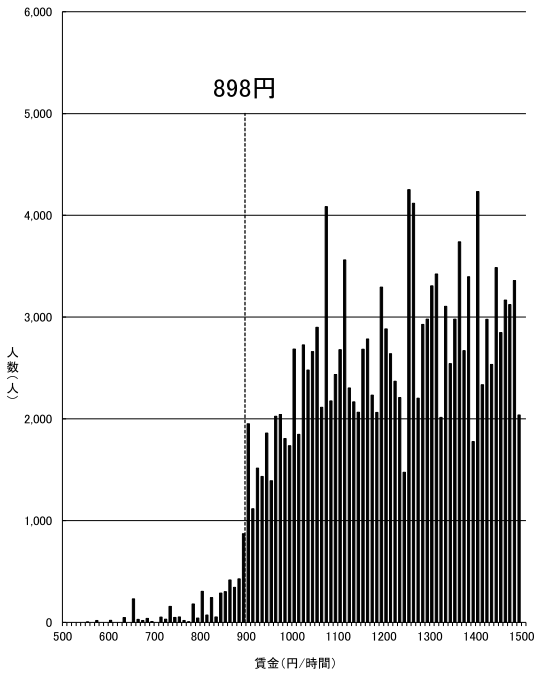

資料出所：厚生労働省「令和6年賃金構造基本統計調査特別集計」

（注）1　グラフ内記載の額は令和5年度最低賃金額である。
　　2　500円未満及び 1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
　　3　賃金額は、所定内給与額（通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。）を所定内実労働時間数で除したものである。
　　4　賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

―般労働者

山形(C)

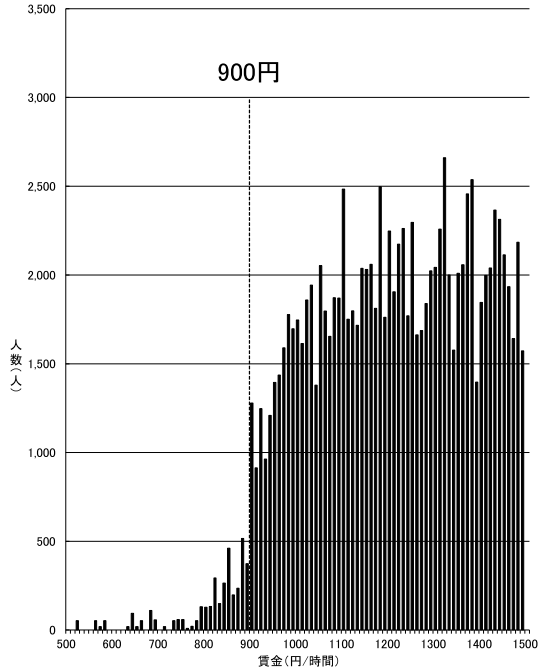

資料出所：厚生労働省「令和6年賃金構造基本統計調査特別集計」

（注）1　グラフ内記載の額は令和5年度最低賃金額である。
　　2　500円未満及び 1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
　　3　賃金額は、所定内給与額（通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。）を所定内実労働時間数で除したものである。
　　4　賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

―般労働者

佐賀(C)

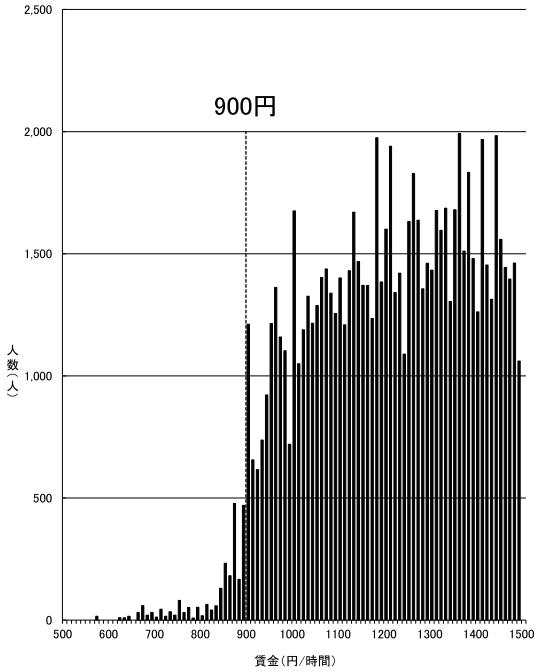

資料出所：厚生労働省「令和6年賃金構造基本統計調査特別集計」

（注）1　グラフ内記載の額は令和5年度最低賃金額である。
　　2　500円未満及び 1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
　　3　賃金額は、所定内給与額（通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。）を所定内実労働時間数で除したものである。
　　4　賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

―般労働者

長崎(C)

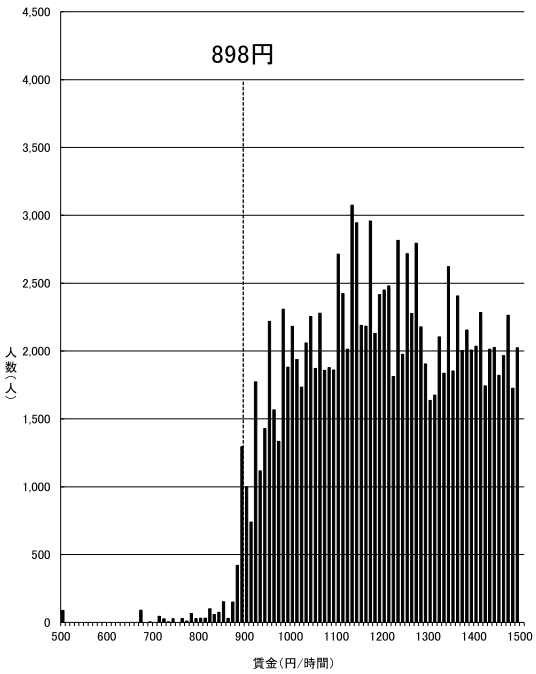

資料出所：厚生労働省「令和6年賃金構造基本統計調査特別集計」

（注）1　グラフ内記載の額は令和5年度最低賃金額である。
　　2　500円未満及び 1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
　　3　賃金額は、所定内給与額（通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。）を所定内実労働時間数で除したものである。
　　4　賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

―般労働者

岩手(C)

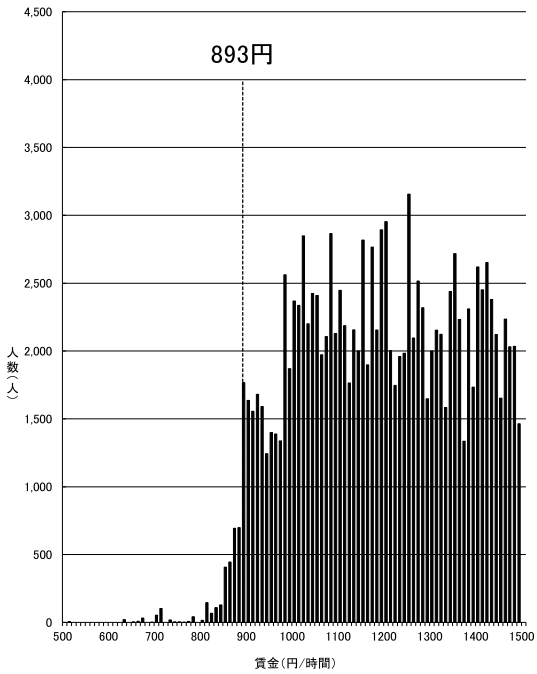

資料出所：厚生労働省「令和6年賃金構造基本統計調査特別集計」

（注）1　グラフ内記載の額は令和5年度最低賃金額である。
　　2　500円未満及び 1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
　　3　賃金額は、所定内給与額（通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。）を所定内実労働時間数で除したものである。
　　4　賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

―般労働者

高知(C)

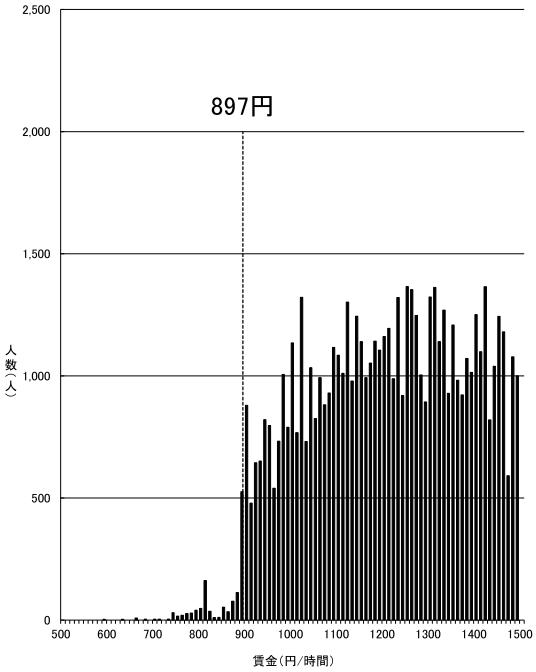

資料出所：厚生労働省「令和6年賃金構造基本統計調査特別集計」

（注）1　グラフ内記載の額は令和5年度最低賃金額である。
　　2　500円未満及び 1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
　　3　賃金額は、所定内給与額（通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。）を所定内実労働時間数で除したものである。
　　4　賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

―般労働者

鳥取(C)

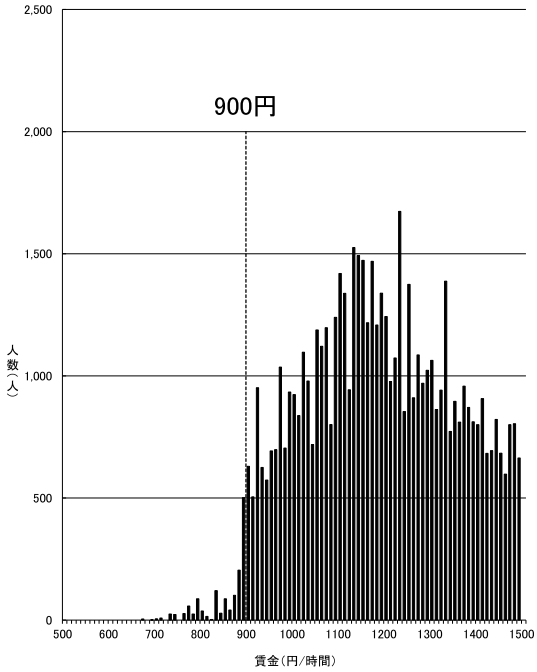

資料出所：厚生労働省「令和6年賃金構造基本統計調査特別集計」

（注）1　グラフ内記載の額は令和5年度最低賃金額である。
　　2　500円未満及び 1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
　　3　賃金額は、所定内給与額（通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。）を所定内実労働時間数で除したものである。
　　4　賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

―般労働者

秋田(C)

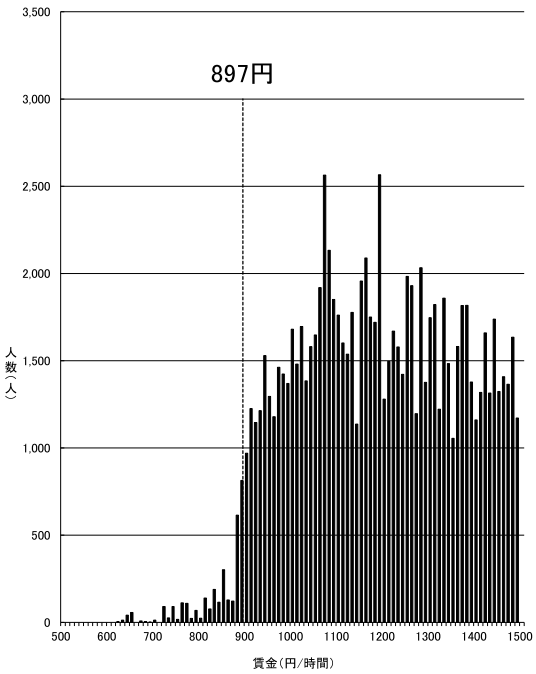

資料出所：厚生労働省「令和6年賃金構造基本統計調査特別集計」

（注）1　グラフ内記載の額は令和5年度最低賃金額である。
　　2　500円未満及び 1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
　　3　賃金額は、所定内給与額（通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。）を所定内実労働時間数で除したものである。
　　4　賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

―般労働者

鹿児島(C)

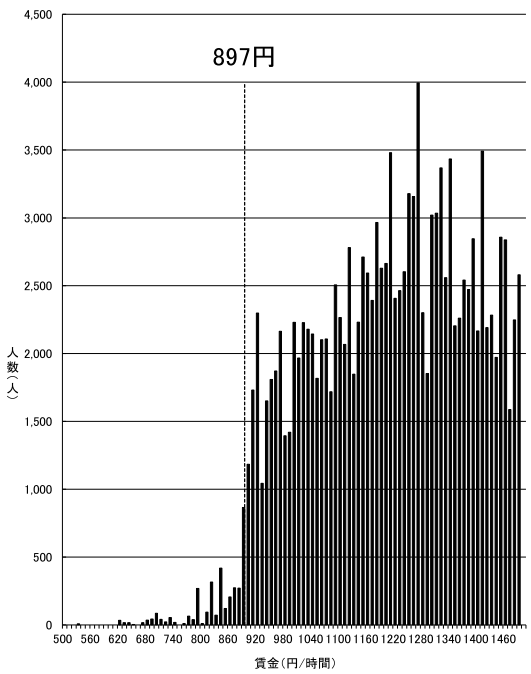

資料出所：厚生労働省「令和6年賃金構造基本統計調査特別集計」

（注）1　グラフ内記載の額は令和5年度最低賃金額である。
　　2　500円未満及び 1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
　　3　賃金額は、所定内給与額（通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。）を所定内実労働時間数で除したものである。
　　4　賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

―般労働者

宮崎(C)

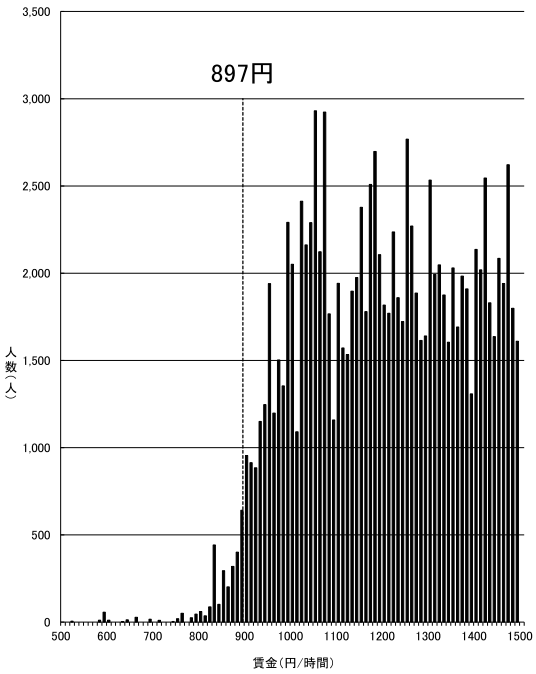

資料出所：厚生労働省「令和6年賃金構造基本統計調査特別集計」

（注）1　グラフ内記載の額は令和5年度最低賃金額である。
　　2　500円未満及び 1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
　　3　賃金額は、所定内給与額（通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。）を所定内実労働時間数で除したものである。
　　4　賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

―般労働者

青森(C)

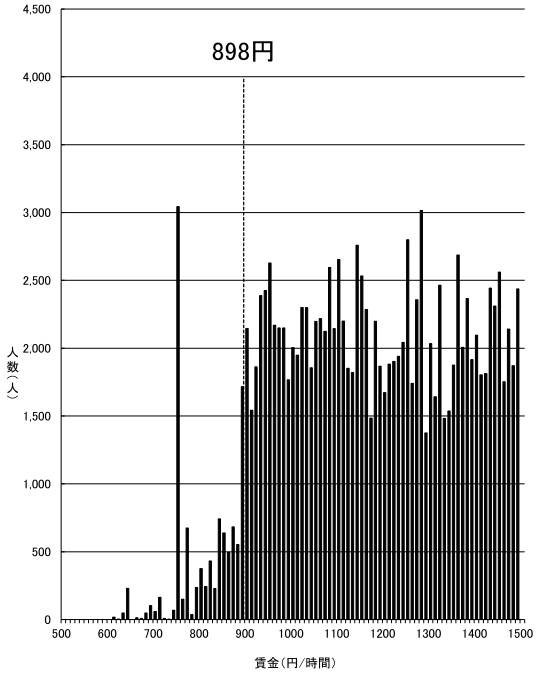

資料出所：厚生労働省「令和6年賃金構造基本統計調査特別集計」

（注）1　グラフ内記載の額は令和5年度最低賃金額である。
　　2　500円未満及び 1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
　　3　賃金額は、所定内給与額（通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。）を所定内実労働時間数で除したものである。
　　4　賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

―般労働者

沖縄(C)

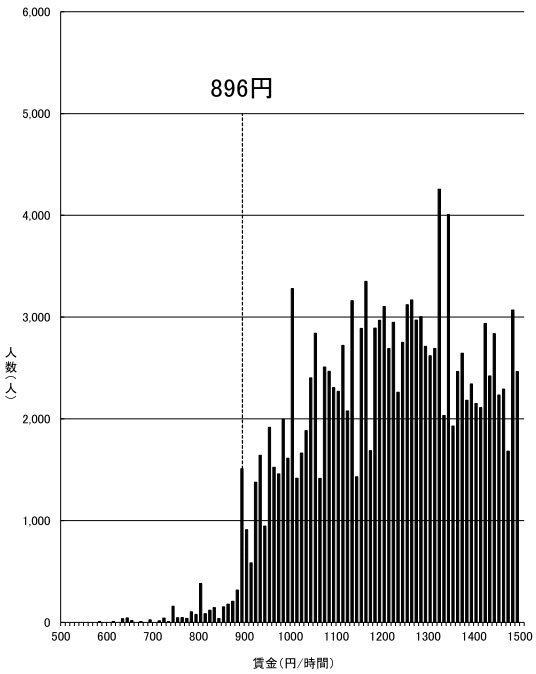

資料出所：厚生労働省「令和6年賃金構造基本統計調査特別集計」

（注）1　グラフ内記載の額は令和5年度最低賃金額である。
　　2　500円未満及び 1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
　　3　賃金額は、所定内給与額（通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。）を
　　所定内実労働時間数で除したものである。
　　4　賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

―般労働者

時間当たり賃金分布（短時間労働者）

東京(A)

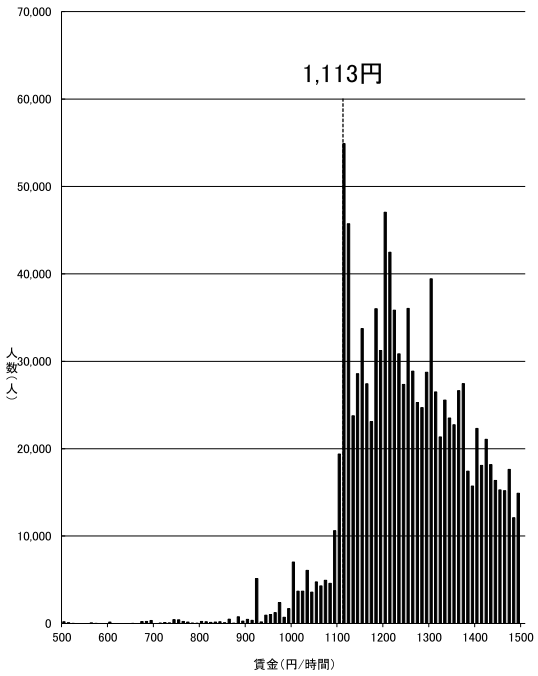

資料出所：厚生労働省「令和6年賃金構造基本統計調査特別集計」

（注）1　グラフ内記載の額は令和5年度最低賃金額である。
　　2　500円未満及び 1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
　　3　賃金額は、所定内給与額（通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。）を所定内実労働時間数で除したものである。
　　4　賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

神奈川(A)

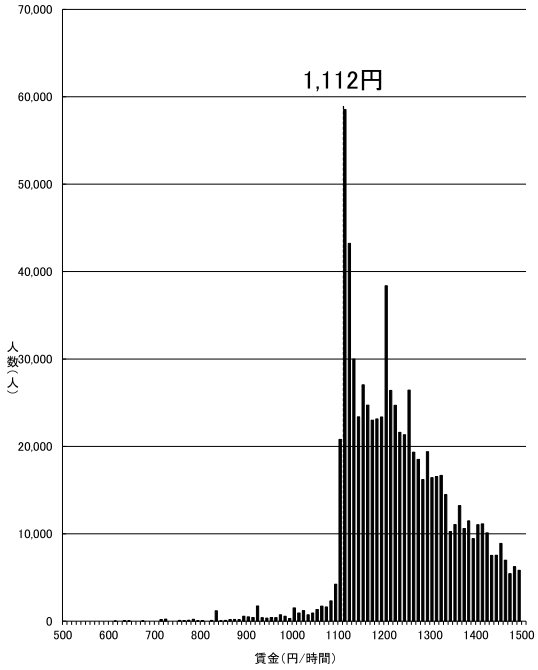

資料出所：厚生労働省「令和6年賃金構造基本統計調査特別集計」

（注）1　グラフ内記載の額は令和5年度最低賃金額である。
　　2　500円未満及び 1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
　　3　賃金額は、所定内給与額（通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。）を所定内実労働時間数で除したものである。
　　4　賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

大阪(A)

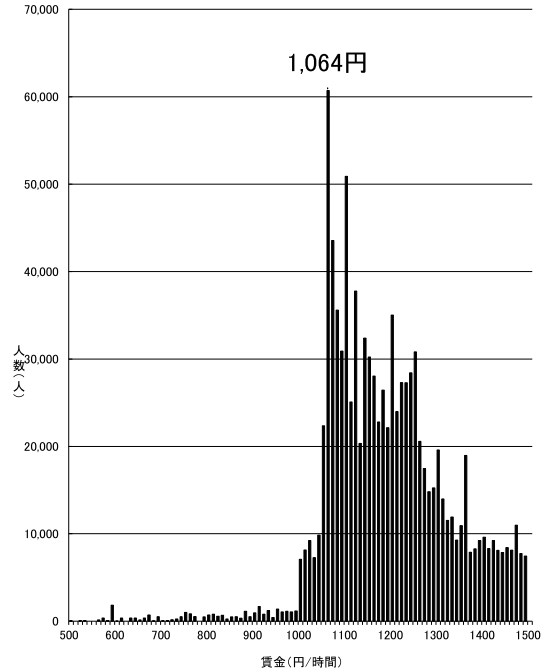

資料出所：厚生労働省「令和6年賃金構造基本統計調査特別集計」

（注）1　グラフ内記載の額は令和5年度最低賃金額である。
　　2　500円未満及び 1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
　　3　賃金額は、所定内給与額（通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。）を所定内実労働時間数で除したものである。
　　4　賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

愛知(A)

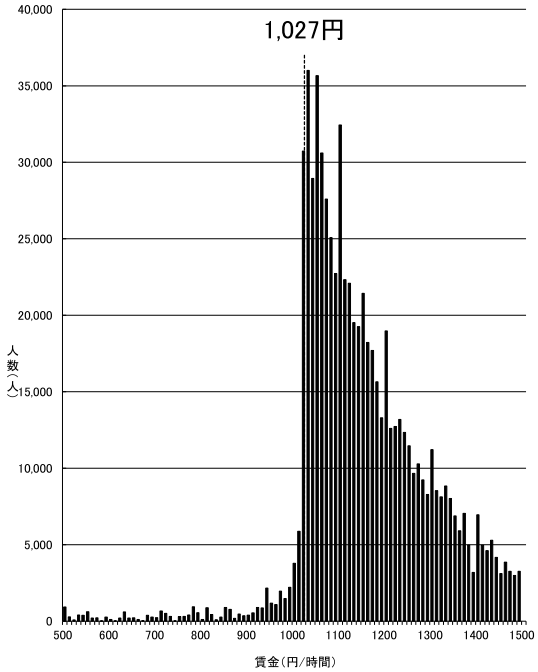

資料出所：厚生労働省「令和6年賃金構造基本統計調査特別集計」

（注）1　グラフ内記載の額は令和5年度最低賃金額である。
　　2　500円未満及び 1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
　　3　賃金額は、所定内給与額（通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。）を所定内実労働時間数で除したものである。
　　4　賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

埼玉(A)

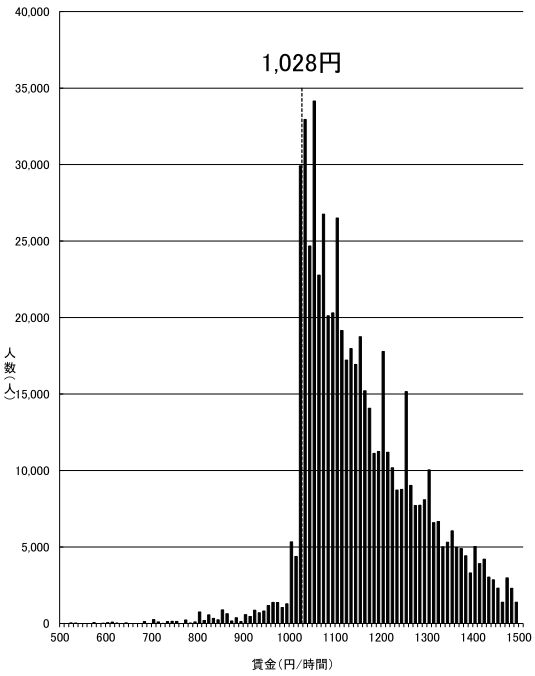

資料出所：厚生労働省「令和6年賃金構造基本統計調査特別集計」

（注）1　グラフ内記載の額は令和5年度最低賃金額である。
　　2　500円未満及び 1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
　　3　賃金額は、所定内給与額（通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。）を
　　所定内実労働時間数で除したものである。
　　4　賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

千葉(A)

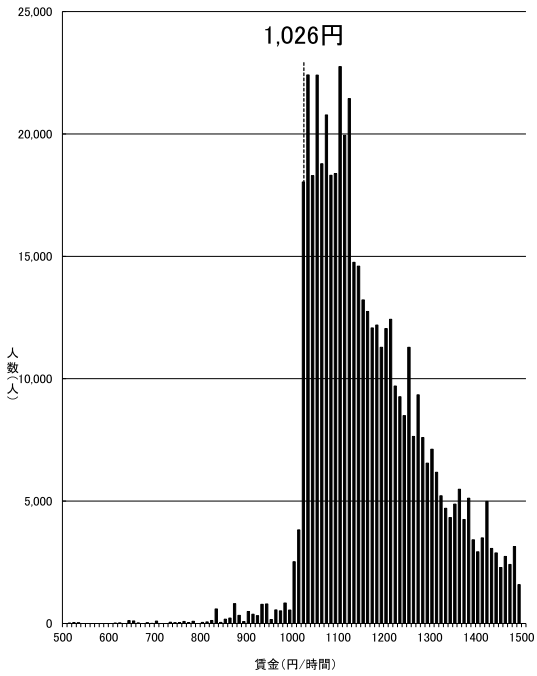

資料出所：厚生労働省「令和6年賃金構造基本統計調査特別集計」

（注）1　グラフ内記載の額は令和5年度最低賃金額である。
　　2　500円未満及び 1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
　　3　賃金額は、所定内給与額（通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。）を
　　所定内実労働時間数で除したものである。
　　4　賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

兵庫(B)

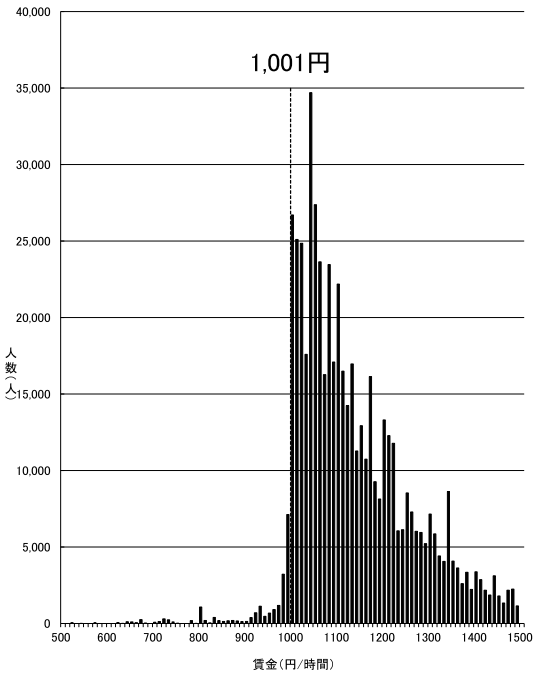

資料出所：厚生労働省「令和6年賃金構造基本統計調査特別集計」

（注）1　グラフ内記載の額は令和5年度最低賃金額である。
　　2　500円未満及び 1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
　　3　賃金額は、所定内給与額（通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。）を
　　所定内実労働時間数で除したものである。
　　4　賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

京都(B)

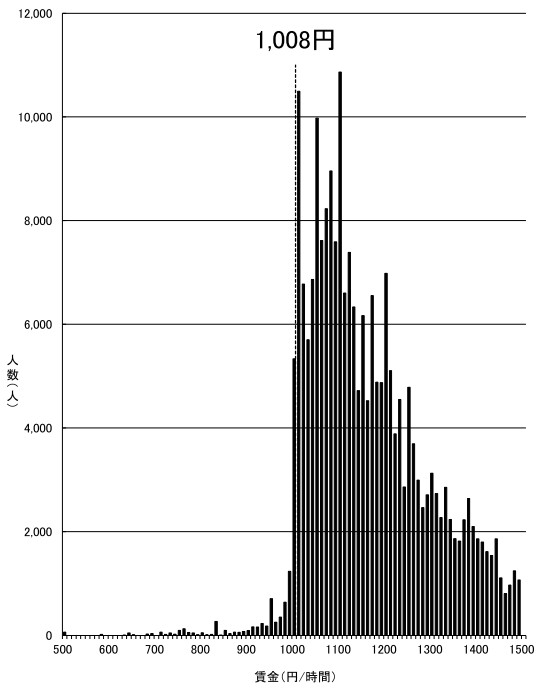

資料出所：厚生労働省「令和6年賃金構造基本統計調査特別集計」

（注）1　グラフ内記載の額は令和5年度最低賃金額である。
　　2　500円未満及び 1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
　　3　賃金額は、所定内給与額（通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。）を
　　所定内実労働時間数で除したものである。
　　4　賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

茨城(B)

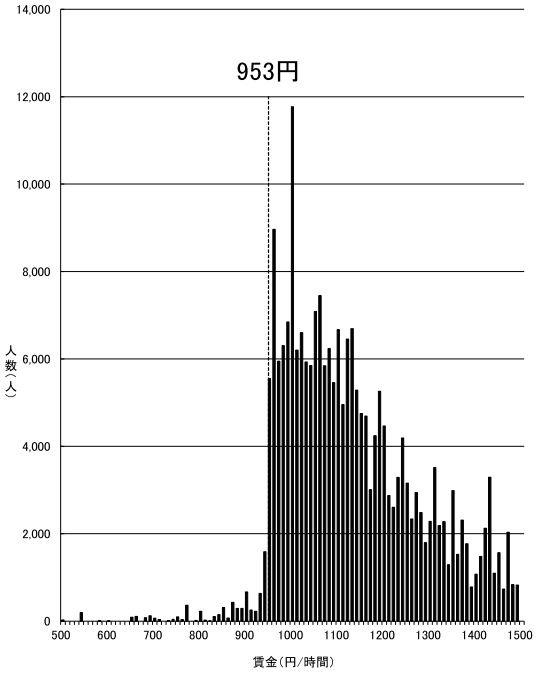

資料出所：厚生労働省「令和6年賃金構造基本統計調査特別集計」

（注）1　グラフ内記載の額は令和5年度最低賃金額である。
　　2　500円未満及び 1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
　　3　賃金額は、所定内給与額（通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。）を
　　所定内実労働時間数で除したものである。
　　4　賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

静岡(B)

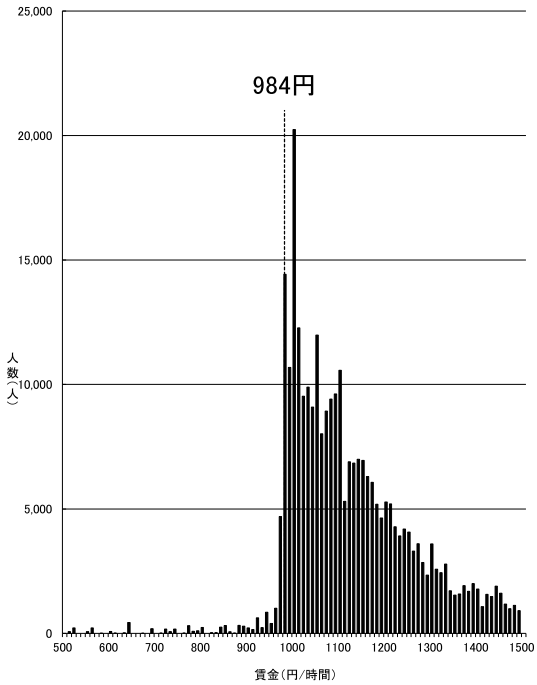

資料出所：厚生労働省「令和6年賃金構造基本統計調査特別集計」

（注）1　グラフ内記載の額は令和5年度最低賃金額である。
　　2　500円未満及び 1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
　　3　賃金額は、所定内給与額（通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。）を
　　所定内実労働時間数で除したものである。
　　4　賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

富山(B)

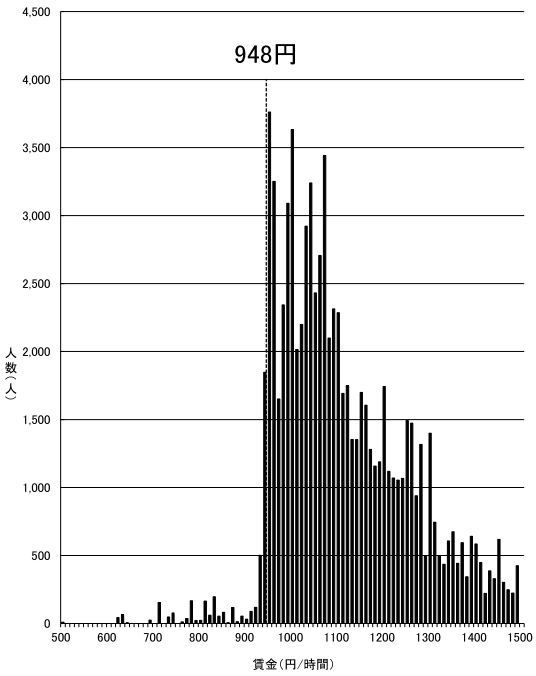

資料出所：厚生労働省「令和6年賃金構造基本統計調査特別集計」

（注）1　グラフ内記載の額は令和5年度最低賃金額である。
　　2　500円未満及び 1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
　　3　賃金額は、所定内給与額（通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。）を
　　所定内実労働時間数で除したものである。
　　4　賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

広島(B)

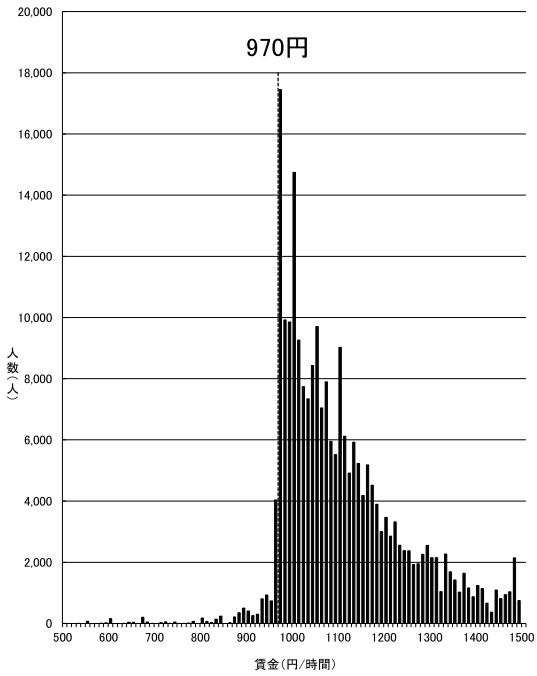

資料出所：厚生労働省「令和6年賃金構造基本統計調査特別集計」

（注）1　グラフ内記載の額は令和5年度最低賃金額である。
　　2　500円未満及び 1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
　　3　賃金額は、所定内給与額（通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。）を
　　所定内実労働時間数で除したものである。
　　4　賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

滋賀(B)

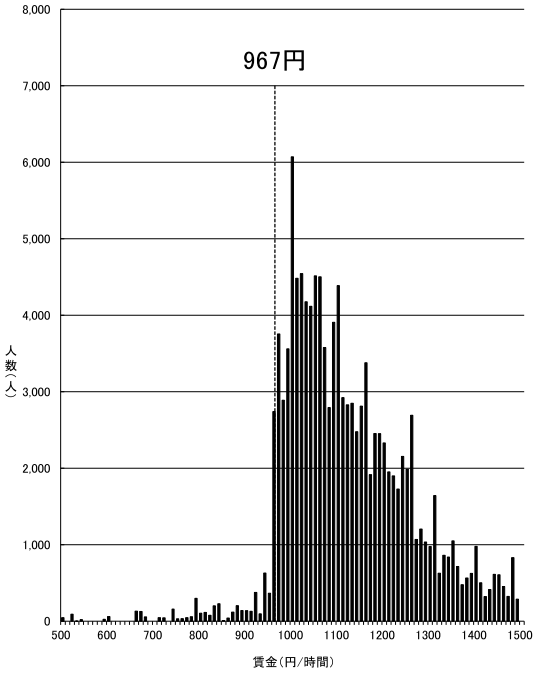

資料出所：厚生労働省「令和6年賃金構造基本統計調査特別集計」

（注）1　グラフ内記載の額は令和5年度最低賃金額である。
　　2　500円未満及び 1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
　　3　賃金額は、所定内給与額（通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。）を
　　所定内実労働時間数で除したものである。
　　4　賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

栃木(B)

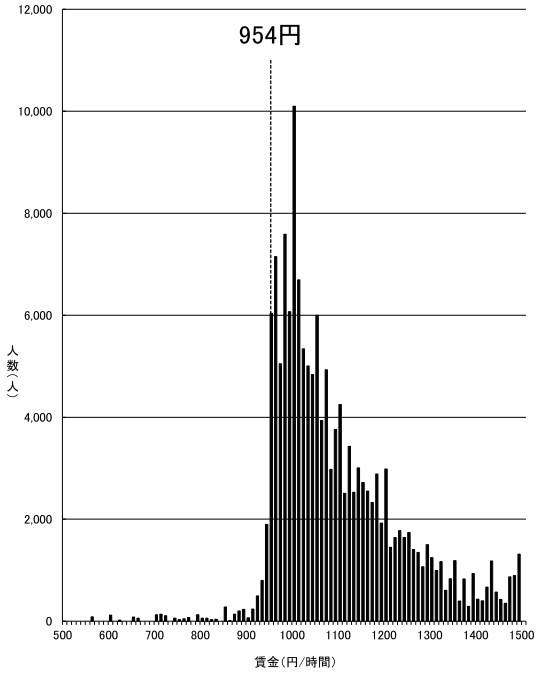

資料出所：厚生労働省「令和6年賃金構造基本統計調査特別集計」

（注）1　グラフ内記載の額は令和5年度最低賃金額である。
　　2　500円未満及び 1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
　　3　賃金額は、所定内給与額（通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。）を
　　所定内実労働時間数で除したものである。
　　4　賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

群馬(B)

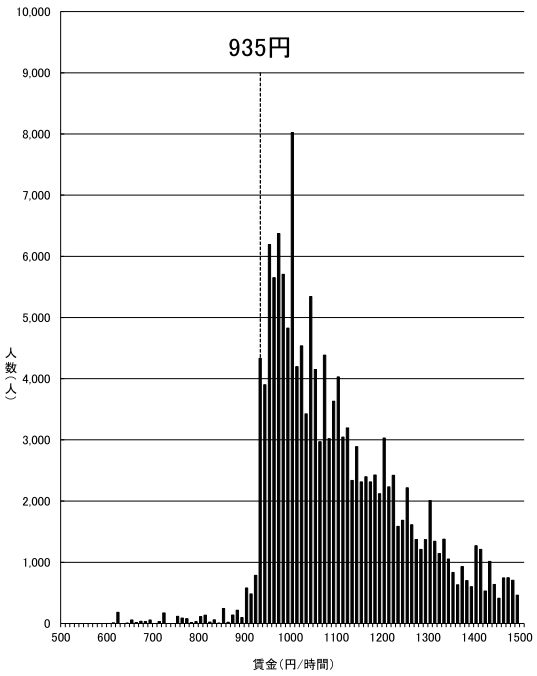

資料出所：厚生労働省「令和6年賃金構造基本統計調査特別集計」

（注）1　グラフ内記載の額は令和5年度最低賃金額である。
　　2　500円未満及び 1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
　　3　賃金額は、所定内給与額（通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。）を
　　所定内実労働時間数で除したものである。
　　4　賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

宮城(B)

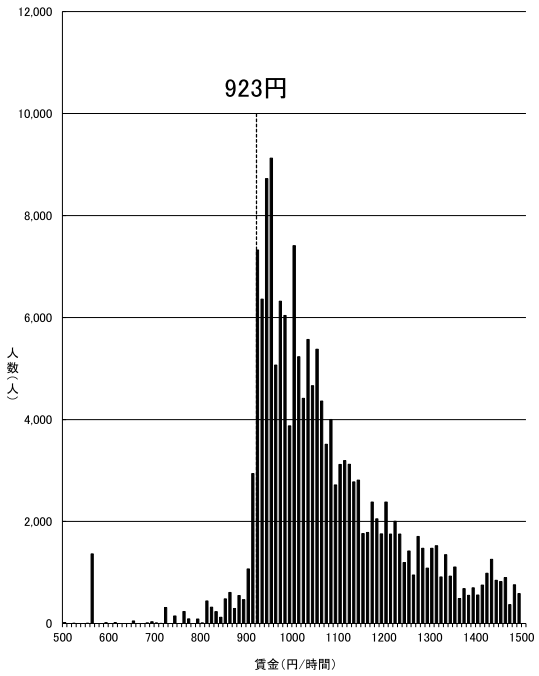

資料出所：厚生労働省「令和6年賃金構造基本統計調査特別集計」

（注）1　グラフ内記載の額は令和5年度最低賃金額である。
　　2　500円未満及び 1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
　　3　賃金額は、所定内給与額（通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。）を
　　所定内実労働時間数で除したものである。
　　4　賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

山梨(B)

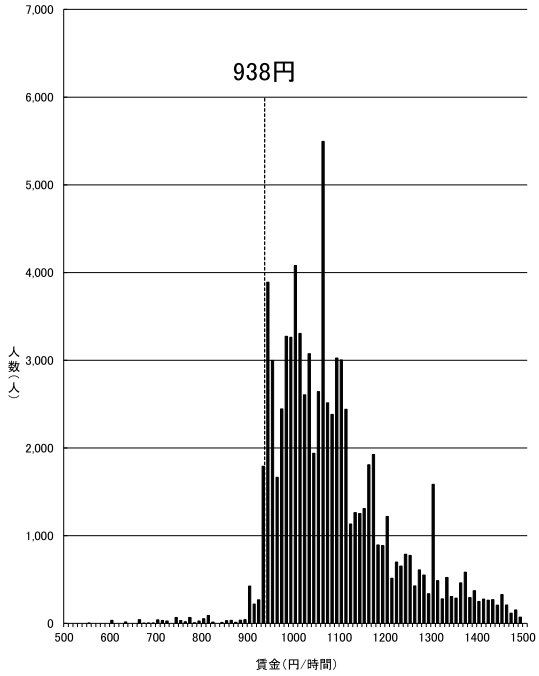

資料出所：厚生労働省「令和6年賃金構造基本統計調査特別集計」

（注）1　グラフ内記載の額は令和5年度最低賃金額である。
　　2　500円未満及び 1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
　　3　賃金額は、所定内給与額（通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。）を
　　所定内実労働時間数で除したものである。
　　4　賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

三重(B)

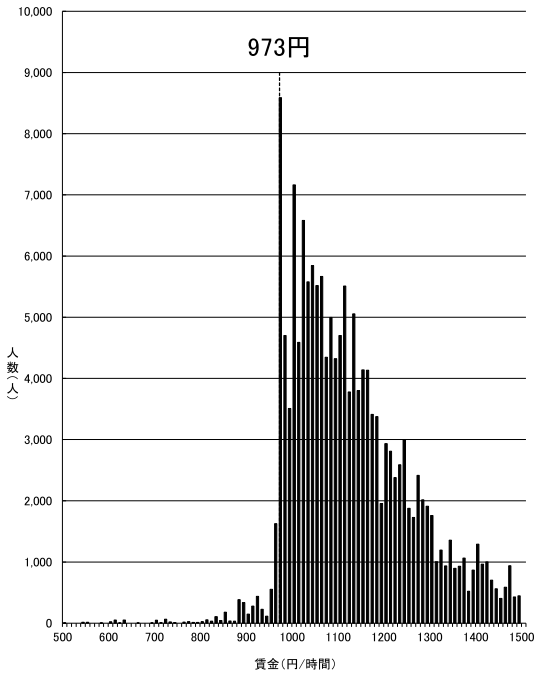

資料出所：厚生労働省「令和6年賃金構造基本統計調査特別集計」

（注）1　グラフ内記載の額は令和5年度最低賃金額である。
　　2　500円未満及び 1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
　　3　賃金額は、所定内給与額（通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。）を
　　所定内実労働時間数で除したものである。
　　4　賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

石川(B)

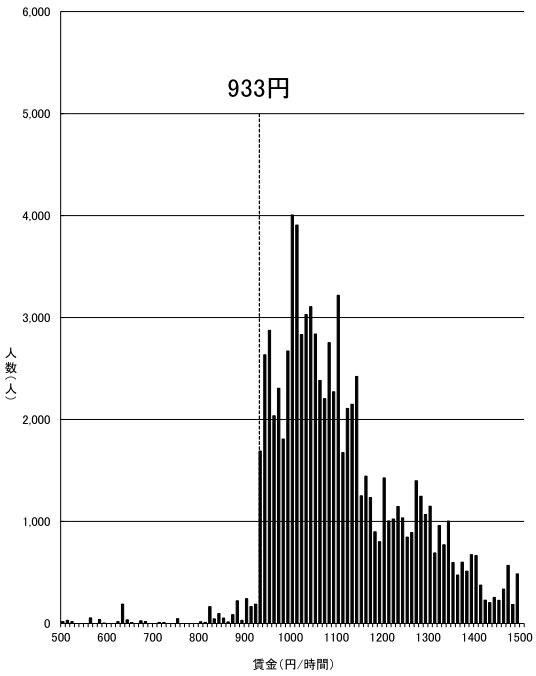

資料出所：厚生労働省「令和6年賃金構造基本統計調査特別集計」

（注）1　グラフ内記載の額は令和5年度最低賃金額である。
　　2　500円未満及び 1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
　　3　賃金額は、所定内給与額（通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。）を
　　所定内実労働時間数で除したものである。
　　4　賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

福岡(B)

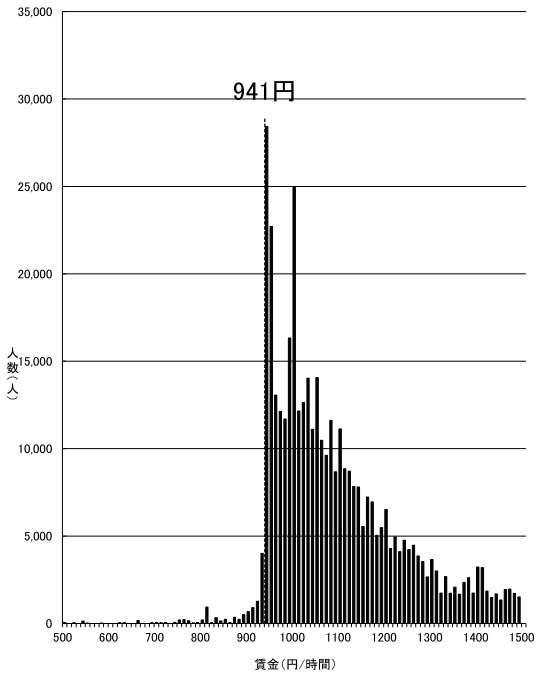

資料出所：厚生労働省「令和6年賃金構造基本統計調査特別集計」

（注）1　グラフ内記載の額は令和5年度最低賃金額である。
　　2　500円未満及び 1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
　　3　賃金額は、所定内給与額（通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。）を
　　所定内実労働時間数で除したものである。
　　4　賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

香川(B)

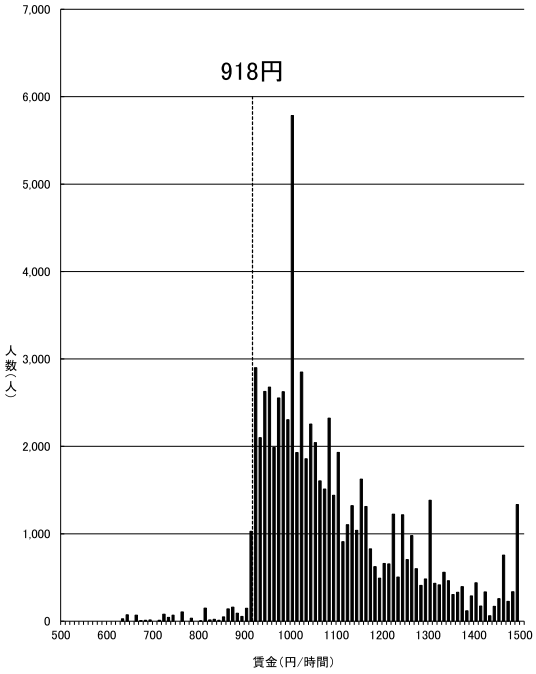

資料出所：厚生労働省「令和6年賃金構造基本統計調査特別集計」

（注）1　グラフ内記載の額は令和5年度最低賃金額である。
　　2　500円未満及び 1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
　　3　賃金額は、所定内給与額（通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。）を
　　所定内実労働時間数で除したものである。
　　4　賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

岡山(B)

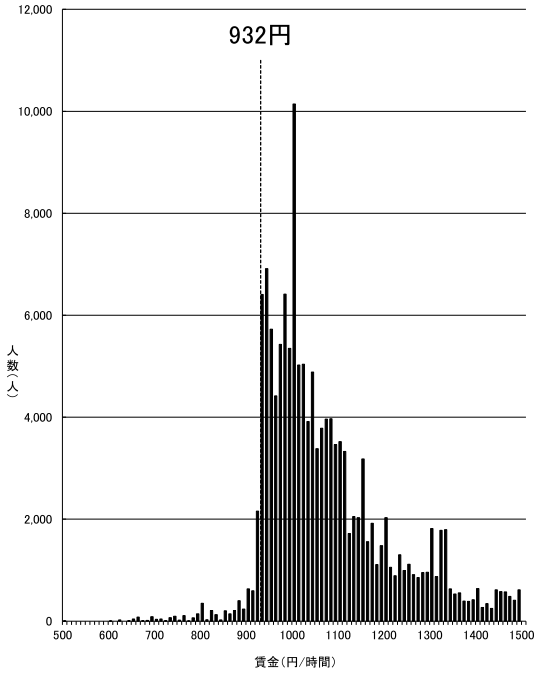

資料出所：厚生労働省「令和6年賃金構造基本統計調査特別集計」

（注）1　グラフ内記載の額は令和5年度最低賃金額である。
　　2　500円未満及び 1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
　　3　賃金額は、所定内給与額（通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。）を
　　所定内実労働時間数で除したものである。
　　4　賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

福井(B)

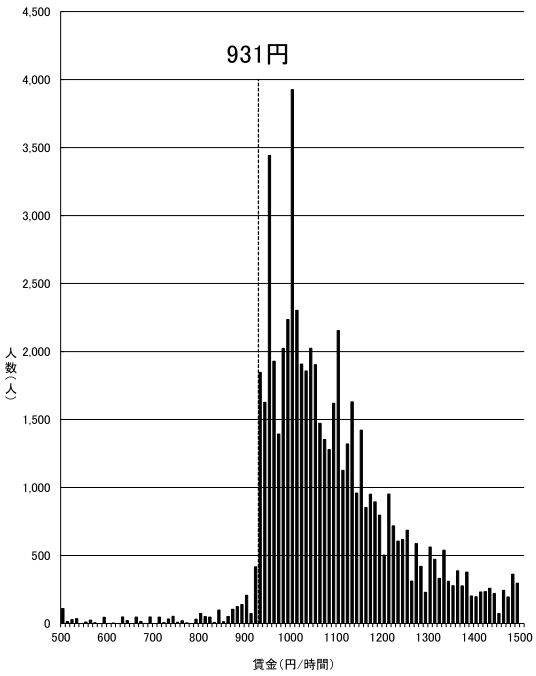

資料出所：厚生労働省「令和6年賃金構造基本統計調査特別集計」

（注）1　グラフ内記載の額は令和5年度最低賃金額である。
　　2　500円未満及び 1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
　　3　賃金額は、所定内給与額（通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。）を所定内実労働時間数で除したものである。
　　4　賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

奈良(B)

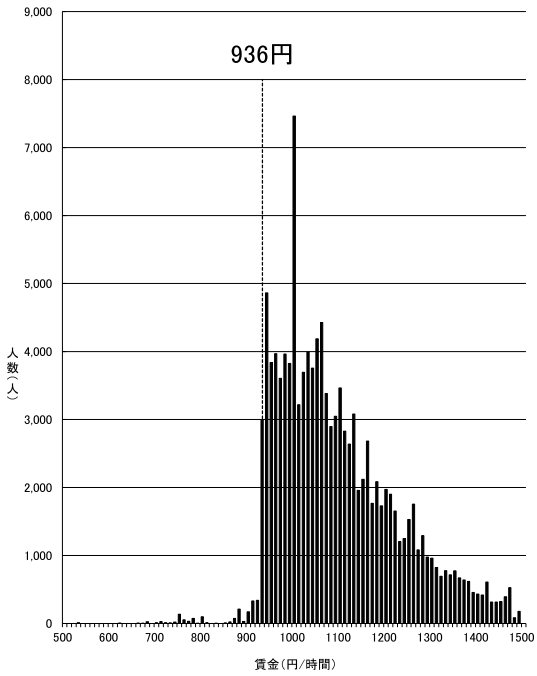

資料出所：厚生労働省「令和6年賃金構造基本統計調査特別集計」

（注）1　グラフ内記載の額は令和5年度最低賃金額である。
　　2　500円未満及び 1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
　　3　賃金額は、所定内給与額（通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。）を所定内実労働時間数で除したものである。
　　4　賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

山口(B)

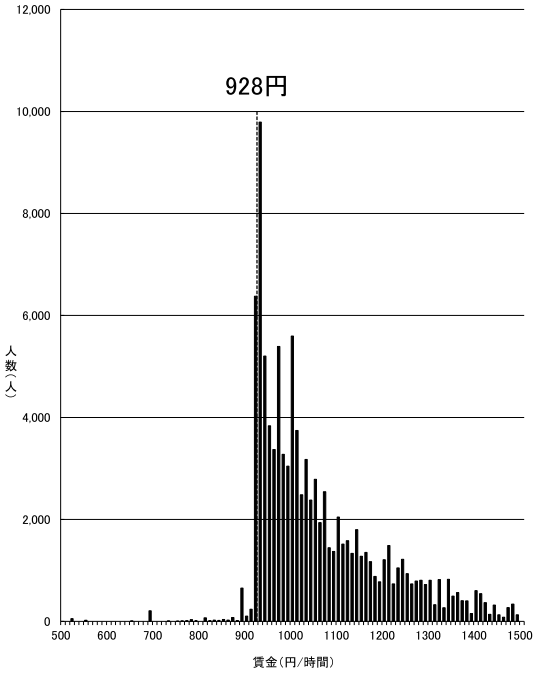

資料出所：厚生労働省「令和6年賃金構造基本統計調査特別集計」

（注）1　グラフ内記載の額は令和5年度最低賃金額である。
　　2　500円未満及び 1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
　　3　賃金額は、所定内給与額（通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。）を所定内実労働時間数で除したものである。
　　4　賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

長野(B)

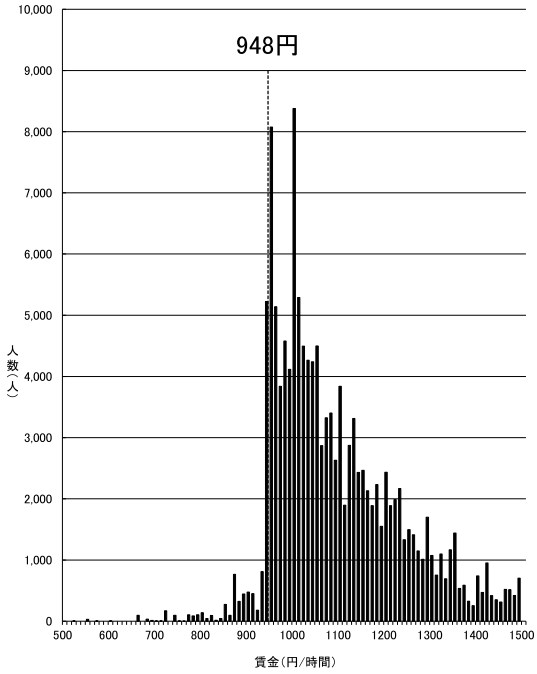

資料出所：厚生労働省「令和6年賃金構造基本統計調査特別集計」

（注）1　グラフ内記載の額は令和5年度最低賃金額である。
　　2　500円未満及び 1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
　　3　賃金額は、所定内給与額（通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。）を所定内実労働時間数で除したものである。
　　4　賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

北海道(B)

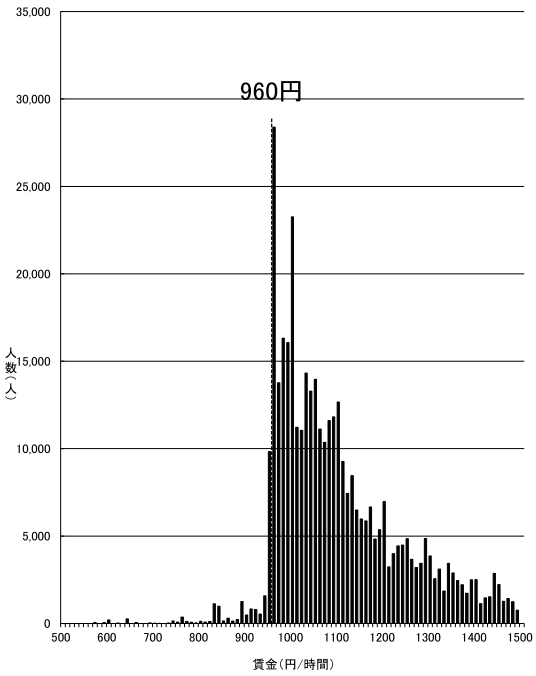

資料出所：厚生労働省「令和6年賃金構造基本統計調査特別集計」

（注）1　グラフ内記載の額は令和5年度最低賃金額である。
　　2　500円未満及び 1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
　　3　賃金額は、所定内給与額（通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。）を所定内実労働時間数で除したものである。
　　4　賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

岐阜(B)

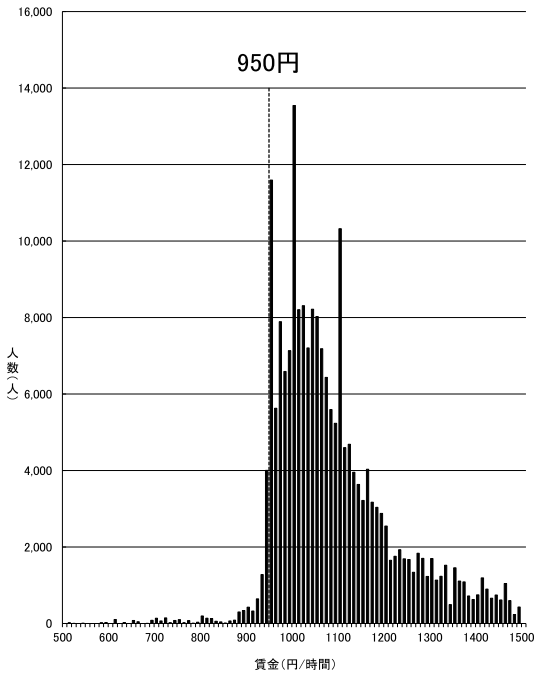

資料出所：厚生労働省「令和6年賃金構造基本統計調査特別集計」

（注）1　グラフ内記載の額は令和5年度最低賃金額である。
　　2　500円未満及び 1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
　　3　賃金額は、所定内給与額（通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。）を所定内実労働時間数で除したものである。
　　4　賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

徳島(B)

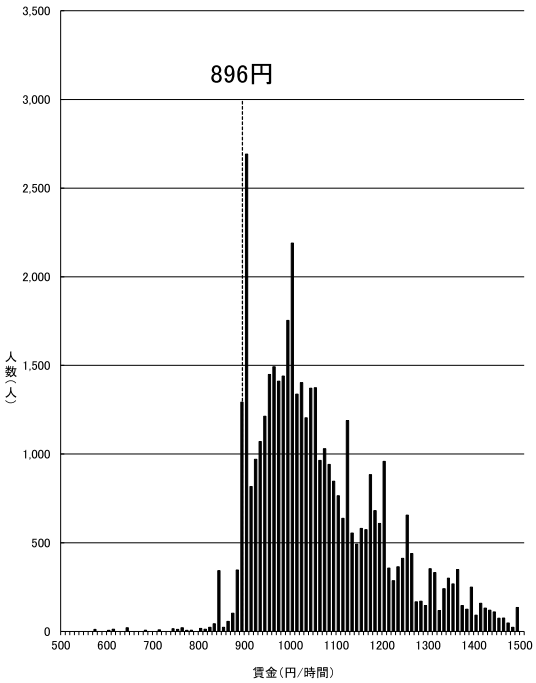

資料出所：厚生労働省「令和6年賃金構造基本統計調査特別集計」

（注）1　グラフ内記載の額は令和5年度最低賃金額である。
　　2　500円未満及び 1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
　　3　賃金額は、所定内給与額（通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。）を所定内実労働時間数で除したものである。
　　4　賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

福島(B)

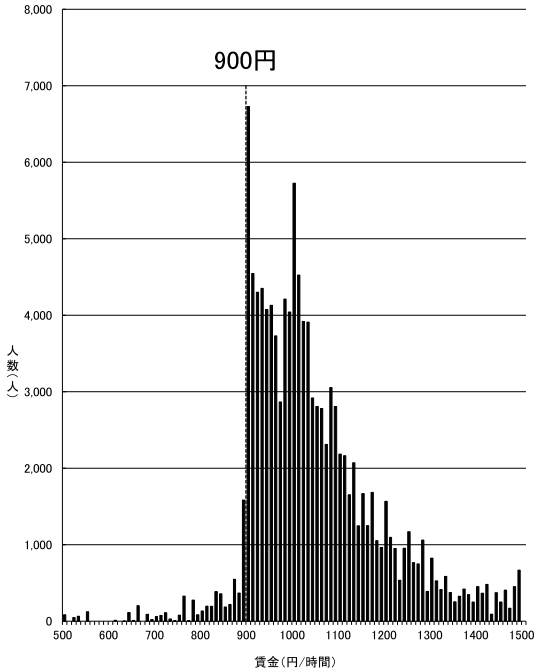

資料出所：厚生労働省「令和6年賃金構造基本統計調査特別集計」

（注）1　グラフ内記載の額は令和5年度最低賃金額である。
　　2　500円未満及び 1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
　　3　賃金額は、所定内給与額（通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。）を所定内実労働時間数で除したものである。
　　4　賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

新潟(B)

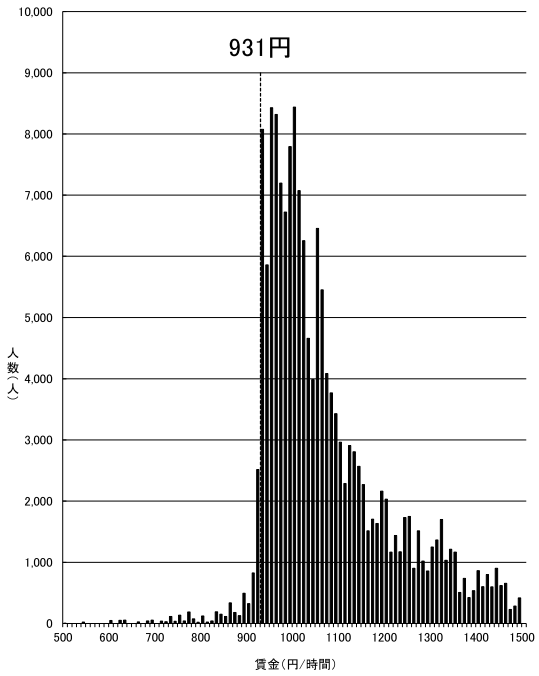

資料出所：厚生労働省「令和6年賃金構造基本統計調査特別集計」

（注）1　グラフ内記載の額は令和5年度最低賃金額である。
　　2　500円未満及び 1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
　　3　賃金額は、所定内給与額（通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。）を
　　所定内実労働時間数で除したものである。
　　4　賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

和歌山(B)

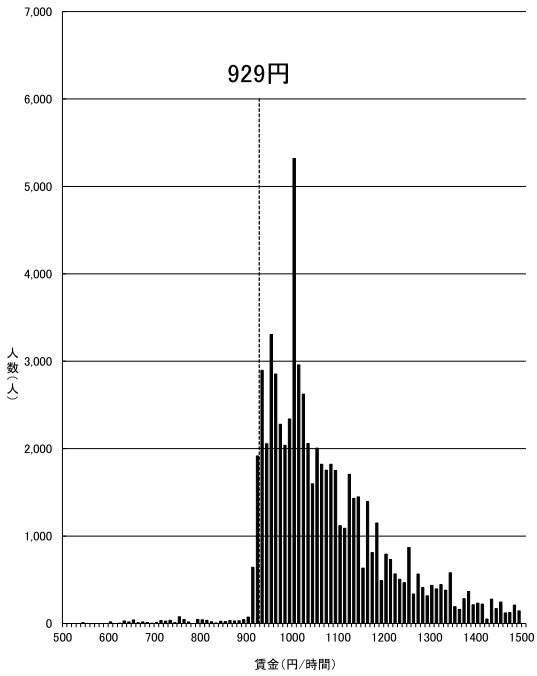

資料出所：厚生労働省「令和6年賃金構造基本統計調査特別集計」

（注）1　グラフ内記載の額は令和5年度最低賃金額である。
　　2　500円未満及び 1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
　　3　賃金額は、所定内給与額（通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。）を
　　所定内実労働時間数で除したものである。
　　4　賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

愛媛(B)

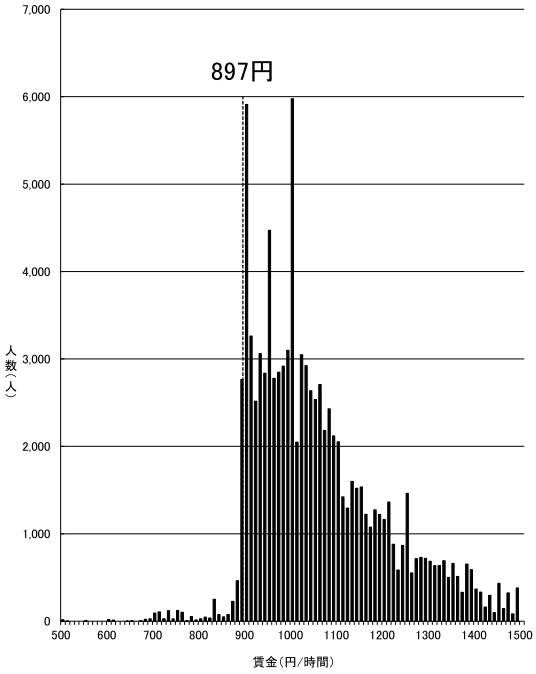

資料出所：厚生労働省「令和6年賃金構造基本統計調査特別集計」

（注）1　グラフ内記載の額は令和5年度最低賃金額である。
　　2　500円未満及び 1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
　　3　賃金額は、所定内給与額（通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。）を
　　所定内実労働時間数で除したものである。
　　4　賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

島根(B)

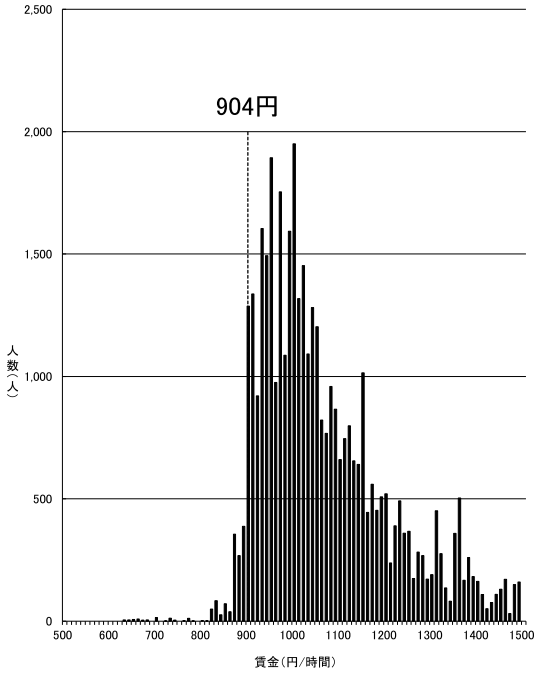

資料出所：厚生労働省「令和6年賃金構造基本統計調査特別集計」

（注）1　グラフ内記載の額は令和5年度最低賃金額である。
　　2　500円未満及び 1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
　　3　賃金額は、所定内給与額（通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。）を
　　所定内実労働時間数で除したものである。
　　4　賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

大分(C)

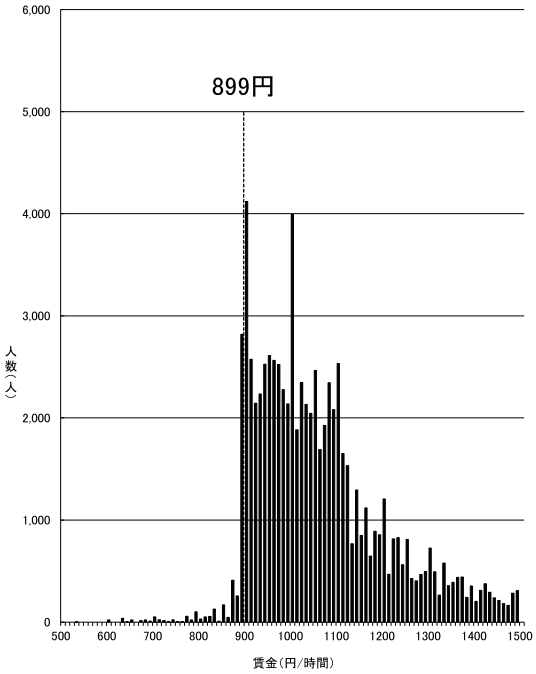

資料出所：厚生労働省「令和6年賃金構造基本統計調査特別集計」

（注）1　グラフ内記載の額は令和5年度最低賃金額である。
　　2　500円未満及び 1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
　　3　賃金額は、所定内給与額（通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。）を
　　所定内実労働時間数で除したものである。
　　4　賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

熊本(C)

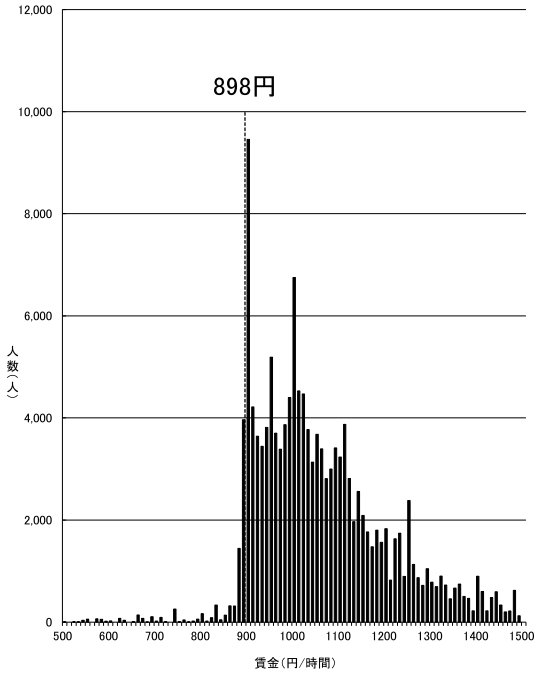

資料出所：厚生労働省「令和6年賃金構造基本統計調査特別集計」

（注）1　グラフ内記載の額は令和5年度最低賃金額である。
　　2　500円未満及び 1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
　　3　賃金額は、所定内給与額（通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。）を
　　所定内実労働時間数で除したものである。
　　4　賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

山形(C)

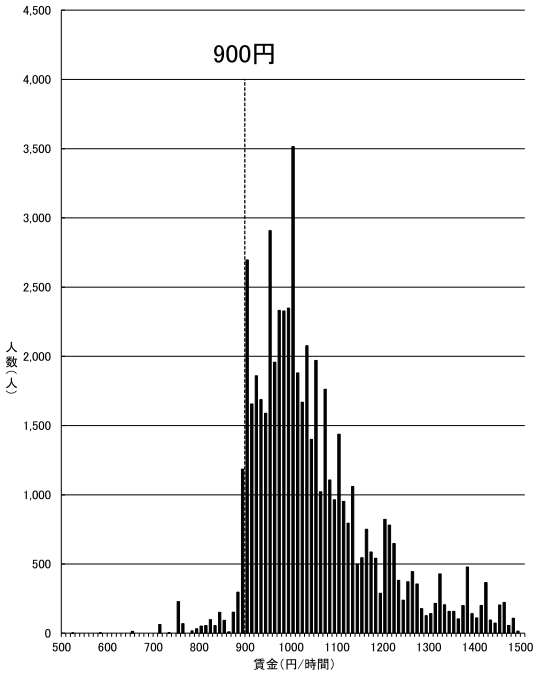

資料出所：厚生労働省「令和6年賃金構造基本統計調査特別集計」

（注）1　グラフ内記載の額は令和5年度最低賃金額である。
　　2　500円未満及び 1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
　　3　賃金額は、所定内給与額（通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。）を
　　所定内実労働時間数で除したものである。
　　4　賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

佐賀(C)

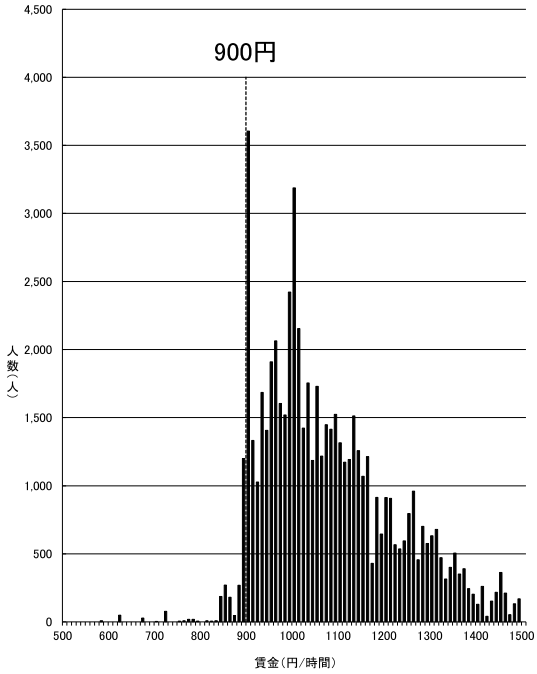

資料出所：厚生労働省「令和6年賃金構造基本統計調査特別集計」

（注）1　グラフ内記載の額は令和5年度最低賃金額である。
　　2　500円未満及び 1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
　　3　賃金額は、所定内給与額（通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。）を
　　所定内実労働時間数で除したものである。
　　4　賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

長崎(C)

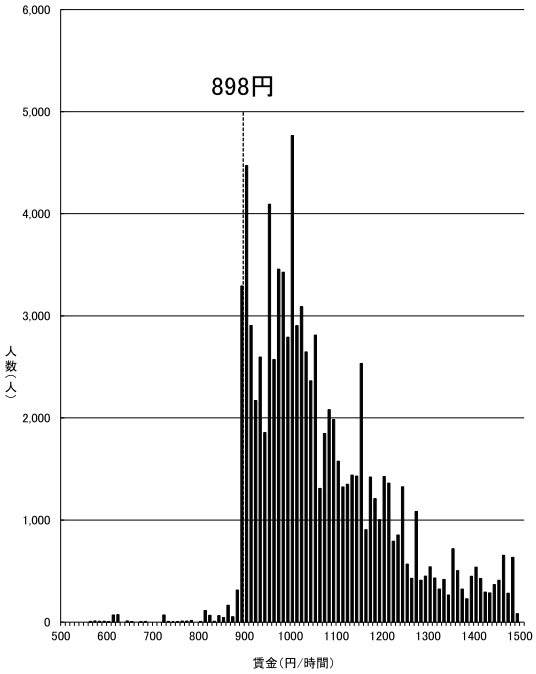

資料出所：厚生労働省「令和6年賃金構造基本統計調査特別集計」

（注）1　グラフ内記載の額は令和5年度最低賃金額である。
　　2　500円未満及び 1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
　　3　賃金額は、所定内給与額（通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。）を
　　所定内実労働時間数で除したものである。
　　4　賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

岩手(C)

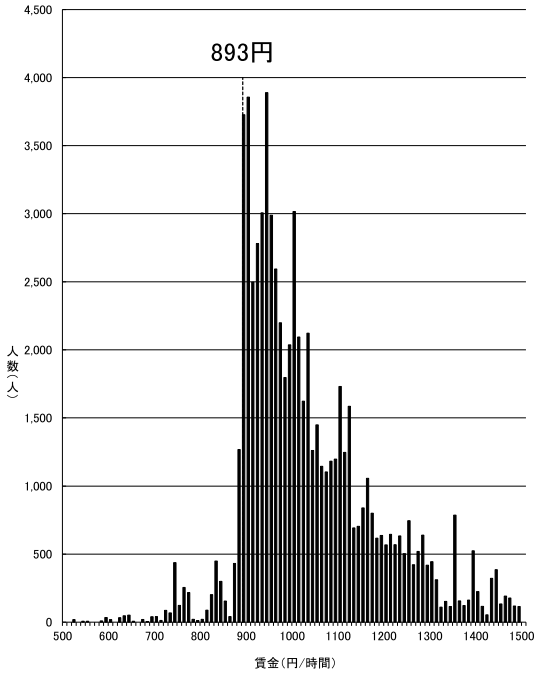

資料出所：厚生労働省「令和6年賃金構造基本統計調査特別集計」

（注）1　グラフ内記載の額は令和5年度最低賃金額である。
　　2　500円未満及び 1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
　　3　賃金額は、所定内給与額（通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。）を
　　所定内実労働時間数で除したものである。
　　4　賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

高知(C)

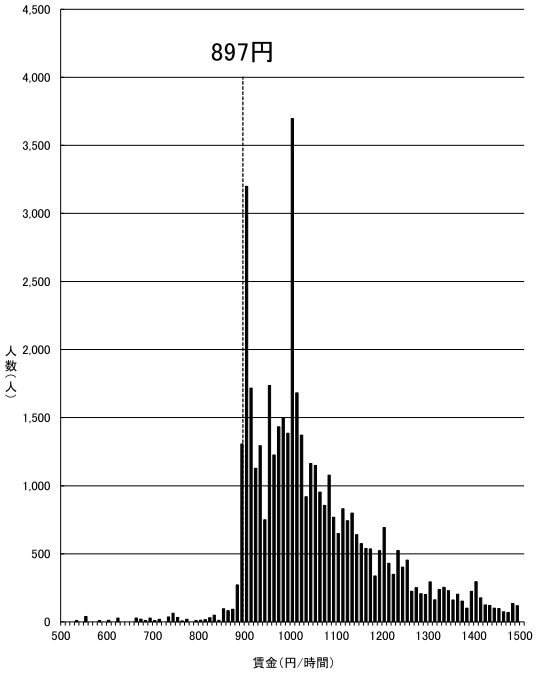

資料出所：厚生労働省「令和6年賃金構造基本統計調査特別集計」

（注）1　グラフ内記載の額は令和5年度最低賃金額である。
　　2　500円未満及び 1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
　　3　賃金額は、所定内給与額（通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。）を
　　所定内実労働時間数で除したものである。
　　4　賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

鳥取(C)

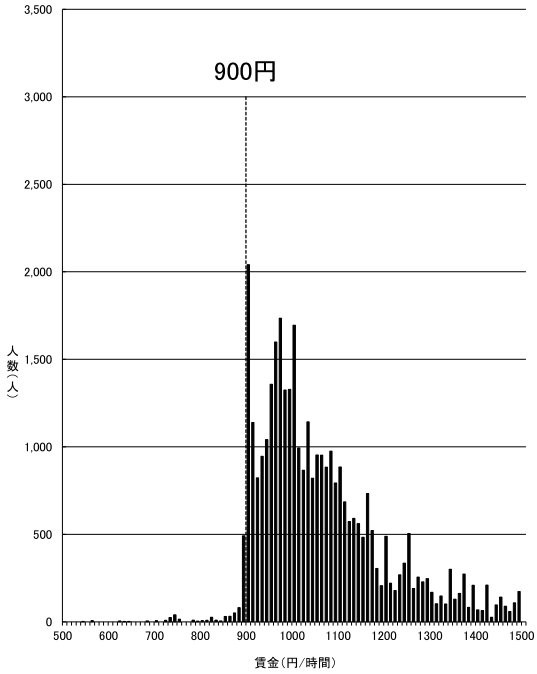

資料出所：厚生労働省「令和6年賃金構造基本統計調査特別集計」

（注）1　グラフ内記載の額は令和5年度最低賃金額である。
　　2　500円未満及び 1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
　　3　賃金額は、所定内給与額（通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。）を
　　所定内実労働時間数で除したものである。
　　4　賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

秋田(C)

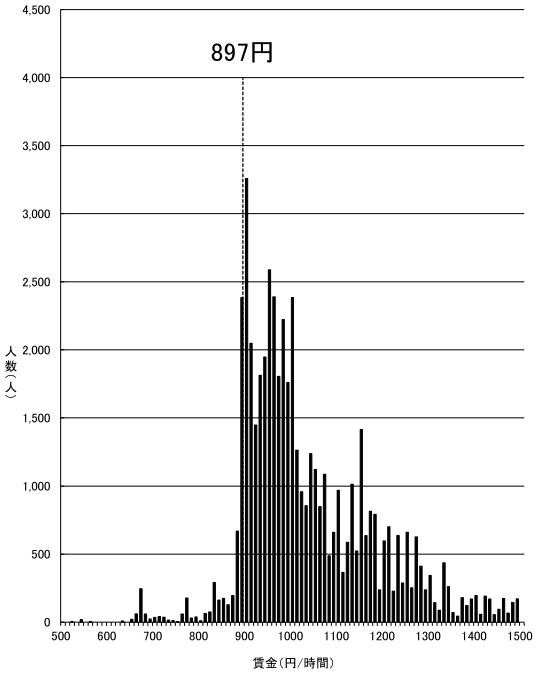

資料出所：厚生労働省「令和6年賃金構造基本統計調査特別集計」

（注）1　グラフ内記載の額は令和5年度最低賃金額である。
　　2　500円未満及び 1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
　　3　賃金額は、所定内給与額（通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。）を所定内実労働時間数で除したものである。
　　4　賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

鹿児島(C)

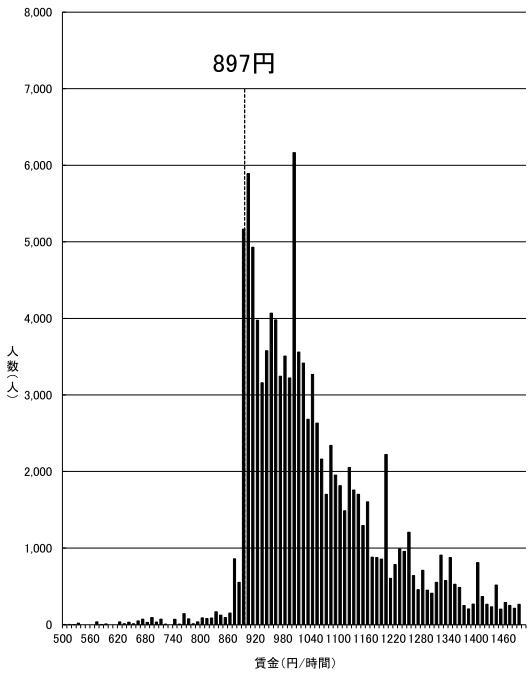

資料出所：厚生労働省「令和6年賃金構造基本統計調査特別集計」

（注）1　グラフ内記載の額は令和5年度最低賃金額である。
　　2　500円未満及び 1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
　　3　賃金額は、所定内給与額（通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。）を所定内実労働時間数で除したものである。
　　4　賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

宮崎(C)

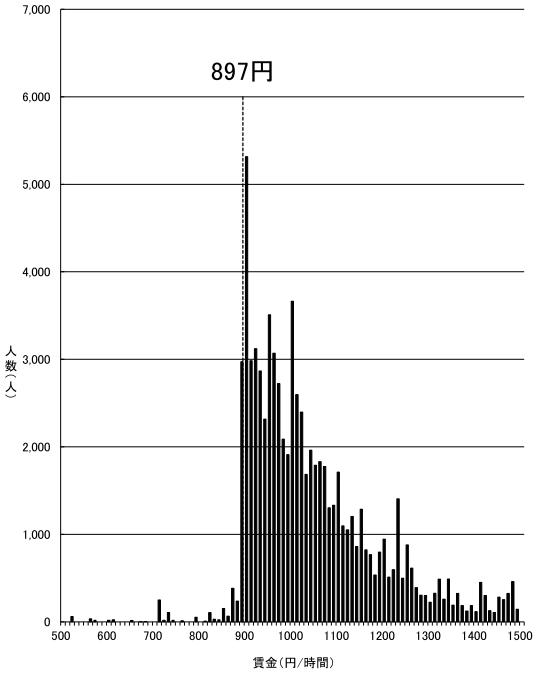

資料出所：厚生労働省「令和6年賃金構造基本統計調査特別集計」

（注）1　グラフ内記載の額は令和5年度最低賃金額である。
　　2　500円未満及び 1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
　　3　賃金額は、所定内給与額（通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。）を所定内実労働時間数で除したものである。
　　4　賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

青森(C)

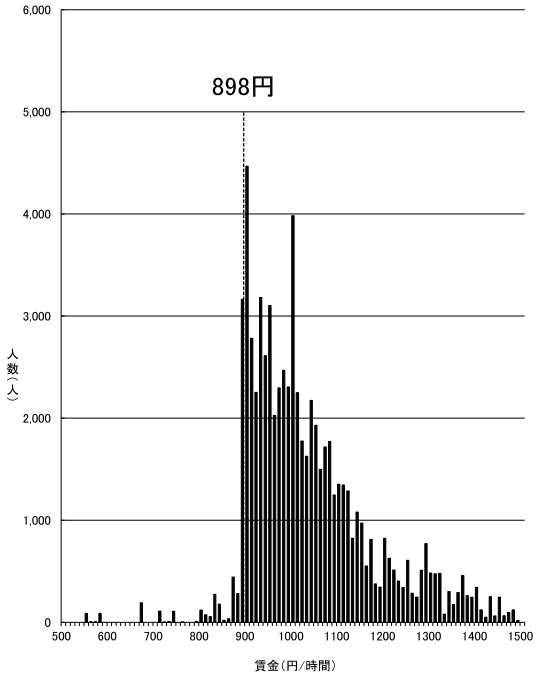

資料出所：厚生労働省「令和6年賃金構造基本統計調査特別集計」

（注）1　グラフ内記載の額は令和5年度最低賃金額である。
　　2　500円未満及び 1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
　　3　賃金額は、所定内給与額（通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。）を所定内実労働時間数で除したものである。
　　4　賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

沖縄(C)

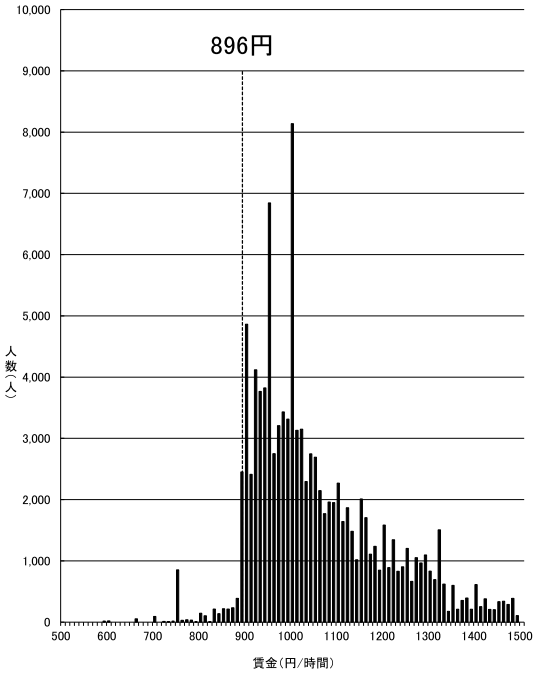

資料出所：厚生労働省「令和6年賃金構造基本統計調査特別集計」

（注）1　グラフ内記載の額は令和5年度最低賃金額である。
　　2　500円未満及び 1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
　　3　賃金額は、所定内給与額（通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。）を
　　所定内実労働時間数で除したものである。
　　4　賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

資料№６

令和７年　最低賃金に関する基礎調査結果（茨城局）

１　調査の概要

茨城地方最低賃金審議会における最低賃金改正の審議資料とするため、「最低賃金に関する基礎調査」を実施した。

（１）調査対象産業及び調査事業所規模

①調査対象産業

日本標準産業分類に定める産業のうちＥ・Ｇ（413、414）・Ｉ・Ｌ・Ｍ・Ｎ・Ｐ・Ｒに含まれる産業

②調査事業所規模

対象産業に属する民営事業所のうち、常用労働者数に応じて以下の事業場を対象とした。

I56(各種商品小売業)：全規模

E(製造業)、G413(新聞業)・G414(出版業)：100 人未満

その他産業：30 人未満

（２）調査対象事業所数（調査書発送件数）・・・1,967 件

（３）調査の対象年月・・・令和７年６月分

（４）調　査　方　法　・・・　無作為抽出による郵送、オンライン

２　調査結果の概要

（１）有効データ数　・・・9,026（１データは１労働者）

（２）集　計　方　法

・１時間当たりの所定内賃金額を賃金階層化して集計した。

・本調査は、抽出による調査のため、調査票により得られた労働者数を、母集団の労働者数まで復元して労働者数を集計した。

・地域別最低賃金に係る集計については、特定最低賃金適用産業における地域別最低賃金が適用される労働者（65 歳以上等）を含めて集計した。

最低賃金の引上げ額と影響率の関係表

件　　名	茨 城 県 最 低 賃 金			
現行の最低賃金額		時　間　額	未満率(%)	未満労働者数(人)
		1,005円	2.2	8,613
引上げ額(円)	引き上げ率(%)	引上げ後時間額(円)	影響率(%)	未満労働者数(人)
20	1.99	1,025	15.7	60,586
21	2.09	1,026	16.0	61,585
22	2.19	1,027	16.0	61,670
23	2.29	1,028	16.0	61,677
24	2.39	1,029	16.0	61,701
25	2.49	1,030	16.0	61,789
26	2.59	1,031	17.1	66,054
27	2.69	1,032	17.1	66,062
28	2.79	1,033	17.2	66,343
29	2.89	1,034	17.5	67,276
30	2.99	1,035	17.5	67,344
31	3.08	1,036	17.7	68,134
32	3.18	1,037	17.7	68,386
33	3.28	1,038	17.9	68,996
34	3.38	1,039	18.0	69,195
35	3.48	1,040	18.0	69,210
36	3.58	1,041	18.1	69,654
37	3.68	1,042	18.1	69,870
38	3.78	1,043	18.5	71,340
39	3.88	1,044	18.6	71,570
40	3.98	1,045	18.6	71,586
41	4.08	1,046	18.6	71,764
42	4.18	1,047	18.6	71,846
43	4.28	1,048	18.6	71,853
44	4.38	1,049	18.7	72,115
45	4.48	1,050	18.7	72,227
46	4.58	1,051	23.9	92,087
47	4.68	1,052	23.9	92,197
48	4.78	1,053	24.1	92,775
49	4.88	1,054	24.2	93,104
50	4.98	1,055	24.7	95,234
51	5.07	1,056	25.4	97,806
52	5.17	1,057	25.4	97,912
53	5.27	1,058	25.4	98,017
54	5.37	1,059	25.5	98,163

55	5.47	1,060	25.5	98,192
56	5.57	1,061	26.3	101,273
57	5.67	1,062	26.3	101,372
58	5.77	1,063	26.5	101,999
59	5.87	1,064	26.5	102,175
60	5.97	1,065	26.5	102,180
61	6.07	1,066	26.7	102,902
62	6.17	1,067	26.8	103,397
63	6.27	1,068	26.90	103,572
64	6.37	1,069	26.90	103,592
65	6.47	1,070	26.90	103,641
66	6.57	1,071	27.50	105,809
67	6.67	1,072	27.50	106,065
68	6.77	1,073	27.60	106,299
69	6.87	1,074	27.60	106,322
70	6.97	1,075	27.60	106,396
71	7.06	1,076	27.70	106,889
72	7.16	1,077	27.80	106,999
73	7.26	1,078	27.80	107,225
74	7.36	1,079	27.90	107,397
75	7.46	1,080	27.90	107,561
76	7.56	1,081	28.60	110,305
77	7.66	1,082	28.60	110,374
78	7.76	1,083	28.70	110,681
79	7.86	1,084	28.80	110,951
80	7.96	1,085	28.80	111,118
81	8.06	1,086	28.90	111,544
82	8.16	1,087	28.90	111,564
83	8.26	1,088	29.00	111,765
84	8.36	1,089	29.00	111,817
85	8.46	1,090	29.10	112,126
86	8.56	1,091	29.40	113,216
87	8.66	1,092	29.40	113,378
88	8.76	1,093	29.40	113,390
89	8.86	1,094	29.40	113,396
90	8.96	1,095	29.40	113,401
91	9.05	1,096	29.50	113,832
92	9.15	1,097	29.60	114,114
93	9.25	1,098	29.60	114,133
94	9.35	1,099	29.60	114,213
95	9.45	1,100	29.70	114,288

最低賃金に関する実態調査結果（地域別最低賃金対象）

（茨城の賃金分布・特性値）

単位：円

	第1・20分位数	第1・10分位数	第1・4分位数	中位数	未満率%
令和5年	911	920	980	1,197	2.5
令和6年	953	960	1008	1,251	2.2
令和7年	1,005	1,010	1,055	1,256	2.2
対前年増減額	52	50	47	5	
対前年増減率%	5.46	5.21	4.66	0.40	0.0

規模別特性値及び未満率

	第1・20分位数（円）			第1・10分位数（円）			未満率%		
	令和5年	令和6年	令和7年	令和5年	令和6年	令和7年	令和5年	令和6年	令和7年
1～99人計	911	953	1,005	920	960	1,010	2.5	2.2	2.2
1～9人	904	953	1,005	920	960	1,007	5.2	4.8	4.5
10～29人	911	954	1,005	920	960	1,010	1.1	1.0	1.0
30～99人	920	1000	1,015	950	1030	1,050	0.6	0.3	0.3

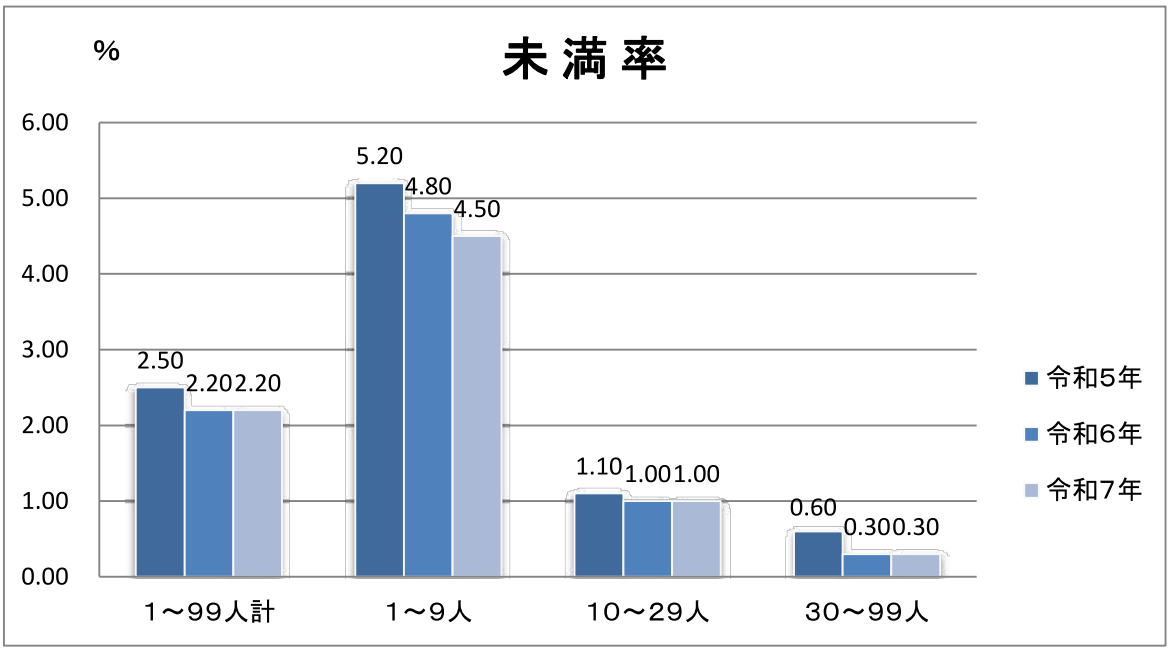

07年　総括表　産業：（全て）　就業形態：（全て）　産別適用除外含む全労働者

時間当り所定内賃金額（３手当を除く）	合計	規模別			年齢別					
		１～９人	１０～２９人	３０人以上	１７歳以下	１８～１９歳	２０～５４歳	５５～５９歳	６０～６４歳	６５歳以上
計	385,396	146,882	184,311	54,202	9,754	8,280	245,542	43,750	33,236	44,834
円	6,154	4,710	1,372	73	263	110	2,134	1,150	1,151	1,347
- 994	(1.6)	(3.2)	(0.7)	(0.1)	(2.7)	(1.3)	(0.9)	(2.6)	(3.5)	(3.0)
	6,212	4,768	1,372	73	263	110	2,192	1,150	1,151	1,347
995 - 995	(1.6)	(3.2)	(0.7)	(0.1)	(2.7)	(1.3)	(0.9)	(2.6)	(3.5)	(3.0)
	6,217	4,768	1,377	73	263	110	2,197	1,150	1,151	1,347
996 - 996	(1.6)	(3.2)	(0.7)	(0.1)	(2.7)	(1.3)	(0.9)	(2.6)	(3.5)	(3.0)
	6,234	4,768	1,377	90	263	127	2,197	1,150	1,151	1,347
997 - 997	(1.6)	(3.2)	(0.7)	(0.2)	(2.7)	(1.5)	(0.9)	(2.6)	(3.5)	(3.0)
	6,234	4,768	1,377	90	263	127	2,197	1,150	1,151	1,347
998 - 998	(1.6)	(3.2)	(0.7)	(0.2)	(2.7)	(1.5)	(0.9)	(2.6)	(3.5)	(3.0)
	6,234	4,768	1,377	90	263	127	2,197	1,150	1,151	1,347
999 - 999	(1.6)	(3.2)	(0.7)	(0.2)	(2.7)	(1.5)	(0.9)	(2.6)	(3.5)	(3.0)
	8,015	6,487	1,382	146	263	127	3,323	1,267	1,397	1,639
1000 - 1000	(2.1)	(4.4)	(0.7)	(0.3)	(2.7)	(1.5)	(1.4)	(2.9)	(4.2)	(3.7)
	8,448	6,487	1,814	146	263	127	3,755	1,267	1,397	1,639
1001 - 1001	(2.2)	(4.4)	(1.0)	(0.3)	(2.7)	(1.5)	(1.5)	(2.9)	(4.2)	(3.7)
	8,470	6,487	1,814	168	263	135	3,769	1,267	1,397	1,639
1002 - 1002	(2.2)	(4.4)	(1.0)	(0.3)	(2.7)	(1.6)	(1.5)	(2.9)	(4.2)	(3.7)
	8,606	6,615	1,814	177	263	135	3,896	1,275	1,397	1,639
1003 - 1003	(2.2)	(4.5)	(1.0)	(0.3)	(2.7)	(1.6)	(1.6)	(2.9)	(4.2)	(3.7)
	8,613	6,615	1,814	184	263	142	3,896	1,275	1,397	1,639
1004 - 1004	(2.2)	(4.5)	(1.0)	(0.3)	(2.7)	(1.7)	(1.6)	(2.9)	(4.2)	(3.7)
	32,576	**14,313**	**16,841**	**1,423**	2,212	1,247	15,246	3,507	3,705	6,659
1005 - 1005	**(8.5)**	**(9.7)**	**(9.1)**	**(2.6)**	(22.7)	(15.1)	(6.2)	(8.0)	(11.1)	(14.9)
	33,109	14,601	17,057	1,451	2,212	1,247	15,715	3,507	3,740	6,687
1006 - 1006	(8.6)	(9.9)	(9.3)	(2.7)	(22.7)	(15.1)	(6.4)	(8.0)	(11.3)	(14.9)
	33,798	15,274	17,057	1,468	2,212	1,247	16,270	3,642	3,740	6,687
1007 - 1007	(8.8)	(10.4)	(9.3)	(2.7)	(22.7)	(15.1)	(6.6)	(8.3)	(11.3)	(14.9)
	34,540	15,866	17,206	1,468	2,212	1,255	16,558	3,731	3,740	7,043
1008 - 1008	(9.0)	(10.8)	(9.3)	(2.7)	(22.7)	(15.2)	(6.7)	(8.5)	(11.3)	(15.7)
	34,691	16,017	17,206	1,468	2,212	1,255	16,709	3,731	3,740	7,043
1009 - 1009	(9.0)	(10.9)	(9.3)	(2.7)	(22.7)	(15.2)	(6.8)	(8.5)	(11.3)	(15.7)
	46,591	20,225	23,766	2,600	3,589	1,913	21,620	5,213	4,328	9,929
1010 - 1010	(12.1)	(13.8)	(12.9)	(4.8)	(36.8)	(23.1)	(8.8)	(11.9)	(13.0)	(22.1)
	46,953	20,405	23,948	2,600	3,589	1,913	21,711	5,213	4,328	10,200
1011 - 1011	(12.2)	(13.9)	(13.0)	(4.8)	(36.8)	(23.1)	(8.8)	(11.9)	(13.0)	(22.8)
	47,148	20,487	24,061	2,600	3,589	1,913	21,725	5,213	4,427	10,281
1012 - 1012	(12.2)	(13.9)	(13.1)	(4.8)	(36.8)	(23.1)	(8.8)	(11.9)	(13.3)	(22.9)
	47,333	20,487	24,151	2,694	3,589	1,913	21,784	5,222	4,444	10,381
1013 - 1013	(12.3)	(13.9)	(13.1)	(5.0)	(36.8)	(23.1)	(8.9)	(11.9)	(13.4)	(23.2)
	47,395	20,487	24,208	2,699	3,589	1,913	21,790	5,222	4,444	10,438
1014 - 1014	(12.3)	(13.9)	(13.1)	(5.0)	(36.8)	(23.1)	(8.9)	(11.9)	(13.4)	(23.3)
	51,280	20,806	27,640	2,834	3,589	2,273	23,682	5,635	4,830	11,271
1015 - 1015	(13.3)	(14.2)	(15.0)	(5.2)	(36.8)	(27.4)	(9.6)	(12.9)	(14.5)	(25.1)
	51,469	20,888	27,747	2,834	3,589	2,273	23,699	5,717	4,830	11,362
1016 - 1016	(13.4)	(14.2)	(15.1)	(5.2)	(36.8)	(27.4)	(9.7)	(13.1)	(14.5)	(25.3)
	51,540	20,955	27,747	2,839	3,589	2,273	23,766	5,717	4,830	11,367
1017 - 1017	(13.4)	(14.3)	(15.1)	(5.2)	(36.8)	(27.4)	(9.7)	(13.1)	(14.5)	(25.4)
	51,710	21,116	27,747	2,847	3,589	2,273	23,935	5,717	4,830	11,367
1018 - 1018	(13.4)	(14.4)	(15.1)	(5.3)	(36.8)	(27.4)	(9.7)	(13.1)	(14.5)	(25.4)
	51,719	21,116	27,756	2,847	3,589	2,273	23,944	5,717	4,830	11,367
1019 - 1019	(13.4)	(14.4)	(15.1)	(5.3)	(36.8)	(27.4)	(9.8)	(13.1)	(14.5)	(25.4)
	59,532	22,472	33,295	3,765	5,179	2,807	26,719	5,939	6,606	12,282
1020 - 1020	(15.4)	(15.3)	(18.1)	(6.9)	(53.1)	(33.9)	(10.9)	(13.6)	(19.9)	(27.4)
	59,663	22,576	33,317	3,770	5,179	2,807	26,828	5,939	6,615	12,296
1021 - 1021	(15.5)	(15.4)	(18.1)	(7.0)	(53.1)	(33.9)	(10.9)	(13.6)	(19.9)	(27.4)
	60,119	22,834	33,458	3,826	5,179	2,807	27,142	5,939	6,615	12,437
1022 - 1022	(15.6)	(15.5)	(18.2)	(7.1)	(53.1)	(33.9)	(11.1)	(13.6)	(19.9)	(27.7)
	60,586	23,181	33,579	3,826	5,179	2,807	27,602	5,939	6,615	12,446
1023 - 1023	(15.7)	(15.8)	(18.2)	(7.1)	(53.1)	(33.9)	(11.2)	(13.6)	(19.9)	(27.8)
	60,586	23,181	33,579	3,826	5,179	2,807	27,602	5,939	6,615	12,446
1024 1024	(15.7)	(15.8)	(18.2)	(7.1)	(53.1)	(33.9)	(11.2)	(13.6)	(19.9)	(27.8)
	61,585	23,275	34,479	3,831	5,271	2,807	28,360	6,056	6,615	12,476
1025 1025	(16.0)	(15.8)	(18.7)	(7.1)	(54.0)	(33.9)	(11.6)	(13.8)	(19.9)	(27.8)
	61,670	23,291	34,540	3,839	5,271	2,807	28,446	6,056	6,615	12,476
1026 1026	(16.0)	(15.9)	(18.7)	(7.1)	(54.0)	(33.9)	(11.6)	(13.8)	(19.9)	(27.8)

時間当り所定内賃金額（３手当を除く）		合計	規模別			年齢別					
			１～９人	１０～２９人	３０人以上	１７歳以下	１８～１９歳	２０～５４歳	５５～５９歳	６０～６４歳	６５歳以上
		61,677	23,298	34,540	3,839	5,271	2,807	28,446	6,056	6,621	12,476
1027	1027	(16.0)	(15.9)	(18.7)	(7.1)	(54.0)	(33.9)	(11.6)	(13.8)	(19.9)	(27.8)
		61,701	23,298	34,540	3,863	5,271	2,807	28,470	6,056	6,621	12,476
1028	1028	(16.0)	(15.9)	(18.7)	(7.1)	(54.0)	(33.9)	(11.6)	(13.8)	(19.9)	(27.8)
		61,789	23,298	34,628	3,863	5,271	2,807	28,470	6,056	6,621	12,564
1029	1029	(16.0)	(15.9)	(18.8)	(7.1)	(54.0)	(33.9)	(11.6)	(13.8)	(19.9)	(28.0)
		66,054	23,939	37,848	4,267	5,594	3,345	30,411	6,539	6,883	13,283
1030	1030	(17.1)	(16.3)	(20.5)	(7.9)	(57.3)	(40.4)	(12.4)	(14.9)	(20.7)	(29.6)
		66,062	23,939	37,856	4,267	5,594	3,345	30,415	6,539	6,887	13,283
1031	1031	(17.1)	(16.3)	(20.5)	(7.9)	(57.3)	(40.4)	(12.4)	(14.9)	(20.7)	(29.6)
		66,343	24,043	37,937	4,363	5,594	3,345	30,696	6,539	6,887	13,283
1032	1032	(17.2)	(16.4)	(20.6)	(8.0)	(57.3)	(40.4)	(12.5)	(14.9)	(20.7)	(29.6)
		67,276	24,312	38,292	4,672	5,594	3,345	31,439	6,599	6,947	13,351
1033	1033	(17.5)	(16.6)	(20.8)	(8.6)	(57.3)	(40.4)	(12.8)	(15.1)	(20.9)	(29.8)
		67,344	24,312	38,300	4,732	5,594	3,345	31,448	6,660	6,947	13,351
1034	1034	(17.5)	(16.6)	(20.8)	(8.7)	(57.3)	(40.4)	(12.8)	(15.2)	(20.9)	(29.8)
		68,134	24,658	38,678	4,798	5,594	3,397	31,893	6,734	7,028	13,488
1035	1035	(17.7)	(16.8)	(21.0)	(8.9)	(57.3)	(41.0)	(13.0)	(15.4)	(21.1)	(30.1)
		68,386	24,764	38,761	4,861	5,594	3,400	31,999	6,734	7,111	13,548
1036	1036	(17.7)	(16.9)	(21.0)	(9.0)	(57.3)	(41.1)	(13.0)	(15.4)	(21.4)	(30.2)
		68,996	25,285	38,814	4,897	5,594	3,400	32,140	7,175	7,111	13,576
1037	1037	(17.9)	(17.2)	(21.1)	(9.0)	(57.3)	(41.1)	(13.1)	(16.4)	(21.4)	(30.3)
		69,195	25,424	38,814	4,958	5,594	3,400	32,140	7,175	7,111	13,776
1038	1038	(18.0)	(17.3)	(21.1)	(9.1)	(57.3)	(41.1)	(13.1)	(16.4)	(21.4)	(30.7)
		69,210	25,434	38,814	4,962	5,594	3,400	32,145	7,175	7,111	13,786
1039	1039	(18.0)	(17.3)	(21.1)	(9.2)	(57.3)	(41.1)	(13.1)	(16.4)	(21.4)	(30.7)
		69,654	25,663	38,964	5,027	5,594	3,400	32,311	7,253	7,195	13,902
1040	1040	(18.1)	(17.5)	(21.1)	(9.3)	(57.3)	(41.1)	(13.2)	(16.6)	(21.6)	(31.0)
		69,870	25,879	38,964	5,027	5,594	3,400	32,311	7,253	7,277	14,037
1041	1041	(18.1)	(17.6)	(21.1)	(9.3)	(57.3)	(41.1)	(13.2)	(16.6)	(21.9)	(31.3)
		71,340	25,932	40,353	5,055	5,594	3,487	33,525	7,340	7,358	14,037
1042	1042	(18.5)	(17.7)	(21.9)	(9.3)	(57.3)	(42.1)	(13.7)	(16.8)	(22.1)	(31.3)
		71,570	26,045	40,453	5,072	5,594	3,493	33,740	7,340	7,366	14,037
1043	1043	(18.6)	(17.7)	(21.9)	(9.4)	(57.3)	(42.2)	(13.7)	(16.8)	(22.2)	(31.3)
		71,586	26,045	40,464	5,078	5,594	3,493	33,746	7,350	7,366	14,037
1044	1044	(18.6)	(17.7)	(22.0)	(9.4)	(57.3)	(42.2)	(13.7)	(16.8)	(22.2)	(31.3)
		71,764	26,045	40,637	5,082	5,594	3,493	33,919	7,350	7,371	14,037
1045	1045	(18.6)	(17.7)	(22.0)	(9.4)	(57.3)	(42.2)	(13.8)	(16.8)	(22.2)	(31.3)
		71,846	26,045	40,720	5,082	5,594	3,493	33,919	7,350	7,371	14,119
1046	1046	(18.6)	(17.7)	(22.1)	(9.4)	(57.3)	(42.2)	(13.8)	(16.8)	(22.2)	(31.5)
		71,853	26,045	40,726	5,082	5,594	3,493	33,922	7,350	7,371	14,123
1047	1047	(18.6)	(17.7)	(22.1)	(9.4)	(57.3)	(42.2)	(13.8)	(16.8)	(22.2)	(31.5)
		72,115	26,045	40,983	5,088	5,594	3,499	34,038	7,492	7,371	14,123
1048	1048	(18.7)	(17.7)	(22.2)	(9.4)	(57.3)	(42.3)	(13.9)	(17.1)	(22.2)	(31.5)
		72,227	26,119	41,007	5,101	5,594	3,499	34,137	7,505	7,371	14,123
1049	1049	(18.7)	(17.8)	(22.2)	(9.4)	(57.3)	(42.3)	(13.9)	(17.2)	(22.2)	(31.5)
		92,087	33,578	53,035	5,474	8,559	5,400	43,105	9,452	9,473	16,098
1050	1050	(23.9)	(22.9)	(28.8)	(10.1)	(87.8)	(65.2)	(17.6)	(21.6)	(28.5)	(35.9)
		92,197	33,687	53,035	5,474	8,559	5,400	43,204	9,452	9,473	16,108
1051	1051	(23.9)	(22.9)	(28.8)	(10.1)	(87.8)	(65.2)	(17.6)	(21.6)	(28.5)	(35.9)
		92,775	33,779	53,152	5,844	8,559	5,428	43,546	9,506	9,536	16,198
1052	1052	(24.1)	(23.0)	(28.8)	(10.8)	(87.8)	(65.6)	(17.7)	(21.7)	(28.7)	(36.1)
		93,104	33,779	53,456	5,869	8,559	5,428	43,555	9,810	9,545	16,207
1053	1053	(24.2)	(23.0)	(29.0)	(10.8)	(87.8)	(65.6)	(17.7)	(22.4)	(28.7)	(36.1)
		95,234	33,860	55,496	5,878	8,559	5,428	44,431	9,985	10,144	16,686
1054	1054	(24.7)	(23.1)	(30.1)	(10.8)	(87.8)	(65.6)	(18.1)	(22.8)	(30.5)	(37.2)
		97,806	34,492	57,288	6,026	8,559	5,433	45,527	10,789	10,566	16,931
1055	1055	(25.4)	(23.5)	(31.1)	(11.1)	(87.8)	(65.6)	(18.5)	(24.7)	(31.8)	(37.8)
		97,912	34,496	57,376	6,040	8,559	5,433	45,546	10,877	10,566	16,931
1056	1056	(25.4)	(23.5)	(31.1)	(11.1)	(87.8)	(65.6)	(18.5)	(24.9)	(31.8)	(37.8)
		98,017	34,496	57,463	6,057	8,559	5,433	45,554	10,973	10,566	16,931
1057	1057	(25.4)	(23.5)	(31.2)	(11.2)	(87.8)	(65.6)	(18.6)	(25.1)	(31.8)	(37.8)
		98,163	34,496	57,604	6,062	8,559	5,433	45,612	10,973	10,566	17,019
1058	1058	(25.5)	(23.5)	(31.3)	(11.2)	(87.8)	(65.6)	(18.6)	(25.1)	(31.8)	(38.0)
		98,192	34,496	57,604	6,092	8,559	5,433	45,612	10,973	10,566	17,048
1059	1059	(25.5)	(23.5)	(31.3)	(11.2)	(87.8)	(65.6)	(18.6)	(25.1)	(31.8)	(38.0)
		101,273	35,543	59,255	6,475	8,650	5,550	47,527	11,240	10,936	17,370
1060	1060	(26.3)	(24.2)	(32.1)	(11.9)	(88.7)	(67.0)	(19.4)	(25.7)	(32.9)	(38.7)
		101,372	35,543	59,350	6,479	8,650	5,550	47,626	11,240	10,936	17,370
1061	1061	(26.3)	(24.2)	(32.2)	(12.0)	(88.7)	(67.0)	(19.4)	(25.7)	(32.9)	(38.7)

時間当り所定内賃金額（３手当を除く）		合計	規模別			年齢別					
			１～９人	１０～２９人	３０人以上	１７歳以下	１８～１９歳	２０～５４歳	５５～５９歳	６０～６４歳	６５歳以上
		101,999	35,971	59,518	6,510	8,650	5,656	47,790	11,500	11,033	17,370
1062	1062	(26.5)	(24.5)	(32.3)	(12.0)	(88.7)	(68.3)	(19.5)	(26.3)	(33.2)	(38.7)
		102,175	36,060	59,580	6,535	8,650	5,656	47,814	11,508	11,088	17,459
1063	1063	(26.5)	(24.6)	(32.3)	(12.1)	(88.7)	(68.3)	(19.5)	(26.3)	(33.4)	(38.9)
		102,180	36,060	59,580	6,540	8,650	5,656	47,819	11,508	11,088	17,459
1064	1064	(26.5)	(24.6)	(32.3)	(12.1)	(88.7)	(68.3)	(19.5)	(26.3)	(33.4)	(38.9)
		102,902	36,197	59,773	6,933	8,650	5,661	48,059	11,628	11,219	17,684
1065	1065	(26.7)	(24.6)	(32.4)	(12.8)	(88.7)	(68.4)	(19.6)	(26.6)	(33.8)	(39.4)
		103,397	36,501	59,941	6,956	8,650	5,661	48,299	11,628	11,236	17,924
1066	1066	(26.8)	(24.9)	(32.5)	(12.8)	(88.7)	(68.4)	(19.7)	(26.6)	(33.8)	(40.0)
		103,572	36,607	59,995	6,970	8,650	5,664	48,416	11,628	11,243	17,971
1067	1067	(26.9)	(24.9)	(32.6)	(12.9)	(88.7)	(68.4)	(19.7)	(26.6)	(33.8)	(40.1)
		103,592	36,607	60,009	6,976	8,650	5,664	48,423	11,641	11,243	17,971
1068	1068	(26.9)	(24.9)	(32.6)	(12.9)	(88.7)	(68.4)	(19.7)	(26.6)	(33.8)	(40.1)
		103,641	36,609	60,056	6,976	8,650	5,664	48,423	11,643	11,290	17,971
1069	1069	(26.9)	(24.9)	(32.6)	(12.9)	(88.7)	(68.4)	(19.7)	(26.6)	(34.0)	(40.1)
		105,809	37,446	60,836	7,527	8,650	5,783	49,216	12,382	11,552	18,226
1070	1070	(27.5)	(25.5)	(33.0)	(13.9)	(88.7)	(69.8)	(20.0)	(28.3)	(34.8)	(40.7)
		106,065	37,521	60,923	7,621	8,650	5,783	49,384	12,390	11,557	18,301
1071	1071	(27.5)	(25.5)	(33.1)	(14.1)	(88.7)	(69.8)	(20.1)	(28.3)	(34.8)	(40.8)
		106,299	37,521	61,034	7,745	8,650	5,783	49,613	12,390	11,557	18,305
1072	1072	(27.6)	(25.5)	(33.1)	(14.3)	(88.7)	(69.8)	(20.2)	(28.3)	(34.8)	(40.8)
		106,322	37,521	61,041	7,760	8,650	5,783	49,629	12,397	11,557	18,305
1073	1073	(27.6)	(25.5)	(33.1)	(14.3)	(88.7)	(69.8)	(20.2)	(28.3)	(34.8)	(40.8)
		106,396	37,521	61,115	7,760	8,650	5,783	49,700	12,397	11,557	18,309
1074	1074	(27.6)	(25.5)	(33.2)	(14.3)	(88.7)	(69.8)	(20.2)	(28.3)	(34.8)	(40.8)
		106,889	37,521	61,436	7,933	8,650	5,783	49,906	12,510	11,707	18,333
1075	1075	(27.7)	(25.5)	(33.3)	(14.6)	(88.7)	(69.8)	(20.3)	(28.6)	(35.2)	(40.9)
		106,999	37,556	61,511	7,933	8,650	5,783	49,906	12,582	11,707	18,371
1076	1076	(27.8)	(25.6)	(33.4)	(14.6)	(88.7)	(69.8)	(20.3)	(28.8)	(35.2)	(41.0)
		107,225	37,556	61,724	7,945	8,650	5,783	50,131	12,582	11,707	18,371
1077	1077	(27.8)	(25.6)	(33.5)	(14.7)	(88.7)	(69.8)	(20.4)	(28.8)	(35.2)	(41.0)
		107,397	37,648	61,805	7,945	8,650	5,783	50,222	12,582	11,707	18,453
1078	1078	(27.9)	(25.6)	(33.5)	(14.7)	(88.7)	(69.8)	(20.5)	(28.8)	(35.2)	(41.2)
		107,561	37,648	61,856	8,058	8,650	5,903	50,259	12,582	11,713	18,453
1079	1079	(27.9)	(25.6)	(33.6)	(14.9)	(88.7)	(71.3)	(20.5)	(28.8)	(35.2)	(41.2)
		110,305	38,278	63,247	8,780	8,677	5,903	52,266	12,794	11,769	18,895
1080	1080	(28.6)	(26.1)	(34.3)	(16.2)	(89.0)	(71.3)	(21.3)	(29.2)	(35.4)	(42.1)
		110,374	38,336	63,247	8,791	8,677	5,903	52,277	12,794	11,769	18,953
1081	1081	(28.6)	(26.1)	(34.3)	(16.2)	(89.0)	(71.3)	(21.3)	(29.2)	(35.4)	(42.3)
		110,681	38,418	63,416	8,848	8,677	5,914	52,563	12,794	11,769	18,964
1082	1082	(28.7)	(26.2)	(34.4)	(16.3)	(89.0)	(71.4)	(21.4)	(29.2)	(35.4)	(42.3)
		110,951	38,418	63,676	8,858	8,677	5,914	52,785	12,841	11,769	18,964
1083	1083	(28.8)	(26.2)	(34.5)	(16.3)	(89.0)	(71.4)	(21.5)	(29.4)	(35.4)	(42.3)
		111,118	38,585	63,676	8,858	8,677	5,914	52,785	13,008	11,769	18,964
1084	1084	(28.8)	(26.3)	(34.5)	(16.3)	(89.0)	(71.4)	(21.5)	(29.7)	(35.4)	(42.3)
		111,544	38,585	64,024	8,935	8,677	5,914	53,089	13,017	11,797	19,050
1085	1085	(28.9)	(26.3)	(34.7)	(16.5)	(89.0)	(71.4)	(21.6)	(29.8)	(35.5)	(42.5)
		111,564	38,585	64,029	8,950	8,677	5,914	53,104	13,022	11,797	19,050
1086	1086	(28.9)	(26.3)	(34.7)	(16.5)	(89.0)	(71.4)	(21.6)	(29.8)	(35.5)	(42.5)
		111,765	38,591	64,214	8,960	8,677	5,914	53,295	13,022	11,802	19,055
1087	1087	(29.0)	(26.3)	(34.8)	(16.5)	(89.0)	(71.4)	(21.7)	(29.8)	(35.5)	(42.5)
		111,817	38,627	64,221	8,969	8,677	5,914	53,338	13,022	11,803	19,062
1088	1088	(29.0)	(26.3)	(34.8)	(16.5)	(89.0)	(71.4)	(21.7)	(29.8)	(35.5)	(42.5)
		112,126	38,832	64,310	8,985	8,677	5,930	53,542	13,022	11,892	19,062
1089	1089	(29.1)	(26.4)	(34.9)	(16.6)	(89.0)	(71.6)	(21.8)	(29.8)	(35.8)	(42.5)
		113,216	38,968	65,055	9,193	8,677	5,930	54,542	13,031	11,894	19,142
1090	1090	(29.4)	(26.5)	(35.3)	(17.0)	(89.0)	(71.6)	(22.2)	(29.8)	(35.8)	(42.7)
		113,378	39,038	65,147	9,193	8,677	5,930	54,634	13,031	11,894	19,212
1091	1091	(29.4)	(26.6)	(35.3)	(17.0)	(89.0)	(71.6)	(22.3)	(29.8)	(35.8)	(42.9)
		113,390	39,038	65,147	9,205	8,677	5,930	54,646	13,031	11,894	19,212
1092	1092	(29.4)	(26.6)	(35.3)	(17.0)	(89.0)	(71.6)	(22.3)	(29.8)	(35.8)	(42.9)
		113,396	39,044	65,147	9,205	8,677	5,930	54,646	13,031	11,894	19,218
1093	1093	(29.4)	(26.6)	(35.3)	(17.0)	(89.0)	(71.6)	(22.3)	(29.8)	(35.8)	(42.9)
		113,401	39,044	65,147	9,210	8,677	5,930	54,652	13,031	11,894	19,218
1094	1094	(29.4)	(26.6)	(35.3)	(17.0)	(89.0)	(71.6)	(22.3)	(29.8)	(35.8)	(42.9)
		113,832	39,046	65,512	9,274	8,677	5,930	54,966	13,133	11,899	19,226
1095	1095	(29.5)	(26.6)	(35.5)	(17.1)	(89.0)	(71.6)	(22.4)	(30.0)	(35.8)	(42.9)
		114,114	39,125	65,707	9,281	8,677	5,930	55,028	13,141	12,112	19,226
1096	1096	(29.6)	(26.6)	(35.7)	(17.1)	(89.0)	(71.6)	(22.4)	(30.0)	(36.4)	(42.9)

時間当り所定内賃金額（３手当を除く）	合計	規模別			年齢別					
		１～９人	１０～２９人	３０人以上	１７歳以下	１８～１９歳	２０～５４歳	５５～５９歳	６０～６４歳	６５歳以上
	114,133	39,125	65,707	9,301	8,677	5,932	55,040	13,141	12,117	19,226
1097 1097	(29.6)	(26.6)	(35.7)	(17.2)	(89.0)	(71.6)	(22.4)	(30.0)	(36.5)	(42.9)
	114,213	39,192	65,712	9,309	8,677	5,932	55,048	13,141	12,188	19,226
1098 1098	(29.6)	(26.7)	(35.7)	(17.2)	(89.0)	(71.6)	(22.4)	(30.0)	(36.7)	(42.9)
	114,288	39,192	65,766	9,331	8,677	5,941	55,068	13,141	12,235	19,226
1099 1099	(29.7)	(26.7)	(35.7)	(17.2)	(89.0)	(71.7)	(22.4)	(30.0)	(36.8)	(42.9)
	130,390	46,170	74,344	9,876	9,752	6,970	64,304	14,092	13,660	21,611
1100 1100	(33.8)	(31.4)	(40.3)	(18.2)	(100.0)	(84.2)	(26.2)	(32.2)	(41.1)	(48.2)
	130,706	46,400	74,412	9,894	9,752	6,970	64,616	14,097	13,660	21,611
1101 1101	(33.9)	(31.6)	(40.4)	(18.3)	(100.0)	(84.2)	(26.3)	(32.2)	(41.1)	(48.2)
	131,158	46,489	74,632	10,037	9,752	6,970	64,975	14,097	13,671	21,693
1102 1102	(34.0)	(31.7)	(40.5)	(18.5)	(100.0)	(84.2)	(26.5)	(32.2)	(41.1)	(48.4)
	131,166	46,489	74,632	10,045	9,752	6,970	64,975	14,105	13,671	21,693
1103 1103	(34.0)	(31.7)	(40.5)	(18.5)	(100.0)	(84.2)	(26.5)	(32.2)	(41.1)	(48.4)
	131,579	46,735	74,771	10,073	9,752	6,970	65,279	14,105	13,671	21,802
1104 1104	(34.1)	(31.8)	(40.6)	(18.6)	(100.0)	(84.2)	(26.6)	(32.2)	(41.1)	(48.6)
	132,028	46,793	75,100	10,135	9,752	6,970	65,510	14,121	13,737	21,938
1105 1105	(34.3)	(31.9)	(40.7)	(18.7)	(100.0)	(84.2)	(26.7)	(32.3)	(41.3)	(48.9)
	132,892	47,325	75,380	10,187	9,752	6,970	66,186	14,121	13,837	22,026
1106 1109	(34.5)	(32.2)	(40.9)	(18.8)	(100.0)	(84.2)	(27.0)	(32.3)	(41.6)	(49.1)
	136,075	48,062	77,325	10,687	9,752	6,986	68,544	14,254	13,869	22,671
1110 1119	(35.3)	(32.7)	(42.0)	(19.7)	(100.0)	(84.4)	(27.9)	(32.6)	(41.7)	(50.6)
	139,538	49,117	79,355	11,066	9,752	7,107	70,685	14,468	14,160	23,366
1120 1129	(36.2)	(33.4)	(43.1)	(20.4)	(100.0)	(85.8)	(28.8)	(33.1)	(42.6)	(52.1)
	144,544	50,765	82,193	11,585	9,752	7,143	74,333	14,921	14,249	24,146
1130 1139	(37.5)	(34.6)	(44.6)	(21.4)	(100.0)	(86.3)	(30.3)	(34.1)	(42.9)	(53.9)
	147,292	51,928	82,730	12,634	9,752	7,143	76,428	15,099	14,387	24,483
1140 1149	(38.2)	(35.4)	(44.9)	(23.3)	(100.0)	(86.3)	(31.1)	(34.5)	(43.3)	(54.6)
	152,564	53,779	85,438	13,347	9,752	7,210	80,252	15,719	14,856	24,774
1150 1159	(39.6)	(36.6)	(46.4)	(24.6)	(100.0)	(87.1)	(32.7)	(35.9)	(44.7)	(55.3)
	156,054	54,820	87,224	14,010	9,752	7,347	82,835	15,851	15,442	24,827
1160 1169	(40.5)	(37.3)	(47.3)	(25.8)	(100.0)	(88.7)	(33.7)	(36.2)	(46.5)	(55.4)
	158,756	56,199	88,346	14,211	9,752	7,381	84,698	16,034	15,586	25,305
1170 1179	(41.2)	(38.3)	(47.9)	(26.2)	(100.0)	(89.1)	(34.5)	(36.7)	(46.9)	(56.4)
	161,452	57,050	89,836	14,567	9,752	7,425	86,560	16,378	15,665	25,672
1180 1189	(41.9)	(38.8)	(48.7)	(26.9)	(100.0)	(89.7)	(35.3)	(37.4)	(47.1)	(57.3)
	165,675	59,648	90,825	15,203	9,752	7,480	89,612	17,128	15,886	25,818
1190 1199	(43.0)	(40.6)	(49.3)	(28.0)	(100.0)	(90.3)	(36.5)	(39.2)	(47.8)	(57.6)
	203,030	76,761	105,306	20,962	9,752	7,880	113,561	21,705	19,135	30,998
1200 1299	(52.7)	(52.3)	(57.1)	(38.7)	(100.0)	(95.2)	(46.2)	(49.6)	(57.6)	(69.1)
	231,656	87,310	117,733	26,612	9,754	8,098	134,408	24,629	20,751	34,015
1300 1399	(60.1)	(59.4)	(63.9)	(49.1)	(100.0)	(97.8)	(54.7)	(56.3)	(62.4)	(75.9)
	252,413	93,567	127,971	30,874		8,098	150,323	26,136	22,693	35,409
1400 1499	(65.5)	(63.7)	(69.4)	(57.0)		(97.8)	(61.2)	(59.7)	(68.3)	(79.0)
	274,425	102,774	136,663	34,988		8,280	166,539	29,298	24,119	36,435
1500 1599	(71.2)	(70.0)	(74.1)	(64.6)		(100.0)	(67.8)	(67.0)	(72.6)	(81.3)
	290,756	108,802	144,179	37,775			179,204	30,316	24,728	38,474
1600 1699	(75.4)	(74.1)	(78.2)	(69.7)			(73.0)	(69.3)	(74.4)	(85.8)
	306,588	113,818	151,741	41,029			191,113	32,191	25,883	39,367
1700 1799	(79.6)	(77.5)	(82.3)	(75.7)			(77.8)	(73.6)	(77.9)	(87.8)
	318,538	118,671	156,801	43,066			200,002	33,211	27,208	40,082
1800 1899	(82.7)	(80.8)	(85.1)	(79.5)			(81.5)	(75.9)	(81.9)	(89.4)
	328,673	122,511	160,853	45,309			207,343	34,415	27,995	40,886
1900 1999	(85.3)	(83.4)	(87.3)	(83.6)			(84.4)	(78.7)	(84.2)	(91.2)
	385,396	146,882	184,311	54,202			245,542	43,750	33,236	44,834
2000	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)			(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)
月平均賃金額	201,317	198,216	189,043	251,457	51,429	83,690	217,054	225,326	196,236	149,801
時間当平均賃金額	1,489	1,550	1,419	1,563	1,033	1,073	1,511	1,673	1,497	1,364
月一人当たり労働時間数	130	126	125	159	50	76	139	134	124	112
第１・２０分位数	1,005	1,005	1,005	1,015	1,005	1,005	1,005	1,005	1,005	1,005
第１・１０分位数	1,010	1,007	1,010	1,050	1,005	1,005	1,020	1,010	1,005	1,005
第１・　４分位数	1,055	1,070	1,050	1,165	1,010	1,015	1,100	1,057	1,050	1,015
中　位　数	1,256	1,256	1,200	1,410	1,020	1,050	1,336	1,300	1,200	1,117
四分位偏差係	0.2504	0.2611	0.2363	0.2199	0.0196	0.0405	0.2395	0.3058	0.2829	0.1540

【上段】　累積労働者数　　【下段】　累積構成比

最低賃金に関する実態調査結果（地域別最低賃金対象）

一般労働者分

（茨城の賃金分布・特性値）

単位：円

	第1・20分位数	第1・10分位数	第1・4分位数	中位数	未満率%
令和5年	915	953	1,119	1,380	2.9
令和6年	961	1,000	1,160	1,428	2.4
令和7年	1,010	1,050	1,200	1,486	2.8
対前年増減額	49	50	40	58	
対前年増減率(%)	5.10	5.00	3.45	4.06	0.4

規模別特性値及び未満率

	第1・20分位数（円）			第1・10分位数（円）			未満率%		
	令和5年	令和6年	令和7年	令和5年	令和6年	令和7年	令和5年	令和6年	令和7年
1～99人計	915	961	1,050	953	1000	1,200	2.9	2.4	2.8
1～9人	852	953	1,030	920	980	1,179	6.2	4.9	5.2
10～29人	920	973	1,054	978	1,008	1,230	1.3	1.6	1.5
30～99人	950	1024	1,102	1,005	1,083	1,250	0.7	0.3	0.3

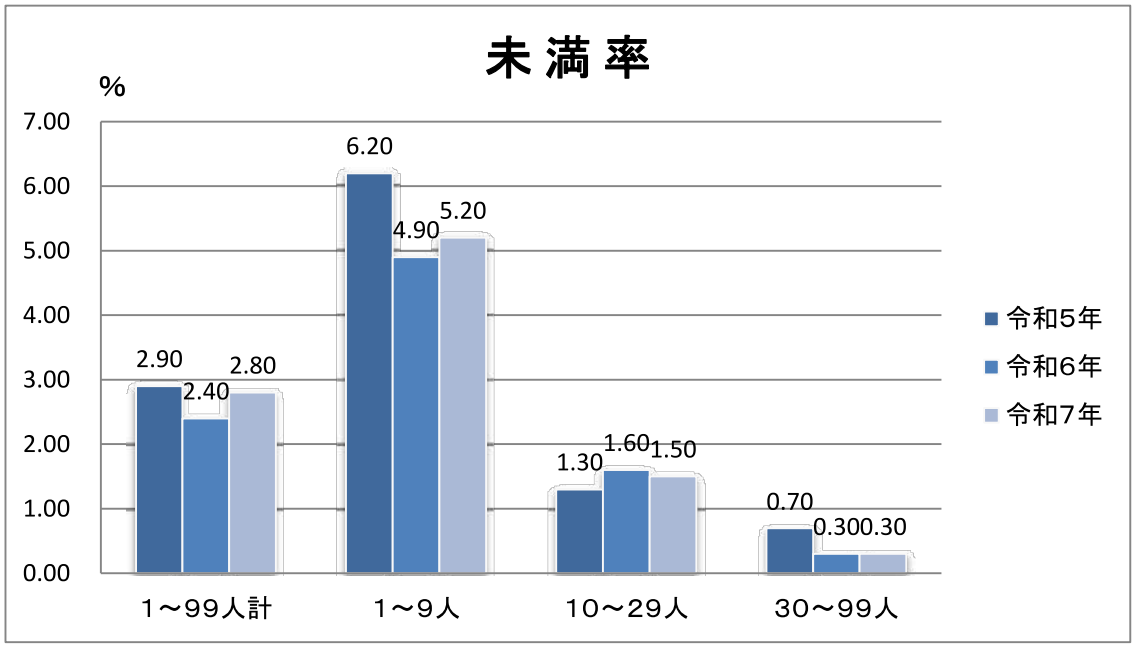

07年　総括表（1）　産業：（全て）　就業形態：一般　産別適用除外含む全労働者

時間当り所定内賃金額（３手当を除く）	合計	規模別			年齢別					
		１～９人	１０～２９人	３０人以上	１７歳以下	１８～１９歳	２０～５４歳	５５～５９歳	６０～６４歳	６５歳以上
計	249,955	100,825	102,810	46,320	2	1,672	178,094	29,520	20,159	20,508
円	4,914	3,749	1,127	38		110	1,837	826	1,079	1,063
- 994	(2.0)	(3.7)	(1.1)	(0.1)		(6.6)	(1.0)	(2.8)	(5.4)	(5.2)
	4,971	3,807	1,127	38		110	1,895	826	1,079	1,063
995 - 995	(2.0)	(3.8)	(1.1)	(0.1)		(6.6)	(1.1)	(2.8)	(5.4)	(5.2)
	4,971	3,807	1,127	38		110	1,895	826	1,079	1,063
996 - 996	(2.0)	(3.8)	(1.1)	(0.1)		(6.6)	(1.1)	(2.8)	(5.4)	(5.2)
	4,988	3,807	1,127	55		127	1,895	826	1,079	1,063
997 - 997	(2.0)	(3.8)	(1.1)	(0.1)		(7.6)	(1.1)	(2.8)	(5.4)	(5.2)
	4,988	3,807	1,127	55		127	1,895	826	1,079	1,063
998 - 998	(2.0)	(3.8)	(1.1)	(0.1)		(7.6)	(1.1)	(2.8)	(5.4)	(5.2)
	4,988	3,807	1,127	55		127	1,895	826	1,079	1,063
999 - 999	(2.0)	(3.8)	(1.1)	(0.1)		(7.6)	(1.1)	(2.8)	(5.4)	(5.2)
	6,325	5,087	1,127	111		127	2,838	861	1,290	1,209
1000 - 1000	(2.5)	(5.0)	(1.1)	(0.2)		(7.6)	(1.6)	(2.9)	(6.4)	(5.9)
	6,757	5,087	1,559	111		127	3,271	861	1,290	1,209
1001 - 1001	(2.7)	(5.0)	(1.5)	(0.2)		(7.6)	(1.8)	(2.9)	(6.4)	(5.9)
	6,779	5,087	1,559	134		135	3,284	861	1,290	1,209
1002 - 1002	(2.7)	(5.0)	(1.5)	(0.3)		(8.1)	(1.8)	(2.9)	(6.4)	(5.9)
	6,915	5,214	1,559	142		135	3,412	869	1,290	1,209
1003 - 1003	(2.8)	(5.2)	(1.5)	(0.3)		(8.1)	(1.9)	(2.9)	(6.4)	(5.9)
	6,922	5,214	1,559	149		142	3,412	869	1,290	1,209
1004 - 1004	(2.8)	(5.2)	(1.5)	(0.3)		(8.5)	(1.9)	(2.9)	(6.4)	(5.9)
	10,918	**6,680**	**3,726**	**512**		170	5,429	1,139	2,331	1,849
1005 - 1005	**(4.4)**	**(6.6)**	**(3.6)**	**(1.1)**		(10.2)	(3.0)	(3.9)	(11.6)	(9.0)
	11,232	6,750	3,942	541		170	5,715	1,139	2,331	1,877
1006 - 1006	(4.5)	(6.7)	(3.8)	(1.2)		(10.2)	(3.2)	(3.9)	(11.6)	(9.2)
	11,922	7,422	3,942	557		170	6,270	1,273	2,331	1,877
1007 - 1007	(4.8)	(7.4)	(3.8)	(1.2)		(10.2)	(3.5)	(4.3)	(11.6)	(9.2)
	11,988	7,480	3,950	557		179	6,328	1,273	2,331	1,877
1008 - 1008	(4.8)	(7.4)	(3.8)	(1.2)		(10.7)	(3.6)	(4.3)	(11.6)	(9.2)
	12,068	7,560	3,950	557		179	6,408	1,273	2,331	1,877
1009 - 1009	(4.8)	(7.5)	(3.8)	(1.2)		(10.7)	(3.6)	(4.3)	(11.6)	(9.2)
	14,416	8,459	4,944	1,013		179	7,109	1,915	2,615	2,598
1010 - 1010	(5.8)	(8.4)	(4.8)	(2.2)		(10.7)	(4.0)	(6.5)	(13.0)	(12.7)
	14,596	8,639	4,944	1,013		179	7,109	1,915	2,615	2,778
1011 - 1011	(5.8)	(8.6)	(4.8)	(2.2)		(10.7)	(4.0)	(6.5)	(13.0)	(13.5)
	14,609	8,639	4,958	1,013		179	7,122	1,915	2,615	2,778
1012 - 1012	(5.8)	(8.6)	(4.8)	(2.2)		(10.7)	(4.0)	(6.5)	(13.0)	(13.5)
	14,609	8,639	4,958	1,013		179	7,122	1,915	2,615	2,778
1013 - 1013	(5.8)	(8.6)	(4.8)	(2.2)		(10.7)	(4.0)	(6.5)	(13.0)	(13.5)
	14,672	8,639	5,015	1,018		179	7,128	1,915	2,615	2,835
1014 - 1014	(5.9)	(8.6)	(4.9)	(2.2)		(10.7)	(4.0)	(6.5)	(13.0)	(13.8)
	14,916	8,781	5,100	1,035		181	7,281	2,004	2,615	2,835
1015 - 1015	(6.0)	(8.7)	(5.0)	(2.2)		(10.8)	(4.1)	(6.8)	(13.0)	(13.8)
	15,105	8,863	5,208	1,035		181	7,297	2,086	2,615	2,926
1016 - 1016	(6.0)	(8.8)	(5.1)	(2.2)		(10.8)	(4.1)	(7.1)	(13.0)	(14.3)
	15,177	8,929	5,208	1,039		181	7,364	2,086	2,615	2,931
1017 - 1017	(6.1)	(8.9)	(5.1)	(2.2)		(10.8)	(4.1)	(7.1)	(13.0)	(14.3)
	15,265	9,009	5,208	1,048		181	7,452	2,086	2,615	2,931
1018 - 1018	(6.1)	(8.9)	(5.1)	(2.3)		(10.8)	(4.2)	(7.1)	(13.0)	(14.3)
	15,273	9,009	5,216	1,048		181	7,460	2,086	2,615	2,931
1019 - 1019	(6.1)	(8.9)	(5.1)	(2.3)		(10.8)	(4.2)	(7.1)	(13.0)	(14.3)
	16,598	9,219	6,018	1,360		181	7,536	2,086	3,492	3,303
1020 - 1020	(6.6)	(9.1)	(5.9)	(2.9)		(10.8)	(4.2)	(7.1)	(17.3)	(16.1)
	16,729	9,324	6,040	1,365		181	7,646	2,086	3,500	3,316
1021 - 1021	(6.7)	(9.2)	(5.9)	(2.9)		(10.8)	(4.3)	(7.1)	(17.4)	(16.2)
	17,128	9,581	6,181	1,365		181	7,903	2,086	3,500	3,458
1022 - 1022	(6.9)	(9.5)	(6.0)	(2.9)		(10.8)	(4.4)	(7.1)	(17.4)	(16.9)
	17,269	9,601	6,302	1,365		181	8,036	2,086	3,500	3,466
1023 - 1023	(6.9)	(9.5)	(6.1)	(2.9)		(10.8)	(4.5)	(7.1)	(17.4)	(16.9)
	17,269	9,601	6,302	1,365		181	8,036	2,086	3,500	3,466
1024 1024	(6.9)	(9.5)	(6.1)	(2.9)		(10.8)	(4.5)	(7.1)	(17.4)	(16.9)
	17,825	9,696	6,764	1,365		181	8,524	2,122	3,500	3,497
1025 1025	(7.1)	(9.6)	(6.6)	(2.9)		(10.8)	(4.8)	(7.2)	(17.4)	(17.0)
	17,910	9,711	6,825	1,374		181	8,610	2,122	3,500	3,497
1026 1026	(7.2)	(9.6)	(6.6)	(3.0)		(10.8)	(4.8)	(7.2)	(17.4)	(17.0)

時間当り所定内賃金額（３手当を除く）		合計	規模別			年齢別					
			１～９人	１０～２９人	３０人以上	１７歳以下	１８～１９歳	２０～５４歳	５５～５９歳	６０～６４歳	６５歳以上
		17,917	9,718	6,825	1,374		181	8,610	2,122	3,507	3,497
1027	1027	(7.2)	(9.6)	(6.6)	(3.0)		(10.8)	(4.8)	(7.2)	(17.4)	(17.0)
		17,933	9,718	6,825	1,390		181	8,627	2,122	3,507	3,497
1028	1028	(7.2)	(9.6)	(6.6)	(3.0)		(10.8)	(4.8)	(7.2)	(17.4)	(17.0)
		17,933	9,718	6,825	1,390		181	8,627	2,122	3,507	3,497
1029	1029	(7.2)	(9.6)	(6.6)	(3.0)		(10.8)	(4.8)	(7.2)	(17.4)	(17.0)
		18,599	10,108	7,100	1,390		181	9,005	2,228	3,688	3,497
1030	1030	(7.4)	(10.0)	(6.9)	(3.0)		(10.8)	(5.1)	(7.5)	(18.3)	(17.0)
		18,606	10,108	7,108	1,390		181	9,008	2,228	3,692	3,497
1031	1031	(7.4)	(10.0)	(6.9)	(3.0)		(10.8)	(5.1)	(7.5)	(18.3)	(17.0)
		18,873	10,213	7,188	1,472		181	9,275	2,228	3,692	3,497
1032	1032	(7.6)	(10.1)	(7.0)	(3.2)		(10.8)	(5.2)	(7.5)	(18.3)	(17.0)
		19,610	10,481	7,544	1,585		181	10,012	2,228	3,692	3,497
1033	1033	(7.8)	(10.4)	(7.3)	(3.4)		(10.8)	(5.6)	(7.5)	(18.3)	(17.0)
		19,619	10,481	7,552	1,585		181	10,020	2,228	3,692	3,497
1034	1034	(7.8)	(10.4)	(7.3)	(3.4)		(10.8)	(5.6)	(7.5)	(18.3)	(17.0)
		19,985	10,828	7,567	1,591		234	10,198	2,228	3,692	3,633
1035	1035	(8.0)	(10.7)	(7.4)	(3.4)		(14.0)	(5.7)	(7.5)	(18.3)	(17.7)
		19,988	10,828	7,567	1,593		236	10,198	2,228	3,692	3,633
1036	1036	(8.0)	(10.7)	(7.4)	(3.4)		(14.1)	(5.7)	(7.5)	(18.3)	(17.7)
		20,569	11,348	7,619	1,602		236	10,339	2,669	3,692	3,633
1037	1037	(8.2)	(11.3)	(7.4)	(3.5)		(14.1)	(5.8)	(9.0)	(18.3)	(17.7)
		20,569	11,348	7,619	1,602		236	10,339	2,669	3,692	3,633
1038	1038	(8.2)	(11.3)	(7.4)	(3.5)		(14.1)	(5.8)	(9.0)	(18.3)	(17.7)
		20,574	11,348	7,619	1,606		236	10,344	2,669	3,692	3,633
1039	1039	(8.2)	(11.3)	(7.4)	(3.5)		(14.1)	(5.8)	(9.0)	(18.3)	(17.7)
		20,773	11,428	7,674	1,671		236	10,404	2,669	3,777	3,688
1040	1040	(8.3)	(11.3)	(7.5)	(3.6)		(14.1)	(5.8)	(9.0)	(18.7)	(18.0)
		20,773	11,428	7,674	1,671		236	10,404	2,669	3,777	3,688
1041	1041	(8.3)	(11.3)	(7.5)	(3.6)		(14.1)	(5.8)	(9.0)	(18.7)	(18.0)
		22,162	11,428	9,063	1,671		323	11,618	2,756	3,777	3,688
1042	1042	(8.9)	(11.3)	(8.8)	(3.6)		(19.3)	(6.5)	(9.3)	(18.7)	(18.0)
		22,287	11,435	9,164	1,688		330	11,728	2,756	3,785	3,688
1043	1043	(8.9)	(11.3)	(8.9)	(3.6)		(19.7)	(6.6)	(9.3)	(18.8)	(18.0)
		22,302	11,435	9,174	1,694		330	11,733	2,766	3,785	3,688
1044	1044	(8.9)	(11.3)	(8.9)	(3.7)		(19.7)	(6.6)	(9.4)	(18.8)	(18.0)
		22,302	11,435	9,174	1,694		330	11,733	2,766	3,785	3,688
1045	1045	(8.9)	(11.3)	(8.9)	(3.7)		(19.7)	(6.6)	(9.4)	(18.8)	(18.0)
		22,302	11,435	9,174	1,694		330	11,733	2,766	3,785	3,688
1046	1046	(8.9)	(11.3)	(8.9)	(3.7)		(19.7)	(6.6)	(9.4)	(18.8)	(18.0)
		22,309	11,435	9,180	1,694		330	11,736	2,766	3,785	3,691
1047	1047	(8.9)	(11.3)	(8.9)	(3.7)		(19.7)	(6.6)	(9.4)	(18.8)	(18.0)
		22,571	11,435	9,437	1,699		335	11,852	2,908	3,785	3,691
1048	1048	(9.0)	(11.3)	(9.2)	(3.7)		(20.1)	(6.7)	(9.8)	(18.8)	(18.0)
		22,670	11,510	9,461	1,699		335	11,951	2,908	3,785	3,691
1049	1049	(9.1)	(11.4)	(9.2)	(3.7)		(20.1)	(6.7)	(9.8)	(18.8)	(18.0)
		26,590	14,481	10,151	1,957		335	14,755	3,082	4,109	4,309
1050	1050	(10.6)	(14.4)	(9.9)	(4.2)		(20.1)	(8.3)	(10.4)	(20.4)	(21.0)
		26,689	14,580	10,151	1,957		335	14,854	3,082	4,109	4,309
1051	1051	(10.7)	(14.5)	(9.9)	(4.2)		(20.1)	(8.3)	(10.4)	(20.4)	(21.0)
		27,059	14,585	10,205	2,268		363	15,134	3,107	4,145	4,309
1052	1052	(10.8)	(14.5)	(9.9)	(4.9)		(21.7)	(8.5)	(10.5)	(20.6)	(21.0)
		27,067	14,585	10,205	2,277		363	15,134	3,107	4,153	4,309
1053	1053	(10.8)	(14.5)	(9.9)	(4.9)		(21.7)	(8.5)	(10.5)	(20.6)	(21.0)
		27,256	14,667	10,304	2,285		363	15,323	3,107	4,153	4,309
1054	1054	(10.9)	(14.5)	(10.0)	(4.9)		(21.7)	(8.6)	(10.5)	(20.6)	(21.0)
		27,671	14,667	10,597	2,407		363	15,479	3,367	4,153	4,309
1055	1055	(11.1)	(14.5)	(10.3)	(5.2)		(21.7)	(8.7)	(11.4)	(20.6)	(21.0)
		27,690	14,672	10,597	2,421		363	15,497	3,367	4,153	4,309
1056	1056	(11.1)	(14.6)	(10.3)	(5.2)		(21.7)	(8.7)	(11.4)	(20.6)	(21.0)
		27,794	14,672	10,685	2,438		363	15,506	3,463	4,153	4,309
1057	1057	(11.1)	(14.6)	(10.4)	(5.3)		(21.7)	(8.7)	(11.7)	(20.6)	(21.0)
		27,852	14,672	10,738	2,443		363	15,564	3,463	4,153	4,309
1058	1058	(11.1)	(14.6)	(10.4)	(5.3)		(21.7)	(8.7)	(11.7)	(20.6)	(21.0)
		27,875	14,672	10,738	2,466		363	15,564	3,463	4,153	4,332
1059	1059	(11.2)	(14.6)	(10.4)	(5.3)		(21.7)	(8.7)	(11.7)	(20.6)	(21.1)
		28,671	14,767	11,195	2,710		363	16,222	3,489	4,260	4,337
1060	1060	(11.5)	(14.6)	(10.9)	(5.8)		(21.7)	(9.1)	(11.8)	(21.1)	(21.1)
		28,683	14,767	11,202	2,714		363	16,233	3,489	4,260	4,337
1061	1061	(11.5)	(14.6)	(10.9)	(5.9)		(21.7)	(9.1)	(11.8)	(21.1)	(21.1)

時間当り所定内賃金額（３手当を除く）		合計	規模別			年齢別					
			１～９人	１０～２９人	３０人以上	１７歳以下	１８～１９歳	２０～５４歳	５５～５９歳	６０～６４歳	６５歳以上
1062	1062	29,093 (11.6)	14,979 (14.9)	11,370 (11.1)	2,744 (5.9)		469 (28.1)	16,263 (9.1)	3,748 (12.7)	4,275 (21.2)	4,337 (21.1)
1063	1063	29,109 (11.6)	14,979 (14.9)	11,386 (11.1)	2,744 (5.9)		469 (28.1)	16,279 (9.1)	3,748 (12.7)	4,275 (21.2)	4,337 (21.1)
1064	1064	29,113 (11.6)	14,979 (14.9)	11,386 (11.1)	2,749 (5.9)		469 (28.1)	16,283 (9.1)	3,748 (12.7)	4,275 (21.2)	4,337 (21.1)
1065	1065	29,378 (11.8)	15,115 (15.0)	11,487 (11.2)	2,776 (6.0)		469 (28.1)	16,343 (9.2)	3,841 (13.0)	4,389 (21.8)	4,337 (21.1)
1066	1066	29,479 (11.8)	15,208 (15.1)	11,489 (11.2)	2,782 (6.0)		469 (28.1)	16,357 (9.2)	3,841 (13.0)	4,389 (21.8)	4,423 (21.6)
1067	1067	29,500 (11.8)	15,208 (15.1)	11,496 (11.2)	2,796 (6.0)		472 (28.2)	16,368 (9.2)	3,841 (13.0)	4,397 (21.8)	4,423 (21.6)
1068	1068	29,521 (11.8)	15,208 (15.1)	11,510 (11.2)	2,803 (6.1)		472 (28.2)	16,375 (9.2)	3,854 (13.1)	4,397 (21.8)	4,423 (21.6)
1069	1069	29,522 (11.8)	15,210 (15.1)	11,510 (11.2)	2,803 (6.1)		472 (28.2)	16,375 (9.2)	3,856 (13.1)	4,397 (21.8)	4,423 (21.6)
1070	1070	30,312 (12.1)	15,830 (15.7)	11,638 (11.3)	2,843 (6.1)		472 (28.2)	16,543 (9.3)	4,386 (14.9)	4,487 (22.3)	4,423 (21.6)
1071	1071	30,492 (12.2)	15,835 (15.7)	11,725 (11.4)	2,932 (6.3)		472 (28.2)	16,711 (9.4)	4,395 (14.9)	4,491 (22.3)	4,423 (21.6)
1072	1072	30,718 (12.3)	15,835 (15.7)	11,836 (11.5)	3,047 (6.6)		472 (28.2)	16,933 (9.5)	4,395 (14.9)	4,491 (22.3)	4,428 (21.6)
1073	1073	30,741 (12.3)	15,835 (15.7)	11,844 (11.5)	3,063 (6.6)		472 (28.2)	16,949 (9.5)	4,402 (14.9)	4,491 (22.3)	4,428 (21.6)
1074	1074	30,815 (12.3)	15,835 (15.7)	11,918 (11.6)	3,063 (6.6)		472 (28.2)	17,019 (9.6)	4,402 (14.9)	4,491 (22.3)	4,431 (21.6)
1075	1075	30,966 (12.4)	15,835 (15.7)	12,034 (11.7)	3,098 (6.7)		472 (28.2)	17,160 (9.6)	4,407 (14.9)	4,497 (22.3)	4,431 (21.6)
1076	1076	31,039 (12.4)	15,870 (15.7)	12,072 (11.7)	3,098 (6.7)		472 (28.2)	17,160 (9.6)	4,442 (15.0)	4,497 (22.3)	4,469 (21.8)
1077	1077	31,264 (12.5)	15,870 (15.7)	12,285 (11.9)	3,110 (6.7)		472 (28.2)	17,385 (9.8)	4,442 (15.0)	4,497 (22.3)	4,469 (21.8)
1078	1078	31,264 (12.5)	15,870 (15.7)	12,285 (11.9)	3,110 (6.7)		472 (28.2)	17,385 (9.8)	4,442 (15.0)	4,497 (22.3)	4,469 (21.8)
1079	1079	31,428 (12.6)	15,870 (15.7)	12,335 (12.0)	3,223 (7.0)		591 (35.4)	17,423 (9.8)	4,442 (15.0)	4,503 (22.3)	4,469 (21.8)
1080	1080	32,223 (12.9)	16,122 (16.0)	12,404 (12.1)	3,698 (8.0)		591 (35.4)	18,098 (10.2)	4,470 (15.1)	4,526 (22.4)	4,539 (22.1)
1081	1081	32,234 (12.9)	16,122 (16.0)	12,404 (12.1)	3,709 (8.0)		591 (35.4)	18,109 (10.2)	4,470 (15.1)	4,526 (22.4)	4,539 (22.1)
1082	1082	32,363 (12.9)	16,122 (16.0)	12,487 (12.1)	3,755 (8.1)		602 (36.0)	18,227 (10.2)	4,470 (15.1)	4,526 (22.4)	4,539 (22.1)
1083	1083	32,586 (13.0)	16,122 (16.0)	12,699 (12.4)	3,765 (8.1)		602 (36.0)	18,449 (10.4)	4,470 (15.1)	4,526 (22.4)	4,539 (22.1)
1084	1084	32,753 (13.1)	16,289 (16.2)	12,699 (12.4)	3,765 (8.1)		602 (36.0)	18,449 (10.4)	4,637 (15.7)	4,526 (22.4)	4,539 (22.1)
1085	1085	32,962 (13.2)	16,289 (16.2)	12,887 (12.5)	3,787 (8.2)		602 (36.0)	18,639 (10.5)	4,637 (15.7)	4,545 (22.5)	4,539 (22.1)
1086	1086	32,977 (13.2)	16,289 (16.2)	12,892 (12.5)	3,796 (8.2)		602 (36.0)	18,653 (10.5)	4,637 (15.7)	4,545 (22.5)	4,539 (22.1)
1087	1087	33,168 (13.3)	16,295 (16.2)	13,076 (12.7)	3,796 (8.2)		602 (36.0)	18,844 (10.6)	4,637 (15.7)	4,545 (22.5)	4,539 (22.1)
1088	1088	33,218 (13.3)	16,330 (16.2)	13,083 (12.7)	3,804 (8.2)		602 (36.0)	18,888 (10.6)	4,637 (15.7)	4,545 (22.5)	4,546 (22.2)
1089	1089	33,527 (13.4)	16,534 (16.4)	13,172 (12.8)	3,821 (8.2)		618 (37.0)	19,092 (10.7)	4,637 (15.7)	4,634 (23.0)	4,546 (22.2)
1090	1090	34,068 (13.6)	16,614 (16.5)	13,506 (13.1)	3,948 (8.5)		618 (37.0)	19,544 (11.0)	4,646 (15.7)	4,634 (23.0)	4,626 (22.6)
1091	1091	34,160 (13.7)	16,614 (16.5)	13,599 (13.2)	3,948 (8.5)		618 (37.0)	19,637 (11.0)	4,646 (15.7)	4,634 (23.0)	4,626 (22.6)
1092	1092	34,172 (13.7)	16,614 (16.5)	13,599 (13.2)	3,960 (8.5)		618 (37.0)	19,649 (11.0)	4,646 (15.7)	4,634 (23.0)	4,626 (22.6)
1093	1093	34,178 (13.7)	16,620 (16.5)	13,599 (13.2)	3,960 (8.5)		618 (37.0)	19,649 (11.0)	4,646 (15.7)	4,634 (23.0)	4,632 (22.6)
1094	1094	34,184 (13.7)	16,620 (16.5)	13,599 (13.2)	3,965 (8.6)		618 (37.0)	19,654 (11.0)	4,646 (15.7)	4,634 (23.0)	4,632 (22.6)
1095	1095	34,580 (13.8)	16,620 (16.5)	13,963 (13.6)	3,998 (8.6)		618 (37.0)	19,950 (11.2)	4,747 (16.1)	4,634 (23.0)	4,632 (22.6)
1096	1096	34,863 (13.9)	16,700 (16.6)	14,158 (13.8)	4,004 (8.6)		618 (37.0)	20,011 (11.2)	4,754 (16.1)	4,847 (24.0)	4,632 (22.6)

時間当り所定内賃金額（３手当を除く）	合計	規模別			年齢別					
		１～９人	１０～２９人	３０人以上	１７歳以下	１８～１９歳	２０～５４歳	５５～５９歳	６０～６４歳	６５歳以上
	34,877	16,700	14,158	4,019		620	20,018	4,754	4,853	4,632
1097 1097	(14.0)	(16.6)	(13.8)	(8.7)		(37.1)	(11.2)	(16.1)	(24.1)	(22.6)
	34,957	16,766	14,163	4,027		620	20,026	4,754	4,924	4,632
1098 1098	(14.0)	(16.6)	(13.8)	(8.7)		(37.1)	(11.2)	(16.1)	(24.4)	(22.6)
	35,032	16,766	14,217	4,049		629	20,047	4,754	4,971	4,632
1099 1099	(14.0)	(16.6)	(13.8)	(8.7)		(37.6)	(11.3)	(16.1)	(24.7)	(22.6)
	38,838	19,424	14,905	4,508		629	22,155	5,092	5,344	5,618
1100 1100	(15.5)	(19.3)	(14.5)	(9.7)		(37.6)	(12.4)	(17.3)	(26.5)	(27.4)
	39,148	19,654	14,967	4,526		629	22,461	5,097	5,344	5,618
1101 1101	(15.7)	(19.5)	(14.6)	(9.8)		(37.6)	(12.6)	(17.3)	(26.5)	(27.4)
	39,347	19,662	15,021	4,664		629	22,650	5,097	5,354	5,618
1102 1102	(15.7)	(19.5)	(14.6)	(10.1)		(37.6)	(12.7)	(17.3)	(26.6)	(27.4)
	39,356	19,662	15,021	4,672		629	22,650	5,105	5,354	5,618
1103 1103	(15.7)	(19.5)	(14.6)	(10.1)		(37.6)	(12.7)	(17.3)	(26.6)	(27.4)
	39,688	19,908	15,080	4,701		629	22,954	5,105	5,354	5,646
1104 1104	(15.9)	(19.7)	(14.7)	(10.1)		(37.6)	(12.9)	(17.3)	(26.6)	(27.5)
	40,060	19,966	15,362	4,733		629	23,174	5,111	5,420	5,727
1105 1105	(16.0)	(19.8)	(14.9)	(10.2)		(37.6)	(13.0)	(17.3)	(26.9)	(27.9)
	40,617	20,497	15,362	4,757		629	23,644	5,111	5,507	5,727
1106 1109	(16.2)	(20.3)	(14.9)	(10.3)		(37.6)	(13.3)	(17.3)	(27.3)	(27.9)
	41,911	21,038	15,732	5,140		644	24,378	5,189	5,517	6,183
1110 1119	(16.8)	(20.9)	(15.3)	(11.1)		(38.5)	(13.7)	(17.6)	(27.4)	(30.1)
	43,712	21,393	16,882	5,437		644	25,284	5,333	5,680	6,771
1120 1129	(17.5)	(21.2)	(16.4)	(11.7)		(38.5)	(14.2)	(18.1)	(28.2)	(33.0)
	46,043	22,347	17,801	5,895		680	27,162	5,537	5,760	6,903
1130 1139	(18.4)	(22.2)	(17.3)	(12.7)		(40.7)	(15.3)	(18.8)	(28.6)	(33.7)
	47,895	23,138	18,101	6,656		680	28,707	5,556	5,889	7,063
1140 1149	(19.2)	(22.9)	(17.6)	(14.4)		(40.7)	(16.1)	(18.8)	(29.2)	(34.4)
	50,297	23,923	19,378	6,996		683	30,539	5,779	6,149	7,147
1150 1159	(20.1)	(23.7)	(18.8)	(15.1)		(40.9)	(17.1)	(19.6)	(30.5)	(34.8)
	52,719	24,546	20,593	7,580		793	32,308	5,891	6,581	7,147
1160 1169	(21.1)	(24.3)	(20.0)	(16.4)		(47.4)	(18.1)	(20.0)	(32.6)	(34.8)
	54,219	25,274	21,234	7,711		800	33,369	5,913	6,725	7,412
1170 1179	(21.7)	(25.1)	(20.7)	(16.6)		(47.8)	(18.7)	(20.0)	(33.4)	(36.1)
	56,280	25,984	22,275	8,021		817	34,767	6,169	6,764	7,764
1180 1189	(22.5)	(25.8)	(21.7)	(17.3)		(48.9)	(19.5)	(20.9)	(33.6)	(37.9)
	59,851	28,036	23,178	8,637		871	37,310	6,844	6,971	7,855
1190 1199	(23.9)	(27.8)	(22.5)	(18.6)		(52.1)	(20.9)	(23.2)	(34.6)	(38.3)
	85,027	39,476	31,733	13,817		1,272	54,549	9,624	8,390	11,193
1200 1299	(34.0)	(39.2)	(30.9)	(29.8)		(76.1)	(30.6)	(32.6)	(41.6)	(54.6)
	108,676	47,395	42,209	19,072	2	1,490	72,634	11,669	9,630	13,251
1300 1399	(43.5)	(47.0)	(41.1)	(41.2)	(100.0)	(89.1)	(40.8)	(39.5)	(47.8)	(64.6)
	127,965	53,144	51,632	23,189		1,490	87,586	13,077	11,444	14,366
1400 1499	(51.2)	(52.7)	(50.2)	(50.1)		(89.1)	(49.2)	(44.3)	(56.8)	(70.0)
	147,829	61,400	59,257	27,172		1,672	102,863	15,811	12,585	14,897
1500 1599	(59.1)	(60.9)	(57.6)	(58.7)		(100.0)	(57.8)	(53.6)	(62.4)	(72.6)
	162,439	66,648	65,836	29,955			114,944	16,741	12,964	16,116
1600 1699	(65.0)	(66.1)	(64.0)	(64.7)			(64.5)	(56.7)	(64.3)	(78.6)
	176,805	71,153	72,460	33,191			125,885	18,617	13,820	16,810
1700 1799	(70.7)	(70.6)	(70.5)	(71.7)			(70.7)	(63.1)	(68.6)	(82.0)
	187,990	75,830	76,941	35,220			134,337	19,602	15,034	17,344
1800 1899	(75.2)	(75.2)	(74.8)	(76.0)			(75.4)	(66.4)	(74.6)	(84.6)
	197,511	79,511	80,546	37,454			141,277	20,805	15,789	17,966
1900 1999	(79.0)	(78.9)	(78.3)	(80.9)			(79.3)	(70.5)	(78.3)	(87.6)
	249,955	100,825	102,810	46,320			178,094	29,520	20,159	20,508
2000	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)			(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)
月平均賃金額	262,355	248,191	271,783	272,263	194,350	200,424	265,006	285,333	258,968	214,652
時間当平均賃金額	1,651	1,657	1,649	1,640	1,300	1,184	1,636	1,880	1,671	1,470
月一人当たり労働時間数	159	151	165	167	150	171	162	158	153	149
第１・２０分位数	1,010	1,000	1,016	1,055	1,300	965	1,030	1,010	992	992
第１・１０分位数	1,050	1,030	1,054	1,102	1,300	1,005	1,080	1,050	1,005	1,010
第１・　４分位数	1,200	1,179	1,230	1,250	1,300	1,062	1,247	1,212	1,100	1,100
中　位　数	1,486	1,453	1,497	1,494	1,300	1,193	1,501	1,568	1,418	1,241
四分位偏差係	0.2332	0.2433	0.2255	0.2105		0.0801	0.2129	0.3115	0.2831	0.2083

【上段】　累積労働者数　　【下段】　累積構成比

最低賃金に関する実態調査結果（地域別最低賃金対象）

パート労働者分

（茨城の賃金分布・特性値）

単位：円

	第1・20分位数	第1・10分位数	第1・4分位数	中位数	未満率%
令和5年	911	915	925	980	1.6
令和6年	953	954	970	1000	1.9
令和7年	1,005	1,005	1,015	1,054	1.2
対前年増減額	52	51	45	54	
対前年増減率(%)	5.46	5.35	4.64	5.40	(0.7)

規模別特性値及び未満率

	第1・20分位数（円）			第1・10分位数（円）			未満率%		
	令和5年	令和6年	令和7年	令和5年	令和6年	令和7年	令和5年	令和6年	令和7年
1～99人計	911	953	1,005	915	954	1,005	1.6	1.9	1.2
1～9人	911	953	1,005	920	953	1,005	3.1	4.7	3.0
10～29人	911	953	1,005	915	955	1,005	1.0	0.2	0.3
30～99人	911	960	1,005	911	979	1,005	0.2	0.8	0.4

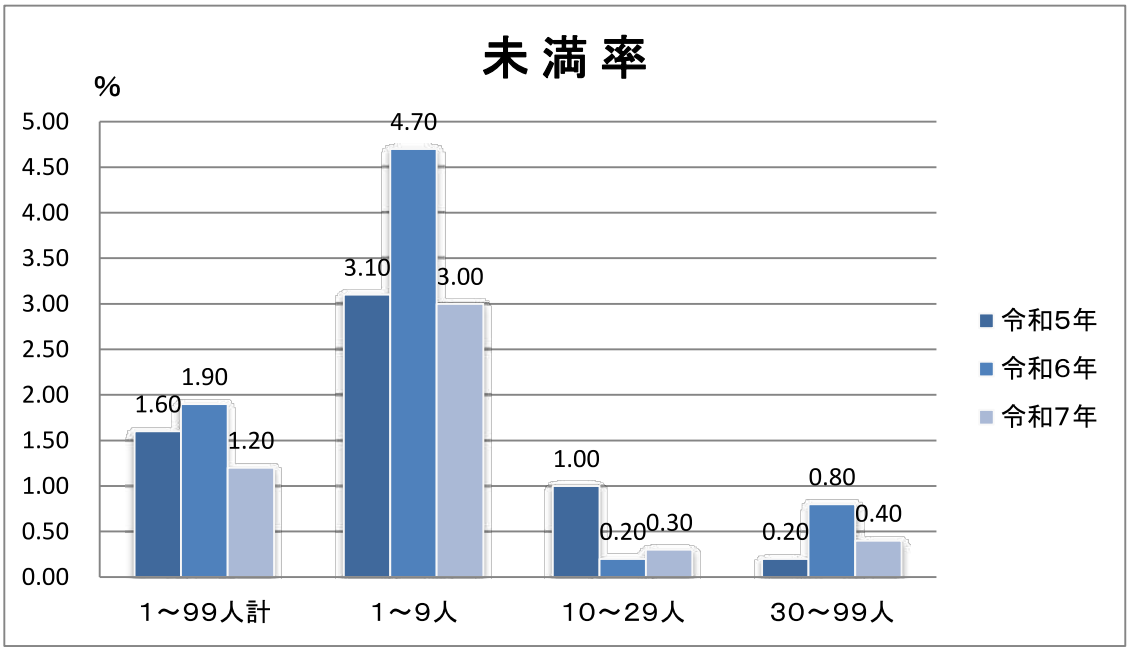

07年　総括表（1）　産業：（全て）　就業形態：パート　産別適用除外含む全労働者

時間当り所定内賃金額（３手当を除く）	合計	規模別			年齢別					
		１～９人	１０～２９人	３０人以上	１７歳以下	１８～１９歳	２０～５４歳	５５～５９歳	６０～６４歳	６５歳以上
計	135,441	46,058	81,502	7,882	9,752	6,609	67,448	14,230	13,077	24,325
円	1,241	961	245	35	263		297	324	72	284
- 994	(0.9)	(2.1)	(0.3)	(0.4)	(2.7)		(0.4)	(2.3)	(0.6)	(1.2)
	1,241	961	245	35	263		297	324	72	284
995 - 995	(0.9)	(2.1)	(0.3)	(0.4)	(2.7)		(0.4)	(2.3)	(0.6)	(1.2)
	1,246	961	250	35	263		303	324	72	284
996 - 996	(0.9)	(2.1)	(0.3)	(0.4)	(2.7)		(0.4)	(2.3)	(0.6)	(1.2)
	1,246	961	250	35	263		303	324	72	284
997 - 997	(0.9)	(2.1)	(0.3)	(0.4)	(2.7)		(0.4)	(2.3)	(0.6)	(1.2)
	1,246	961	250	35	263		303	324	72	284
998 - 998	(0.9)	(2.1)	(0.3)	(0.4)	(2.7)		(0.4)	(2.3)	(0.6)	(1.2)
	1,246	961	250	35	263		303	324	72	284
999 - 999	(0.9)	(2.1)	(0.3)	(0.4)	(2.7)		(0.4)	(2.3)	(0.6)	(1.2)
	1,691	1,401	255	35	263		484	406	107	430
1000 - 1000	(1.2)	(3.0)	(0.3)	(0.4)	(2.7)		(0.7)	(2.9)	(0.8)	(1.8)
	1,691	1,401	255	35	263		484	406	107	430
1001 - 1001	(1.2)	(3.0)	(0.3)	(0.4)	(2.7)		(0.7)	(2.9)	(0.8)	(1.8)
	1,691	1,401	255	35	263		484	406	107	430
1002 - 1002	(1.2)	(3.0)	(0.3)	(0.4)	(2.7)		(0.7)	(2.9)	(0.8)	(1.8)
	1,691	1,401	255	35	263		484	406	107	430
1003 - 1003	(1.2)	(3.0)	(0.3)	(0.4)	(2.7)		(0.7)	(2.9)	(0.8)	(1.8)
	1,691	1,401	255	35	263		484	406	107	430
1004 - 1004	(1.2)	(3.0)	(0.3)	(0.4)	(2.7)		(0.7)	(2.9)	(0.8)	(1.8)
	21,658	**7,633**	**13,115**	**910**	2,212	1,077	9,817	2,369	1,374	4,810
1005 - 1005	**(16.0)**	**(16.6)**	**(16.1)**	**(11.5)**	(22.7)	(16.3)	(14.6)	(16.6)	(10.5)	(19.8)
	21,876	7,851	13,115	910	2,212	1,077	10,000	2,369	1,409	4,810
1006 - 1006	(16.2)	(17.0)	(16.1)	(11.5)	(22.7)	(16.3)	(14.8)	(16.6)	(10.8)	(19.8)
	21,876	7,851	13,115	910	2,212	1,077	10,000	2,369	1,409	4,810
1007 - 1007	(16.2)	(17.0)	(16.1)	(11.5)	(22.7)	(16.3)	(14.8)	(16.6)	(10.8)	(19.8)
	22,552	8,385	13,256	910	2,212	1,077	10,230	2,458	1,409	5,166
1008 - 1008	(16.7)	(18.2)	(16.3)	(11.5)	(22.7)	(16.3)	(15.2)	(17.3)	(10.8)	(21.2)
	22,623	8,457	13,256	910	2,212	1,077	10,302	2,458	1,409	5,166
1009 - 1009	(16.7)	(18.4)	(16.3)	(11.5)	(22.7)	(16.3)	(15.3)	(17.3)	(10.8)	(21.2)
	32,175	11,766	18,821	1,588	3,589	1,734	14,511	3,298	1,713	7,330
1010 - 1010	(23.8)	(25.5)	(23.1)	(20.1)	(36.8)	(26.2)	(21.5)	(23.2)	(13.1)	(30.1)
	32,357	11,766	19,003	1,588	3,589	1,734	14,602	3,298	1,713	7,421
1011 - 1011	(23.9)	(25.5)	(23.3)	(20.1)	(36.8)	(26.2)	(21.6)	(23.2)	(13.1)	(30.5)
	32,539	11,848	19,103	1,588	3,589	1,734	14,602	3,298	1,813	7,503
1012 - 1012	(24.0)	(25.7)	(23.4)	(20.1)	(36.8)	(26.2)	(21.6)	(23.2)	(13.9)	(30.8)
	32,723	11,848	19,194	1,681	3,589	1,734	14,662	3,307	1,830	7,603
1013 - 1013	(24.2)	(25.7)	(23.6)	(21.3)	(36.8)	(26.2)	(21.7)	(23.2)	(14.0)	(31.3)
	32,723	11,848	19,194	1,681	3,589	1,734	14,662	3,307	1,830	7,603
1014 - 1014	(24.2)	(25.7)	(23.6)	(21.3)	(36.8)	(26.2)	(21.7)	(23.2)	(14.0)	(31.3)
	36,364	12,025	22,540	1,799	3,589	2,091	16,402	3,631	2,215	8,436
1015 - 1015	(26.8)	(26.1)	(27.7)	(22.8)	(36.8)	(31.6)	(24.3)	(25.5)	(16.9)	(34.7)
	36,364	12,025	22,540	1,799	3,589	2,091	16,402	3,631	2,215	8,436
1016 - 1016	(26.8)	(26.1)	(27.7)	(22.8)	(36.8)	(31.6)	(24.3)	(25.5)	(16.9)	(34.7)
	36,364	12,025	22,540	1,799	3,589	2,091	16,402	3,631	2,215	8,436
1017 - 1017	(26.8)	(26.1)	(27.7)	(22.8)	(36.8)	(31.6)	(24.3)	(25.5)	(16.9)	(34.7)
	36,446	12,107	22,540	1,799	3,589	2,091	16,483	3,631	2,215	8,436
1018 - 1018	(26.9)	(26.3)	(27.7)	(22.8)	(36.8)	(31.6)	(24.4)	(25.5)	(16.9)	(34.7)
	36,446	12,107	22,540	1,799	3,589	2,091	16,483	3,631	2,215	8,436
1019 - 1019	(26.9)	(26.3)	(27.7)	(22.8)	(36.8)	(31.6)	(24.4)	(25.5)	(16.9)	(34.7)
	42,934	13,253	27,277	2,405	5,179	2,625	19,183	3,853	3,114	8,980
1020 - 1020	(31.7)	(28.8)	(33.5)	(30.5)	(53.1)	(39.7)	(28.4)	(27.1)	(23.8)	(36.9)
	42,934	13,253	27,277	2,405	5,179	2,625	19,183	3,853	3,114	8,980
1021 - 1021	(31.7)	(28.8)	(33.5)	(30.5)	(53.1)	(39.7)	(28.4)	(27.1)	(23.8)	(36.9)
	42,991	13,253	27,277	2,461	5,179	2,625	19,239	3,853	3,114	8,980
1022 - 1022	(31.7)	(28.8)	(33.5)	(31.2)	(53.1)	(39.7)	(28.5)	(27.1)	(23.8)	(36.9)
	43,318	13,580	27,277	2,461	5,179	2,625	19,566	3,853	3,114	8,980
1023 - 1023	(32.0)	(29.5)	(33.5)	(31.2)	(53.1)	(39.7)	(29.0)	(27.1)	(23.8)	(36.9)
	43,318	13,580	27,277	2,461	5,179	2,625	19,566	3,853	3,114	8,980
1024 1024	(32.0)	(29.5)	(33.5)	(31.2)	(53.1)	(39.7)	(29.0)	(27.1)	(23.8)	(36.9)
	43,760	13,580	27,715	2,466	5,271	2,625	19,836	3,934	3,114	8,980
1025 1025	(32.3)	(29.5)	(34.0)	(31.3)	(54.1)	(39.7)	(29.4)	(27.6)	(23.8)	(36.9)
	43,760	13,580	27,715	2,466	5,271	2,625	19,836	3,934	3,114	8,980
1026 1026	(32.3)	(29.5)	(34.0)	(31.3)	(54.1)	(39.7)	(29.4)	(27.6)	(23.8)	(36.9)

時間当り所定内賃金額（３手当を除く）		合計	規模別			年齢別					
			１～９人	１０～２９人	３０人以上	１７歳以下	１８～１９歳	２０～５４歳	５５～５９歳	６０～６４歳	６５歳以上
		43,760	13,580	27,715	2,466	5,271	2,625	19,836	3,934	3,114	8,980
1027	1027	(32.3)	(29.5)	(34.0)	(31.3)	(54.1)	(39.7)	(29.4)	(27.6)	(23.8)	(36.9)
		43,767	13,580	27,715	2,473	5,271	2,625	19,843	3,934	3,114	8,980
1028	1028	(32.3)	(29.5)	(34.0)	(31.4)	(54.1)	(39.7)	(29.4)	(27.6)	(23.8)	(36.9)
		43,855	13,580	27,803	2,473	5,271	2,625	19,843	3,934	3,114	9,067
1029	1029	(32.4)	(29.5)	(34.1)	(31.4)	(54.1)	(39.7)	(29.4)	(27.6)	(23.8)	(37.3)
		47,456	13,830	30,748	2,877	5,594	3,163	21,406	4,311	3,195	9,786
1030	1030	(35.0)	(30.0)	(37.7)	(36.5)	(57.4)	(47.9)	(31.7)	(30.3)	(24.4)	(40.2)
		47,456	13,830	30,748	2,877	5,594	3,163	21,406	4,311	3,195	9,786
1031	1031	(35.0)	(30.0)	(37.7)	(36.5)	(57.4)	(47.9)	(31.7)	(30.3)	(24.4)	(40.2)
		47,470	13,830	30,748	2,891	5,594	3,163	21,420	4,311	3,195	9,786
1032	1032	(35.0)	(30.0)	(37.7)	(36.7)	(57.4)	(47.9)	(31.8)	(30.3)	(24.4)	(40.2)
		47,666	13,830	30,748	3,087	5,594	3,163	21,427	4,371	3,255	9,855
1033	1033	(35.2)	(30.0)	(37.7)	(39.2)	(57.4)	(47.9)	(31.8)	(30.7)	(24.9)	(40.5)
		47,726	13,830	30,748	3,147	5,594	3,163	21,427	4,431	3,255	9,855
1034	1034	(35.2)	(30.0)	(37.7)	(39.9)	(57.4)	(47.9)	(31.8)	(31.1)	(24.9)	(40.5)
		48,149	13,830	31,112	3,207	5,594	3,163	21,695	4,506	3,336	9,855
1035	1035	(35.5)	(30.0)	(38.2)	(40.7)	(57.4)	(47.9)	(32.2)	(31.7)	(25.5)	(40.5)
		48,398	13,936	31,194	3,267	5,594	3,163	21,801	4,506	3,418	9,915
1036	1036	(35.7)	(30.3)	(38.3)	(41.5)	(57.4)	(47.9)	(32.3)	(31.7)	(26.1)	(40.8)
		48,426	13,936	31,194	3,296	5,594	3,163	21,801	4,506	3,418	9,943
1037	1037	(35.8)	(30.3)	(38.3)	(41.8)	(57.4)	(47.9)	(32.3)	(31.7)	(26.1)	(40.9)
		48,626	14,076	31,194	3,356	5,594	3,163	21,801	4,506	3,418	10,143
1038	1038	(35.9)	(30.6)	(38.3)	(42.6)	(57.4)	(47.9)	(32.3)	(31.7)	(26.1)	(41.7)
		48,636	14,086	31,194	3,356	5,594	3,163	21,801	4,506	3,418	10,153
1039	1039	(35.9)	(30.6)	(38.3)	(42.6)	(57.4)	(47.9)	(32.3)	(31.7)	(26.1)	(41.7)
		48,881	14,235	31,290	3,356	5,594	3,163	21,907	4,584	3,418	10,214
1040	1040	(36.1)	(30.9)	(38.4)	(42.6)	(57.4)	(47.9)	(32.5)	(32.2)	(26.1)	(42.0)
		49,097	14,451	31,290	3,356	5,594	3,163	21,907	4,584	3,500	10,349
1041	1041	(36.2)	(31.4)	(38.4)	(42.6)	(57.4)	(47.9)	(32.5)	(32.2)	(26.8)	(42.5)
		49,178	14,504	31,290	3,384	5,594	3,163	21,907	4,584	3,581	10,349
1042	1042	(36.3)	(31.5)	(38.4)	(42.9)	(57.4)	(47.9)	(32.5)	(32.2)	(27.4)	(42.5)
		49,284	14,610	31,290	3,384	5,594	3,163	22,013	4,584	3,581	10,349
1043	1043	(36.4)	(31.7)	(38.4)	(42.9)	(57.4)	(47.9)	(32.6)	(32.2)	(27.4)	(42.5)
		49,284	14,610	31,290	3,384	5,594	3,163	22,013	4,584	3,581	10,349
1044	1044	(36.4)	(31.7)	(38.4)	(42.9)	(57.4)	(47.9)	(32.6)	(32.2)	(27.4)	(42.5)
		49,462	14,610	31,463	3,389	5,594	3,163	22,186	4,584	3,585	10,349
1045	1045	(36.5)	(31.7)	(38.6)	(43.0)	(57.4)	(47.9)	(32.9)	(32.2)	(27.4)	(42.5)
		49,544	14,610	31,546	3,389	5,594	3,163	22,186	4,584	3,585	10,431
1046	1046	(36.6)	(31.7)	(38.7)	(43.0)	(57.4)	(47.9)	(32.9)	(32.2)	(27.4)	(42.9)
		49,544	14,610	31,546	3,389	5,594	3,163	22,186	4,584	3,585	10,431
1047	1047	(36.6)	(31.7)	(38.7)	(43.0)	(57.4)	(47.9)	(32.9)	(32.2)	(27.4)	(42.9)
		49,544	14,610	31,546	3,389	5,594	3,163	22,186	4,584	3,585	10,431
1048	1048	(36.6)	(31.7)	(38.7)	(43.0)	(57.4)	(47.9)	(32.9)	(32.2)	(27.4)	(42.9)
		49,558	14,610	31,546	3,402	5,594	3,163	22,186	4,597	3,585	10,431
1049	1049	(36.6)	(31.7)	(38.7)	(43.2)	(57.4)	(47.9)	(32.9)	(32.3)	(27.4)	(42.9)
		65,497	19,097	42,883	3,517	8,559	5,065	28,350	6,370	5,364	11,789
1050	1050	(48.4)	(41.5)	(52.6)	(44.6)	(87.8)	(76.6)	(42.0)	(44.8)	(41.0)	(48.5)
		65,508	19,107	42,883	3,517	8,559	5,065	28,350	6,370	5,364	11,799
1051	1051	(48.4)	(41.5)	(52.6)	(44.6)	(87.8)	(76.6)	(42.0)	(44.8)	(41.0)	(48.5)
		65,716	19,194	42,947	3,575	8,559	5,065	28,412	6,399	5,391	11,889
1052	1052	(48.5)	(41.7)	(52.7)	(45.4)	(87.8)	(76.6)	(42.1)	(45.0)	(41.2)	(48.9)
		66,037	19,194	43,251	3,592	8,559	5,065	28,420	6,703	5,391	11,898
1053	1053	(48.8)	(41.7)	(53.1)	(45.6)	(87.8)	(76.6)	(42.1)	(47.1)	(41.2)	(48.9)
		67,978	19,194	45,192	3,592	8,559	5,065	29,107	6,878	5,991	12,377
1054	1054	(50.2)	(41.7)	(55.4)	(45.6)	(87.8)	(76.6)	(43.2)	(48.3)	(45.8)	(50.9)
		70,135	19,825	46,691	3,619	8,559	5,070	30,049	7,422	6,413	12,622
1055	1055	(51.8)	(43.0)	(57.3)	(45.9)	(87.8)	(76.7)	(44.6)	(52.2)	(49.0)	(51.9)
		70,223	19,825	46,779	3,619	8,559	5,070	30,049	7,509	6,413	12,622
1056	1056	(51.8)	(43.0)	(57.4)	(45.9)	(87.8)	(76.7)	(44.6)	(52.8)	(49.0)	(51.9)
		70,223	19,825	46,779	3,619	8,559	5,070	30,049	7,509	6,413	12,622
1057	1057	(51.8)	(43.0)	(57.4)	(45.9)	(87.8)	(76.7)	(44.6)	(52.8)	(49.0)	(51.9)
		70,310	19,825	46,866	3,619	8,559	5,070	30,049	7,509	6,413	12,710
1058	1058	(51.9)	(43.0)	(57.5)	(45.9)	(87.8)	(76.7)	(44.6)	(52.8)	(49.0)	(52.2)
		70,317	19,825	46,866	3,626	8,559	5,070	30,049	7,509	6,413	12,716
1059	1059	(51.9)	(43.0)	(57.5)	(46.0)	(87.8)	(76.7)	(44.6)	(52.8)	(49.0)	(52.3)
		72,602	20,776	48,060	3,765	8,650	5,187	31,305	7,751	6,675	13,033
1060	1060	(53.6)	(45.1)	(59.0)	(47.8)	(88.7)	(78.5)	(46.4)	(54.5)	(51.0)	(53.6)
		72,689	20,776	48,148	3,765	8,650	5,187	31,392	7,751	6,675	13,033
1061	1061	(53.7)	(45.1)	(59.1)	(47.8)	(88.7)	(78.5)	(46.5)	(54.5)	(51.0)	(53.6)

時間当り所定内賃金額（３手当を除く）		合計	規模別			年齢別					
			１～９人	１０～２９人	３０人以上	１７歳以下	１８～１９歳	２０～５４歳	５５～５９歳	６０～６４歳	６５歳以上
1062	1062	72,906 (53.8)	20,993 (45.6)	48,148 (59.1)	3,765 (47.8)	8,650 (88.7)	5,187 (78.5)	31,527 (46.7)	7,751 (54.5)	6,757 (51.7)	13,033 (53.6)
1063	1063	73,067 (53.9)	21,082 (45.8)	48,195 (59.1)	3,791 (48.1)	8,650 (88.7)	5,187 (78.5)	31,535 (46.8)	7,760 (54.5)	6,813 (52.1)	13,122 (53.9)
1064	1064	73,067 (53.9)	21,082 (45.8)	48,195 (59.1)	3,791 (48.1)	8,650 (88.7)	5,187 (78.5)	31,535 (46.8)	7,760 (54.5)	6,813 (52.1)	13,122 (53.9)
1065	1065	73,523 (54.3)	21,082 (45.8)	48,286 (59.2)	4,156 (52.7)	8,650 (88.7)	5,192 (78.6)	31,717 (47.0)	7,787 (54.7)	6,830 (52.2)	13,347 (54.9)
1066	1066	73,919 (54.6)	21,293 (46.2)	48,452 (59.4)	4,173 (52.9)	8,650 (88.7)	5,192 (78.6)	31,942 (47.4)	7,787 (54.7)	6,847 (52.4)	13,500 (55.5)
1067	1067	74,072 (54.7)	21,399 (46.5)	48,499 (59.5)	4,173 (52.9)	8,650 (88.7)	5,192 (78.6)	32,048 (47.5)	7,787 (54.7)	6,847 (52.4)	13,547 (55.7)
1068	1068	74,072 (54.7)	21,399 (46.5)	48,499 (59.5)	4,173 (52.9)	8,650 (88.7)	5,192 (78.6)	32,048 (47.5)	7,787 (54.7)	6,847 (52.4)	13,547 (55.7)
1069	1069	74,119 (54.7)	21,399 (46.5)	48,546 (59.6)	4,173 (52.9)	8,650 (88.7)	5,192 (78.6)	32,048 (47.5)	7,787 (54.7)	6,894 (52.7)	13,547 (55.7)
1070	1070	75,498 (55.7)	21,616 (46.9)	49,198 (60.4)	4,684 (59.4)	8,650 (88.7)	5,312 (80.4)	32,673 (48.4)	7,995 (56.2)	7,065 (54.0)	13,803 (56.7)
1071	1071	75,573 (55.8)	21,686 (47.1)	49,198 (60.4)	4,689 (59.5)	8,650 (88.7)	5,312 (80.4)	32,673 (48.4)	7,995 (56.2)	7,065 (54.0)	13,878 (57.0)
1072	1072	75,581 (55.8)	21,686 (47.1)	49,198 (60.4)	4,697 (59.6)	8,650 (88.7)	5,312 (80.4)	32,681 (48.5)	7,995 (56.2)	7,065 (54.0)	13,878 (57.0)
1073	1073	75,581 (55.8)	21,686 (47.1)	49,198 (60.4)	4,697 (59.6)	8,650 (88.7)	5,312 (80.4)	32,681 (48.5)	7,995 (56.2)	7,065 (54.0)	13,878 (57.0)
1074	1074	75,581 (55.8)	21,686 (47.1)	49,198 (60.4)	4,697 (59.6)	8,650 (88.7)	5,312 (80.4)	32,681 (48.5)	7,995 (56.2)	7,065 (54.0)	13,878 (57.0)
1075	1075	75,923 (56.1)	21,686 (47.1)	49,402 (60.6)	4,835 (61.3)	8,650 (88.7)	5,312 (80.4)	32,746 (48.6)	8,103 (56.9)	7,210 (55.1)	13,902 (57.2)
1076	1076	75,961 (56.1)	21,686 (47.1)	49,440 (60.7)	4,835 (61.3)	8,650 (88.7)	5,312 (80.4)	32,746 (48.6)	8,141 (57.2)	7,210 (55.1)	13,902 (57.2)
1077	1077	75,961 (56.1)	21,686 (47.1)	49,440 (60.7)	4,835 (61.3)	8,650 (88.7)	5,312 (80.4)	32,746 (48.6)	8,141 (57.2)	7,210 (55.1)	13,902 (57.2)
1078	1078	76,133 (56.2)	21,778 (47.3)	49,520 (60.8)	4,835 (61.3)	8,650 (88.7)	5,312 (80.4)	32,837 (48.7)	8,141 (57.2)	7,210 (55.1)	13,984 (57.5)
1079	1079	76,133 (56.2)	21,778 (47.3)	49,520 (60.8)	4,835 (61.3)	8,650 (88.7)	5,312 (80.4)	32,837 (48.7)	8,141 (57.2)	7,210 (55.1)	13,984 (57.5)
1080	1080	78,082 (57.6)	22,156 (48.1)	50,843 (62.4)	5,082 (64.5)	8,677 (89.0)	5,312 (80.4)	34,168 (50.7)	8,324 (58.5)	7,244 (55.4)	14,357 (59.0)
1081	1081	78,140 (57.7)	22,214 (48.2)	50,843 (62.4)	5,082 (64.5)	8,677 (89.0)	5,312 (80.4)	34,168 (50.7)	8,324 (58.5)	7,244 (55.4)	14,415 (59.3)
1082	1082	78,318 (57.8)	22,296 (48.4)	50,929 (62.5)	5,093 (64.6)	8,677 (89.0)	5,312 (80.4)	34,336 (50.9)	8,324 (58.5)	7,244 (55.4)	14,425 (59.3)
1083	1083	78,365 (57.9)	22,296 (48.4)	50,976 (62.5)	5,093 (64.6)	8,677 (89.0)	5,312 (80.4)	34,336 (50.9)	8,371 (58.8)	7,244 (55.4)	14,425 (59.3)
1084	1084	78,365 (57.9)	22,296 (48.4)	50,976 (62.5)	5,093 (64.6)	8,677 (89.0)	5,312 (80.4)	34,336 (50.9)	8,371 (58.8)	7,244 (55.4)	14,425 (59.3)
1085	1085	78,582 (58.0)	22,296 (48.4)	51,137 (62.7)	5,148 (65.3)	8,677 (89.0)	5,312 (80.4)	34,450 (51.1)	8,380 (58.9)	7,252 (55.5)	14,511 (59.7)
1086	1086	78,587 (58.0)	22,296 (48.4)	51,137 (62.7)	5,153 (65.4)	8,677 (89.0)	5,312 (80.4)	34,450 (51.1)	8,385 (58.9)	7,252 (55.5)	14,511 (59.7)
1087	1087	78,598 (58.0)	22,296 (48.4)	51,137 (62.7)	5,164 (65.5)	8,677 (89.0)	5,312 (80.4)	34,450 (51.1)	8,385 (58.9)	7,257 (55.5)	14,516 (59.7)
1088	1088	78,599 (58.0)	22,297 (48.4)	51,137 (62.7)	5,164 (65.5)	8,677 (89.0)	5,312 (80.4)	34,450 (51.1)	8,385 (58.9)	7,258 (55.5)	14,516 (59.7)
1089	1089	78,599 (58.0)	22,297 (48.4)	51,137 (62.7)	5,164 (65.5)	8,677 (89.0)	5,312 (80.4)	34,450 (51.1)	8,385 (58.9)	7,258 (55.5)	14,516 (59.7)
1090	1090	79,148 (58.4)	22,354 (48.5)	51,549 (63.2)	5,245 (66.5)	8,677 (89.0)	5,312 (80.4)	34,997 (51.9)	8,385 (58.9)	7,260 (55.5)	14,516 (59.7)
1091	1091	79,218 (58.5)	22,424 (48.7)	51,549 (63.2)	5,245 (66.5)	8,677 (89.0)	5,312 (80.4)	34,997 (51.9)	8,385 (58.9)	7,260 (55.5)	14,586 (60.0)
1092	1092	79,218 (58.5)	22,424 (48.7)	51,549 (63.2)	5,245 (66.5)	8,677 (89.0)	5,312 (80.4)	34,997 (51.9)	8,385 (58.9)	7,260 (55.5)	14,586 (60.0)
1093	1093	79,218 (58.5)	22,424 (48.7)	51,549 (63.2)	5,245 (66.5)	8,677 (89.0)	5,312 (80.4)	34,997 (51.9)	8,385 (58.9)	7,260 (55.5)	14,586 (60.0)
1094	1094	79,218 (58.5)	22,424 (48.7)	51,549 (63.2)	5,245 (66.5)	8,677 (89.0)	5,312 (80.4)	34,997 (51.9)	8,385 (58.9)	7,260 (55.5)	14,586 (60.0)
1095	1095	79,251 (58.5)	22,425 (48.7)	51,549 (63.2)	5,277 (66.9)	8,677 (89.0)	5,312 (80.4)	35,016 (51.9)	8,387 (58.9)	7,265 (55.6)	14,595 (60.0)
1096	1096	79,251 (58.5)	22,425 (48.7)	51,549 (63.2)	5,277 (66.9)	8,677 (89.0)	5,312 (80.4)	35,016 (51.9)	8,387 (58.9)	7,265 (55.6)	14,595 (60.0)

時間当り所定内賃金額（３手当を除く）	合計	規模別			年齢別					
		１～９人	１０～２９人	３０人以上	１７歳以下	１８～１９歳	２０～５４歳	５５～５９歳	６０～６４歳	６５歳以上
	79,256	22,425	51,549	5,282	8,677	5,312	35,021	8,387	7,265	14,595
1097 1097	(58.5)	(48.7)	(63.2)	(67.0)	(89.0)	(80.4)	(51.9)	(58.9)	(55.6)	(60.0)
	79,256	22,425	51,549	5,282	8,677	5,312	35,021	8,387	7,265	14,595
1098 1098	(58.5)	(48.7)	(63.2)	(67.0)	(89.0)	(80.4)	(51.9)	(58.9)	(55.6)	(60.0)
	79,256	22,425	51,549	5,282	8,677	5,312	35,021	8,387	7,265	14,595
1099 1099	(58.5)	(48.7)	(63.2)	(67.0)	(89.0)	(80.4)	(51.9)	(58.9)	(55.6)	(60.0)
	91,552	26,745	59,439	5,368	9,752	6,341	42,149	9,000	8,316	15,993
1100 1100	(67.6)	(58.1)	(72.9)	(68.1)	(100.0)	(96.0)	(62.5)	(63.2)	(63.6)	(65.7)
	91,559	26,745	59,445	5,368		6,341	42,155	9,000	8,316	15,993
1101 1101	(67.6)	(58.1)	(72.9)	(68.1)		(96.0)	(62.5)	(63.2)	(63.6)	(65.7)
	91,811	26,827	59,611	5,373		6,341	42,326	9,000	8,316	16,075
1102 1102	(67.8)	(58.2)	(73.1)	(68.2)		(96.0)	(62.8)	(63.2)	(63.6)	(66.1)
	91,811	26,827	59,611	5,373		6,341	42,326	9,000	8,316	16,075
1103 1103	(67.8)	(58.2)	(73.1)	(68.2)		(96.0)	(62.8)	(63.2)	(63.6)	(66.1)
	91,891	26,827	59,691	5,373		6,341	42,326	9,000	8,316	16,156
1104 1104	(67.8)	(58.2)	(73.2)	(68.2)		(96.0)	(62.8)	(63.2)	(63.6)	(66.4)
	91,968	26,827	59,738	5,403		6,341	42,336	9,010	8,316	16,211
1105 1105	(67.9)	(58.2)	(73.3)	(68.5)		(96.0)	(62.8)	(63.3)	(63.6)	(66.6)
	92,275	26,827	60,018	5,430		6,341	42,542	9,010	8,330	16,299
1106 1109	(68.1)	(58.2)	(73.6)	(68.9)		(96.0)	(63.1)	(63.3)	(63.7)	(67.0)
	94,164	27,024	61,593	5,547		6,341	44,166	9,065	8,352	16,488
1110 1119	(69.5)	(58.7)	(75.6)	(70.4)		(96.0)	(65.5)	(63.7)	(63.9)	(67.8)
	95,825	27,724	62,473	5,629		6,463	45,401	9,135	8,480	16,595
1120 1129	(70.8)	(60.2)	(76.7)	(71.4)		(97.8)	(67.3)	(64.2)	(64.8)	(68.2)
	98,501	28,418	64,392	5,690		6,463	47,171	9,383	8,489	17,243
1130 1139	(72.7)	(61.7)	(79.0)	(72.2)		(97.8)	(69.9)	(65.9)	(64.9)	(70.9)
	99,397	28,790	64,628	5,978		6,463	47,721	9,543	8,498	17,420
1140 1149	(73.4)	(62.5)	(79.3)	(75.8)		(97.8)	(70.8)	(67.1)	(65.0)	(71.6)
	102,267	29,857	66,060	6,350		6,527	49,713	9,940	8,707	17,627
1150 1159	(75.5)	(64.8)	(81.1)	(80.6)		(98.8)	(73.7)	(69.8)	(66.6)	(72.5)
	103,335	30,274	66,631	6,430		6,554	50,527	9,960	8,861	17,680
1160 1169	(76.3)	(65.7)	(81.8)	(81.6)		(99.2)	(74.9)	(70.0)	(67.8)	(72.7)
	104,537	30,925	67,112	6,499		6,582	51,329	10,121	8,861	17,893
1170 1179	(77.2)	(67.1)	(82.3)	(82.5)		(99.6)	(76.1)	(71.1)	(67.8)	(73.6)
	105,172	31,065	67,561	6,546		6,609	51,793	10,209	8,901	17,908
1180 1189	(77.7)	(67.4)	(82.9)	(83.0)		(100.0)	(76.8)	(71.7)	(68.1)	(73.6)
	105,824	31,612	67,647	6,565			52,302	10,284	8,915	17,963
1190 1199	(78.1)	(68.6)	(83.0)	(83.3)			(77.5)	(72.3)	(68.2)	(73.8)
	118,003	37,285	73,573	7,145			59,012	12,081	10,745	19,804
1200 1299	(87.1)	(81.0)	(90.3)	(90.6)			(87.5)	(84.9)	(82.2)	(81.4)
	122,980	39,915	75,524	7,540			61,774	12,960	11,121	20,764
1300 1399	(90.8)	(86.7)	(92.7)	(95.7)			(91.6)	(91.1)	(85.0)	(85.4)
	124,448	40,423	76,340	7,685			62,737	13,059	11,249	21,044
1400 1499	(91.9)	(87.8)	(93.7)	(97.5)			(93.0)	(91.8)	(86.0)	(86.5)
	126,596	41,373	77,407	7,815			63,676	13,487	11,534	21,538
1500 1599	(93.5)	(89.8)	(95.0)	(99.2)			(94.4)	(94.8)	(88.2)	(88.5)
	128,317	42,154	78,343	7,820			64,260	13,575	11,764	22,358
1600 1699	(94.7)	(91.5)	(96.1)	(99.2)			(95.3)	(95.4)	(90.0)	(91.9)
	129,784	42,666	79,280	7,838			65,229	13,575	12,063	22,557
1700 1799	(95.8)	(92.6)	(97.3)	(99.4)			(96.7)	(95.4)	(92.2)	(92.7)
	130,548	42,842	79,860	7,846			65,666	13,610	12,174	22,738
1800 1899	(96.4)	(93.0)	(98.0)	(99.5)			(97.4)	(95.6)	(93.1)	(93.5)
	131,162	43,000	80,307	7,855			66,066	13,610	12,206	22,920
1900 1999	(96.8)	(93.4)	(98.5)	(99.7)			(98.0)	(95.6)	(93.3)	(94.2)
	135,441	46,058	81,502	7,882			67,448	14,230	13,077	24,325
2000	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)			(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)
月平均賃金額	88,672	88,817	84,672	129,186	51,398	54,163	90,439	100,847	99,534	95,126
時間当平均賃金額	1,191	1,315	1,130	1,106	1,033	1,045	1,181	1,244	1,228	1,274
月一人当たり労働時間数	76	72	74	117	50	52	78	84	80	81
第１・２０分位数	1,005	1,005	1,005	1,005	1,005	1,005	1,005	1,005	1,005	1,005
第１・１０分位数	1,005	1,005	1,005	1,005	1,005	1,005	1,005	1,005	1,005	1,005
第１・　４分位数	1,015	1,010	1,015	1,020	1,010	1,010	1,020	1,015	1,035	1,010
中　位　数	1,054	1,100	1,050	1,065	1,020	1,050	1,080	1,055	1,060	1,054
四分位偏差係	0.0640	0.0864	0.0452	0.0587	0.0196	0.0190	0.0694	0.0877	0.0920	0.0901

【上段】　累積労働者数　　【下段】　累積構成比

（参考）

【 分位数 】

労働者を賃金の低い者から高い者へと一列に並べて取った分位数の定義については以下のとおりとなる。

（ア）第１・十分位数
十等分し、低い方から最初の節（１０％）の者の賃金

（イ）第１・四分位数
四等分し、低い方から最初の節（２５％）の者の賃金

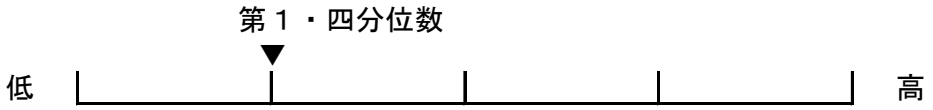

（ウ）中位数
二等分し、真ん中の節（５０％）の者の賃金

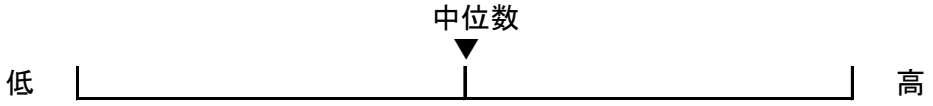

【 最低賃金の未満率 】

現行の最低賃金より低い額が支払われている労働者の割合

【 最低賃金の影響率 】

改定される最低賃金より低い額が支払われている労働者の割合

【 加重平均 】

値を単純に平均するのではなく、値の重みを加味して平均すること。
重みは個数と言い換えられる。

資料№７

厚生労働省 茨城労働局　　Press Release

茨城労働局発表
令和７年８月１日（金）
午前10時30分解禁

【照会先】
茨城労働局職業安定部職業安定課
課　　長　　海老澤　知 子
地方労働市場情報官　　川久保　友 美
電話　029－224－6218

報道関係者　各位

県内の雇用情勢の概況（令和７年６月分）

基調判断

「県内の雇用情勢は、求人が求職を上回って推移しているものの、一段と改善の動きが弱まっている。引き続き、物価上昇等が雇用に与える影響を注視していく必要がある。」

※　令和７年４月から３か月連続同じ。

○　**有効求人倍率（季節調整値）**は、1.18倍となり、前月より0.05ポイント下回りました。
⇒資料 P3、P4、P5、P6、P13、P14、P15　　（1.18倍は全国28番目）
※ 有効求人数（季節調整値）は、44,201人で前月より2.2%減となり、２か月ぶりの減少となりました。
※ 有効求職者数（季節調整値）は、37,528人で前月より1.7%増となり、３か月連続の増加となりました。

○　**新規求人倍率（季節調整値）**は、2.00倍となり、前月より0.04ポイント上回りました。
⇒資料 P4、P5、P6、P13

○　**正社員有効求人倍率（原数値）**は、0.97倍となり、前年同月と比べ0.01ポイント上回りました。
⇒資料 P7、P10

○　**新規求人数（原数値）**は、前年同月に比べ5.8%減となり、６か月連続の減少となりました。
これを主要産業別でみると、「サービス業（他に分類されないもの）」（5.8%増・144人増）、「公務・その他」（43.0%増・130人増）などが増加しました。
一方、前年同月比で「卸売業、小売業」（26.0%減・386人減）、「製造業」（17.0%減・338人減）、「医療、福祉」（7.7%減・334人減）などが減少しました。
⇒資料 P4、P6、P8、P9、P12、P13

○　**新規求職申込件数（原数値）**は、前年同月に比べ3.0%増となり、２か月ぶりの増加となりました。
新規求職を雇用形態別にみると、「パートタイムを除く常用」は前年同月に比べ3.4%増加、「常用的パートタイム」は同比3.0%増加しました。
⇒資料 P4、P6、P7、P12、P13

○　**失業の動き（雇用保険業務）**
雇用保険失業給付受給資格決定件数は、前年同月に比べ18.3%増となり、８か月ぶりの増加となりました。
雇用保険受給者実人員は、前年同月に比べ8.3%増となり、２か月連続の増加となりました。
雇用保険被保険者資格喪失者数は、前年同月に比べ3.7%増、うち事業主都合離職者数は同比7.0%増。
雇用保険被保険者資格取得者数は、前年同月に比べ42.8%増。
⇒資料 P3、P11、P13

※新規学卒者は除く

【最近の雇用失業情勢　資料目次】

- Ｐ３　・・・・・・・・　「有効求人倍率、求人・求職の推移（季節調整値）」、「受給資格決定件数、受給者実人員の推移」
- Ｐ４　・・・・・・・・　一般職業紹介状況推移（新規学卒者を除きパートタイムを含む）
- Ｐ５　・・・・・・・・　一般職業紹介状況推移の内訳（新規学卒者を除きパートタイムを含む）
  受理地別有効求人倍率と就業地別有効求人倍率の比較
- Ｐ６　・・・・・・・・　第１表　一般職業紹介状況（新規学卒者を除きパートタイムを含む）
- Ｐ７　・・・・・・・・　第２表　雇用形態別常用職業紹介状況（新規学卒者を除く）
- Ｐ８　・・・・・・・・　第３表　主要産業別、規模別一般新規求人状況
  - ○　主要産業別、規模別一般新規求人状況（新規学卒者を除く）
  - ○　主要産業における対前年同月比の推移（新規学卒者を除く）
- Ｐ９　・・・・・・・・　第４表　産業別一般新規求人状況（パートを含み、新規学卒者を除く）
- Ｐ１０・・・・・・・・　第５表　正社員求人・求職の状況
- Ｐ１１・・・・・・・・　第６表　雇用保険被保険者得喪及び受給状況
- Ｐ１２・・・・・・・・　第７表　公共職業安定所別求職・求人・就職・充足状況（新規学卒者を除きパートタイムを含む）
- Ｐ１３・・・・・・・・【別途資料１】一般職業紹介状況一覧表
- Ｐ１４・・・・・・・・【別途資料２】季節調整済有効求人倍率（新規学卒者を除きパートタイムを含む）
- Ｐ１５・・・・・・・・【別途資料３】都道府県別有効求人倍率（季節調整値）

～ 用語の解説 ～

【職業紹介関係】

＊新規求人数・・・・・ハローワークにおいて当該期間中に受け付けた求人数。

＊有効求人数・・・・・「前月から繰り越された有効求人数」と当月の「新規求人数」の合計数。

＊新規求職申込件数・・・ハローワークにおいて当該期間中に新たに受け付けた求職申込の件数。

＊有効求職者数・・・「前月から繰り越された有効求職者数」と当月の「新規求職申込件数」の合計数。

＊求人倍率・・・・・・・求職者数に対する求人数の割合。

⇒**新規求人倍率**：新規求人数÷新規求職申込件数　　⇒**有効求人倍率**：有効求人数÷有効求職者数

なお、求人倍率の「季節調整値」とは、１年を周期として繰り返す季節的変動要因を一定の方法により取り除いて計算した数値をいう。（12 月までの１年分のデータが集まった段階で過去５年分のデータが修正の対象となり、毎年１月分の公表に併せて「季節調整値替え」が行われる。）

⇒**正社員有効求人倍率**：正社員の有効求人数÷パートタイムを除く常用の有効求職者数

ただし、パートタイムを除く常用の有効求職者には派遣労働者や契約社員を希望する者も含まれるため、厳密な意味での正社員有効求人倍率より低い値となる。

＊就職件数・・・・・・・県内のハローワークにおいて求職申込を受け付けた求職者に対して、全国のハローワークで受理した求人を紹介、就職が確認された件数。

＊充足数・・・・・・・・・県内のハローワークにおいて受け付けた求人に対して、全国のハローワークで紹介、就職が確認された件数。

＊一般・・・・・・・・・・以下のパートタイム以外の就業形態

＊パートタイム・・・一週間の所定労働時間が同一の事業所に雇用されている通常の労働者の一週間の所定労働時間に比べ短い就業形態

＊常用・・・・・・・・・・雇用契約において雇用期間の定めのない、又は、４ヶ月以上の雇用期間が定められているもの

【雇用保険関係】

＊受給資格決定件数・・・受付した離職票を審査して、失業給付を受ける資格が有ると決定した件数。

＊受給者実人員・・・・・・・失業給付を実際に受けた受給資格者の数。

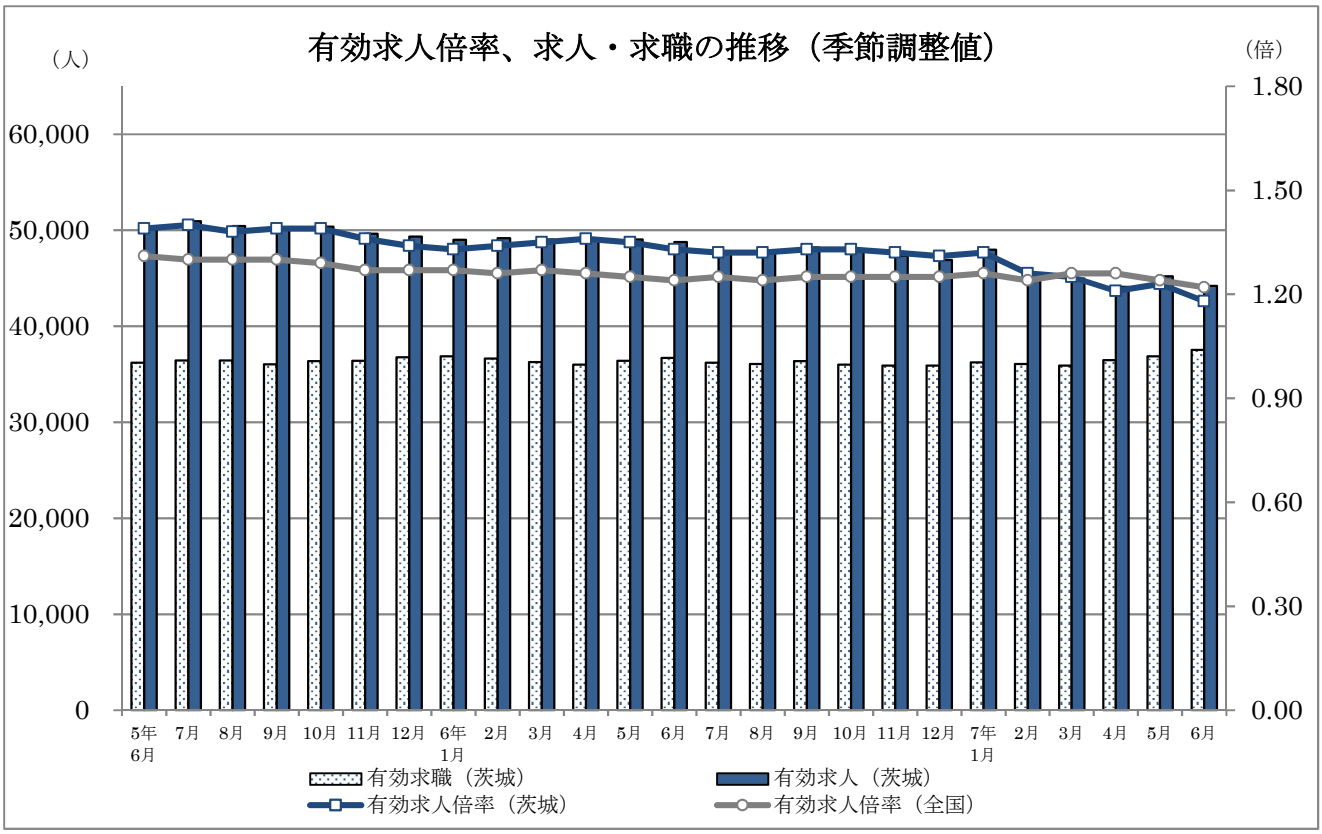

（注）令和６年12月以前の数値は、令和７年１月分公表時に新季節指数により改定されている。

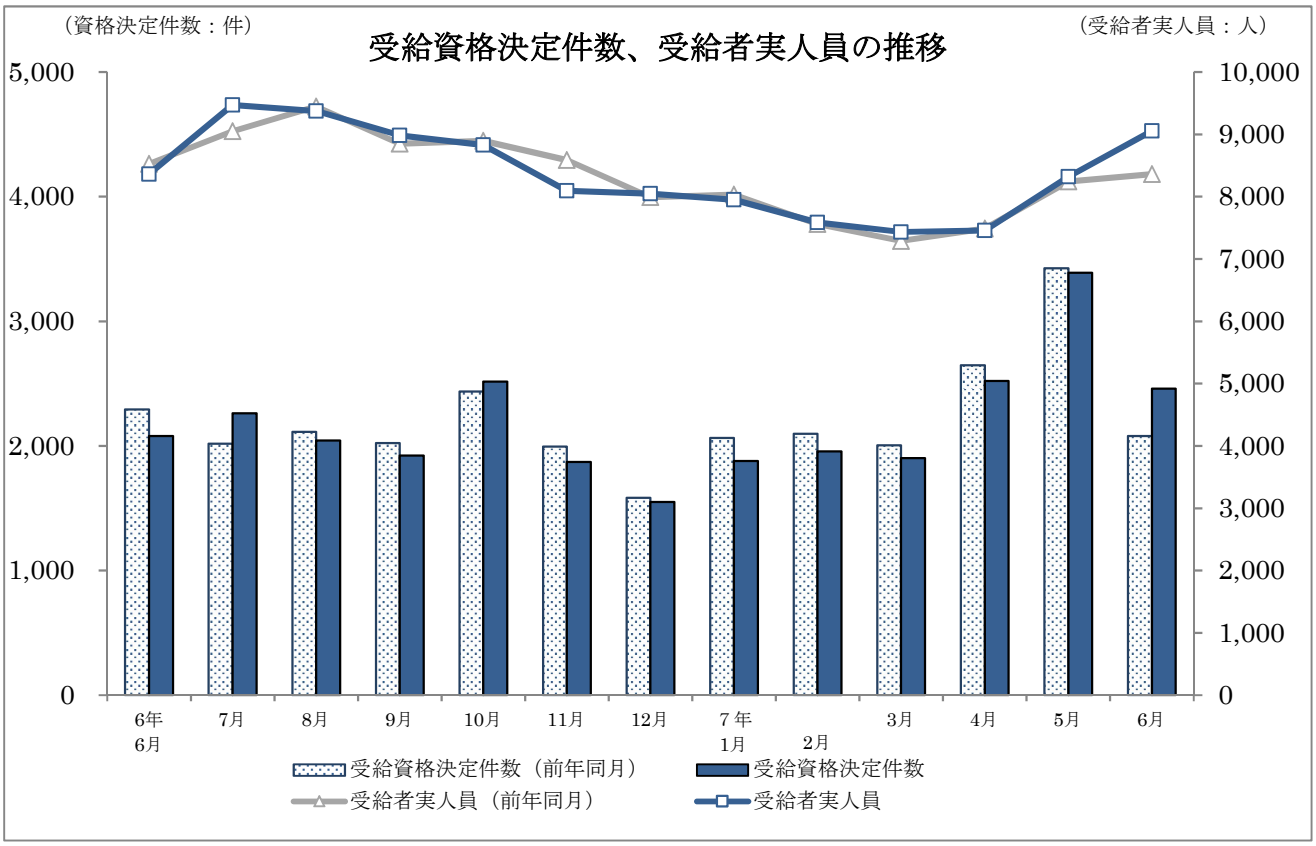

一般職業紹介状況推移（新規学卒者を除きパートタイムを含む）

	月間有効求職者数		月間有効求人数		有効求人倍率		新規求職申込件数		新規求人数		新規求人倍率		就職件数
	季節調整値	原数値	季節調整値	原数値	季節調整値	原数値	季節調整値	原数値	季節調整値	原数値	季節調整値	原数値	原数値
	（人）	（人）	（人）	（人）	（倍）	（倍）	（件）	（件）	（人）	（人）	（倍）	（倍）	（件）
令和2年度	－	36,398	－	46,363	－	1.27	－	8,191	－	16,389	－	2.00	2,224
令和3年度	－	37,399	－	51,491	－	1.38	－	8,091	－	18,111	－	2.24	2,225
令和4年度	－	36,454	－	54,290	－	1.49	－	8,032	－	18,828	－	2.34	2,278
令和5年度	－	36,405	－	49,992	－	1.37	－	7,909	－	17,239	－	2.18	2,149
令和6年度	－	36,170	－	47,574	－	1.32	－	7,757	－	16,323	－	2.10	2,018
6年　1月	36,889	34,041	49,003	49,498	1.33	1.45	8,045	8,517	16,617	18,589	2.07	2.18	1,693
2月	36,657	35,476	49,177	51,603	1.34	1.45	8,068	8,469	17,541	19,052	2.17	2.25	2,226
3月	36,286	36,804	49,058	51,372	1.35	1.40	7,783	8,233	16,770	16,458	2.15	2.00	2,922
4月	36,022	38,560	49,150	48,759	1.36	1.26	7,975	10,918	16,860	16,941	2.11	1.55	2,355
5月	36,406	39,548	49,037	47,558	1.35	1.20	8,103	9,047	16,941	16,520	2.09	1.83	2,257
6月	36,709	38,337	48,766	47,076	1.33	1.23	7,785	7,056	16,220	15,175	2.08	2.15	2,166
7月	36,196	36,840	47,666	46,540	1.32	1.26	7,759	7,574	16,386	16,674	2.11	2.20	2,067
8月	36,061	35,702	47,655	46,062	1.32	1.29	7,763	6,920	16,865	15,958	2.17	2.31	1,546
9月	36,369	36,023	48,212	47,709	1.33	1.32	7,979	7,658	17,192	16,429	2.15	2.15	1,902
10月	36,022	36,360	47,860	48,549	1.33	1.34	7,677	7,992	15,404	17,237	2.01	2.16	2,116
11月	35,903	34,996	47,346	48,279	1.32	1.38	7,346	6,266	15,968	16,056	2.17	2.56	1,827
12月	35,910	32,789	46,898	46,953	1.31	1.43	7,633	5,503	17,117	15,655	2.24	2.84	1,706
7年　1月	36,236	33,475	47,974	48,329	1.32	1.44	7,802	8,255	15,917	17,809	2.04	2.16	1,561
2月	36,083	34,957	45,389	47,854	1.26	1.37	7,458	7,880	14,744	15,853	1.98	2.01	1,984
3月	35,902	36,451	44,979	47,219	1.25	1.30	7,497	8,009	16,121	15,571	2.15	1.94	2,727
4月	36,467	39,034	44,105	44,017	1.21	1.13	8,064	10,985	15,400	15,274	1.91	1.39	2,130
5月	36,889	39,866	45,200	43,514	1.23	1.09	8,007	8,591	15,678	15,098	1.96	1.76	1,956
6月	37,528	39,468	44,201	43,030	1.18	1.09	7,645	7,270	15,320	14,295	2.00	1.97	1,922
7月													
8月													
9月													
10月													
11月													
12月													

		前年度比		前年度比		前年度差		前年度比		前年度比		前年度差	前年度比
令和2年度	－	5.9	－	▲ 14.9	－	▲ 0.31	－	▲ 4.2	－	▲ 13.9	－	▲ 0.23	▲ 18.9
令和3年度	－	2.8	－	11.1	－	0.11	－	▲ 1.2	－	10.5	－	0.24	0.0
令和4年度	－	▲ 2.5	－	5.4	－	0.11	－	▲ 0.7	－	4.0	－	0.10	2.4
令和5年度	－	▲ 0.1	－	▲ 7.9	－	▲ 0.12	－	▲ 1.5	－	▲ 8.4	－	▲ 0.16	▲ 5.7
令和6年度	－	▲ 0.6	－	▲ 4.8	－	▲ 0.05	－	▲ 1.9	－	▲ 5.3	－	▲ 0.08	▲ 6.1
	前月比	前年比	前月比	前年比	前月差	前年差	前月比	前年比	前月比	前年比	前月差	前年差	前年比
6年　1月	0.3	3.7	▲ 0.7	▲ 9.9	▲ 0.01	▲ 0.22	▲ 0.9	3.9	0.1	▲ 12.1	0.03	▲ 0.40	1.9
2月	▲ 0.6	0.5	0.4	▲ 10.2	0.01	▲ 0.18	0.3	▲ 9.0	5.6	▲ 8.5	0.10	0.01	▲ 3.3
3月	▲ 1.0	▲ 3.0	▲ 0.2	▲ 10.2	0.01	▲ 0.11	▲ 3.5	▲ 11.1	▲ 4.4	▲ 10.6	▲ 0.02	0.01	▲ 25.5
4月	▲ 0.7	▲ 0.5	0.2	▲ 4.7	0.01	▲ 0.06	2.5	4.4	0.5	1.4	▲ 0.04	▲ 0.05	▲ 8.7
5月	1.1	0.9	▲ 0.2	▲ 1.9	▲ 0.01	▲ 0.04	1.6	3.1	0.5	▲ 2.1	▲ 0.02	▲ 0.09	▲ 0.4
6月	0.8	0.1	▲ 0.6	▲ 3.9	▲ 0.02	▲ 0.05	▲ 3.9	▲ 6.7	▲ 4.3	▲ 12.5	▲ 0.01	▲ 0.14	▲ 3.5
7月	▲ 1.4	0.4	▲ 2.3	▲ 5.8	▲ 0.01	▲ 0.09	▲ 0.3	6.4	1.0	▲ 3.1	0.03	▲ 0.22	7.5
8月	▲ 0.4	▲ 1.4	▲ 0.0	▲ 6.3	0.00	▲ 0.07	0.1	▲ 5.3	2.9	▲ 2.2	0.06	0.08	▲ 15.1
9月	0.9	0.5	1.2	▲ 3.4	0.01	▲ 0.06	2.8	▲ 1.7	1.9	▲ 4.6	▲ 0.02	▲ 0.06	▲ 8.2
10月	▲ 1.0	▲ 0.6	▲ 0.7	▲ 4.3	0.00	▲ 0.05	▲ 3.8	▲ 1.3	▲ 10.4	▲ 7.8	▲ 0.14	▲ 0.15	1.2
11月	▲ 0.3	▲ 1.5	▲ 1.1	▲ 4.7	▲ 0.01	▲ 0.05	▲ 4.3	▲ 8.3	3.7	▲ 5.1	0.16	0.08	▲ 9.0
12月	0.0	▲ 2.0	▲ 0.9	▲ 5.1	▲ 0.01	▲ 0.05	3.9	▲ 4.3	7.2	1.2	0.07	0.15	▲ 12.3
7年　1月	0.9	▲ 1.7	2.3	▲ 2.4	0.01	▲ 0.01	2.2	▲ 3.1	▲ 7.0	▲ 4.2	▲ 0.20	▲ 0.02	▲ 7.8
2月	▲ 0.4	▲ 1.5	▲ 5.4	▲ 7.3	▲ 0.06	▲ 0.08	▲ 4.4	▲ 7.0	▲ 7.4	▲ 16.8	▲ 0.06	▲ 0.24	▲ 10.9
3月	▲ 0.5	▲ 1.0	▲ 0.9	▲ 8.1	▲ 0.01	▲ 0.10	0.5	▲ 2.7	9.3	▲ 5.4	0.17	▲ 0.06	▲ 6.7
4月	1.6	1.2	▲ 1.9	▲ 9.7	▲ 0.04	▲ 0.13	7.6	0.6	▲ 4.5	▲ 9.8	▲ 0.24	▲ 0.16	▲ 9.6
5月	1.2	0.8	2.5	▲ 8.5	0.02	▲ 0.11	▲ 0.7	▲ 5.0	1.8	▲ 8.6	0.05	▲ 0.07	▲ 13.3
6月	1.7	3.0	▲ 2.2	▲ 8.6	▲ 0.05	▲ 0.14	▲ 4.5	3.0	▲ 2.3	▲ 5.8	0.04	▲ 0.18	▲ 11.3
7月	▲ 100.0		▲ 100.0				▲ 100.0		▲ 100.0				
8月													
9月													
10月													
11月													
12月													

注）1．季節調整法は、センサス局法Ⅱ（X－12-ARIMA）による。なお、令和6年12月以前の数値は、令和7年1月分公表時に新季節指数により改定されている。
2．▲は減少を表す。年度の数値は月平均のもの。
3．ハローワークインターネットサービスの機能拡充に伴い、令和3年9月以降の数値には、ハローワークに来所せず、オンライン上で求職登録した求職者や、求職者がハローワークインターネットサービスの求人に直接応募した就職件数等が含まれている。

一般職業紹介状況推移の内訳（新規学卒者を除きパートタイムを含む）

	月間有効求職者数				有効求人倍率				新規求職申込件数				新規求人倍率				就職件数	
	季節調整値（人）		原数値（人）		季節調整値（倍）		原数値（倍）		季節調整値（件）		原数値（件）		季節調整値（倍）		原数値（倍）		原数値（件）	
	全数	ハローワーク	全数	ハローワーク	全数	ハローワーク	全数	ハローワーク	全数	ハローワーク	全数	ハローワーク	全数	ハローワーク	全数	ハローワーク	全数	自主応募除く
6年　7月	36,196	35,593	36,840	36,227	1.32	1.34	1.26	1.28	7,759	7,620	7,574	7,439	2.11	2.15	2.20	2.24	2,067	2,060
8月	36,061	35,498	35,702	35,143	1.32	1.34	1.29	1.31	7,763	7,580	6,920	6,757	2.17	2.22	2.31	2.36	1,546	1,545
9月	36,369	35,787	36,023	35,447	1.33	1.35	1.32	1.35	7,979	7,758	7,658	7,446	2.15	2.22	2.15	2.21	1,902	1,897
10月	36,022	35,417	36,360	35,750	1.33	1.35	1.34	1.36	7,677	7,490	7,992	7,797	2.01	2.06	2.16	2.21	2,116	2,112
11月	35,903	35,305	34,996	34,412	1.32	1.34	1.38	1.40	7,346	7,169	6,266	6,115	2.17	2.23	2.56	2.63	1,827	1,825
12月	35,910	35,309	32,789	32,241	1.31	1.33	1.43	1.46	7,633	7,405	5,503	5,338	2.24	2.31	2.84	3.12	1,706	1,700
7年　1月	36,236	35,645	33,475	32,929	1.32	1.35	1.44	1.47	7,802	7,600	8,255	8,041	2.04	2.09	2.16	2.21	1,561	1,557
2月	36,083	35,468	34,957	34,361	1.26	1.28	1.37	1.39	7,458	7,258	7,880	7,669	1.98	2.03	2.01	2.07	1,984	1,977
3月	35,902	35,216	36,451	35,755	1.25	1.28	1.30	1.32	7,497	7,267	8,009	7,763	2.15	2.22	1.94	2.01	2,727	2,720
4月	36,467	35,774	39,034	38,292	1.21	1.23	1.13	1.15	8,064	7,880	10,985	10,734	1.91	1.95	1.39	1.42	2,130	2,126
5月	36,889	36,227	39,866	39,151	1.23	1.25	1.09	1.11	8,007	7,834	8,591	8,405	1.96	2.00	1.76	1.80	1,956	1,949
6月	37,528	36,881	39,468	38,788	1.18	1.20	1.09	1.11	7,645	7,455	7,270	7,089	2.00	2.05	1.97	2.02	1,922	1,917

（注）1. 季節調整法は、センサス局法Ⅱ（X－12-ARIMA）による。なお、令和6年12月以前の数値は、令和7年1月分公表時に新季節指数により改訂されている。
2. ハローワークインターネットサービスの機能拡充に伴う令和3年9月以降の数値の取扱いについては、4頁の注3を参照。
3. 全数は、ハローワーク利用登録者及びオンライン登録者による件数である。ハローワーク欄は、ハローワーク利用登録者のみによる件数で全数の内数である。
4. 就職件数欄の「自主応募除く」は、「オンライン自主応募除く」の略。

受理地別有効求人倍率と就業地別有効求人倍率の比較 【全数（パートを含む）】

	季節調整値				原数値			
	受理地別（A）（倍）	就業地別（B）（倍）	前月比（ポイント）	差（B-A）（ポイント）	受理地別（A）（倍）	就業地別（B）（倍）	前年比（ポイント）	差（B-A）（ポイント）
6年　1月	1.33	1.51	▲ 0.01	0.18	1.45	1.66	▲ 0.22	0.21
2月	1.34	1.52	0.01	0.18	1.45	1.65	▲ 0.16	0.20
3月	1.35	1.54	0.02	0.19	1.40	1.58	▲ 0.10	0.18
4月	1.36	1.55	0.01	0.19	1.26	1.43	▲ 0.06	0.17
5月	1.35	1.54	▲ 0.01	0.19	1.20	1.37	▲ 0.04	0.17
6月	1.33	1.52	▲ 0.02	0.19	1.23	1.40	▲ 0.06	0.17
7月	1.32	1.52	0.00	0.20	1.26	1.46	▲ 0.07	0.20
8月	1.32	1.52	0.00	0.20	1.29	1.49	▲ 0.07	0.20
9月	1.33	1.53	0.01	0.20	1.32	1.53	▲ 0.04	0.21
10月	1.33	1.54	0.01	0.21	1.34	1.55	▲ 0.03	0.21
11月	1.32	1.53	▲ 0.01	0.21	1.38	1.59	▲ 0.02	0.21
12月	1.31	1.52	▲ 0.01	0.21	1.43	1.67	▲ 0.01	0.24
7年　1月	1.32	1.52	0.00	0.20	1.44	1.67	0.01	0.23
2月	1.26	1.48	▲ 0.04	0.22	1.37	1.61	▲ 0.04	0.24
3月	1.25	1.47	▲ 0.01	0.22	1.30	1.52	▲ 0.06	0.22
4月	1.21	1.45	▲ 0.02	0.24	1.13	1.34	▲ 0.09	0.21
5月	1.23	1.44	▲ 0.01	0.21	1.09	1.28	▲ 0.09	0.19
6月	1.18	1.39	▲ 0.05	0.21	1.09	1.28	▲ 0.12	0.19
7月								
8月								
9月								
10月								
11月								
12月								
8年　1月								
2月								
3月								

（注）1. 季節調整法は、センサス局法Ⅱ（X－12-ARIMA）による。なお、令和6年12月以前の数値は、令和7年1月分公表時に新季節指数により改定されている。
2. 受理地別有効求人倍率とは、求人を受理したハローワークが所在する都道府県別に有効求人を集計して算出したもの。（特に指定のない限り、受理地別の求人で集計している）
就業地別有効求人倍率とは、求人票に記載された就業場所をもとに、実際に就業する都道府県別に有効求人を集計して算出したもの。
3. 令和6年12月以前の季節調整値は、令和7年1月分公表時に新季節指数により改定されている。

第1表　一般職業紹介状況（新規学卒者を除きパートタイムを含む）

令和7年6月

項目	年月	7年 6月	7年 5月	6年 6月	対前月増減率、差（%、ポイント）	対前年同月増減率、差（%、ポイント）
全数	1　月間有効求職者数　（人）	39,468	39,866	38,337	▲ 1.0	3.0
	2　新規求職申込件数　（件）	7,270	8,591	7,056	▲ 15.4	3.0
	3　月間有効求人数　（人）	43,030	43,514	47,076	▲ 1.1	▲ 8.6
	4　新規求人数　（人）	14,295	15,098	15,175	▲ 5.3	▲ 5.8
	5　就職件数　（件）	1,922	1,956	2,166	▲ 1.7	▲ 11.3
	6　充足数　（人）	1,790	1,802	1,986	▲ 0.7	▲ 9.9
	7　有効求人倍率（3/1）　（倍）	1.09	1.09	1.23	0.00	▲ 0.14
	季節調整値	1.18	1.23	1.33	▲ 0.05	▲ 0.15
	8　新規求人倍率（4/2）　（倍）	1.97	1.76	2.15	0.21	▲ 0.18
	季節調整値	2.00	1.96	2.08	0.04	▲ 0.08
	9　就職率（5/2×100）　（%）	26.4	22.8	30.7	3.6	▲ 4.3
	10　充足率（6/4×100）　（%）	12.5	11.9	13.1	0.6	▲ 0.6
常用	11　月間有効求職者数　（人）	39,327	39,725	38,186	▲ 1.0	3.0
	12　新規求職申込件数　（件）	7,244	8,557	7,017	▲ 15.3	3.2
	13　月間有効求人数　（人）	40,187	40,270	43,164	▲ 0.2	▲ 6.9
	14　新規求人数　（人）	13,249	14,042	13,761	▲ 5.6	▲ 3.7
	15　就職件数　（件）	1,774	1,817	1,997	▲ 2.4	▲ 11.2
	16　充足数　（人）	1,661	1,688	1,839	▲ 1.6	▲ 9.7
	17　有効求人倍率（13/11）　（倍）	1.02	1.01	1.13	0.01	▲ 0.11
	18　新規求人倍率（14/12）　（倍）	1.83	1.64	1.96	0.19	▲ 0.13
	19　就職率（15/12×100）　（%）	24.5	21.2	28.5	3.3	▲ 4.0
	20　充足率（16/14×100）　（%）	12.5	12.0	13.4	0.5	▲ 0.9

（注）1. 季節調整法はセンサス局法Ⅱ（X-12-ARIMA）による。なお、令和6年12月以前の数値は、令和7年1月分公表時に新季節指数により改定されている。

2. ▲は減少である。

3. ハローワークインターネットサービスの機能拡充に伴う令和3年9月以降の数値の取扱いについては、4頁の注3を参照。

第2表　雇用形態別常用職業紹介状況（新規学卒者を除く）

令和7年6月

項目	年月		7年 6月	7年 5月	6年 6月	対前月増減率、差 (%、ポイント)	対前年同月増減率、差 (%、ポイント)
パートタイムを除く常用	1　月間有効求職者数	（人）	22,562	22,821	22,401	▲ 1.1	0.7
	2　新規求職申込件数	（件）	4,400	4,869	4,256	▲ 9.6	3.4
	3　月間有効求人数	（人）	26,307	26,356	27,488	▲ 0.2	▲ 4.3
	4　新規求人数	（人）	8,775	8,997	8,674	▲ 2.5	1.2
	5　就職件数	（件）	886	898	1,026	▲ 1.3	▲ 13.6
	6　充足数	（人）	822	836	938	▲ 1.7	▲ 12.4
	7　有効求人倍率（3/1）	（倍）	1.17	1.15	1.23	0.02	▲ 0.06
	8　新規求人倍率（4/2）	（倍）	1.99	1.85	2.04	0.14	▲ 0.05
	9　就職率（5/2×100）	（%）	20.1	18.4	24.1	1.7	▲ 4.0
	10　充足率（6/4×100）	（%）	9.4	9.3	10.8	0.1	▲ 1.4
正社員	11　月間有効求人数	（人）	21,975	22,011	22,846	▲ 0.2	▲ 3.8
	12　新規求人数	（人）	7,167	7,489	7,235	▲ 4.3	▲ 0.9
	13　就職件数	（件）	725	713	842	1.7	▲ 13.9
	14　充足数	（人）	683	670	779	1.9	▲ 12.3
	15　有効求人倍率（11/1）	（倍）	0.97	0.96	1.02	0.01	▲ 0.05
	16　充足率（14/12×100）	（%）	9.5	8.9	10.8	0.6	▲ 1.3
常用的パートタイム	17　月間有効求職者数	（人）	16,765	16,904	15,785	▲ 0.8	6.2
	18　新規求職申込件数	（件）	2,844	3,688	2,761	▲ 22.9	3.0
	19　月間有効求人数	（人）	13,880	13,914	15,676	▲ 0.2	▲ 11.5
	20　新規求人数	（人）	4,474	5,045	5,087	▲ 11.3	▲ 12.1
	21　就職件数	（件）	888	919	971	▲ 3.4	▲ 8.5
	22　充足数	（人）	839	852	901	▲ 1.5	▲ 6.9
	23　有効求人倍率（19/17）	（倍）	0.83	0.82	0.99	0.01	▲ 0.16
	24　新規求人倍率（20/18）	（倍）	1.57	1.37	1.84	0.20	▲ 0.27
	25　就職率（21/18×100）	（%）	31.2	24.9	35.2	6.3	▲ 4.0
	26　充足率（22/20×100）	（%）	18.8	16.9	17.7	1.9	1.1

（注）1．▲は減少である。

2．正社員の有効求人倍率は正社員の月間有効求人数をパートタイムを除く常用の月間有効求職者数で除して算出しているが、パートタイムを除く常用の月間有効求職者数には派遣労働者や契約社員を希望する者も含まれるため、厳密な意味での正社員有効求人倍率より低い値となる。

第3表　主要産業別、規模別一般新規求人状況

○ 主要産業別、規模別一般新規求人状況（新規学卒者を除く）　　令和7年6月

産業・規模		全数	パートを除く	常用	臨時・季節	パートタイム
新規求人数（人）	合計	14,295	9,328	8,775	553	4,967
	D 建設業	1,261	1,173	1,163	10	88
	E 製造業	1,652	1,324	1,281	43	328
	G 情報通信業	165	133	132	1	32
	H 運輸業，郵便業	918	729	718	11	189
	I 卸売業，小売業	1,101	706	701	5	395
	L 学術研究，専門・技術サービス業	501	419	374	45	82
	M 宿泊業，飲食サービス業	483	145	140	5	338
	N 生活関連サービス業，娯楽業	485	275	270	5	210
	O 教育，学習支援業	154	54	54	0	100
	P 医療，福祉	3,981	2,144	2,132	12	1,837
	R サービス業（他に分類されないもの）	2,615	1,719	1,335	384	896
	（規模別）					
	29人以下	8,846	5,538	5,167	371	3,308
	30～99人	3,523	2,332	2,239	93	1,191
	100～299人	1,186	885	838	47	301
	300～499人	370	264	257	7	106
	500～999人	184	145	118	27	39
	1，000人以上	186	164	156	8	22
対前年同月比	合計	▲ 5.8	1.1	1.2	▲ 0.2	▲ 16.5
	D 建設業	4.8	4.2	4.2	0.0	14.3
	E 製造業	▲ 17.0	▲ 11.6	▲ 11.3	▲ 18.9	▲ 33.5
	G 情報通信業	▲ 12.7	▲ 18.4	▲ 17.0	▲ 75.0	23.1
	H 運輸業，郵便業	15.8	9.1	10.0	▲ 26.7	51.2
	I 卸売業，小売業	▲ 26.0	▲ 6.2	▲ 5.8	▲ 44.4	▲ 46.2
	L 学術研究，専門・技術サービス業	1.0	14.5	3.6	800.0	▲ 36.9
	M 宿泊業，飲食サービス業	▲ 3.6	23.9	21.7	150.0	▲ 12.0
	N 生活関連サービス業，娯楽業	▲ 20.6	▲ 15.1	▲ 16.7	－	▲ 26.8
	O 教育，学習支援業	▲ 46.9	▲ 37.2	▲ 31.6	▲ 100.0	▲ 51.0
	P 医療，福祉	▲ 7.7	0.3	0.2	33.3	▲ 15.7
	R サービス業（他に分類されないもの）	5.8	6.6	9.9	▲ 3.3	4.3
	（規模別）					
	29人以下	▲ 4.6	0.3	0.2	1.6	▲ 11.8
	30～99人	0.7	9.4	7.7	72.2	▲ 12.8
	100～299人	▲ 29.2	▲ 16.4	▲ 12.2	▲ 54.8	▲ 51.2
	300～499人	19.0	32.0	42.8	▲ 65.0	▲ 4.5
	500～999人	▲ 30.0	▲ 22.0	▲ 34.4	350.0	▲ 49.4
	1，000人以上	20.8	28.1	26.8	60.0	▲ 15.4

○ 主要産業における対前年同月比の推移（新規学卒者を除く）　　（%）

産業		6年						7年					
		7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月
パートタイムを含む	合計	▲ 3.1	▲ 2.2	▲ 4.6	▲ 7.8	▲ 5.1	1.2	▲ 4.2	▲ 16.8	▲ 5.4	▲ 9.8	▲ 8.6	▲ 5.8
	D 建設業	▲ 5.6	5.6	▲ 14.0	▲ 18.7	▲ 14.5	▲ 8.8	▲ 8.2	▲ 17.3	▲ 1.2	▲ 0.5	▲ 10.6	4.8
	E 製造業	▲ 11.8	▲ 17.1	▲ 10.8	▲ 8.9	▲ 23.4	▲ 14.1	▲ 8.2	▲ 13.3	▲ 16.0	▲ 1.8	▲ 1.7	▲ 17.0
	G 情報通信業	▲ 2.7	20.8	▲ 57.0	0.4	30.4	▲ 50.6	▲ 33.6	18.1	▲ 65.2	▲ 41.8	7.2	▲ 12.7
	H 運輸業，郵便業	(▲ 9.5)	(9.1)	(19.2)	(▲ 1.2)	(▲ 7.7)	(▲ 6.8)	(▲ 25.2)	(▲ 20.3)	(▲ 8.6)	▲ 11.1	▲ 30.3	15.8
	I 卸売業，小売業	(▲ 9.9)	(▲ 16.7)	(▲ 14.3)	(▲ 11.6)	(▲ 26.2)	(▲ 0.1)	(8.3)	(▲ 23.8)	(▲ 20.4)	▲ 9.8	▲ 22.0	▲ 26.0
	L 学術研究，専門・技術サービス業	19.4	9.2	▲ 8.6	1.5	3.8	▲ 6.1	47.5	▲ 15.9	▲ 11.4	47.3	▲ 16.9	1.0
	M 宿泊業，飲食サービス業	68.6	▲ 23.7	▲ 47.3	▲ 15.4	13.4	▲ 28.1	▲ 21.5	▲ 15.2	▲ 11.6	▲ 51.6	47.7	▲ 3.6
	N 生活関連サービス業，娯楽業	▲ 19.5	▲ 11.4	▲ 9.6	▲ 43.7	20.3	2.8	▲ 5.1	▲ 16.4	▲ 6.8	7.8	24.6	▲ 20.6
	O 教育，学習支援業	13.1	17.7	▲ 14.8	▲ 17.0	14.3	5.1	▲ 10.9	5.0	▲ 36.8	▲ 2.3	▲ 5.9	▲ 46.9
	P 医療，福祉	(▲ 8.5)	(9.0)	(11.9)	(▲ 7.3)	(1.7)	(14.0)	(▲ 1.1)	(▲ 16.5)	(3.4)	▲ 8.0	▲ 10.8	▲ 7.7
	R サービス業（他に分類されないもの）	(7.4)	(▲ 2.7)	(3.0)	(3.4)	(▲ 6.7)	(8.7)	(20.6)	(▲ 22.7)	(3.5)	▲ 15.7	▲ 3.0	5.8

（注）令和6年4月以降については令和5年7月改定の「日本標準産業分類」に基づく区分、令和6年3月以前については平成25年10月改定の「日本標準産業分類」に基づく区分により表章したもの。
令和6年4月から令和7年3月の対前年同月比については、産業分類改定による影響のある産業について（）で示している。

第4表　産業別一般新規求人状況（パートを含み、新規学卒者を除く）

令和7年6月

産　　業	令和7年6月	令和7年5月	令和6年6月	対前年同月差（人）	対前年同月比（%）
合　　計	14,295	15,098	15,175	▲ 880	▲ 5.8
A, B　農, 林, 漁業（01～04）	98	70	120	▲ 22	▲ 18.3
C　鉱業, 採石業, 砂利採取業（05）	8	9	7	1	14.3
D　建設業（06～08）	1,261	1,189	1,203	58	4.8
06　総合工事業	703	646	619	84	13.6
E　製造業（09～32）	1,652	1,762	1,990	▲ 338	▲ 17.0
09　食料品製造業	293	379	390	▲ 97	▲ 24.9
10　飲料・たばこ・飼料製造業	9	19	30	▲ 21	▲ 70.0
11　繊維工業	28	18	32	▲ 4	▲ 12.5
12　木材・木製品製造業（家具を除く）	46	33	41	5	12.2
13　家具・装備品製造業	27	25	36	▲ 9	▲ 25.0
14　パルプ・紙・紙加工品製造業	54	67	57	▲ 3	▲ 5.3
15　印刷・同関連業	39	35	38	1	2.6
16　化学工業	113	72	116	▲ 3	▲ 2.6
17　石油製品・石炭製品製造業	1	0	2	▲ 1	▲ 50.0
18　プラスチック製品製造業（別掲を除く）	140	148	147	▲ 7	▲ 4.8
19　ゴム製品製造業	7	17	13	▲ 6	▲ 46.2
21　窯業・土石製品製造業	77	75	90	▲ 13	▲ 14.4
22　鉄鋼業	39	16	73	▲ 34	▲ 46.6
23　非鉄金属製造業	43	62	68	▲ 25	▲ 36.8
24　金属製品製造業	174	173	240	▲ 66	▲ 27.5
25　はん用機械器具製造業	75	135	104	▲ 29	▲ 27.9
26　生産用機械器具製造業	100	45	116	▲ 16	▲ 13.8
27　業務用機械器具製造業	54	109	88	▲ 34	▲ 38.6
28　電子部品・デバイス・電子回路製造業	45	21	34	11	32.4
29　電気機械器具製造業	136	115	88	48	54.5
30　情報通信機械器具製造業	18	34	10	8	80.0
31　輸送用機械器具製造業	96	79	132	▲ 36	▲ 27.3
25～31＜　輸出型産業　小計　＞	524	538	572	▲ 48	▲ 8.4
20、32　その他の製造業	38	85	45	▲ 7	▲ 15.6
F　電気・ガス・熱供給・水道業（33～36）	7	5	16	▲ 9	▲ 56.3
G　情報通信業（37～41）	165	299	189	▲ 24	▲ 12.7
39　情報サービス業	160	287	185	▲ 25	▲ 13.5
H　運輸業, 郵便業（42～49）	918	806	793	125	15.8
I　卸売業, 小売業（50～61）	1,101	1,245	1,487	▲ 386	▲ 26.0
50～55　卸売業	283	393	327	▲ 44	▲ 13.5
56～61　小売業	818	852	1,160	▲ 342	▲ 29.5
J　金融業, 保険業（62～67）	179	245	100	79	79.0
K　不動産業, 物品賃貸業（68～70）	171	168	94	77	81.9
L　学術研究, 専門・技術サービス業（71～74）	501	477	496	5	1.0
M　宿泊業, 飲食サービス業（75～77）	483	793	501	▲ 18	▲ 3.6
76　飲食店	305	472	258	47	18.2
N　生活関連サービス業, 娯楽業（78～80）	485	760	611	▲ 126	▲ 20.6
O　教育, 学習支援業（81、82）	154	239	290	▲ 136	▲ 46.9
P　医療, 福祉（83～85）	3,981	4,107	4,315	▲ 334	▲ 7.7
83　医療業	1,211	1,295	1,204	7	0.6
85　社会保険・社会福祉・介護事業	2,762	2,806	3,099	▲ 337	▲ 10.9
Q　複合サービス事業（86、87）	84	180	190	▲ 106	▲ 55.8
R　サービス業（他に分類されないもの）（88～96）	2,615	2,557	2,471	144	5.8
91　職業紹介・労働者派遣業	760	1,029	954	▲ 194	▲ 20.3
92　その他の事業サービス業	1,582	1,297	1,139	443	38.9
S、T　公務（他に分類されるものを除く）・その他（97・98・99）	432	187	302	130	43.0

（注）令和5年7月改定の「日本標準産業分類」に基づく区分により表章したもの。

第5表 正社員求人・求職の状況

	全体の有効求人倍率（原数値）	正社員有効求人倍率	有効求人数			構成比（%）		有効求職者数		
			合計	正社員	パート、派遣、契約社員等	正社員	パート、派遣、契約社員等	合計	常用フルタイム	パート、臨時・季節
4年度	1.49	1.13	651,483	299,230	352,253	45.9	54.1	437,507	265,107	172,400
5年度	1.37	1.09	599,908	289,091	310,817	48.2	51.8	436,886	264,379	172,507
6年度	1.32	1.07	570,887	274,629	296,258	48.1	51.9	434,038	257,787	176,251
6年4月	1.26	1.03	48,759	23,642	25,117	48.5	51.5	38,560	22,916	15,644
5月	1.20	0.99	47,558	23,007	24,551	48.4	51.6	39,548	23,229	16,319
6月	1.23	1.02	47,076	22,846	24,230	48.5	51.5	38,337	22,401	15,936
7月	1.26	1.03	46,540	22,620	23,920	48.6	51.4	36,840	21,974	14,866
8月	1.29	1.05	46,062	22,684	23,378	49.2	50.8	35,702	21,579	14,123
9月	1.32	1.07	47,709	23,108	24,601	48.4	51.6	36,023	21,637	14,386
10月	1.34	1.08	48,549	23,457	25,092	48.3	51.7	36,360	21,733	14,627
11月	1.38	1.12	48,279	23,179	25,100	48.0	52.0	34,996	20,778	14,218
12月	1.43	1.15	46,953	22,429	24,524	47.8	52.2	32,789	19,544	13,245
7年1月	1.44	1.14	48,329	22,655	25,674	46.9	53.1	33,475	19,923	13,552
2月	1.37	1.09	47,854	22,518	25,336	47.1	52.9	34,957	20,650	14,307
3月	1.30	1.05	47,219	22,484	24,735	47.6	52.4	36,451	21,423	15,028
4月	1.13	0.98	44,017	21,991	22,026	50.0	50.0	39,034	22,529	16,505
5月	1.09	0.96	43,514	22,011	21,503	50.6	49.4	39,866	22,821	17,045
6月	1.09	0.97	43,030	21,975	21,055	51.1	48.9	39,468	22,562	16,906
7月										
8月										
9月										
10月										
11月										
12月										
8年1月										
2月										
3月										

前年同月比（差・増減率）

6年4月	▲ 0.06	▲ 0.05	▲ 4.7	▲ 4.2	▲ 5.1	0.3	▲ 0.3	▲ 0.5	0.2	▲ 1.5
5月	▲ 0.04	▲ 0.04	▲ 1.9	▲ 2.3	▲ 1.6	▲ 0.2	0.2	0.9	1.4	0.1
6月	▲ 0.05	▲ 0.03	▲ 3.9	▲ 3.0	▲ 4.7	0.4	▲ 0.4	0.1	▲ 0.2	0.5
7月	▲ 0.09	▲ 0.06	▲ 5.8	▲ 5.5	▲ 6.0	0.1	▲ 0.1	0.4	▲ 0.3	1.4
8月	▲ 0.07	▲ 0.02	▲ 6.3	▲ 4.3	▲ 8.2	1.0	▲ 1.0	▲ 1.4	▲ 2.7	0.8
9月	▲ 0.06	▲ 0.02	▲ 3.4	▲ 3.7	▲ 3.0	▲ 0.2	0.2	0.5	▲ 2.2	4.8
10月	▲ 0.05	▲ 0.01	▲ 4.3	▲ 4.4	▲ 4.3	0.0	0.0	▲ 0.6	▲ 3.6	4.3
11月	▲ 0.05	▲ 0.01	▲ 4.7	▲ 5.9	▲ 3.5	▲ 0.6	0.6	▲ 1.5	▲ 4.7	3.7
12月	▲ 0.05	▲ 0.00	▲ 5.1	▲ 5.6	▲ 4.7	▲ 0.2	0.2	▲ 2.0	▲ 5.1	3.0
7年1月	▲ 0.01	0.01	▲ 2.4	▲ 4.3	▲ 0.6	▲ 0.9	0.9	▲ 1.7	▲ 4.8	3.4
2月	▲ 0.08	▲ 0.05	▲ 7.3	▲ 8.4	▲ 6.2	▲ 0.5	0.5	▲ 1.5	▲ 4.5	3.3
3月	▲ 0.10	▲ 0.05	▲ 8.1	▲ 8.2	▲ 8.0	▲ 0.1	0.1	▲ 1.0	▲ 3.9	3.6
4月	▲ 0.13	▲ 0.05	▲ 9.7	▲ 7.0	▲ 12.3	1.5	▲ 1.5	1.2	▲ 1.7	5.5
5月	▲ 0.11	▲ 0.03	▲ 8.5	▲ 4.3	▲ 12.4	2.2	▲ 2.2	0.8	▲ 1.8	4.4
6月	▲ 0.14	▲ 0.05	▲ 8.6	▲ 3.8	▲ 13.1	2.6	▲ 2.6	3.0	0.7	6.1
7月										
8月										
9月										
10月										
11月										
12月										
8年1月										
2月										
3月										

（注）1. 正社員有効求人倍率＝正社員有効求人数／常用フルタイム有効求職者数。なお、常用フルタイム有効求職者にはフルタイムの派遣労働者や契約社員を希望する者も含まれるため、厳密な意味での正社員有効求人倍率より低い値となる。

2. 「パート、派遣、契約社員等」とは、パートタイム労働者、派遣労働者、臨時・季節労働者、契約社員、準社員、嘱託等の、正社員・正職員でない者である。

3. ▲は減少を表す。

第6表 雇用保険被保険者得喪及び受給状況

	雇用保険被保険資格取得・喪失状況						雇用保険受給状況			
	①資格取得者数	前年比	②資格喪失者数	前年比	③②のうち事業主都合離職者数	前年比	④受給資格決定件数	前年比	⑤受給者実人員	前年比
令和2年度	131,336	▲ 5.3	122,760	▲ 4.9	7,292	4.4	28,484	14.0	9,184	23.4
	(10,945)		(10,230)		(608)		(2,374)			
令和3年度	128,638	▲ 2.1	125,570	2.3	6,753	▲ 7.4	25,609	▲ 10.1	8,386	▲ 8.7
	(10,720)		(10,464)		(563)		(2,134)			
令和4年度	136,106	5.8	132,741	5.7	5,716	▲ 15.4	25,501	▲ 0.4	7,744	▲ 7.7
	(11,342)		(11,062)		(476)		(2,125)			
令和5年度	135,519	▲ 0.4	133,814	0.8	7,608	33.1	26,550	4.1	8,273	6.8
	(11,293)		(11,151)		(634)		(2,213)			
令和6年度	126,925	▲ 6.3	131,095	▲ 2.0	6,959	▲ 8.5	26,061	▲ 1.8	8,321	0.6
	(10,577)		(10,925)		(580)		(2,172)			
令和6年 4月	15,563	13.8	24,326	7.7	1,419	▲ 0.8	2,647	0.4	7,486	7.6
5月	21,023	▲ 11.9	11,613	▲ 3.8	573	7.5	3,426	4.4	8,245	2.0
6月	11,689	▲ 10.5	9,055	▲ 12.2	429	0.7	2,079	▲ 9.3	8,362	▲ 1.9
7月	10,869	3.0	11,286	8.6	740	1.5	2,263	12.1	9,471	4.6
8月	8,404	▲ 11.5	9,302	▲ 5.0	478	▲ 8.8	2,043	▲ 3.4	9,371	▲ 0.8
9月	8,881	▲ 6.3	9,252	▲ 3.9	354	▲ 34.3	1,924	▲ 4.9	8,983	1.5
10月	10,688	5.2	12,061	▲ 0.6	660	▲ 33.7	2,517	3.3	8,827	▲ 0.8
11月	8,591	▲ 11.5	8,109	▲ 6.5	343	▲ 22.6	1,873	▲ 6.2	8,092	▲ 5.8
12月	8,161	▲ 0.9	7,345	▲ 7.8	411	4.3	1,551	▲ 2.0	8,046	0.7
令和7年 1月	7,759	▲ 12.8	10,928	▲ 4.5	641	7.7	1,879	▲ 9.0	7,949	▲ 1.1
2月	7,260	▲ 20.9	8,466	▲ 8.3	417	▲ 1.9	1,957	▲ 6.7	7,587	0.3
3月	8,037	▲ 12.6	9,352	▲ 2.5	494	▲ 13.9	1,902	▲ 5.2	7,434	2.0
4月	11,708	▲ 24.8	23,223	▲ 4.5	1,455	2.5	2,522	▲ 4.7	7,456	▲ 0.4
5月	17,500	▲ 16.8	11,239	▲ 3.2	442	▲ 22.9	3,391	▲ 1.0	8,318	0.9
6月	16,688	42.8	9,388	3.7	459	7.0	2,459	18.3	9,056	8.3
7月										
8月										
9月										
10月										
11月										
12月										
令和8年 1月										
2月										
3月										

(注)各年度の( )及び受給者実人員は月平均の数値。 ▲は減少を表す。

第7表 公共職業安定所別求職・求人・就職・充足状況（新規学卒者を除きパートタイムを含む）

令和7年6月

所別		項目	月間有効求職者数	新規求職申込件数	月間有効求人数	新規求人数	就職件数	充足数	有効求人倍率	新規求人倍率	就職率
県央	水戸	原数値	7,953	1,558	10,443	3,599	446	453	1.31	2.31	28.6
		前年同月比	0.1	7.7	▲ 7.3	▲ 8.0	▲ 11.7	▲ 12.7	▲ 0.11	▲ 0.40	▲ 6.3
	（笠間）	原数値	1,201	214	762	266	57	53	0.63	1.24	26.6
		前年同月比	▲ 3.5	▲ 6.1	▲ 22.0	▲ 3.6	▲ 37.4	▲ 28.4	▲ 0.15	0.03	▲ 13.3
	常陸大宮	原数値	1,564	293	1,565	517	110	88	1.00	1.76	37.5
		前年同月比	▲ 5.3	6.2	▲ 6.7	▲ 15.1	▲ 0.9	▲ 12.0	▲ 0.02	▲ 0.45	▲ 2.7
	県央計	原数値	10,718	2,065	12,770	4,382	613	594	1.19	2.12	29.7
		前年同月比	▲ 1.2	5.9	▲ 8.3	▲ 8.7	▲ 13.3	▲ 14.3	▲ 0.09	▲ 0.34	▲ 6.6
県北	日立	原数値	2,464	456	2,639	923	142	143	1.07	2.02	31.1
		前年同月比	6.4	▲ 6.0	4.7	35.5	3.6	8.3	▲ 0.02	0.62	2.9
	高萩	原数値	1,324	289	878	240	62	54	0.66	0.83	21.5
		前年同月比	4.3	▲ 2.0	▲ 7.9	▲ 3.2	▲ 22.5	▲ 28.0	▲ 0.09	▲ 0.01	▲ 5.7
	県北計	原数値	3,788	745	3,517	1,163	204	197	0.93	1.56	27.4
		前年同月比	5.7	▲ 4.5	1.2	25.2	▲ 6.0	▲ 4.8	▲ 0.04	0.37	▲ 0.4
県南	土浦	原数値	6,614	1,102	9,416	3,020	270	286	1.42	2.74	24.5
		前年同月比	4.0	4.0	▲ 15.9	▲ 10.9	▲ 18.4	▲ 10.6	▲ 0.34	▲ 0.46	▲ 6.7
	常総	原数値	2,630	502	2,911	818	102	103	1.11	1.63	20.3
		前年同月比	0.7	0.4	▲ 6.8	▲ 19.9	▲ 17.1	▲ 4.6	▲ 0.09	▲ 0.41	▲ 4.3
	石岡	原数値	1,711	343	2,059	804	82	72	1.20	2.34	23.9
		前年同月比	7.7	7.2	15.4	24.7	▲ 18.0	▲ 20.9	0.08	0.32	▲ 7.3
	龍ケ崎	原数値	4,497	742	3,260	1,121	173	128	0.72	1.51	23.3
		前年同月比	4.9	1.1	▲ 3.4	▲ 5.3	▲ 10.4	▲ 8.6	▲ 0.07	▲ 0.10	▲ 3.0
	県南計	原数値	15,452	2,689	17,646	5,763	627	589	1.14	2.14	23.3
		前年同月比	4.1	2.9	▲ 9.4	▲ 7.7	▲ 16.1	▲ 10.6	▲ 0.17	▲ 0.25	▲ 5.3
県西	筑西	原数値	2,629	430	2,413	824	120	115	0.92	1.92	27.9
		前年同月比	5.8	1.9	▲ 10.3	▲ 4.1	0.0	3.6	▲ 0.16	▲ 0.12	▲ 0.5
	（下妻）	原数値	1,136	197	924	278	72	49	0.81	1.41	36.5
		前年同月比	0.0	▲ 7.1	2.0	▲ 18.0	9.1	2.1	0.01	▲ 0.19	5.4
	古河	原数値	2,576	495	2,740	832	124	104	1.06	1.68	25.1
		前年同月比	2.1	▲ 8.8	▲ 16.5	▲ 7.9	1.6	8.3	▲ 0.24	0.02	2.6
	県西計	原数値	6,341	1,122	6,077	1,934	316	268	0.96	1.72	28.2
		前年同月比	3.2	▲ 4.7	▲ 11.6	▲ 7.9	2.6	5.1	▲ 0.16	▲ 0.07	2.0
鹿行	常陸鹿嶋	原数値	3,169	649	3,020	1,053	162	142	0.95	1.62	25.0
		前年同月比	8.6	21.3	▲ 9.1	▲ 4.9	▲ 13.4	▲ 17.4	▲ 0.19	▲ 0.45	▲ 10.0
	鹿行計	原数値	3,169	649	3,020	1,053	162	142	0.95	1.62	25.0
		前年同月比	8.6	21.3	▲ 9.1	▲ 4.9	▲ 13.4	▲ 17.4	▲ 0.19	▲ 0.45	▲ 10.0
合計		原数値	39,468	7,270	43,030	14,295	1,922	1,790	1.09	1.97	26.4
		前年同月比	3.0	3.0	▲ 8.6	▲ 5.8	▲ 11.3	▲ 9.9	▲ 0.14	▲ 0.18	▲ 4.3

地域別	項目	月間有効求職者数	新規求職申込件数	月間有効求人数	新規求人数	就職件数	充足数	有効求人倍率	新規求人倍率	就職率
県央	前年同月比	▲ 1.2	5.9	▲ 8.3	▲ 8.7	▲ 13.3	▲ 14.3	▲ 0.09	▲ 0.34	▲ 6.6
	前月比	▲ 2.0	▲ 14.7	▲ 1.1	0.7	▲ 1.8	▲ 3.1	0.01	0.32	3.9
県北	前年同月比	5.7	▲ 4.5	1.2	25.2	▲ 6.0	▲ 4.8	▲ 0.04	0.37	▲ 0.4
	前月比	▲ 0.2	▲ 14.8	0.5	▲ 4.8	5.7	21.6	0.01	0.16	5.3
県南	前年同月比	4.1	2.9	▲ 9.4	▲ 7.7	▲ 16.1	▲ 10.6	▲ 0.17	▲ 0.25	▲ 5.3
	前月比	▲ 1.1	▲ 17.2	▲ 0.5	▲ 9.9	▲ 6.3	▲ 1.8	0.00	0.17	2.7
県西	前年同月比	3.2	▲ 4.7	▲ 11.6	▲ 7.9	2.6	5.1	▲ 0.16	▲ 0.07	2.0
	前月比	▲ 1.0	▲ 16.6	▲ 3.3	▲ 9.5	1.9	▲ 5.3	▲ 0.02	0.13	5.1
鹿行	前年同月比	8.6	21.3	▲ 9.1	▲ 4.9	▲ 13.4	▲ 17.4	▲ 0.19	▲ 0.45	▲ 10.0
	前月比	1.9	▲ 7.4	▲ 1.7	6.4	1.3	▲ 1.4	▲ 0.04	0.21	2.1
合計	前年同月比	3.0	3.0	▲ 8.6	▲ 5.8	▲ 11.3	▲ 9.9	▲ 0.14	▲ 0.18	▲ 4.3
	前月比	▲ 1.0	▲ 15.4	▲ 1.1	▲ 5.3	▲ 1.7	▲ 0.7	0.00	0.21	3.7

（注）1. （ ）は出張所。▲は減少を表す。求人倍率は前年同月及び前月との差。
2. ハローワークインターネットサービスの機能拡充に伴う令和3年9月以降の数値の取扱いについては、4頁の注3を参照。

一般職業紹介状況一覧表（令和7年6月分）

≪ 茨 城 県 ≫

	＜季節調整値＞	6月	前月比(P)	当県の位置
1	有効求人倍率（倍）	1.18	▲ 0.05	全国28番目
2	新規求人倍率（倍）	2.00	0.04	全国24番目

	＜新規＞	6月	前月比(%・P)	前年比(%・P)	備考
3	新規求職（件）	7,270	▲ 15.4	3.0	前年比2か月ぶりの増加
4	新規求人（人）	14,295	▲ 5.3	▲ 5.8	前年比6か月連続の減少
5	求人倍率（倍）	1.97	0.21	▲ 0.18	―

	＜有効＞	6月	前月比(%・P)	前年比(%・P)	備考
6	有効求職（人）	39,468	▲ 1.0	3.0	前年比3か月連続の増加
7	有効求人（人）	43,030	▲ 1.1	▲ 8.6	前年比27か月連続の減少
8	求人倍率（倍）	1.09	0.00	▲ 0.14	―

	＜雇用保険＞	6月	前月比(%)	前年比(%)	備考
9	受給資格決定件数（件）	2,459	▲ 27.5	18.3	前年比8か月ぶりの増加
10	受給者実人員（人）	9,056	8.9	8.3	前年比2か月連続の増加

注：（　）は単位

産業別新規求人状況			
主な産業	6月	前月比(%)	前年比(%)
全産業	14,295	▲ 5.3	▲ 5.8
建設業	1,261	6.1	4.8
製造業	1,652	▲ 6.2	▲ 17.0
情報通信業	165	▲ 44.8	▲ 12.7
運輸業，郵便業	918	13.9	15.8
卸売業，小売業	1,101	▲ 11.6	▲ 26.0
学術研究，専門・技術サービス業	501	5.0	1.0
宿泊業，飲食サービス業	483	▲ 39.1	▲ 3.6
生活関連サービス業，娯楽業	485	▲ 36.2	▲ 20.6
教育，学習支援業	154	▲ 35.6	▲ 46.9
医療，福祉	3,981	▲ 3.1	▲ 7.7
サービス業	2,615	2.3	5.8

＜ 全　国 ＞

	＜季節調整値＞	6月	前月比(P)
11	有効求人倍率（倍）	1.22	▲ 0.02
12	新規求人倍率（倍）	2.18	0.04

	＜新規＞	6月	前月比(%・P)	前年比(%・P)
13	新規求職（件）	349,223	▲ 11.0	3.6
14	新規求人（人）	771,856	▲ 1.8	▲ 2.5
15	求人倍率（倍）	2.21	0.21	▲ 0.14

	＜有効＞	6月	前月比(%・P)	前年比(%・P)
16	有効求職（人）	2,003,370	▲ 1.2	▲ 0.9
17	有効求人（人）	2,291,278	▲ 1.0	▲ 1.9
18	求人倍率（倍）	1.14	0.00	▲ 0.02

	＜雇用保険＞	6月	前月比(%)	前年比(%)
19	受給資格決定件数（件）	112,930	▲ 27.2	8.4
20	受給者実人員（人）	455,786	8.2	5.4

産業別新規求人状況			
主な産業	6月	前月比(%)	前年比(%)
全産業	771,856	▲ 1.8	▲ 2.5
建設業	72,430	5.5	1.4
製造業	71,019	2.9	▲ 1.3
情報通信業	22,233	2.3	5.2
運輸業，郵便業	43,414	▲ 2.1	0.2
卸売業，小売業	89,909	▲ 9.1	▲ 11.7
学術研究，専門･技術サービス業	21,748	0.6	1.8
宿泊業，飲食サービス業	61,483	7.9	▲ 2.0
生活関連サービス業，娯楽業	22,411	▲ 14.1	▲ 9.1
教育，学習支援業	12,400	2.0	▲ 2.4
医療，福祉	203,669	▲ 4.9	▲ 1.3
サービス業	109,381	0.3	0.5

（注）1．資料出所：厚生労働省「職業安定業務統計」・「雇用保険業務統計」
　　2．ハローワークインターネットサービスの機能拡充に伴う令和3年9月以降の数値の取扱いについては、4頁の注3を参照。

【別途資料2】季節調整済有効求人倍率（新規学卒者を除きパートタイムを含む）

西暦	和暦	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	年計	年度計	備　　考
1963	S38	0.71	0.74	0.77	0.90	0.89	0.98	1.07	1.26	1.20	1.28	1.16	1.34	1.02	1.19	オリンピック景気（S37年11月～39年10月）
1964	39	1.27	1.51	1.45	1.46	1.52	1.55	1.52	1.41	1.28	1.33	1.47	1.54	1.44	1.43	
1965	40	1.46	1.37	1.27	1.11	1.17	1.10	1.04	0.93	0.96	0.93	0.83	0.80	1.08	0.95	
1966	41	0.85	0.83	0.93	0.99	1.00	1.03	1.15	1.28	1.36	1.43	1.39	1.43	1.14	1.32	いざなぎ景気（S40年11月～45年7月）
1967	42	1.52	1.64	1.67	1.76	1.75	1.88	1.98	1.84	1.70	1.80	1.79	1.95	1.77	1.84	
1968	43	1.84	1.91	1.91	1.71	1.85	1.80	1.90	1.93	1.85	1.83	1.72	1.83	1.84	1.84	
1969	44	1.86	1.86	1.97	2.18	2.12	2.26	2.35	2.32	2.38	2.45	2.46	2.73	2.24	2.37	
1970	45	2.57	2.44	2.17	2.24	2.41	2.55	2.04	1.97	2.14	2.19	2.15	2.08	2.24	2.11	
1971	46	1.91	1.86	1.89	1.81	1.79	1.71	1.74	1.60	1.41	1.45	1.37	1.28	1.63	1.49	
1972	47	1.28	1.34	1.35	1.45	1.46	1.49	1.51	1.67	1.88	2.03	2.24	2.51	1.66	2.08	列島改造景気（S47年1月～48年11月）
1973	48	2.98	2.94	3.12	3.07	3.11	3.31	3.38	3.38	3.43	3.16	3.30	2.99	3.18	3.11	第1次オイルショック（S48年11月）
1974	49	2.90	2.68	2.73	2.52	2.48	2.05	1.82	1.49	1.51	1.46	1.29	1.18	1.95	1.46	
1975	50	0.96	0.93	0.88	0.75	0.73	0.74	0.76	0.78	0.76	0.81	0.80	0.80	0.81	0.81	
1976	51	0.87	0.95	1.01	1.02	1.07	1.09	1.14	1.09	1.10	1.06	1.04	1.04	1.04	1.07	
1977	52	1.07	1.05	1.04	1.03	0.99	0.92	0.92	0.88	0.93	0.88	0.84	0.85	0.95	0.89	
1978	53	0.83	0.80	0.82	0.86	0.89	0.92	0.91	0.97	0.98	0.95	0.98	1.01	0.91	0.96	
1979	54	1.05	1.03	1.04	1.09	1.14	1.18	1.27	1.23	1.27	1.30	1.30	1.25	1.18	1.24	
1980	55	1.23	1.25	1.30	1.22	1.28	1.18	1.07	1.02	1.05	1.12	1.02	1.03	1.14	1.07	第2次オイルショック（S55年2月）
1981	56	0.98	0.96	0.94	0.96	0.99	1.01	1.12	1.05	1.03	1.01	1.02	1.01	1.01	1.01	
1982	57	1.03	0.99	0.97	0.91	0.89	0.92	0.91	0.89	0.88	0.89	0.88	0.90	0.92	0.89	
1983	58	0.89	0.88	0.83	0.87	0.85	0.83	0.88	0.92	0.97	0.96	0.97	0.97	0.90	0.94	半導体景気（S58年3月～60年6月）
1984	59	0.98	1.02	1.05	1.06	1.06	1.05	1.06	1.08	1.11	1.10	1.06	1.10	1.06	1.09	
1985	60	1.14	1.17	1.13	1.14	1.14	1.15	1.05	1.06	1.04	1.04	1.00	0.98	1.09	1.03	円高不況（S60年7月～61年11月）
1986	61	0.96	0.94	0.91	0.91	0.85	0.82	0.80	0.83	0.84	0.84	0.85	0.88	0.87	0.86	プラザ合意（S60年9月）
1987	62	0.89	0.91	0.93	0.90	0.92	0.95	1.02	1.07	1.11	1.20	1.21	1.27	1.03	1.13	バブル景気（S61年12月～H3年2月）
1988	63	1.31	1.31	1.35	1.44	1.52	1.57	1.57	1.54	1.58	1.61	1.62	1.60	1.50	1.58	
1989	H元	1.63	1.64	1.66	1.70	1.77	1.77	1.78	1.86	1.80	1.83	1.89	1.93	1.77	1.86	
1990	2	1.96	2.05	2.05	2.09	2.09	2.15	2.19	2.17	2.14	2.15	2.21	2.20	2.12	2.16	
1991	3	2.21	2.19	2.20	2.20	2.17	2.22	2.17	2.12	2.00	2.00	1.94	1.95	2.11	2.00	バブル崩壊（H3年2月）
1992	4	1.87	1.76	1.70	1.62	1.59	1.53	1.48	1.45	1.40	1.37	1.31	1.25	1.52	1.36	
1993	5	1.20	1.14	1.10	1.04	1.00	0.95	0.93	0.87	0.85	0.81	0.78	0.75	0.94	0.84	第1次平成不況（H5年10月）
1994	6	0.74	0.72	0.74	0.74	0.74	0.72	0.71	0.72	0.72	0.69	0.66	0.65	0.71	0.70	
1995	7	0.68	0.69	0.72	0.70	0.69	0.68	0.66	0.67	0.68	0.70	0.69	0.74	0.69	0.70	阪神淡路大震災（H7年1月）
1996	8	0.72	0.72	0.71	0.72	0.73	0.73	0.74	0.75	0.76	0.79	0.81	0.80	0.75	0.78	
1997	9	0.82	0.83	0.84	0.82	0.81	0.87	0.85	0.83	0.80	0.80	0.78	0.75	0.82	0.78	震災景気、さざ波景気（H9年5月）
1998	10	0.71	0.68	0.67	0.67	0.65	0.64	0.62	0.61	0.60	0.58	0.57	0.57	0.63	0.60	
1999	11	0.56	0.54	0.55	0.52	0.52	0.51	0.53	0.53	0.53	0.53	0.54	0.56	0.53	0.54	第2次平成不況、デフレ不況（H11年1月）
2000	12	0.56	0.58	0.59	0.61	0.62	0.64	0.64	0.67	0.70	0.72	0.72	0.73	0.65	0.68	IT景気（H12年11月）
2001	13	0.72	0.72	0.70	0.69	0.68	0.67	0.66	0.63	0.59	0.56	0.52	0.51	0.63	0.58	
2002	14	0.50	0.50	0.52	0.51	0.51	0.51	0.51	0.51	0.51	0.52	0.53	0.54	0.52	0.52	第3次平成不況、IT不況（H14年1月）
2003	15	0.55	0.55	0.54	0.56	0.56	0.58	0.59	0.61	0.63	0.65	0.67	0.70	0.60	0.64	
2004	16	0.71	0.72	0.72	0.72	0.71	0.74	0.76	0.81	0.83	0.85	0.87	0.87	0.77	0.81	
2005	17	0.86	0.87	0.89	0.91	0.88	0.86	0.86	0.86	0.85	0.87	0.85	0.87	0.87	0.88	
2006	18	0.90	0.90	0.92	0.91	0.91	0.93	0.94	0.94	0.95	0.95	0.97	0.99	0.94	0.96	
2007	19	0.99	0.99	0.99	1.03	1.04	1.03	1.00	0.98	0.98	0.92	0.93	0.92	0.98	0.97	
2008	20	0.93	0.92	0.94	0.95	0.96	0.92	0.91	0.88	0.84	0.79	0.75	0.71	0.87	0.76	いざなみ景気（H20年2月）
2009	21	0.61	0.54	0.49	0.46	0.43	0.40	0.39	0.38	0.38	0.39	0.38	0.38	0.43	0.40	サブプライム不況（H21年3月）
2010	22	0.40	0.41	0.44	0.44	0.45	0.47	0.48	0.50	0.52	0.53	0.55	0.56	0.48	0.52	
2011	23	0.58	0.60	0.60	0.61	0.61	0.62	0.64	0.67	0.68	0.72	0.74	0.74	0.65	0.69	東日本大震災（H23 年3月）
2012	24	0.74	0.76	0.77	0.80	0.82	0.82	0.82	0.81	0.81	0.79	0.79	0.78	0.79	0.80	
2013	25	0.78	0.79	0.79	0.77	0.77	0.78	0.80	0.83	0.85	0.87	0.90	0.93	0.82	0.87	
2014	26	0.95	0.98	1.01	1.04	1.05	1.05	1.05	1.07	1.08	1.09	1.10	1.12	1.05	1.08	
2015	27	1.10	1.10	1.11	1.12	1.10	1.12	1.14	1.16	1.16	1.17	1.16	1.17	1.13	1.16	
2016	28	1.20	1.19	1.21	1.21	1.22	1.26	1.26	1.26	1.27	1.28	1.29	1.29	1.24	1.28	熊本地震（H28年4月）
2017	29	1.33	1.34	1.37	1.41	1.45	1.46	1.47	1.49	1.49	1.51	1.51	1.54	1.45	1.50	
2018	30	1.55	1.55	1.61	1.61	1.61	1.60	1.61	1.61	1.65	1.62	1.60	1.63	1.60	1.62	
2019	R元	1.63	1.63	1.62	1.59	1.63	1.64	1.61	1.63	1.60	1.63	1.61	1.61	1.62	1.58	台風19号（R元年10月）
2020	2	1.55	1.51	1.47	1.40	1.39	1.30	1.26	1.20	1.20	1.21	1.22	1.23	1.33	1.27	新型コロナウイルス感染拡大（R2年4月～）
2021	3	1.27	1.30	1.30	1.32	1.33	1.38	1.40	1.39	1.37	1.36	1.38	1.36	1.35	1.38	
2022	4	1.39	1.42	1.43	1.45	1.48	1.51	1.51	1.52	1.48	1.47	1.50	1.51	1.47	1.49	
2023	5	1.51	1.50	1.45	1.41	1.41	1.39	1.40	1.38	1.39	1.39	1.36	1.34	1.41	1.37	
2024	6	1.33	1.34	1.35	1.36	1.35	1.33	1.32	1.32	1.33	1.33	1.32	1.31	1.33	1.32	能登半島地震（R6年1月）
2025	7	1.32	1.26	1.25	1.21	1.23	1.18									

（注）1．季節調整法はセンサス局法Ⅱ（X－12－ARIMA）による。なお、令和5年12月以前の数値は、令和6年1月分公表時に新季節指数により改定されている。
2．令和7年1月分公表時に新季節指数により改定となった有効求人倍率は下線で示している。
3．令和3年9月分からは、ハローワーク利用登録者及びオンライン登録者による件数を用いて算出している。
4．年計及び年度計は実数値。

（別途資料3）

令和7年6月分　都道府県別有効求人倍率（季節調整値）

都道府県	有効求人倍率	対前月差
北海道	1.00	0.00
青森	1.09	0.02
岩手	1.19	0.00
宮城	1.19	▲ 0.03
秋田	1.20	0.00
山形	1.28	▲ 0.03
福島	1.30	0.00
茨城	1.18	▲ 0.05
栃木	1.16	▲ 0.03
群馬	1.28	▲ 0.02
埼玉	1.02	▲ 0.04
千葉	0.98	▲ 0.02
東京	1.70	▲ 0.06
神奈川	0.85	▲ 0.04
新潟	1.41	▲ 0.02
富山	1.50	0.02
石川	1.62	▲ 0.03
福井	1.70	▲ 0.02
山梨	1.30	▲ 0.02
長野	1.26	▲ 0.01
岐阜	1.43	0.00
静岡	1.07	▲ 0.01
愛知	1.28	▲ 0.04
三重	1.13	▲ 0.03
滋賀	1.03	0.01
京都	1.28	▲ 0.01
大阪	1.21	0.00
兵庫	0.99	▲ 0.01
奈良	1.18	▲ 0.01
和歌山	1.10	▲ 0.05
鳥取	1.25	▲ 0.03
島根	1.33	▲ 0.07
岡山	1.43	▲ 0.05
広島	1.42	▲ 0.03
山口	1.42	▲ 0.03
徳島	1.17	▲ 0.02
香川	1.48	▲ 0.04
愛媛	1.40	▲ 0.01
高知	1.11	▲ 0.03
福岡	1.17	0.03
佐賀	1.26	0.01
長崎	1.13	0.00
熊本	1.18	▲ 0.05
大分	1.25	▲ 0.06
宮崎	1.25	▲ 0.02
鹿児島	1.08	▲ 0.03
沖縄	0.99	0.03

順位	都道府県	有効求人倍率
1	東京	1.70
1	福井	1.70
3	石川	1.62
4	富山	1.50
5	香川	1.48
6	岐阜	1.43
6	岡山	1.43
8	広島	1.42
8	山口	1.42
10	新潟	1.41
11	愛媛	1.40
12	島根	1.33
13	福島	1.30
13	山梨	1.30
15	山形	1.28
15	群馬	1.28
15	愛知	1.28
15	京都	1.28
19	長野	1.26
19	佐賀	1.26
21	鳥取	1.25
21	大分	1.25
21	宮崎	1.25
24	大阪	1.21
25	秋田	1.20
26	岩手	1.19
26	宮城	1.19
28	茨城	1.18
28	奈良	1.18
28	熊本	1.18
31	徳島	1.17
31	福岡	1.17
33	栃木	1.16
34	三重	1.13
34	長崎	1.13
36	高知	1.11
37	和歌山	1.10
38	青森	1.09
39	鹿児島	1.08
40	静岡	1.07
41	滋賀	1.03
42	埼玉	1.02
43	北海道	1.00
44	兵庫	0.99
44	沖縄	0.99
46	千葉	0.98
47	神奈川	0.85

地域別	有効求人倍率	対前月差
北海道	1.00	0.00
東北	1.21	-0.01
南関東	1.27	-0.04
北関東・甲信	1.22	-0.03
北陸	1.51	-0.02
東海	1.22	-0.03
近畿	1.15	-0.01
中国	1.40	-0.04
四国	1.31	-0.03
九州	1.15	-0.01

資料№８

令和７年度茨城地方最低賃金審議会

茨城県最低賃金専門部会委員名簿

令和7年7月23日 任命　　茨城労働局

区分	氏名（ふりがな）	現職
公益代表	井出 晃哉（いで こうや）	井出法律事務所 弁護士
	清山 玲（せいやま れい）	茨城大学 人文社会科学部法律経済学科教授
	野村 貴広（のむら たかひろ）	水口・野村法律事務所 弁護士
労働者代表	小坂 祐之（こさか ゆうじ）	電機連合茨城地方協議会 事務局長
	生井澤 律子（なまいざわ りつこ）	連合茨城 副事務局長
	宮下 有一（みやした ゆういち）	ＪＡＭ北関東茨城県連絡会 事務局長
使用者代表	遠藤 隆光（えんどう たかみつ）	茨城交通株式会社 常務取締役
	澤畑 英史（さわはた ひでふみ）	一般社団法人茨城県経営者協会 事務局長
	山崎 敏紀（やまざき としのり）	株式会社日立製作所日立事業所 エネルギー総務部長

注）各代表「氏名」欄表示は、五十音順となっており、敬称は略してあります

写

資料№９

2025 年 7 月 24 日

茨城地方最低賃金審議会
　会　長　　清山　玲　様

東茨城郡茨城町谷田部 295 番地
茨城県労働組合総連合
議長　鈴木　貴之

茨城県の最低賃金改正決定にあたっての意見書

日頃より、貴審議会が茨城県の最低賃金の引き上げ、労働条件の改善のためにご尽力されていることに心より敬意を表します。

さて、昨年 10 月の最低賃金の改定によって全国過重平均が 1055 円になり、茨城県では最低賃金が 52 円上がって 1005 円になり、1000 円を超えました。しかし、1000 円を超えたといっても、昨今の物価高の中で、人間らしい普通の生活をすることは困難です。茨城県の最低賃金を 2025 年 10 月に 1500 円以上に引き上げ、1700 円をめざす必要があります。

つきましては、最低賃金法第 25 条第 5 項、同施行規則第 11 条第 1 項に基づき、茨城県の最低賃金改正決定審議に関して下記のとおり意見書を提出します。

なお、口頭での意見陳述の機会を与えて頂くことを要請します。

記

１，意見の要旨

（1）2025 年 10 月に茨城県の最低賃金を 1500 円以上に引き上げ、1700 円をめざすこと。
（2）労働力流失を解消するため、全国一律最低賃金制度を確立すること。
（3）最低賃金の引き上げを円滑に進めるため、税や社会保険料の事業主負担の軽減など具体的な中小企業支援を国の責任で拡充すること。
（4）専門部会の全面公開を行うこと。

２，意見の理由

（1）2025 年 10 月に茨城県の最低賃金を 1500 円以上に引き上げ、1700 円をめざすこと。

①非正規労働者が 2000 万人を超える状態が継続し、それにあわせて最低賃金ギリギリの賃金しか支給されない非正規労働者の賃金が改善されていません。非正規労働者は労働組合に入っていない場合が多く、春闘でのベースアップがなく、最低賃金の引き上げでしか賃上げが実現していません。

また、非正規労働者の多数を女性労働者が占め、女性の労働者が多く働く看護や介護、保育等のケア労働者の低賃金を作り出しています。少子化対策、消費拡大による健全な社会の実現、ジェンダー平等の観点からも最低賃金を 1500 円にしていく必要があります。

石破首相は 2020 年代に最低賃金を 1500 円にすると言っていますが、国民生活の現状を考えれば、今すぐ最低賃金を 1500 円以上にして、1700 円をめざすべきです。

②茨城労連は、2020 年 2 月から 5 月にかけて、県内労働者を対象に最低生計費試算調査を実施しました。水戸市に住む 25 歳の青年の最低生計費を試算した結果、男性 252,987 円、女性 251,124 円でした。この金額は現在ならもっと高くなるはずです。

算出した最低生計費を、月 150 時間の労働時間で換算すると時給は男性 1,687 円、女性 1,674 円になり、最低賃金 1005 円がいかに低い金額であることを明らかにしています。つまり、調査結果からも茨城県の最低賃金を 1500 円以上にする必要があるということです。

茨城労働局
－7.7.25
労働基準部

(2) 労働力流失を解消するため、全国一律最低賃金制度を確立すること。

①日本の最低賃金制度が全国一律制でないため、最低賃金の低い県から最低賃金の高い都県に労働者が流失し、最低賃金が低い県での人手不足が全国的な問題になっています。

最低賃金の高い都県は時給が高く、最低賃金の低い県は時給が低い傾向があって、取手市等県南の地域では、最低賃金の高い千葉県や東京都で働く労働者が多くなっています。結果的に県南の地域では労働者の人手不足が深刻になっています。

②茨城県は東京に比べて生活費が安いのではないかという意見があります。しかし、都市部である東京は住宅費が高くなりますが、交通機関が整備されているため交通費はそれほどかかりません。ところが、地方である茨城県では住宅費は安い傾向にあるものの、交通網が整っておらず、車の維持費やガソリン代などは高くなっています。ガソリンの高騰で地方の交通費は高騰しています。結果、都市部と地方の最低生計費はほとんど変わりません。ガソリン代の高騰で茨城県の生活費の方が高くなっているとも言えます。

全国一律最低賃金制度を確立し、どこでも誰でも1500円の最低賃金を実現することが求められています。

(3) 最低賃金の引き上げを円滑に進めるため、税や社会保険料の事業主負担の軽減など具体的な中小企業支援を国の責任で拡充すること。

①最低賃金の引き上げに関して、最低賃金を引き上げると中小企業の経営に多大な影響を及ぼすので、引き上げるべきではないという意見があります。しかし、茨城労連が取り組んだ県内市町村議会への最低賃金引き上げの請願に対し、土浦市の市議さんは「私は中小企業を経営してきたが、社会保険料の事業主負担の関係で賃金を上げることができなかった。しかし、賃金を上げなければ優秀な社員が雇えなかった。茨城労連の言う中小企業支援を充実させて最低賃金を上げるという請願には賛成する」という意見を述べられて、請願に賛成されました。

②茨城県は、茨城県の最低賃金1005円に対して、1040円がふさわしい額だとして、35円以上引き上げた中小企業に補助金を支給する「いばらき賃上げ支援事業」を今年始めました。「いばらき賃上げ支援事業」は、総予算7億8700万円で、25年4月以降、1005円～1010円の時給を35円以上引き上げて1040円以上にした中小企業・小規模事業者に対して正規雇用労働者5万円、非正規労働者3万円、1事業所あたり最大50万円の補助金を支給するというものです。

こうした非常にわかりやすい取り組みを国にも要請して、中小企業支援を充実させて、中小企業が賃金を上げられるような環境を国の責任で作っていくことを求めていく必要があります。

(4) 専門部会の全面公開を行うこと。

最低賃金の引き上げが多くの県民の関心の的になっています。茨城の最低賃金がどんな理由で上げられたのか上げられなかったかは県民が一番知りたいことで、専門部会が一部公開になりましたが、金額審議を行う専門部会を全面公開すべきと考えます。

写

２０２５年7月１４日

茨城地方最低賃金審議会
会　長　清山　玲　様

茨城県小美玉市西郷地１７０３
いばらきコープ労働組合
中央執行委員長　小野瀬　範久

茨城地方最低賃金改正決定に対する意見書

日頃より、茨城県内の労働者に対する賃金をはじめ、労働条件改善のためにご尽力されていること心より敬意を表します。

昨年１０月、最低賃金額改定により茨城県でも１，０００円を超え、１，００５円となりました。しかし昨今の物価上昇は食料品・光熱費・生活必需品など幅広い分野に及び、特に低所得層の家計に深刻な影響を与えています。実質賃金は伸び悩んでおり、収入の増加が生活費の上昇に対応できていない現状があります。また、ベースアップ（ベア）が実施されているものの、米などの主食の価格上昇が激しく、実際の生活改善にはつながっていないとの声が多くのなかまから聞かれます。安定した収入を得づらい非正規雇用者や若年層にとって、最低賃金の引き上げは生活の維持に直結する切実な課題です。

最低賃金の引き上げに伴い、特に人件費の負担割合が高い中小企業では経営への影響が懸念されます。従業員の生活を守りつつ雇用を維持するためには、政府による財政支援や税制優遇、社会保険料の軽減措置などが並行して講じられる必要があります。中小企業は地域経済の土台を支えており、最低賃金制度の健全な運用には、こうした事業者の持続可能性を確保する政策が不可欠と考えております。

最低賃金は、働く人々の生活の最低限を保障するものであり、社会全体の健全な経済活動の基盤でもあります。この基盤が脆弱である限り、安心して働き、暮らすことが困難になります。最低賃金が現状のまま低く抑えられていることは、働く人々の生活だけでなく、地域経済の活力や未来の担い手の育成にも悪影響を及ぼす可能性があります。持続可能な社会を築くためにも、最低賃金の引き上げは不可欠であると確信いたします。

記

（１）茨城県の最低賃金を今すぐ１，５００円以上に引き上げ、１，８００円を目指すこと。
（２）全国一律最低賃金制度を確立すること。
（３）中小企業支援の充実を早急におこなうこと。

以上

茨城労働局
－7.7.25
労働基準部

写

2025年7月24日

茨城地方最低賃金審議会
会　長　　清山　玲　様

つくば市花畑三丁目９－１０
茨城県自治体労働組合連合
執行委員長　　濱野　真

茨城県の最低賃金改正決定にあたっての意見書

日頃より、貴審議会が茨城県の最低賃金の引き上げ、労働条件の改善のためにご尽力されていることに心より敬意を表します。

最低賃金法第25条第5項、同施行規則第11条第1項に基づき、茨城県の最低賃金改正決定審議に関して意見書を提出します。なお、口頭での意見陳述の機会を与えて頂くことを要請します。

１．最低賃金額の差が公務員賃金等の差にも表れている

昨年８月の人事院勧告により、国家公務員の地域手当の級地区分が「都道府県単位」に見直されると共に、支給割合についても変更がありました。右表のとおり、最低賃金と地域手当支給割合との間におおよその相関関係がみられ、特に関東地方では東京の16%、神奈川の12%と比べ、茨城は４％と大きく見劣りしてしまっております。また地方公務員においても、多くの自治体で人事院勧告による支給割合が準用されます。さらに「地域手当の級地」は、介護報酬に係る地域区分、保育所運営費の単価等に係る地域手当の級地などにも利用されていることから、公務労働者に限らず、様々な業種の給与に影響を及ぼします。

２．「地元で働きたい」の願いを実現するために

県南地域の自治体を中心に、保育士の県外流失を防止するため、給与上乗せや家賃への補助など、処遇改善策に奔走しています。「就職説明会で、千葉・埼玉のブースには大勢の学生が集まるが、茨城は僅か」「学生の多くは生まれ育った地域で働きたいが、経済的な理由で地元ではない就職先を選ばざるを得ない子もいる」という大学の就職担当者の声もあります。このことは保育職場に限った話ではなく、多くの業種で「何とか地元にとどまってもらいたい」と処遇改善に向け、懸命に取り組んでいます。「地元で働きたい」という多くの県民の要望実現のためにも、近隣都県と比べ見劣りする本県の最低賃金の大幅引き上げを要請いたします。

	都道府県	現最賃額	地域手当支給割合
1	東京	1,163円	１６％
2	神奈川	1,162円	１２％
3	大阪	1,114円	１２％
4	埼玉	1,078円	４％
5	愛知	1,077円	８％
6	千葉	1,076円	４％
7	京都	1,058円	８％
8	兵庫	1,052円	４％
9	静岡	1,034円	４％
10	三重	1,023円	４％
11	広島	1,020円	４％
12	滋賀	1,017円	４％
13	北海道	1,010円	０％
14	茨城	1,005円	４％
15	栃木	1,004円	４％
16	岐阜	1,001円	０％
17	富山	998円	０％
〃	長野	998円	０％
19	福岡	992円	４％
20	山梨	988円	０％
21	奈良	986円	４％

都道府県別（上位21）最低賃金額と地域手当支給割合比較

茨城労働局
－7.7.25
労基第

写

2025年7月24日

茨城地方最低賃金審議会
会 長　清山 玲 様

茨城県稲敷郡美浦村美駒2500-2
全労連・全国一般労働組合茨城地方本部
執行委員長　見 代 昌 巳

茨城県の最低賃金改正決定にあたっての意見書

日頃より、基審議会が茨城県の最低賃金の引き上げ、労働条件の改善のためにご尽力されていることに心より敬意を表します。

さて、昨年10月の最低賃金の改定によって全国加重平均が1055円になり、茨城県では最低賃金が52円上がって1005円になり、1000円を超えました。しかし、1000円を超えたといっても、昨今の物価高の中で、人間らしい普通の生活をすることは困難です。茨城県の最低賃金を2025年10月に1500円以上に引き上げ、1700円をめざす必要があります。

つきましては、最低賃金法第25条第5項、同施行規則第11条第1項に基づき、茨城県の最低賃金改正決定審議に関して下記のとおり意見書を提出します。

記

1. 意見の要旨
(1) 茨城県の最低賃金をいますぐ1500円以上に引き上げ、1700円をめざすこと。
(2) 全国一律最低賃金制度を確立すること。
(3) 中小企業支援の充実を早急におこなうこと。

2. 意見の理由
(1) 最低賃金は、働く人々の生活の最低限を保障するものであり、社会全体の健全な経済活動の基盤でもあります。この基盤が脆弱である限り、安心して働き、暮らすことが困難になります。最低賃金が現状のまま低く抑えられていることは、働く人々の生活だけでなく、地域経済の活力や未来の担い手の育成にも悪影響を及ぼす可能性があります。持続可能な社会を築くためにも、最低賃金の引き上げは不可欠です。
(2) 非正規労働者の多数を女性労働者が占め、女性の労働者が多く働く看護や介護、保育等のケア労働者の賃金も最低賃金審議会の改正決定に掛っています。少子化対策、消費拡大による健全な社会の実現、ジェンダー平等の観点からも最低賃金を1500円にしていく必要があります。
(3) 国民生活の現状を考え、今すぐ最低賃金を1500円以上、早急に1700円に上げること。そして、最低賃金の全国一律最低賃金制度の確立を要請致します。

以上

茨城労働局
-7.7.25
労働基準部

写

2025年7月24日

茨城地方最低賃金審議会
会　長　　清山　玲　様

水戸市白梅4-1-28東洋ハウジングビル401
茨城県私立学校教職員組合連合
中央執行委員長　前田安生

茨城県の最低賃金改正決定にあたっての意見書

県内で働く労働者の賃金引き上げのためにご尽力いただいていることに対し心から敬意を表します。

さて、2025年度茨城県最低賃金の改正決定審議に関して、最低賃金法第25条第5項、同施行規則第11条第1項に基づき、下記のとおり意見書を提出します。

記

1、意見の要旨

(1) 2025年10月に茨城県の最低賃金を1500円以上に引き上げ、1700円をめざすこと。

(2) 労働力流失を解消するため、全国一律最低賃金制度を確立すること。

(3) 最低賃金の引き上げを円滑に進めるため、税や社会保障の事業主負担の軽減など具体的な中小企業支援を国の責任で拡充すること。

2、意見の理由

2024年～2025年にかけて、私たちはこれまで経験したことない急激な物価上昇にさらされています。特にコメをはじめとする食料品など急上昇しています。対して、私たちの賃金や暮らしは物価上昇に全く追いついていません。そもそも経済は賃金と物価が緩やかに成長していくべきものであるのに、物価上昇が著しく賃金上昇が追い付いていない状態で、実質賃金はマイナスが続いています。

実際に茨城私教連による学費滞納調査（私学）では、2024年9月30日付で3カ月以上の学費の滞納が70例と昨年比8増、さらに6カ月以上の滞納は15例とこれも昨年に6増となっています。そもそも学校は経済的理由によらず、平等に教育を受ける機会が保証されるべきですが、私学は依然として学費は高く、保護者の家計を圧迫しているのが現状です。保護者の中にはパートによって学費を捻出する、経済状況を気にしながら来月の学費をぎりぎり預金する、あるいは生徒自身が課外活動をあきらめてアルバイトを優先するというのが現実です。

高校生が経済的な心配することなく私学に通うことができる、そのために茨城私教連は様々な方面にはたらきかけをしています。貴審査会におかれましても、将来の茨城を担う子どもたち、そしてその成長を支える保護者のために、最低賃金の時給1700円以上を目指し、即座に時給1500円以上とすることを求めます。

茨城労働局
-7.7.25
労働基準部

写

2025年7月25日

茨城地方最低賃金審議会
会長　清山　玲　様

水戸市平須町表原1番93
茨城県高等学校教職員組合
執行委員長　蓮田　斉

茨城県の最低賃金改正決定にあたっての意見書

日頃より、貴審議会が茨城県における最低賃金の引き上げ、並びに労働条件の改善のためにご尽力されていることに心より敬意を表します。

さて、2024年10月の最低賃金改定により、茨城県の最低賃金はついに1,000円を超え、1,005円となりました。しかしながら、物価高騰の影響は続き、特に若年層や非正規労働者にとっては、この水準ではなお「普通に生活すること」が困難な状況です。私たち高等学校教職員は、生徒たちが教育を受ける権利を保障する立場から、最低賃金の大幅な引き上げを強く求めるものです。

以下、最低賃金改正にあたっての意見を述べます。

記

1. 意見の要旨

(1)2025年10月に茨城県の最低賃金を1,500円以上に引き上げ、1,700円を目指すこと。
(2)全国一律最低賃金制度を確立すること。
(3)高校生を含む若年層の教育と生活を保障する観点から、最低賃金制度の社会的役割を強化すること。

2. 意見の理由

(1)最低賃金を1,500円以上に引き上げ、1,700円をめざすこと。

現在、物価上昇は食料・光熱費・交通費など日常生活のあらゆる分野に及び、1,005円という水準では、とりわけ非正規や学生アルバイト労働者にとって生活の安定を確保できません。

特に高校生は、進学や就職に向けて多くの費用を必要とし、学習者用端末(1台5万円前後)や交通費、教材費などが家計に重くのしかかっています。こうした中、生徒がアルバイトに頼らざるを得ない状況が広がっており、労働と学業の両立が困難になるケースもあります。

最低賃金の引き上げは、学業時間の確保と教育の質の保障に直結する問題であり、「学ぶ権利」の保障という観点からも極めて重要です。

(2)全国一律最低賃金制度の確立を求める。

現在の最低賃金制度は都道府県ごとに異なる額が設定されており、茨城県は東京・千葉と比較して時給水準が低い状況が続いています。県南地域の高校生の中には、時給が高いからという理由で、千葉県まで移動してアルバイトをする生徒もいます。このような移動は、通学や学業に悪影響を与えるだけでなく、地元地域における労働力の流出にもつながっています。

労働力不足が叫ばれる中、県内で安心して働き学べる環境を整えるためには、全国どこでも同じ最低賃金が保障される制度の実現が必要です。

(3)若年労働者保護の視点を制度に組み込むこと。

高校生や若年層は、労働法に関する知識や交渉力を十分に持っていないことが多く、低賃金・不安定な雇用環境の中で過重労働を強いられるケースも見られます。最低賃金制度は、そうした若者を守るための最後のセーフティネットであり、年齢や職種によらず、「人間らしく働き、生活する権利」を守るものであるべきです。

将来を担う若者の生活と学びを保障することは、地域経済の持続可能性を支える基盤です。最低賃金の大幅な引き上げと地域間格差の是正は、茨城の未来にとって不可欠であると考えます。

以上の観点から、最低賃金の抜本的な引き上げと、全国一律制度の確立を強く求めます。

茨城労働局
7.7.25
労働基準部

写

2025年7月25日

茨城地方最低賃金審議会
会長　清山　玲　様

水戸市城南3-9-20
茨城県医療労働組合連合会
執行委員長　大山　和子

最低賃金額の大幅引き上げを求める意見書

労働者の賃金向上のためにご尽力いただいていることに敬意を表します。

私たち茨城県医療労働組合連合会は、医療・介護・福祉で働く労働者で構成する労働組合の連合会です。警察や消防、市町村役場などと同じように、医療・介護・福祉は「生活インフラの1つ」であると私たちは考えており、その自負をもって働いています。しかしその賃金水準は低く、時給は最低賃金に影響されており、物価上昇による生計費確保のために、最低賃金が高い地域、埼玉・千葉・東京に転職する人も多くなっています。更に、医療や介護の資格を持っているにもかかわらず、他産業へ就く人も増えています。厚生労働省（R5年7月7日）「看護師等（看護職員）の確保を巡る状況」では、茨城県は2016年の供給数/2025年シナリオ②の推計で「不足」となっています。

医療・福祉の所定内賃金は（厚労省「賃金基本統計調査」）と地域別最低賃金は相関関係にあり、地域別最低賃金の格差が反映しています。「全国一律最低賃金制」を実現することで格差の是正・賃金の底上げを図ることは、医療・介護労働者全体の賃金改善につながります。

また、日本は批准していませんが、ILOは看護職員の賃金について「その職業にひきつけかつ留めておくような水準にされるべき」としています（1944、ILO看護職員勧告）。2024年度の報酬改定で賃上げに資するとして創設された「ベースアップ評価料」「新介護加算」は、2年間で4.5%ということですが、実際はその水準に及ばない金額で（日本医労連調査6月6日時点）、25春闘でベアを引き出した労組は31.6%にとどまり平均額も2,425円1.86%に過ぎません。定昇込みでも5,725円2.05%となり、臨時パート職では平均賃上げ額が28円となっています。

厚労省の賃金センサス（3月17日発表）では、全産業の賃上げは前年比＋12,100円ですが、医療業（医師除）＋6,560円、看護＋9,600円、介護＋6,727円、保育＋5,000円と前年を上回っているものの、他産業より一桁少ない水準で格差が更に広がっています。

更に、日本医労連の全国調査では、2024年度の一時金合計は、月数3.491ヵ月、平均額912,842円（下記429,234円・年末483,606円）となりました。23年度と比較すると月数で▲0.103ヵ月、一律で▲619円、平均額で▲49,439円でした。一時金の減少は、月給の微増を相殺し、年収ベースでの実質的な減収を招いています。国民春闘共闘の2024年度一時金平均額との比較では、▲278,353円、民間主要企業（厚労省調査）によると▲877,372円もの差がありました。医療介護の職場では、経営の良し悪しによる調整弁と使われたと言えるでしょう。

茨城県医労連の加盟単組では、ここ数年の最低賃金の上昇に対し、改訂に合わせて初任給の格付けランクを置き直し、若干の調整する所がほとんどです。そのため実質、地方最賃の引き上げが、各事業所の賃金引き上げに直結している状況です。さらに、初任給以降の賃金引き上げを行わないとバランスを欠く事態が目前に来ています。労働組合の活動でベースアップを実現するべきであることは当然ですが、最低賃金の上昇が全体の賃金引き上げに大きく影響しています。

したがって、「生活インフラ」の1つである医療・介護・福祉産業を茨城県内に確保し続けるためにも、初任給以外の賃金改定への影響を考えても、地方最低賃金の大幅引き上げを求めるものです。

茨城労働局
7.7.25
茨労収基
第

写

2025年7月24日

茨城地方最低賃金審議会
会　長　　清山　玲　様

茨城県石岡市柿岡３２３６－６
石岡地区農業協同組合労働組合
執行委員長　舟橋　淳

茨城県の最低賃金改正決定にあたっての意見書

日頃より、貴審議会が茨城県の最低賃金の引き上げ、労働条件の改善のためにご尽力されていることに心より敬意を表します。

さて、昨年10月の最低賃金の改定によって全国過重平均が1,055円になり、茨城県では最低賃金が52円上がって1,005円になりました。1,000円を超えたことは良いことですが、1,000円を超えたといっても、昨今の物価高の中で、人間らしい普通の生活をすることは困難です。茨城県の最低賃金を2025年10月に1,500円以上に引き上げ、1700円をめざす必要があります。

つきましては、最低賃金法第25条第5項、同施行規則第11条第1項に基づき、茨城県の最低賃金改正決定審議に関して下記のとおり意見書を提出します。

記

1，意見の要旨

(1) 2025年10月に茨城県の最低賃金を1,500円以上に引き上げ、早期に1,700円以上をめざすこと。

(2) 労働力流失を解消するため、全国一律最低賃金制度を確立すること。

(3) 最低賃金の引き上げを円滑に進めるため、税や社会保障の事業主負担の軽減など具体的な中小企業支援を国の責任で拡充すること。併せて、私たちの税負担控除なども拡充すること。

2，意見の理由

(1) 2025年10月に茨城県の最低賃金を1,500円以上に引き上げ、早期に1,700円以上をめざすこと。

昨今の類を見ない物価高の影響で様々な物品が異常な値上げ、高騰を見せています。その中で、わたしたちの生活は、生活必需品はおろか欲しいものを買うこともできずに物価高以前にできていた生活を維持することも困難な状況を余儀なくされています。また、物価上昇の波とは相反して実質賃金の上昇は感じ取れません。これでは、生活に余裕を持てずに文化的、健康的な生活をあきらめざるを得ません。

茨城労働局
－7.7.25
茨労収第

これらの生活を打破するためにも、2025年10月の茨城県最低賃金では、1,500円以上に引き上げ、そして、早期に1,700円以上をめざすことを要請します。

(2) 労働力流失を解消するため、全国一律最低賃金制度を確立すること。

茨城県と都市部を比べると最低賃金の差額はますます開いていく一方です。しかし、これは茨城県だけの問題ではなく、地方全体の問題でもあります。最低賃金の差額は、働く人間の流出を招きます。同じチェーンのコンビニエンスストアで1時間働いても差額が大きければ大きいほど必然と高いところに行くのも仕方ありません。特に若い働き手ほど賃金の動きには敏感になります。都市部では住宅費が高い傾向はありますが、地方では交通網の未整備等により、車両の維持費などで、さほどの違いはありません。

また、どんなに人手を募集しても、同じ仕事なら賃金が高いところに就職することも仕方ありません。

これらを解消するために、最低賃金の地域間格差をなくし、全国一律最低賃金制の実現と働き手の流出を防いでください。

(3) 最低賃金の引き上げを円滑に進めるため、税や社会保障の事業主負担の軽減など具体的な中小企業支援を国の責任で拡充すること。併せて、私たちの税負担控除なども拡充すること。

中小零細企業が疲弊してしまったら、わたしたちの雇用自体が危ぶまれる可能性もあります。そのためにも、最低賃金を引き上げることによって中小零細企業にしわ寄せが来ないように、中小零細企業に十分な支援ができるように茨城地方最低審議会として国や県に要請をしてください。

また、いわゆる「扶養の壁」や「年収の壁」を緩和し、税負担の控除や扶養内で働く多くの労働者など、私たち労働者が生活スタイルを変えずに、働きやすく、かつ、働き続けられる環境になるように、併せて国や県に要請をしてください。

写

２０２５年7月２４日

茨城県地方最低賃金審議会
会　長　　清山　玲　様

土浦市おおつ野８丁目１４番１号
全日本建設交運一般労働組合茨城県本部
執行委員長　　鈴木　貴之

２０２５年度　最低賃金の大幅引き上げを求める意見書

日頃より茨城県内で働く労働者の賃金引き上げのためにご尽力いただいていることに対し心より敬意を表します。

さて、２０２５年度の最低賃金の改定審議にあたって、最低賃金法第２５条第５項、同法施行規則第１１条第１項にもとづき、下記の通り意見を表明します。

記

１．意見の要旨

（１）昨年の茨城県の最低賃金は、中央最低賃金審議会の目安額を２円上回る５２円の引き上げで１００５円となりましたが、物価上昇が上回っており生活は逼迫しております。先日、茨城県知事が中央答申の目安額を毎年５～７円上積みをして経済実態との乖離を解消するようにと意見陳述を行い県と労使団体が共通目標としました。茨城県の最低賃金を憲法第２５条、労働基準法第１条に基づき、人たるに値する生活を保障するにふさわしい水準に引き上げるためには、最低賃金時給１５００円以上を一日でも早く実現し、１７００円を目指すこと。

（２）地域間の経済格差を解消し、地域経済を活性化させるために、全国一律最低賃金制度を確立すること。

２．意見の理由

（１）茨城県の最低賃金を憲法第２５条、労働基準法第１条に基づき、人たるに値する生活を保障するにふさわしい水準に引き上げるために、最低賃金時給１５００円以上を一日でも早く達成し、１７００円を目指すこと。
最低賃金ぎりぎりの時給で働いている民間職場の労働者は、医療・介護・販売・配送など社会全体のライフラインを支える労働者が多く、昨今の物価の上昇は、「すべて国民は健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する」がおびやかされているためです。

（２）地域間の経済格差を解消し、地域経済を活性化させるために、全国一律最低賃金制度を確立すること。
茨城県に隣接する県では、軒並み茨城県よりも最低賃金額が高く、労働力の流出が生まれています。
全国一律最低賃金制度が確立されれば、地方自治体・地域の人手不足は、緩和されます。どこでも最低賃金時給１５００円以上を一日でも早く達成し、１７００円を目指すこと。

茨城労働局
－7.7.25
茨労収基第

写

２０２５年7月２５日

茨城県地方最低賃金審議会
会長　清山　玲　様

茨城県水戸市見川５－１２７－２８１
全日本年金者組合茨城県本部
委員長　大橋　詔子

２０２５年度茨城県最低賃金の改正決定にあたっての意見書

日頃より、茨城県内の労働者の賃金をはじめ、労働条件の改善のためにご尽力されていることに心より敬意を表します。

私たち年金者組合の構成員は年金受給世代が大部分です。年金をはじめとする社会保障の充実をめざしていますが、特に発足当初から公費による「最低保障年金制度」設立を重点目標としております。

やまない異常な物価高や米不足と価格高騰、一方公的年金の実質切り下げが続き、私たち高齢者を巡る生活環境は、毎年厳しさを増しています。２０２５年度の年金改定は１．９％で物価との関係でみれば０．８％の減額です。この１３年間で公的年金は実質８．６％の減額となっています。年金者組合は、このような年金切り下げに対し、年金裁判として国を相手に、「一方的切り下げは違憲、国際法にも反する」とこの１０年間訴えてきています。

月額１０万円未満の年金受給者は２２３１万人以上にも上ります。特に女性に低年金が多く、女性受給者のうち１０万円未満が約８７％に及びます。また無年金者は推計１００万人に及ぶと言われています。

６５歳以上の高齢者人口は３６２５万人で、年金だけでは生活できない高齢者も年々増加し、高齢者の就業者数は９１４万人（２０２３年）といまや過去最多となっています。

日本の高齢者の就業率は主要国の中でも高い水準にあり、2019 年のデータ（総務省）では２４．９％でこの 10 年間で伸び率は５．３％に達しています。
さらに重要なことは、高齢者の就業者の７７．３％が非正規の職員・従業員であり、そのうちパート・アルバイトの割合が５２．７％と最も高くなっています。

つまり生活を維持するために働かざるを得ない高齢者が増えていますが、労働条件は低く非正規労働契約を余儀なくされているのが大半ということです。労働条件改善とりわけ賃金底上げは急務です。

働く人々の生活を保障し、水準を引き上げるために、最低賃金時給１５００円以上を早急に実現し、１７００円を目指すこと。地域間格差を解消するため、全国一律最低賃金制度の確立を強く要請いたします。

茨城労働局
－7.7.25
労働基準部

写

2025年7月25日

茨城地方最低賃金審議会
会　長　清山　玲　様

東茨城郡茨城町谷田部295
いばらき一般労働組合
委員長　野口　正美

2025年茨城県最低賃金の改正決定にあたっての意見書

日頃より、茨城県内の最低賃金の引き上げ、労働条件の改善のためにご尽力されていることに心より敬意を表します。

いばらき一般労働組合は、県内の民間職場で働く労働者で組織している個人加盟の労働組合です。非正規で働く者も多く、低賃金で働いている者が少なくありません。物価高で毎日の生活費捻出に苦慮している人が多くなっています。

非正規で働く労働者は、賃金が低く、最低賃金ぎりぎりで働く者も少なくありません。茨城県の最低賃金は現在1005円ですが、私たち仲間で時給1100円を超える者はほとんどいないと言っても過言ではありません。毎年、最低賃金が引き上げられることでわずかですが、賃金がアップしています。個人加盟の労働組合では、大手の労働組合のように賃金交渉をしてベースアップを勝ち取るということが不可能なのが実態です。

私たちいばらき一般労働組合は以下の要求の実現に向けて奮闘していきますが、貴職におかれましては、最低賃金の全国一律1500円への引き上げにご尽力いただきますよう次の事項を要請いたします。

1、　茨城県の最低賃金を2025年10月に1500円以上に引き上げること。
2、　全国一律最低賃金制度を確立していただくこと。
3、　最低賃金の引き上げを可能とするため、税や社会保険料の事業主負担の軽減など中小企業支援を国の責任で拡充すること。

以上。

茨城労働局
7.7.25
労働基準部

写

本県最低賃金の改正について

本県の持続的な経済成長のためには、企業の生産性向上の成果を働く人に適切に分配し、賃金を上昇させることで消費の拡大を促し、企業の収益の拡大をさらなる賃上げや設備投資につなげていくという経済の好循環を生み出すことが重要であります。

特に最低賃金の引上げについては、非正規労働者やシングルマザーなど弱い立場の方々の最低限の社会生活を保障するというセーフティネットの観点からも、また近隣他県からの人材確保を図るためにも重要性が高い課題であると認識しております。

本県の昨年度の最低賃金額は、中央最低賃金審議会が示した目安額に２円上乗せされた５２円の引上げにとどまり１，００５円とされましたが、本県の経済実態を正確に反映しているとは言い難い状況にあります。

厚生労働省が公表しております本県の経済実態を示す総合指数は全国９位であるにも関わらず、本県の最低賃金額は１，００５円と全国１４位にとどまっており、全国９位相当の最低賃金額とは約３５円の差があります。

本県の最低賃金額が近隣他県に比べて低い背景には、過去２８年間、目安のランク分けでＣランクに区分されており、引き上げ額が低い期間が長かったという歴史的経緯があります。しかしながら、現在の経済実態に鑑みれば、そのような過去の経緯に縛られることなく、本県の最低賃金を本来あるべき水準、つまり総合指数と同様の全国９位相当額とすることが適切だと考えております。

こうした状況を踏まえ、本年６月、『県・労働団体・経済団体の三者による意見交換』において、「本県の最低賃金について、毎年、国の目安額に一定水準を上乗せしていくことで、本県の経済実態が反映された全国９位相当額との乖離、額にして３５円について、２０３０年頃を目途に今後５～７年間で解消していくこと」を提案させていただいたところ、連合茨城、茨城県経営者協会、茨城県商工会連合会、茨城県中小企業団体中央会、茨城県商工会議所連合会との間で合意が得られ、今後、この枠組みを県・連合茨城・各経済団体との間で、中長期的な目標とすることについて認識を共有したところであります。

一方で、最低賃金引上げに向けた中長期的な目標を実現するためには、賃上げの原資をしっかりと確保することが重要であると考えております。

県におきましても、大幅な賃上げを実施する中小企業などを県が積極的に支援する「いばらき賃上げ支援事業」や、賃上げと生産性の向上に資する設備投資を行った中小企業等を支援する「いばらき業務改善奨励金」のほか、

価格転嫁に関する専門家による相談や伴走支援などを行っており、「賃上げ」と「価格転嫁」の両輪で中小企業等の支援に取り組んでまいりたいと考えております。

つきましては、『県・労働団体・経済団体の三者による意見交換』で交わされた合意の趣旨を尊重していただき、本県の経済実態に見合った最低賃金の引上げに向けてご審議いただきますよう、強くお願い申し上げます。

あわせて、事業所に対する指導監督を強化し、最低賃金制度の履行確保を図るとともに、最低賃金引上げにより経営に影響を受ける中小企業・小規模事業者に対しては、業務改善助成金など各種支援措置の実施及び積極的な周知について、引き続き、ご配慮いただきますようお願いいたします。

2025年７月28日

茨城労働局長　　佐藤　悦子　殿

茨城県知事　　大井川　和彦

茨城労働局
－7.7.28
労収基　第

写

本県最低賃金の改正について

本県の持続的な経済成長のためには、企業の生産性向上の成果を働く人に適切に分配し、賃金を上昇させることで消費の拡大を促し、企業の収益の拡大をさらなる賃上げや設備投資につなげていくという経済の好循環を生み出すことが重要であります。

特に最低賃金の引上げについては、非正規労働者やシングルマザーなど弱い立場の方々の最低限の社会生活を保障するというセーフティネットの観点からも、また近隣他県からの人材確保を図るためにも重要性が高い課題であると認識しております。

本県の昨年度の最低賃金額は、中央最低賃金審議会が示した目安額に２円上乗せされた５２円の引上げにとどまり１，００５円とされましたが、本県の経済実態を正確に反映しているとは言い難い状況にあります。

厚生労働省が公表しております本県の経済実態を示す総合指数は全国９位であるにも関わらず、本県の最低賃金額は１，００５円と全国１４位にとどまっており、全国９位相当の最低賃金額とは約３５円の差があります。

本県の最低賃金額が近隣他県に比べて低い背景には、過去２８年間、目安のランク分けでＣランクに区分されており、引き上げ額が低い期間が長かったという歴史的経緯があります。しかしながら、現在の経済実態に鑑みれば、そのような過去の経緯に縛られることなく、本県の最低賃金を本来あるべき水準、つまり総合指数と同様の全国９位相当額とすることが適切だと考えております。

こうした状況を踏まえ、本年６月、『県・労働団体・経済団体の三者による意見交換』において、「本県の最低賃金について、毎年、国の目安額に一定水準を上乗せしていくことで、本県の経済実態が反映された全国９位相当額との乖離、額にして３５円について、２０３０年頃を目途に今後５～７年間で解消していくこと」を提案させていただいたところ、連合茨城、茨城県経営者協会、茨城県商工会連合会、茨城県中小企業団体中央会、茨城県商工会議所連合会との間で合意が得られ、今後、この枠組みを県・連合茨城・各経済団体との間で、中長期的な目標とすることについて認識を共有したところであります。

一方で、最低賃金引上げに向けた中長期的な目標を実現するためには、賃上げの原資をしっかりと確保することが重要であると考えております。

県におきましても、大幅な賃上げを実施する中小企業などを県が積極的に支援する「いばらき賃上げ支援事業」や、賃上げと生産性の向上に資する設備投資を行った中小企業等を支援する「いばらき業務改善奨励金」のほか、

価格転嫁に関する専門家による相談や伴走支援などを行っており、「賃上げ」と「価格転嫁」の両輪で中小企業等の支援に取り組んでまいりたいと考えております。

つきましては、『県・労働団体・経済団体の三者による意見交換』で交わされた合意の趣旨を尊重していただき、本県の経済実態に見合った最低賃金の引上げに向けてご審議いただきますよう、強くお願い申し上げます。

2025年７月24日

茨城地方最低賃金審議会会長　　清山　玲　殿

茨城県知事　　大井川　和彦